

農林水産省 御中

令和4年度 農林水産物・食品輸出拡大にむけたトレンド（SDGs）調査委託事業 調査報告書

2023年3月22日

みずほリサーチ&テクノロジーズ

サステナビリティコンサルティング第2部



本事業は、農林水産省輸出・国際局の委託により、みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社が実施したものであり、本報告書の内容は農林水産省の見解を示すものではありません。

目次

はじめに

1. 食のサステナビリティに関する国際的な潮流

- 1-1 気候変動
- 1-2 森林・生物多様性
- 1-3 食品ロス・廃プラ
- 1-4 人権・労働
- 1-5 品質・安全
- 1-6 健康・栄養
- 1-7 動物福祉

2. 国際認証の動向

- 2-1 農産物認証
- 2-2 有機認証
- 2-3 森林認証
- 2-4 水産物認証
- 2-5 人権認証
- 2-6 サステナビリティ認証

3. 欧州における食のサステナビリティ

- 3-1 欧州における食品関連政策

- 3-2 消費者の動向
- 3-3 卸小売の動向
- 3-4 認証の動向
- 3-5 その他の動向

4. 米国における食のサステナビリティ

- 4-1 消費者の動向
- 4-2 米国の食品流通プレイヤーの動向
- 4-3 米国における食品関連政策

5. 中国における食のサステナビリティ

- 5-1 中国における対象食品データ及び概況
- 5-2 中国における食品関連認証の動向
- 5-3 中国の食品流通プレイヤーの動向
- 5-4 中国における食品関連政策
- 5-5 参考資料

6. 食・農産物の輸出戦略に与える影響

7. 輸出を目指す企業等の打ち手

はじめに

事業目的

- 2025年2兆円、2030年5兆円の新たな輸出額目標を達成し、「稼げる輸出」の実現・拡大を図るためには、マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産事業者を後押しするとともに、輸出産地におけるGFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）のネットワークを活用した海外ニーズや規制、技術的課題、産地間の連携などへの対応、輸出産地のパートナーとなる輸出商社の育成やビジネスマッチングの拡大、GFP会員の輸出の取組段階に応じたきめ細やかな対応等が必要である。
- このため、「輸出拡大実行戦略」では、GFPを通じて、輸出にチャレンジする事業者や産地に対する輸出先国・地域の規制やニーズの情報提供や、こうした規制等に対応した生産を行うための技術指導、新たな技術を導入した輸出産地の育成、輸出商社等の海外に売り込む事業者へのサポート等を行うこととなっている。
- 輸出先国・地域の規制やニーズに大きな影響を与えるトレンドの一つにサステナビリティ（SDGs）がある。SDGsは、経済・社会・環境のバランスがとれた社会を目指す世界共通の目標であり、世界的に、環境負荷の低さや、人権・労働環境等の社会問題への配慮を取引先の選定や購入の基準とする動きが広がっている。
- 日本でも、近年「エシカル（Ethical：倫理的な）消費」という言葉が聞かれるようになったが、世界では欧米を中心に、日本よりもはるかに取組が進んでおり、サステナビリティに関わる独自認証を国・民間団体等が作成し、大手企業が取引要件とするケースも散見される。さらに、今後、欧米の基準にアジア諸国が追随する可能性も高い。
- 日本食品は海外では健康志向の消費者に好まれるが、こうした消費者はサステナビリティへの関心も高く、サステナビリティへの対応は、これからの時代の日本食輸出に不可欠で対応が遅れると、取引機会の損失や取引拒否、他国のサステナビリティ対応商品への置き換え等が発生する可能性が高い。
- このため、日本の主要輸出国・地域の食品業界における、サステナビリティに関する規格・基準及び大手小売等の取引要件の現状と今後の規制強化等の方向性を調査し、日本の事業者の対応を検討する必要がある。
- 本事業では、わが国農林水産物・食品の主要輸出国・地域から3か国を対象に、サステナビリティに対応した政府規制や国際認証、主要小売企業の対応等が農林水産物・食品輸出に与える影響を調査し、2025年2兆円、2030年5兆円の輸出額目標達成に必要な方策を検討する。

食産業は様々な「サステナビリティ課題」に直面している

- サステナビリティの潮流が加速する中、食産業に対して応が求められるESG/SDGsの課題として、健康・栄養への取り組み（栄養不足と栄養過多の両方への対応）の優先度が高まっている

環境

- 気候変動（緩和と適応）
- 食品ロス・食品廃棄物
- 脱プラスチック・容器包装リサイクル
- 持続可能な原材料調達
- 生物多様性保全
- 水資源保全
- 森林減少の抑制
- 持続可能な農林水産業

社会

- 食の安全・安心
- 健康・栄養
- 労働力不足
- 強制労働
- 強制労働
- ダイバシティ
- 動物福祉
- 貧困・飢餓

ガバナンス

- コーポレートガバナンス
- 汚職防止
- 商習慣改善

サステナビリティ課題は川上に集中

■ 食に関連するサステナビリティ課題は川上に集中



1. 食のサステナビリティに関する国際的な潮流

1. 食のサステナビリティに関する国際的な潮流

1-1 気候変動

1-2 森林・生物多様性

1-3 食品ロス・廃プラ

1-4 人権・労働

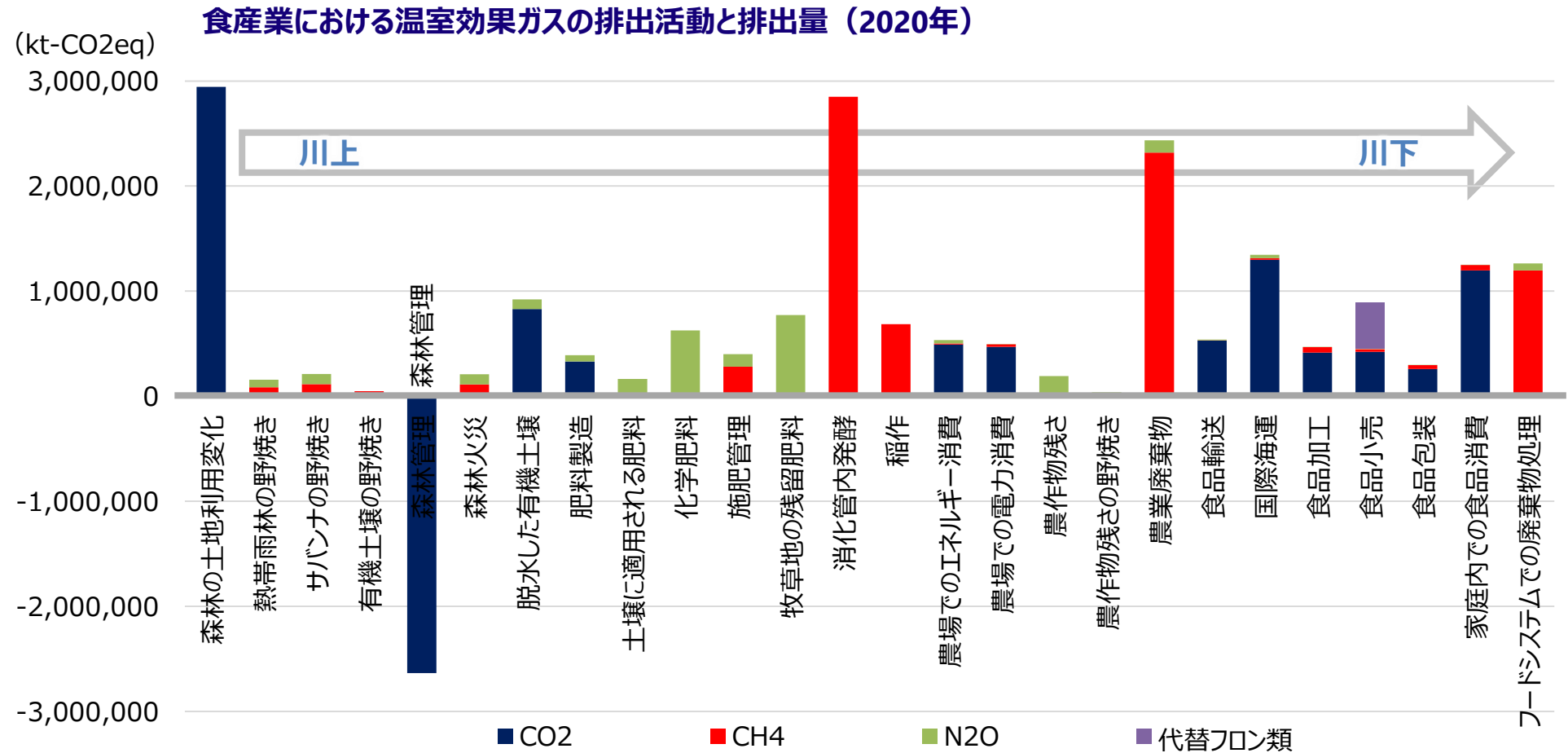
1-5 品質・安全

1-6 健康・栄養

1-7 動物福祉

食×気候変動（食産業から排出される温室効果ガス①）

- 食関連産業から排出される温室効果ガス排出量は162.3億トン（2020年）
- 「森林の土地利用変化」と「消化管内発酵」、「農業廃棄物」といった特定の活動から、多く排出



（資料）FAOSTATよりみずほリサーチ＆テクノロジーズ作成

食×気候変動（食産業から排出される温室効果ガス②）

■ FAO試算によると、2020年のフードセクターから排出される温室効果ガス排出量は162.3億トン

単位：kt-CO2eq

区分		CO2	CH4	N2O	代替フロン類	計
フードセクター	森林の土地利用変化	2,945,053				2,945,053
	消化管内発酵		2,849,716			2,849,716
	農業廃棄物		2,319,206	115,421		2,434,627
	フードシステムでの廃棄物処理	32,887	1,164,781	67,145		1,264,813
	家庭内での食品消費	1,195,879	53,259	2,851		1,251,989
	脱水した有機土壌	829,682		92,410		922,091
	食品小売	421,107	26,331	1,497	441,881	890,815
	牧草地の残留肥料			772,541		772,541
	稲作		686,111			686,111
	化学肥料			625,107		625,107
	食品輸送	528,874	3,122	7,620		539,616
	農場でのエネルギー消費	492,145	9,598	30,981		532,724
	農場での電力消費	470,287	23,979	1,212		495,478
	食品加工	414,589	51,764	1,145		467,498
	施肥管理		279,878	119,938		399,815
	肥料製造	330,794		58,348		389,142
	食品包装	257,635	37,604	782		296,021
	サバンの野焼き		113,683	98,237		211,921
	森林火災		111,967	96,754		208,722
	農作物残さ			191,540		191,540
	土壌に適用される肥料			165,093		165,093
	熱帯雨林の野焼き		83,782	72,399		156,181
	脱水した有機土壌 (N2O)			92,410		92,410
	有機土壌の野焼き	34,939	12,056			46,996
	農作物残さの野焼き		30,020	7,366		37,387
	森林管理	-2,636,985				-2,636,985
	小計	5,316,885	7,856,858	2,620,797	441,881	16,236,421
その他セクター	エネルギー	31,535,619	3,807,534	255,784		35,598,936
	工業プロセス等	3,043,693	15,120	225,402	1,698,947	4,983,162
	国際海運	1,297,485	14,984	33,650		1,346,119
	廃棄物	18,171				18,171
	その他	47,519	5,004	152,211		204,734
	小計	35,942,486	3,842,641	667,047	1,698,947	42,151,121
合計		41,259,371	11,699,500	3,287,844	2,140,828	58,387,543

(資料) FAOSTAT

1. 食のサステナビリティに関する国際的な潮流

- 1-1 気候変動
- 1-2 森林・生物多様性
- 1-3 食品ロス・廃プラ
- 1-4 人権・労働
- 1-5 品質・安全
- 1-6 健康・栄養
- 1-7 動物福祉

食×森林・生物多様性に関するトピックス

- 食と森林・生物多様性の関係性は、農地拡大に伴う熱帯雨林の消失、生物多様性への影響が注目されている
- アマゾンの熱帯雨林の消失は、以下のようなパターンで進行。開発計画や違法伐採後に放牧地として利用や、山火事が多発があり、その後既存の植生は回復せず、大半はブッシュにて覆われ、大豆やトウモロコシが栽培されるようになった

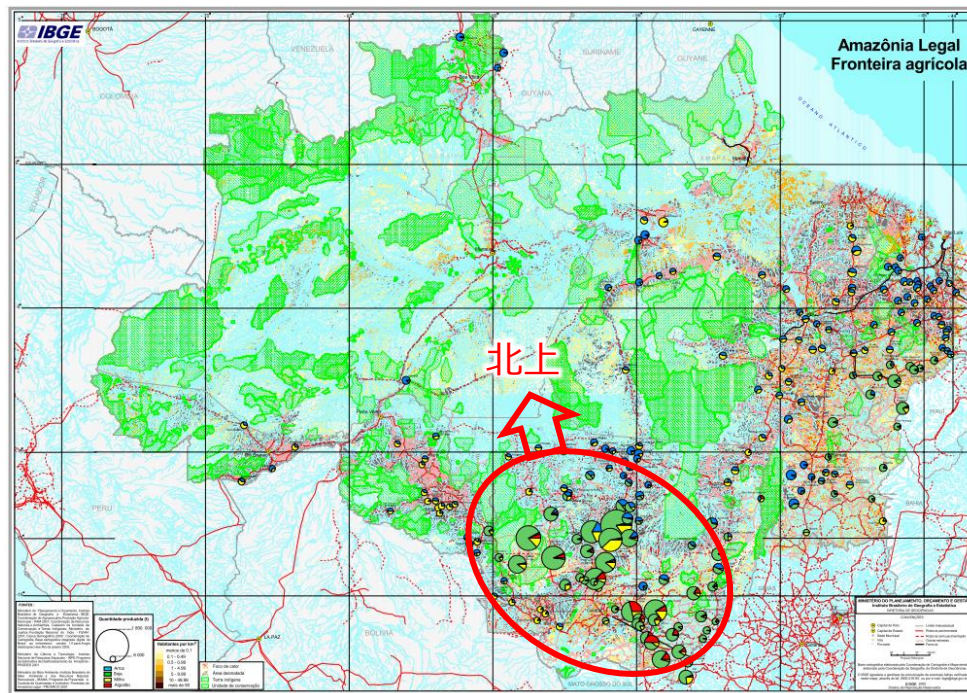


(出所) ORIENTAL CONSULTANTS GLOBAL DO BRASIL LTDA

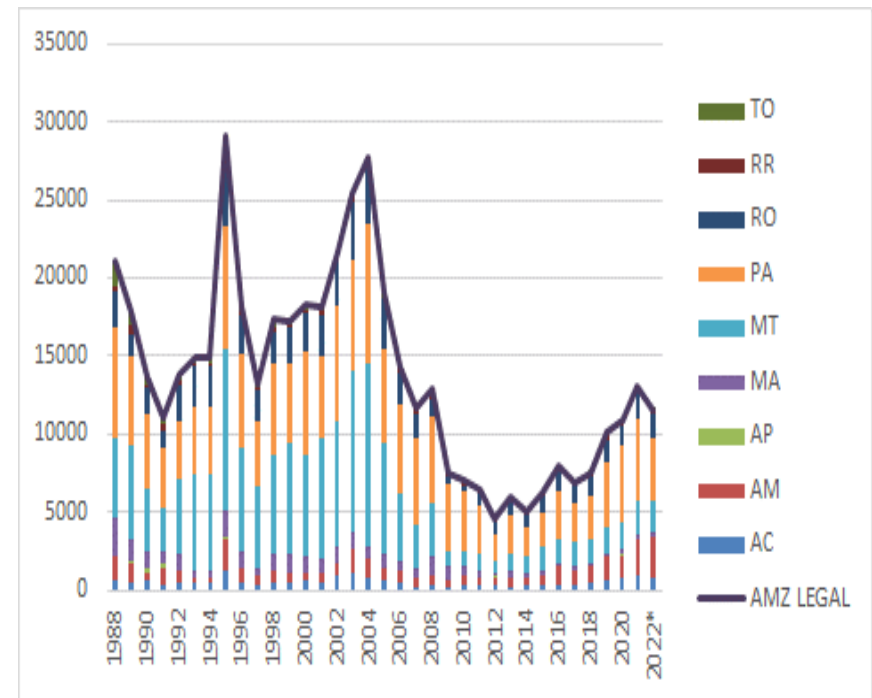
アマゾンの熱帯雨林破壊の現状

- アマゾン法定域（左図）における伐採は、常に進行しており、アマゾン法定域全体で、2022年11.57千km²/年程度で伐採されている。特に牧畜業拡大の大きいマトグロッソ州およびパラ州で顕著
- 国境の州であるホライマ州、アクレ州、農牧業開発が盛んなマトグロッソ州で伐採が行われている。なお、この伐採の大半は「グリラジェン」と呼ばれる違法伐採者によって起こされている。なおこのグリラジェンは、第3者もしくは国有地の土地に入り込み、その登記が正式であるように書類を偽造し、森林伐採および土地の所有を正式化

アマゾン法定域



アマゾン法定域における伐採面積の推移（単位：km²）



（出所） http://www.inpe.br/noticias/noticia.php?Cod_Noticia=5138

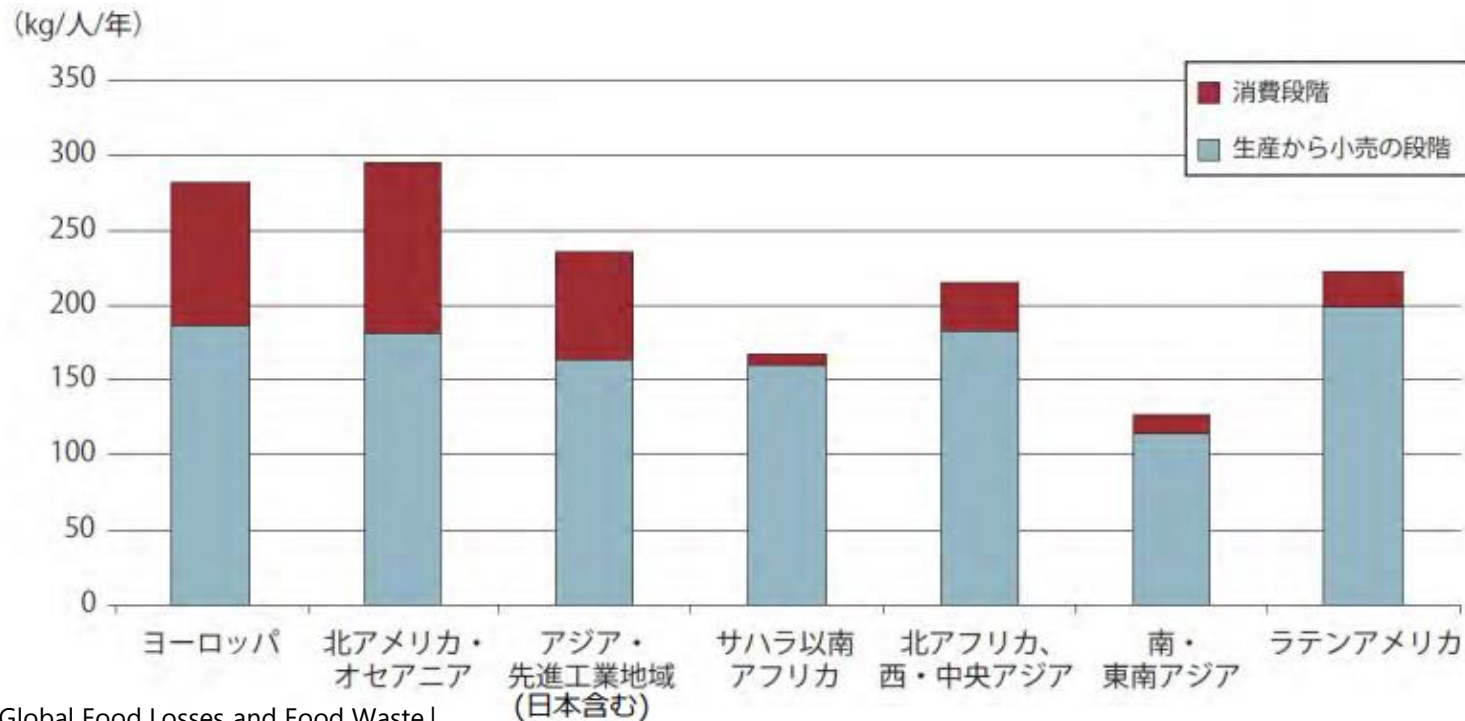
1. 食のサステナビリティに関する国際的な潮流

- 1-1 気候変動
- 1-2 森林・生物多様性
- 1-3 食品ロス・廃プラ
- 1-4 人権・労働
- 1-5 品質・安全
- 1-6 健康・栄養
- 1-7 動物福祉

世界の食品ロスの実態

- 世界全体では、人間の消費向けに生産された食料の約1/3にあたる、年間約13億トンが廃棄されている
- 2011年にFAOが発行した「Global Food Losses and Food Waste」によると、1人当たりの食品ロスでは、開発途上国よりも先進国の方が無駄にしている食料が多いことを指摘している
- 低所得国では、フードサプライチェーンの初期あるいは途中の段階で失われることが多く、消費段階で捨てられる量は僅か
- 一方、中・高所得国では、主としてサプライチェーンの各アクター間の協調の欠如と消費者の習慣に原因。食料はかなりの割合が消費の段階で無駄にされる

各地域における1人当たりの食料ロスと廃棄量



(出所) FAO「Global Food Losses and Food Waste」

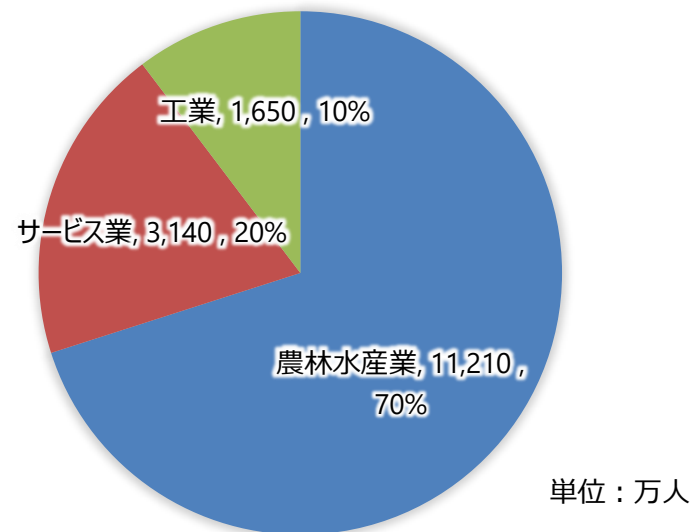
1. 食のサステナビリティに関する国際的な潮流

- 1-1 気候変動
- 1-2 森林・生物多様性
- 1-3 食品ロス・廃プラ
- 1-4 人権・労働
- 1-5 品質・安全
- 1-6 健康・栄養
- 1-7 動物福祉

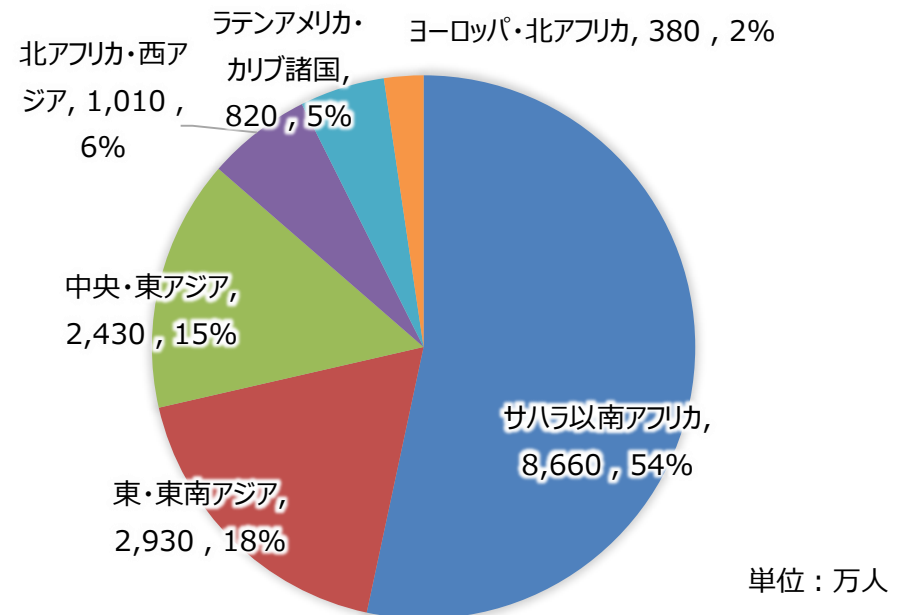
児童労働者のうち、70%が農林水産業に従事

- 国際労働機関（ILO）とUNICEFの共同報告書「児童労働：2020年の世界推計～傾向と今後の課題～」によると、全世界の児童労働者（5～17歳）は1億6000万人と推計。うち70%が農林水産業が占める
- 世界の児童労働者の半分以上が、サハラ以南アフリカ（サハラ砂漠より南のアフリカ地域）に存在し、およそ4人に1人の子どもが児童労働に従事していると述べている。その他、中央・南アジア、東・東南アジアでの児童労働者数が多く、これらの生産国・加工国とする輸入原材料は注意が必要

産業別の児童労働者数（5～17歳）



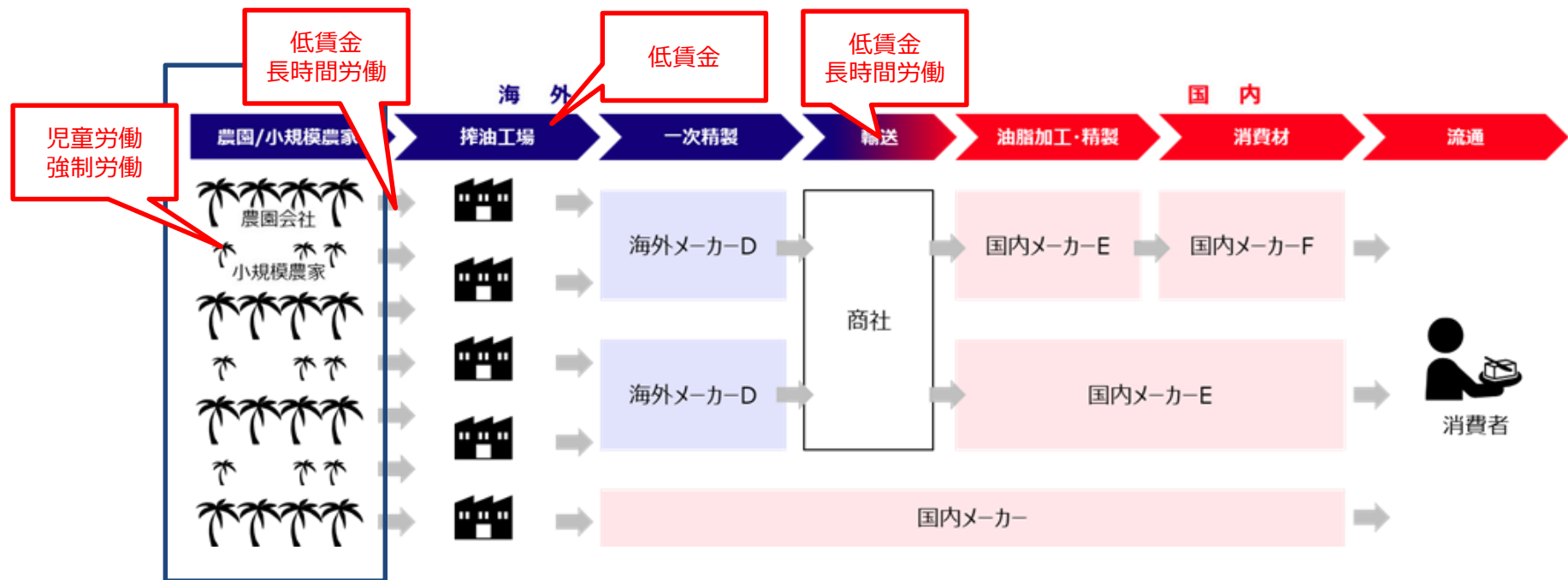
地域別の児童労働者数と児童労働者の割合（5～17歳）



（資料）ILO, UNICEF「Child Labour: Global estimates 2020, trends and the road forward」よりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

サプライチェーンと人権

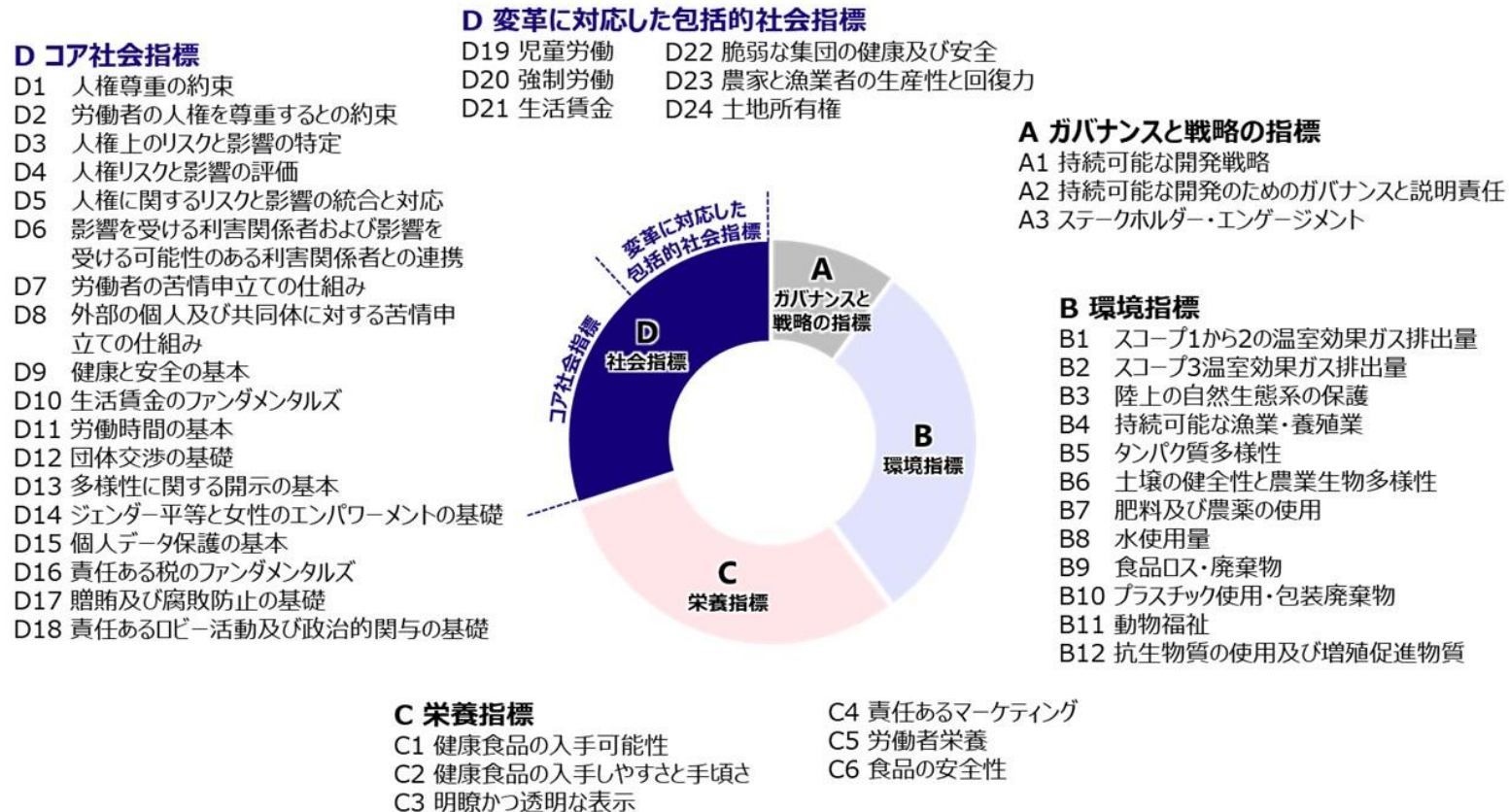
- パーム油のサプライチェーンは、下流から順に農園・小規模農家、搾油工場、一次精製業者、油脂加工・製造、消費財製造の5段階に分類可能
- パームは収穫された後、工場に運ばれ果実あるいは種子から搾油される。採られた粗パーム油（原油）は一次精製拠点に運ばれ、一次精製される。インドネシアやマレーシアでは、これらの精製拠点が湾岸部に分布し、そこから精製パーム油が輸出されている
- 米国税関国境保護局（CBP）は2020年12月、強制労働を理由にサイム・ダービー・プランテーション（マレーシア）が製造したパーム油及びそれを含む製品に対する違反商品保留命令（WRO）を発表。2022年1月には、同社が強制労働を用いてパーム油などを製造していると正式に認定した



World Benchmarking Alliance が示した食に関連するリスク指標

- World Benchmarking Alliance (WBA)は、世界の主要企業2000社を評価する、世界標準のベンチマークをつくるプロジェクトの総称。Methodology for the Food and Agriculture Benchmarkでは、以下のような農林水産業・食品産業の特性を踏まえた指標をリストアップし、無償で提供している

World Benchmarking Alliance が示した食に関連する指標例



(出所) World Benchmarking Alliance より、みずほリサーチ＆テクノロジーズ作成

1. 食のサステナビリティに関する国際的な潮流

- 1-1 気候変動
- 1-2 森林・生物多様性
- 1-3 食品ロス・廃プラ
- 1-4 人権・労働
- 1-5 品質・安全**
- 1-6 健康・栄養
- 1-7 動物福祉

食×品質・安全

- HACCPは、1970年代に米国で考案された食品衛生管理手法のひとつ
- 先進国を中心に食品事業者に対してHACCPの義務化する国が増えており、日本でも2020年にHACCPの義務化を目指した取組が進行中

HACCPの導入・検討状況

**カナダ**

1992年より、水産食品、食肉、食肉製品について、順次、HACCPを義務付け

**米国**

1997年より、州を越えて取り引きされる水産食品、食肉・食鳥肉及びその加工品、飲料について、順次、HACCPによる衛生管理を義務付け
また、2011年1月に成立した「食品安全強化法（FSMA）」は、米国内で消費される食品を製造、加工、包装、保管する全ての施設のFDAへの登録とその更新を義務付けており、また、対象施設においてHACCPの概念を取り入れた措置の計画・実行を義務付けている

**メキシコ**

HACCP導入を検討

**ブラジル**

1998年に動物由来職人HACCPの段階的導入を開始
2011年に水産食品についてHACCP導入を義務付け

**ロシア**

HACCP導入を検討

**EU**

一次生産を除く全ての食品の生産、加工、流通事業者にHACCPの概念を取り入れた衛生管理を義務付け（2006年完全適用）。
なお、中小企業や地域における伝統的な製法等に対しては、HACCP要件の「柔軟性」（Flexibility）が認められている

**GCC諸国**

2015年9月に施行されたGCC共通食品輸入規定において、HACCPの導入を規定

**日本**

2018年6月、「食品衛生法」の改正法案が可決され、2020年の6月から食品を扱う全事業者 に対して HACCPによる衛生管理の義務化が開始

2020年の法律施行から1年間は猶予期間として設けられ、2021年6月からは、HACCP導入・運用が完全義務化

**韓国**

2012年より、魚肉加工品（蒲鉾類）、冷凍水産食品、冷凍食品（ピザ類、饅頭類、麺類）、氷菓子類、非加熱飲料、レトルト食品、キムチ類（白菜キムチ）について、順次、HACCPを義務付け

**中国**

2029年より、食品安全法においてHACCP導入による食品安全管理水準の向上を奨励

**台湾**

2003年より水産食品、食肉製品、乳加工品について、順次、HACCPを義務付け

**ベトナム**

HACCP導入を検討

**オーストラリア**

1992年より、輸出向け乳及び乳製品、水産食品、食肉及び食肉製品について、順次、HACCPを義務付け

（出所）厚生労働省資料より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

1. 食のサステナビリティに関する国際的な潮流

- 1-1 気候変動
- 1-2 森林・生物多様性
- 1-3 食品ロス・廃プラ
- 1-4 人権・労働
- 1-5 品質・安全
- 1-6 健康・栄養
- 1-7 動物福祉

栄養×SDGs

- 2018年、WHOはSDGsと食（栄養）の関係性を整理。これらを参考に、持続可能な食を支えるための視点・指標を抽出



（資料）World Health Organization, Department for Nutrition and Health Development, 2018 より

作成

国連食料システムサミットの5つの目標

- 2021年9月23日にニューヨークで開催された国連食料システムサミットでは、SDGs達成のために持続可能な食料システムへの転換が必要であるという共通理解が形成された

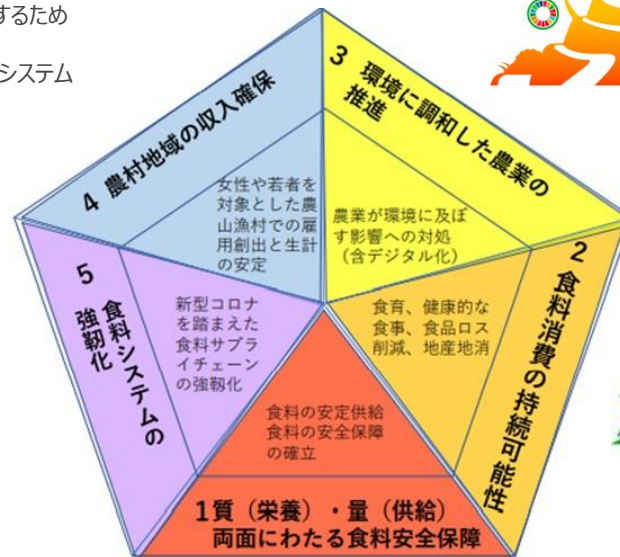
国連食料システムサミットの5つの目標



- フードバリューチェーンに関わる全ての関係者が適正な取引を行うことで、農村地域に住む人々のリスクを減らし、雇用を創出し、起業家精神を持たせ、資源への公平なアクセスによって、貧困の排除に貢献するために取り組むもの
- 社会保障を通じて回復力を向上させ、フードシステムが「誰も置き去りにしない」ことを確実にする



- 紛争や自然災害が発生しやすい地域における持続可能なフードシステムの継続的な機能を確保するために取り組むもの
- パンデミックの影響から食糧供給を保護するための世界的な行動を促進する
- また、フードシステム内のすべての人々が不安定に備え、耐え、回復する権限を与えられるようにすることを目指す
- 様々なショックやストレスにもかかわらず、すべての人に食料安全保障、栄養、公平な生活を提供するフードシステムの維持に、世界中の人々が参加するのを助けることを目的としている



- 食料生産、加工、流通における環境資源の使用を最適化し、生物多様性の損失、汚染、水の使用、土壌劣化、温室効果ガスの排出を削減するために取り組むもの
- フードバリューチェーンに沿って小規模農家や小規模企業が直面している制約と機会に対する理解を深めることを目指す
- また、食品ロスやその他の環境への悪影響を減らすためのインセンティブを再調整する食品システムがバランスの支援にも努める



- 持続可能な生産食品に対する消費者の需要を構築し、地域のバリューチェーンを強化し、栄養を改善し、特に最も脆弱な人々の間で食料資源の再利用とリサイクルを促進するために取り組む
- 食品消費の無駄なパターンを排除する必要があることを認識
- 生産と輸送に必要な資源が少ない栄養価の高い食品への食事の移行を促進する必要があることを認識

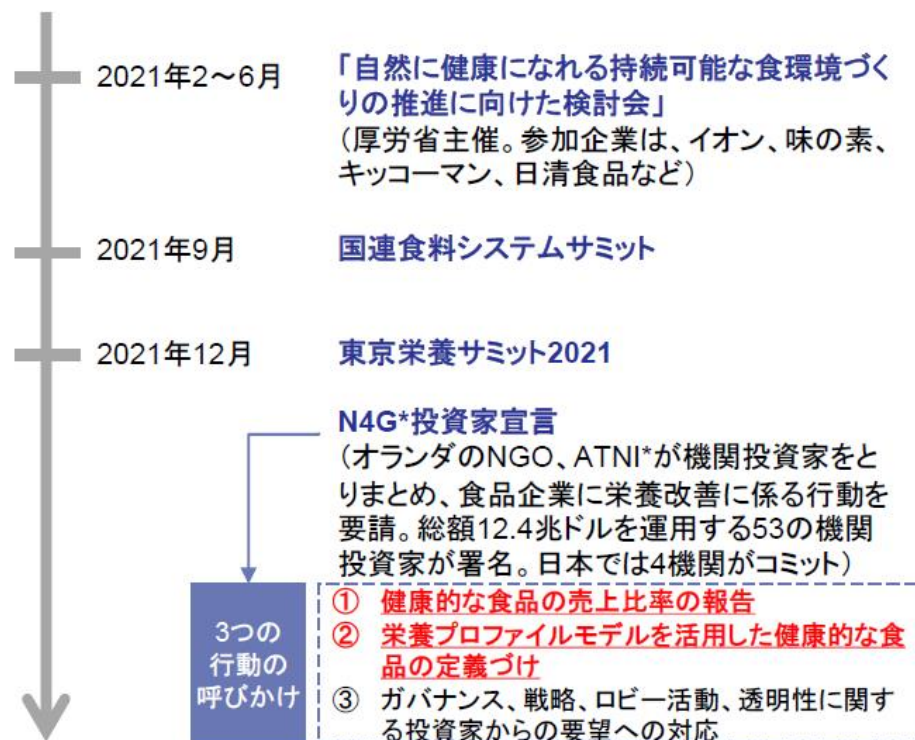
- 飢餓や栄養失調を終わらせ、非伝染性疾患の発生率を減らし、すべての人々が栄養を与え、健康になることを可能にする
- すべての人々が常に手頃な価格で安全な食品の十分な量へのアクセスを持っている必要がある
- 目標の達成は、栄養価の高い食品の入手可能性を高め、食品をより手頃な価格にし、食べ物へのアクセスの不平等を減らすことを意味する

（資料）国連ホームページ（<https://www.un.org/en/food-systems-summit/action-tracks>）より作成

資本市場は食品セクターの「健康・栄養」への取り組みを重視

- 2021年、国連食料システムサミットと東京栄養サミット2021が開催され、栄養不足と栄養過多という両極の健康・栄養の課題解決に向けて、国内外で議論が活発化
- 一部の機関投資家は、N4G投資家宣言で食品企業に栄養改善に係る行動を要請し、行動を加速させることにコミット
- ESG投資家は、食品企業の評価にあたって、健康・栄養への取り組みに相対的に高いウエイト

健康・栄養に関する国内外での議論



(注)N4G: Nutrition for Growth。ATNI: Access To Nutrition Initiative
(出所)公開情報より、みずほ銀行産業調査部作成

(ご参考)MSCI ESG 評価のウエイト

	農業	食品加工	リフト・リンク	ビール醸造	食品小売	総合小売
水ストレス	13.4%	13.3%	14.4%	18.6%		
生物多様性・土地利用	13.4%					
製品カーボンフットプリント	10.3%	6.6%	7.8%	9.6%	7.9%	6.2%
包装・容器の資源・廃棄物		9.7%	9.8%	9.4%		
原材料調達		8.9%			7.0%	6.2%
有害廃棄物	0.2%	0.1%			0.2%	
クリーンテックの機会	0.2%					
栄養・健康の機会		12.3%	14.4%	2.3%	7.3%	6.1%
製品の安全性・品質	0.2%	12.6%	12.8%	17.6%	14.7%	9.7%
労働安全衛生	5.7%	2.0%	6.9%	9.4%		
プライバシー・データセキュリティ					14.7%	13.2%
サプライチェーンの労働基準	11.5%	1.0%	1.0%		0.6%	12.8%
労働移行		0.2%			14.7%	12.8%
人材開発	0.5%	0.1%				
地域との関係	11.3%					
責任ある投資		0.1%				
ガバナンス	33.2%	33.1%	33.0%	33.0%	33.0%	33.0%

(注)MSCI; ESGに関する代表的な第三者評価機関の一つ
(出所)MSCI、「自然に健康になれる持続可能な食環境づくりの推進に向けた検討会」資料より、みずほ銀行産業調査部作成

投資家は食品大手に、より健康的な商品のポートフォリオ構築を要請

- ESG投資家は、食品企業の健康・栄養への取り組みを客観的に評価する指標として、ATNI評価の導入をスタート
- ATNIは、食品企業の健康と栄養に関する取り組みを評価・レーティングするインデックスを公表
- ATNI評価を活用し、ShareAction（NGO）および機関投資家は、グローバル食品大手に対して、より健康的な商品のポートフォリオの構築を要請

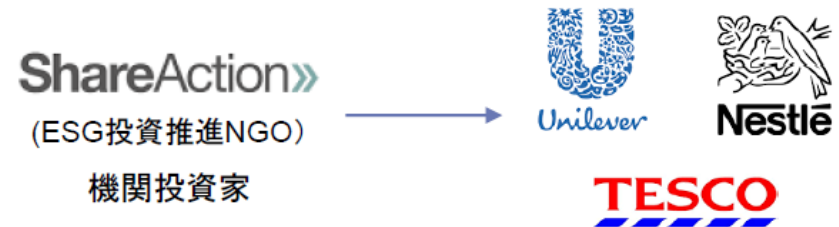
ATNIの概要



概要	- 食品・飲料製造企業及び小売企業における栄養問題への取り組みを推進するためのイニシアティブ - オランダのNGOであるAccess to Nutrition Foundationが2012年に設立 - 複数のインデックスを開発・公表しており、下記はGlobal Index 2021について記載
評価対象	2018年度の売上高に基づき、グローバルトップの食品・飲料製造企業25社が選ばれている - 日本企業では、味の素、明治ホールディングス、サントリー食品インターナショナルの3社が対象
評価項目	健康と栄養に関する「ガバナンス」「製品」「製品のアクセシビリティ」「マーケティング」「消費者のライフスタイル」「ラベリング」「エンゲージメント」の7分野について、18の基準、150の指標を設定し、評価
評価方法	対象企業の開示情報に基づき、対象企業の健康と栄養に関するコミットメント、取り組み、開示状況を採点

（出所）ATNI、三菱UFJリサーチ&コンサルティング「ESG投資に係る食品産業等への影響調査委託事業調査報告書」より、みずほ銀行産業調査部作成

グローバル食品企業に対する資本市場からの要請



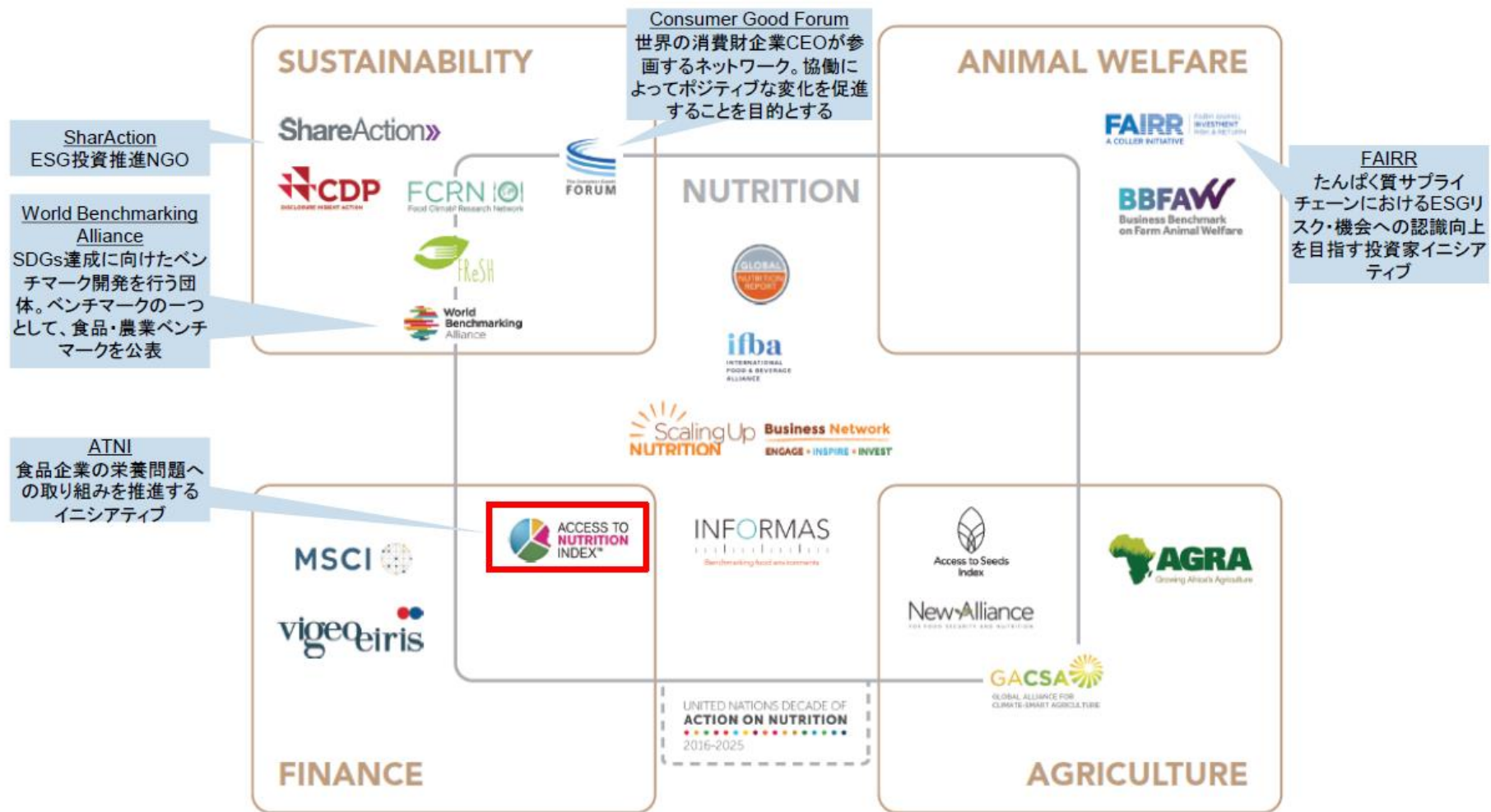
ATNI評価を材料に、より健康的なポートフォリオへのトランジションを要請

2022年1月	Unileverに対し、健康的な食品の売上高割合の開示と、健康製品割合の大幅増を実現する2030年目標の設定及び毎年の進捗状況の発表を要請。要請に当たっては、ATNIを用いた評価を説明材料として活用
2022年3月	Unileverは政府が推奨する6種類の栄養プロフィールモデルと独自の最高栄養基準を活用し、製品ポートフォリオのパフォーマンスを公に報告することを発表
2022年2月 4月	Tesco（2月）、Nestle、Danone、Kraft Heinz、Kellogg（4月）に対して、Unileverと同様の要請を実施

（出所）ShareAction、Unilever HP、公開情報Xより、みずほ銀行産業調査部作成

健康・栄養に関するイニシアチブ

- 近年、世界的に活動する健康・栄養に関する多様なイニシアチブの発足が活発化



(出所) Global Alliance for Improved Nutrition資料より、みずほ銀行産業調査部作成

食品の健康・栄養に関連する団体等

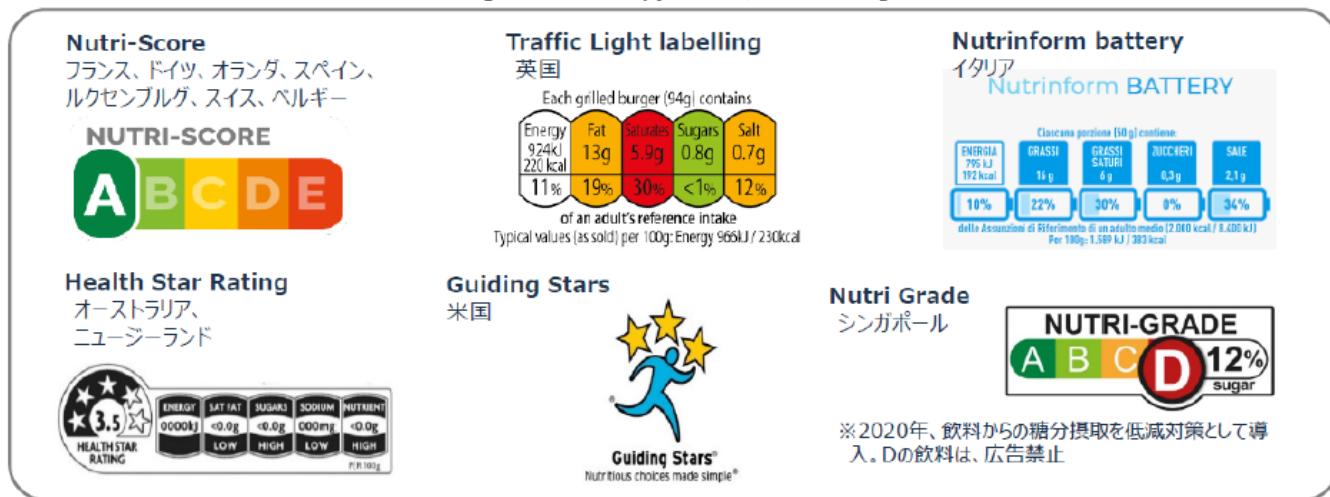
	ShareAction	World Benchmarking Alliance	Consumer Goods Forum	ATNI	FAIRR
					
概要	責任投資を推進するために金融機関等を監視しているNGO 2005年に設立。ロンドンに拠点を置く 投資家、年金基金、資産運用会社、個人、慈善団体、政策立案者と連携	SDGs達成に向けたベンチマーク開発を行う任意団体 2018年、国連財団、英保険AVIVA、オランダのNGO Index Initiativeが中心となって設立	世界の消費財企業CEOが参画するネットワーク 世界中の消費財の小売業と製造業が結集した唯一の団体 100カ国以上から約400社（リテラー、メーカー、サービスプロバイダー）が加盟 30以上のプロジェクトとワーキング・グループに1,500人を超す専門家が参加	食品企業の栄養問題への取り組みを推進するイニシアティブ オランダに拠点を置き、国際的に活動する独立したNGOである Access to Nutrition Foundationによって運営	世界の畜産・養殖業界が抱えるESGリスクに焦点をあてた投資家ネットワーク 2015年に発足 336の投資家グループ、金融機関等が参加
特徴	金融システムを民主化して、環境、社会、ガバナンスの問題に関する企業行動を改善することを目的としている 責任投資に関心のある個人や責任投資ネットワーク(CRIN)、欧州責任投資ネットワーク(ERIN)、および投資家、株主、年金貯蓄者に影響を与えている	世界の主要企業2000社を選定し、独自のベンチマーク基準で評価を行う 食・農分野では45の指標化から構成されるベンチマークで評価を行う見込み 食・農分野のベンチマークで評価対象となる日本企業数は42社	製販連携によって効率化を図り、ポジティブな変化をもたらすビジネス慣行を追求することで、競争を妨げることなく消費者や世界に恩恵をもたらすことを目指している 「すべての消費者に安全な食料を確保する」、「フォレスト・ポジティブな未来を創造するため資源を動員する」、「世界中においてサステナビリティ基準への信頼を構築する」といった活動を推進	世界の世界的な栄養課題に取り組むために食品および飲料セクターが行った貢献を追跡および推進するツールとイニシアチブの開発に焦点を当てている Global Access to Nutrition Indexとして、企業、投資家、その他の利害関係者に、肥満、食事関連の慢性疾患、栄養不足への取り組みに貢献する世界最大の食品および飲料メーカーの評価を提供	投資家に対し世界の畜産・養殖業に携わっている企業のリスク分析結果を公開しており、9つの指標（GHG、森林破壊と生物多様性喪失、水不足と水資源利用、廃棄物と水質汚染、抗生物質、労働状況、アニマルウェルフェア、食品安全、持続可能なタンパク質）で評価

栄養プロフィールモデルの活用が進行

- 栄養プロフィールモデルとは、疾病 予防及び健康増進のために、栄養分に応じて、食品を区分またはランク付けするツールのこと
- 食品の栄養面での品質を特定の算式によってスコア（数値）として算出するため、同じカテゴリー内の複数の製品や、改訂前後の製品の栄養価値を、共通した評価軸によって比較することが可能に
- 各国で栄養プロフィールモデルに基づいた栄養表示制度の採用が進む他、企業単位での導入が進められている

各国・企業の栄養プロフィールモデル導入状況

【NPSに基づく各国の栄養表示制度】



【企業単位での導入事例】



- 2004年から導入
- 2019年から欧州では Nutri-Score表示を採用



- 2022年10月までに自社栄養プロフィールモデルを公表予定



- 2020年5月、日本企業として初めて栄養プロフィールモデル (ANPS) を導入
- 2021年12月、日本の食文化を踏まえたメニュー用栄養プロフィールモデルを開発

(出所) 農林水産省資料、その他公開情報より、みずほ銀行産業調査部作成

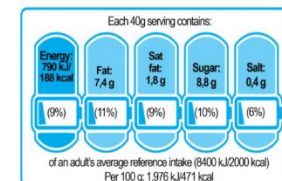
EU地域における容器包装前面表示制度

- EU地域における容器包装前面表示制度（EU規則1169/2011及びEC規則1924/2006）は、消費者の健康な食品選択を促すべく、義務付けられた栄養表示に追加する形で、ラベリングを行う任意的な制度である
- EU域内には、加盟国や企業が独自に設定しているFoPが様々に散在している。域内で統一された表示制度を設けるべく、2020年5月に公表されたF2F戦略内で「域内の統一化されたFoP制度の義務化」が掲げられ、議論が進められている

Nutri-Score制度（NS制度）への各ステークホルダーの反応

NS制度への反応		詳細
フランス	推進派・開発元	フランス連帯・保険省（セルジュ・エルベール教授を筆頭とする専門家からなるチーム）によって開発されたスケールシステム。なお、フランスにおけるNS制度運営当局はFrance Sante publique。
イタリア	反対派	イタリア保健省が「Nutriform Battery制度」を開発。国・産業界双方がNS制度に対する批判の姿勢を見せている。NS批判の根拠は地中海食文化の保護・イタリア製品の保護。
スペイン	賛否両論が存在	2020年にNS制度の導入を発表。 2021年初に年末まで導入を後倒しする旨を公表。 NS導入に当たっては、国内で賛否が様々に分かれた。
生産者団体 Copa-Cogeca	反対派	NS制度では十分評価しきれない製品の存在を理由に、反対。
業界団体 Food Drink Europe	反対派	
消費者団体 BEUC	推進派	段階評価を含み、色分けされるFoPLを推進。

<参考> NS制度とNutriform Battery制度



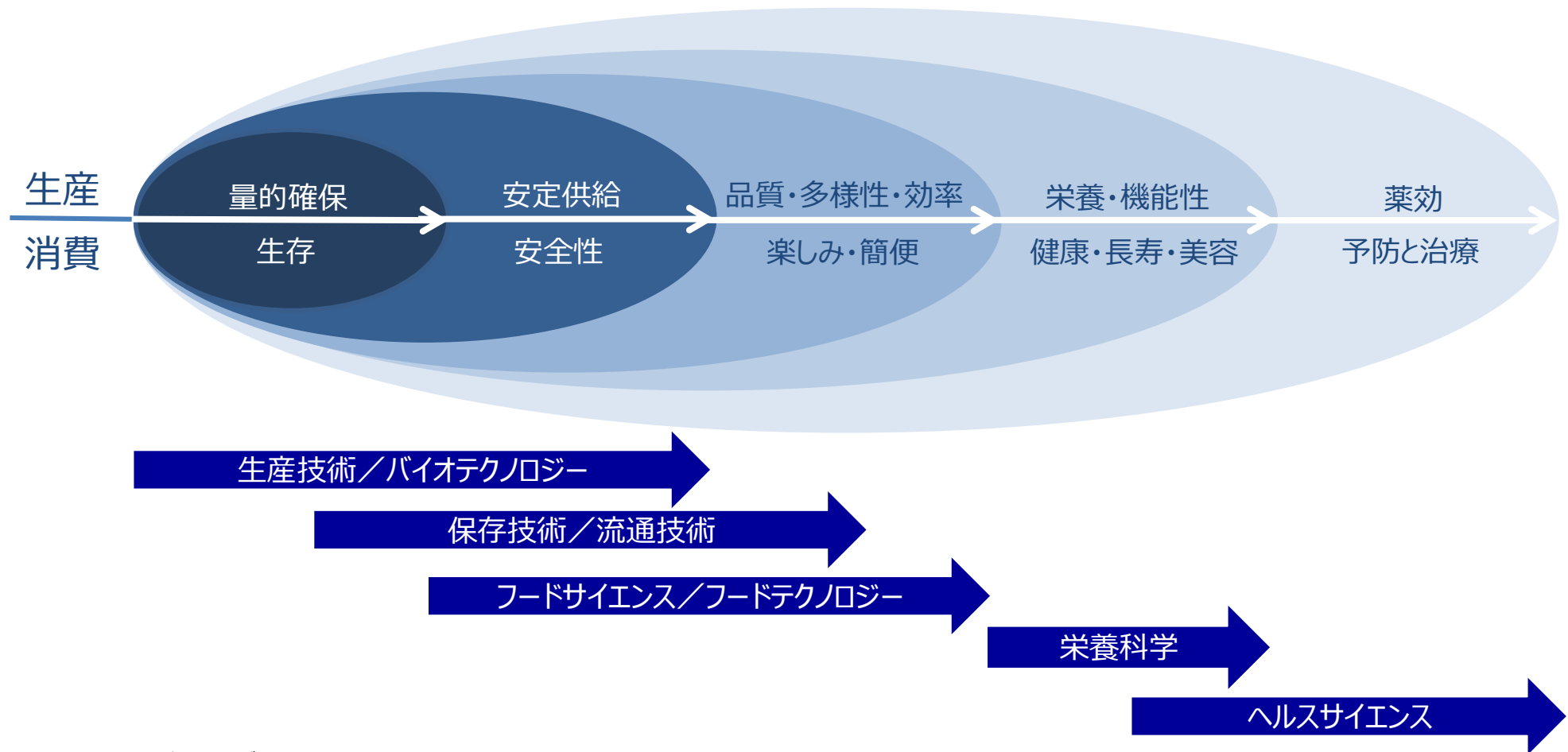
Nutri-Score制度	Nutriform Battery制度
<概要> 濃いグリーン-濃い赤の5段階で評価	<概要> 各種栄養素の製品当たりの熱量や含有量を定量表示。加えて、1日の摂取基準に占める割合をバッテリー形式で表示。」
<導入国> フランス・ベルギー・スペイン・スイス・オランダ・ルクセンブルグ・ドイツ	<導入国> イタリア

栄養プロフィールモデルの活用が進行

	EcoScore	Planet Score	Eco Impact	Eaternity Score	FoodSteps
認証 ラベル					
団体	Yuka, Open Food Facts, Marmiton, La Fourche 等	ITAB（有機食品研究所）等	Foundation Earth ...ネスレ等の食品小売が多数参加	Eaternity	FoodSteps
団体 概要	- 欧州市民イニシアチブからの発案による - フランスの食品関連のIT企業や市民団体が共同で作成した自主規格	WWF等のNGOが16団体参加、その他有機農業生産に係るプレイヤーによっても支援	2021年5月に急逝した食品起業家の1人であるデニス・リンのアイデアをベース	スイスを本拠地	- ケンブリッジ大学研究者 Anya Dohertyが設立 - ロンドンを拠点
制度	2021年1月に公表 - A-Eの5段階評価 - フランスでパイロット運用 - 総合的評価のみ - 製品のライフサイクル全体（廃棄まで）を考慮 - 大気・水・海洋・土壌汚染のほか生態系への影響を勘案した指標 - フランス環境移行(ADEME)が商標所有 - フランス気候変動対策・レジリエンス強化法に基づく、「試験導入プロジェクト」の一つ	2021年7月に公表 - A-Eの5段階評価 - CO2排出量、生物多様性、農薬の3観点に加え、動物福祉の影響についても勘案 - フランス気候変動対策・レジリエンス強化法に基づく、「試験導入プロジェクト」の一つ	2021年6月に団体設立。同年秋口より、パイロット運用開始し、2022年までに英国・EUで使用するための最適なシステム構築を目指している - 英国でパイロット運用 - A+-Gの8段階評価 - 製品のライフサイクル評価はFarm to Shelf方式 - 水使用量、水質汚染、生物多様性、CO2の4つの観点を勘案	2019年2月に公表 - 製品のライフサイクル全体を考慮 - CO2排出量、水使用量、動物福祉やパーム・大豆の認証有無で評価 - 各項目につき、3段階評価	2018年設立 - A-Eの5段階評価 - CO2排出量、汚染、水使用量、土地利用の影響を組み込んだデータベースから食品の環境への影響を計算 - 生産から廃棄まで食品および飲料製品のライフサイクル全体をカバー - GHGプロトコル製品規格やPAS2050準拠

グローバル食品大手のビジネスの変化

- グローバルに展開する大手食品メーカーは、1990年代半ばより、消費者に対して「生きるための食」の提供から「食の楽しみ」を与え、さらには「健康・栄養」をもたらすようにシフトしている



(資料) ピーター・ブラベック・レッツマツ「食品産業の未来 ネスレの挑戦」

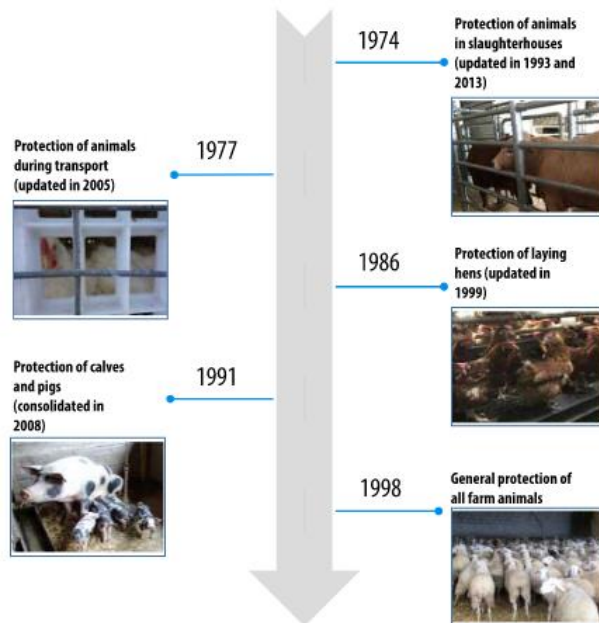
1. 食のサステナビリティに関する国際的な潮流

- 1-1 気候変動
- 1-2 森林・生物多様性
- 1-3 食品ロス・廃プラ
- 1-4 人権・労働
- 1-5 品質・安全
- 1-6 健康・栄養
- 1-7 動物福祉

欧州における動物福祉の取組

- 欧州では世界でも高いレベルの動物福祉基準が設けられており、欧州の共通農業政策（CAP）でも各国での施策推進が求められている。その歴史は長く、EUの取組としては1970年代に「農用目的で飼養される動物の保護に関する欧州協定」が定められ、規則の追加・改正を続け40年以上にわたって取り組まれている。同協定では、動物に保証されるべきものとして「5つの自由」を前提としている。
- 欧州で設けられている基準のほとんどは家畜（飼育時、輸送中、屠殺時）に関するものであるが、法律は野生生物、実験動物、ペットも対象としている。2009年の規則改訂では、動物が“sentient beings”（感覚を持つ生物）として定義された。
- 動物福祉の定義については、2008年に国際獣疫事務局（OIE）が以下のとおり提示している。
 - 「動物は、健康で、快適で、栄養が豊富で、安全で、生来の“自然な”行動を表現でき、痛み、恐怖、苦痛などの不快な状態に苦しんでいない場合、良好な福祉状態にある」

動物福祉に係る1970～1990年代のEU規則



保証されるべき「5つの自由」

- ✓ 飢えと渇きからの解放
- ✓ 不快感からの自由
- ✓ 痛み、怪我、病気からの自由
- ✓ 通常の行動を表現する自由
- ✓ 恐怖と苦痛からの自由

（出典）「Animal welfare in the EU: closing the gap between ambitious goals and practical implementation」（2018）、欧州委員会HP https://food.ec.europa.eu/animals/animal-welfare_en#introduction

飼料原料に係る認証制度の動向

- 「責任ある生産」の観点から、農産物への持続可能性認証の動きが活発化。**生産過程で環境・人権等への配慮**が求められるように
 - 例：農作物生産のための農地確保のために**森林破壊**が行われていないか、**人権問題**が発生していないか
- サプライチェーン上の企業に、生産過程で配慮がなされているかの把握（トレーサビリティ）を求める動きもあり、コストアップも懸念

サステナビリティの観点から懸念される点

サステナビリティに関する課題		具体例（大豆）
環境面	生態系へのダメージ	- 森林伐採等による生態系の破壊や生体系の劣化 - 化学肥料や農薬による土壌・水質の汚染
	温室効果ガス（GHG）排出量の増加	農地開拓のための森林破壊（アマゾン・セラード）に伴うGHGの排出
	先住民・地域住民の権利侵害	先住民の土地の所有権・利用権の侵害
社会面	労働者の人権侵害	- 移民労働者への強制労働 - 不適切な賃金支払い - 従業員に対する差別
	子供の人権侵害	- 農場における児童労働 - 子供の教育機会の喪失

大豆の認証制度（例）

制度	RTRS認証 	SSAP認証 
運営団体	責任ある大豆に関する円卓会議 Round Table on Responsible Soy Association, RTRS	アメリカ大豆輸出協会 U.S. Soybean Export Council, USSEC
対象品目 対象活動	生産者や加工企業、大豆、大豆製品、トウモロコシ	輸出用アメリカ産大豆
概要	生産者、流通業者、規模などによって原則が異なる。 生産者用基準は5つの原則（法令順守とビジネス慣行、労働条件への責任、地域コミュニティとの良好な関係づくり、環境責任、良い農業観光）に基づく。 サプライチェーン認証（CoC）はトレーサビリティを重視	輸出用の米国産大豆に対して、付与する認証。認証大豆は、「生物多様性および炭素貯蔵量の多い生産に関わる管理方法と規則」「生産活動に関わる管理方法と規則」「一般市民および労働者の健康と福祉に関わる管理方法と規則」「生産活動および環境保護の継続的な改善に関わる管理方法と規則」の4つの基準を満たす必要がある
本部	スイス	アメリカ
備考	2011年から非GMO大豆認証を提供	

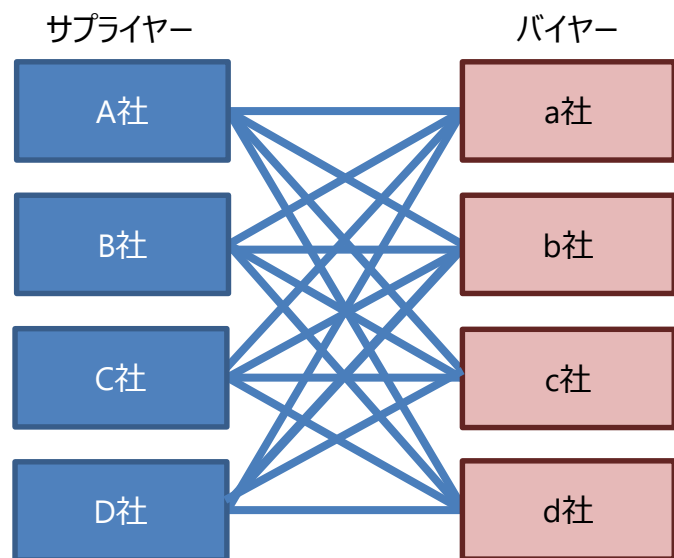
2. 国際認証の動向

認証制度の考え方

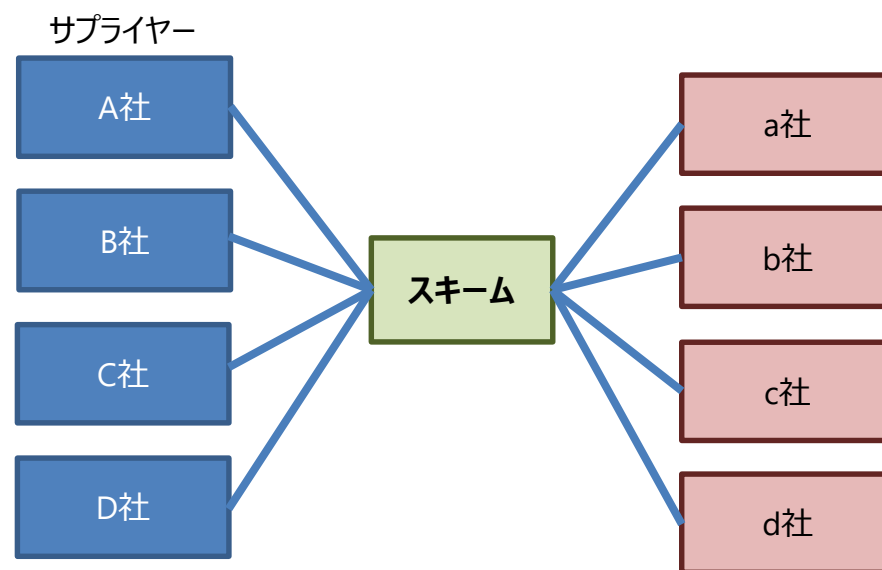
- 企業のサステナビリティへの取り組みをモニター・評価する民間スキーム等が存在
- 大企業を中心に、責任ある調達への対応として、スキームの評価結果を利用して、サプライヤーを選定したり、サプライヤーに対するサステナビリティへの取り組み改善を求めたりする傾向がみられる
- バイヤーとしては、スキームを利用することで、自社独自のモニター規程の整備やサプライヤー調査の実施の手間が省けることになる
- サプライヤー側としても、バイヤー別の報告に替えて、スキームに基づく報告を複数バイヤーに行う形とした方が、報告対応の負担が軽減されることになる

＜サプライヤー・バイヤー間の情報共有イメージ＞

〔スキームを利用しない場合〕



〔スキームを利用した場合〕



2. 国際認証の動向

2-1 農産物認証

2-2 有機認証

2-3 森林認証

2-4 水産物認証

2-5 人権認証

2-6 サステナビリティ認証

主な農産物認証制度の概要

制度	RSPO認証 	MSPO認証 	ISPO認証 	RA認証 	UTZ認証 
運営団体	持続可能なパーム油の ための円卓会議 Roundtable on Sustainable Palm Oil, RSPO	マレーシアパーム油 認証審議会 Malaysian Palm Oil Certification Council, MPOCC	ISPO委員会	レインフォレストアライアンス Rainforest Alliance	レインフォレストアライアンス Rainforest Alliance
対象品目	パーム油、パーム核油	パーム油、パーム核油	パーム油、パーム核油	コーヒー、カカオ、茶類（紅 茶・ルイボス・緑茶等）、パナ ナ、アボガド、シナモン他	コーヒー、カカオ、茶類（紅 茶・ルイボス・緑茶等）、ヘー ゼルナッツ製品
概要	8つの原則（透明性確保、法令遵守、経済・財政的支援、生産時等におけるベストプラクティスの採用、環境、資源及び生物多様性の保全、農園、工場の労働問題及び地域住民への配慮、新規農園開発での配慮、継続的改善）に沿って運営	内容はRSPOと同様。但し、初め多くの農民が遵守可能な指標を設定し、徐々に指標を高めていく方針。次の改訂で、強制労働対応、高い保全価値（HCV）の採用アブラヤシの新規開発への配慮、新規植林の要求、腐敗防止システムとメカニズム、等が導入される見込み	7つの原則（法令順守、プランテーションのベストプラクティスの採用、環境・天然資源及び生物多様性の管理、労働責任、社会的責任及び市民経済のエンパワーメント、透明性の適用、持続可能な事業の改善）に基づき運営。まずは生産者の技術・知識の底上げなど生産認証の整備に注力	4つの主要な課題として、森林と生物多様性、気候、人権尊重、農村地域の発展を掲げ、原材料を調達する企業に対して、原材料の追跡システムの提供と基準に則って認証された製品の提供を保証。生産者に対しては、生産管理手法の提供、新規インフラの提供、生産した作物への認証を提供	トレーサビリティの把握を重視し、だが、どこで作っているのかということにフォーカスした認証制度。環境、社会、経済の条件設定は「環境にやさしい」、「人権への配慮」、「労働者の搾取をしない」であり、他の認証と共通する
本部	マレーシア	マレーシア	インドネシア	アメリカ	アメリカ
備考		2021年10月時点で、マレーシアのアブラヤシ栽培農園の約90%がMSPO認証取得	インドネシアの総原油パーム油の34%を占めている		2018年にレインフォレスト・アライアンスの一部となり、段階的に廃止されつつある

主な農産物認証制度の概要

制度	カカオホライズン認証 	RTRS認証 	BONSUCRO認証 	SSAP認証 	ISCC認証 
運営団体	ココアホライズン財団 Cocoa Horizons Foundation	責任ある大豆に関する 円卓会議 Round Table on Responsible Soy Association, RTRS	ベター・シュガーコーン イニシアチブ Better Sugar Cane Initiative, BSI	アメリカ大豆輸出協会 U.S. Soybean Export Council, USSEC	ISCC (International Sustainability and Carbon Certification)
対象品目 対象活動	カカオ豆、生産者	生産者や加工企業、大豆、大豆製品、トウモロコシ	生産者や製糖企業、砂糖	輸出用アメリカ産大豆	バイオマス、リサイクル材料
概要	2015年にバリー・カレボーが設立した非営利団体、ココアホライズン財団が提供する認証。カカオ生産者における児童の保護、生産者コミュニティ構築を支援する成果重視型プログラムを提供。バリー・カレボーグループまたはその他企業からの寄付及びココアホライズン認証チョコレート・ココア製品のプレミアム部分の13%程度にあたる一般管理費が財源	生産者、流通業者、規模などによって原則が異なる。生産者用基準は5つの原則（法令順守とビジネス慣行、労働条件への責任、地域コミュニティとの良好な関係づくり、環境責任、良い農業観光）に基づく。サプライチェーン認証（CoC）はトレイサビリティを重視	5つの原則（法令遵守、人間の権利と労働規範、持続性を高めるための投入・生産・効率的処理の管理、生物多様性や生態系への配慮、持続的な改良）に基づき、評価。生産に必要な肥料の施用、水の消費量、エネルギーを管理	輸出用の米国産大豆に対して、付与する認証。認証大豆は、「生物多様性および炭素貯蔵量の多い生産に関わる管理方法と規則」「生産活動に関わる管理方法と規則」「一般市民および労働者の健康と福祉に関わる管理方法と規則」「生産活動および環境保護の継続的な改善に関わる管理方法と規則」の4つの基準を満たす必要がある	対象地域がEUだけのISCC EUと、対象がEU地域以外にも取得可能なISCC PLUSの2種類あり。ISCC EUの場合は、サプライチェーンの全てのセクターでそれぞれの排出量を把握する必要がある。ISCC PLUSでは、報告は義務ではない
本部	スイス	スイス	イギリス	アメリカ	ドイツ
備考		2011年から非GMO大豆認証を提供			

Agricultura Orgánica - Unión Europea



概要	■ 欧州理事会規則（（EC）No834/2007）は、EUにおける有機生産及び有機製品の表示に関する基本方針を制定。欧州理事会規則 No 834/2007 の改正案は2017年11月に欧州議会によって承認（改正規則 No 2018/848） ■ 規則(EC) No 834/2007 において、有機生産は、「環境のベストプラクティス、高い生物多様性、天然資源の保全、高い動物福祉基準等を組み合わせた農場管理・食品生産」であり、環境保護、動物福祉、農村開発に寄与し、社会的役割を果たすものとして、位置づけ ■ 本認証は、EUの有機農業規則に従って生産された農産物であることを証明 ■ EU内で生産される食品が有機と認められる要件は、規則(EC) No 2018/848 および規則(EC) No 889/2008 に記載されており、主に再生可能資源を使用し、認められた肥料・土壌改良資材を使っていること、遺伝子組み換えをしていないこと、高い動物福祉を順守することなどが挙げられる。また、生産、加工、流通の全工程が定められた規定に適合しており、それを定められた認証機関により認証されて初めて、有機食品として販売できるとしている（「生産、加工、流通の全工程」には、一次生産から、保管、加工、輸送、販売、最終消費者への供給、輸入、輸出および委託作業までのあらゆる工程が含まれる）
設立年	1991年
対象セクター	農業、水産、花卉栽培・園芸、家畜、製造品、加工食品
対象製品	水産物、バナナ、シリアル、ココア、コーヒー、花、食品&飲料、果物、蜂蜜、家庭用品、ジュエリー、ナッツ、パーム油、植物、米、スパイス、砂糖、紅茶、繊維/衣類、野菜等
サプライチェーンの焦点	生産、加工、流通
対象地域（原産地）	アフリカ：チュニジア アジア：イスラエル、インド、日本、朝鮮民主主義人民共和国、中国、アラブ首長国連邦、カザフスタン、トルコ オーストラリア・オセアニア：オーストラリア、ニュージーランド 中米・カリブ海地域：コスタリカ、ドミニカ共和国 ヨーロッパ：オーストリア、ベルギー、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、ラトビア、イタリア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、英国、スイス、ウクライナ、モルドバ共和国、ロシア連邦 北アメリカ：カナダ、アメリカ合衆国 南アメリカ：アルゼンチン、チリ、エクアドル、ペルー、ブラジル
監査機関	第三者機関

Fair Trade USA APS for Large Farms and Facilities



概要	■ Agricultural Production Standard (APS) は、フェアトレードUSA基準に認定される農業生産者または生産者グループの要件を設定 ■ 生産現場でのAPSの実施は、①所得の持続可能性、②コミュニティと個人の幸福、③エンパワーメント、④環境管理の4つのインパクトにおけるポジティブな変化を支援し、継続させることによって、農家と労働者の持続可能な生計手段をサポート ■ 個々のサイトに適用されるモジュールの要件は、農場または施設の規模によって異なる ✓ 小規模農場および小規模施設 (SF): 管理ユニットの常勤労働者は 5 人以下、現場の労働者は常に 25 人以下 ✓ 中規模の農場および中規模の施設 (MF): 常に 6 人から 25 人の常勤労働者と、管理ユニットの現場での総労働者数が 100 人未満 ✓ 大規模農場および大規模施設 (LF): その他
設立年	1998年
対象セクター	農業、養殖、衣類、水産、花卉栽培・園芸、製造品、繊維
対象製品	水産物、バナナ、シリアル、ココア、コーヒー、花、食品&飲料、果物、蜂蜜、家庭用品、ジュエリー、ナッツ、パーム油、植物、米、スパイス、砂糖、紅茶、繊維/衣類、野菜等
サプライチェーンの焦点	生産、加工
対象地域 (原産地)	アフリカ: ブルキナファソ、コートジボワール、コンゴ民主共和国、エジプト、エチオピア、ガーナ、ケニア、マラウイ、ルワンダ、南アフリカ、ウガンダ、タンザニア連合共和国、ジンバブエ アジア: インド、インドネシア、ネパール、パキスタン、フィリピン、スリランカ、ベトナム オーストラリア・オセアニア: パプアニューギニア 中米・カリブ海地域: コスタリカ、ドミニカ共和国、エルサルバドル、グアテマラ、ハイチ、ホンジュラス、パナマ 北アメリカ: カナダ、メキシコ、アメリカ合衆国 南アメリカ: アルゼンチン、ボリビア、ブラジル、コロンビア、エクアドル、パラグアイ、ペルー
監査機関	第三者機関

資料：ITC, Standard Map App より みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

Safe Quality Food Program



概要	■ Safe Quality Food (SQF)プログラムは国際食品安全イニシアチブ(GFSI)に認可された、食品安全認証 ■ SQFプログラムは、1995年にオーストラリアで初めて策定され、2003年から食品業界団体であるFMIが所有および管理 ■ 食品セクター分類「家畜および狩猟動物の生産、捕獲、産出養蜂」には、「モジュール5：畜産物飼育に関するGPP（適正生産規範）」が適用。モジュール5は以下の項目より構成される ➢ 5.1 サイトの要求事項 ➢ 5.2 飼育場、建物、倉庫、および機器 ➢ 5.3 農場のメンテナンス、清掃、および有害生物／動物管理 ➢ 5.4 個人衛生の慣行 ➢ 5.5 作業場および動物飼育の規範ならびに輸送 ➢ 5.6 水のマネジメント ➢ 5.7 医薬品、動物飼料、および農業用化学物質 ➢ 5.8 廃棄物処理
設立年	1994年
対象セクター	農業、水産、花卉栽培・園芸、林業、家畜、製造品、加工食品
対象製品	水産物、バナナ、シリアル、ココア、ココナッツ、コーヒー、綿・繊維、花、食品&飲料、果物、蜂蜜、ジュエリー、ナッツ、パーム油、植物、米、大豆、スパイス、砂糖、紅茶、野菜等
サプライチェーンの焦点	生産、加工
対象地域（原産地）	アジア： 中国、台湾、朝鮮民主主義人民共和国、インド、インドネシア、日本、マレーシア、フィリピン、カタール、シンガポール、タイ、 オーストラリア・オセアニア： オーストラリア、フィジー、キリバス、マーシャル諸島、ニュージーランド 中米・カリブ海地域： ベリーズ、コスタリカ、ドミニカ共和国、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ジャマイカ、ニカラグア、トリニダード・トバゴ ヨーロッパ： オランダ 北アメリカ： カナダ、メキシコ、アメリカ合衆国 南アメリカ： ブラジル、チリ、コロンビア、エクアドル、ペルー、スリナム、ベネズエラ
監査機関	第三者機関

Fair for life



概要	■ Fair for Life は、農業、製造、貿易におけるフェアトレードの認証プログラム。2006 年にSwiss Bio-Foundationが IMO グループと協力して創設し、2014年に有機認証を行うエコサートグループに引き継がれた。創設当初から、「責任あるサプライチェーン」の概念を認識 ■ 73カ国以上にある770以上の認定企業や組織のコミュニティを結集。Fair for Lifeへのコミットメントは、24万人の生産者と労働者に影響を与え、10億ユーロ以上の認証製品売上を創出
設立年	2006年
対象セクター	農業、衣類、水産、林業、家畜、製造品、加工食品、繊維
対象製品	水産物、衣料品、化粧品、洗剤、食品飲料、果物、健康、家庭用品、パーム油、繊維・衣料品等
サプライチェーンの焦点	生産、加工、流通
対象地域（原産地）	アフリカ：コンゴ、コートジボワール、ケニア、マダガスカル、マリ、モロッコ、セネガル、トーゴ、ウガンダ、アルジェリア、ベナン、ブルキナファソ、チュニジア、コンゴ民主共和国、コモロ アジア：インドネシア、ベトナム、カンボジア、トルコ 中米・カリブ海地域：ホンジュラス、コスタリカ ヨーロッパ：ベルギー、ブルガリア、フランス、ドイツ、オランダ、スペイン、スウェーデン、イギリス 北アメリカ：カナダ、メキシコ、アメリカ合衆国 南アメリカ：アルゼンチン、ボリビア、ブラジル、ペルー
監査機関	第三者機関

2. 国際認証の動向

- 2-1 農産物認証
- 2-2 有機認証
- 2-3 森林認証
- 2-4 水産物認証
- 2-5 人権認証
- 2-6 サステナビリティ認証

主な有機認証制度の概要

認証制度	ECOCERT認証 	NOP認証 	EU有機認証（ユーロリーフ） 	有機JAS 	AB認証 
運営団体	エコサート Forest Stewardship Council	アメリカ農務省（USDA）	欧州委員会 European Commission	日本農林水産省	フランス農務省
対象品目 対象活動	有機農業、有機酒類、有機食品、有機畜産物、オーガニックコスメ、コットンなど	農産物、畜産物、アルコール・タバコ、テキスタイル、化粧品など	農産物、加工農産物、畜産物、飼料、ワインなど	農産物、加工食品、飼料、畜産物及び藻類	農作物原料と食品
概要	130ヶ国以上に国際的なネットワークを持っており、有機への慣行の適合性を現場で検証。原材料から完成品まで、サプライチェーン全体が検査。年1回の検査を実施。製品分析のためにサンプルを採取することもある	栽培農地で収穫前3年以上禁止物質を使用しない、土地の肥沃度や作物の栄養素の管理方法への規定、害虫、雑草、疫病管理に物理的、機械的、生物学的な防除方法を用いる、遺伝子操作や電離放射、下水汚泥は禁止するといった規定あり	EUの有機農業規則に従って生産された農産物であることを証明。EU Agriculture（農業原料がEU内で生産）、non-EU Agriculture（農業原料が第三国で生産）、EU/non-EU Agriculture（農業原材料の一部がEU内で生産され、その他の部分が第三国で生産）の区別	農産物について、堆肥等による土作りを行い、播種・植付け前2年以上及び栽培中に原則として化学的肥料及び農薬は使用しないこと、遺伝子組換え種苗は使用しないことが求められる 有機加工食品、有機畜産物についても基準を設定	最低3年間は有機農法実施していること、オーガニック材料を95%以上含むこと、EU圏内で生産あるいは、加工されたものに限るなど、厳しい基準を設け、1年ごとの抜き打ち検査も行われる
本部	フランス	アメリカ	ベルギー	日本	フランス
備考	オーガニックコスメ認証の世界シェア75%。水を含む原料の95%以上が天然由来原料、化学香料は使用不可、全ての成分・原料は環境に影響を与えない生分解性のものであることなどが基準	畜産物についても、飼料は100%オーガニックの農作物でなければならない。ビタミンやミネラルなどの栄養補助製品を与えても良いなどの規定あり		「同等性」が認められれば、一方の国の有機認証を他方の国の有機認証と同等のものとして取り扱うことが可 英国、豪州、米国、スイス、アルゼンチン、ニュージーランド、カナダ、台湾	

主な有機認証制度の概要

- 下表に示す有機認証制度について、文献・Web調査で関連情報を把握した上でヒアリングを実施する

認証制度	Bio-Siegel認証 	Demeter認証 	中国有機認証 		
認証主体	ドイツ連邦消費者保護・食糧・農業省	Demeter International	中国国家標準化管理委員会		
対象品目	農産物、食品	オーガニックおよび特定の農法で栽培された農産物	農作物栽培、食用菌栽培、野生植物採集、畜産、水産養殖、養蜂と及びその製品の運送、貯蔵と包装		
概要	ユーロリーフの補完的役割。化学調味料、香料、着色料などが不使用、動物はBIOの肥料や餌で育てられていること、遺伝子組み換え原料の使用は全体の5%以下であれば認められる	世界の有機農業に対する最も厳しい基準「国際デメータバイオダイナミックスタンド」を設定。透明性、公平性、平等、経済的な影響の排除を基本原則として掲げ、気候と環境保護、土壌肥沃度の保全、生物多様性の保全、自然循環と動物福祉の尊重、化学・合成品の未使用、GMOがないこと、景観保全など複合的に評価	遺伝子研究より獲得した生物及びその産物を採択せず、化学合成農薬、化学肥料、成長調整剤、飼料添加剤などの物質も使わず、自然の法則と生態学の原理に従って、栽培業と養殖業のバランスを調整し、一連の持続可能な農業技術を採用し、持続的で安定した農業生産の体系を維持する農業生産様式として定義		
本部	ドイツ	ドイツ	中国		
備考	約4000の生産者による60000点の商品が認められている。EUのBIOマークへの併記のみ認められている				

2. 国際認証の動向

- 2-1 農産物認証
- 2-2 有機認証
- 2-3 森林認証
- 2-4 水産物認証
- 2-5 人権認証
- 2-6 サステナビリティ認証

主な森林認証の概要

認証制度	FSC認証 	RA認証（再掲） 	PEFC認証 	SEFC認証 	SFI認証 
運営団体	森林管理協議会 Forest Stewardship Council	レインフォレストアライアンス Rainforest Alliance	Pan European Forest Certification, PEFC	緑の循環認証会議	全米林産物製紙協会 American Forest & Paper Association, AF&PA
対象品目 対象活動	紙製品（ノート、トイレ ペーパー、ティッシュ等）、木 製品（建材、家具等）	コーヒー、カカオ、茶類（紅 茶・ルイボス・緑茶等）、バナ ナ、その他果物	森林管理、木材の加工・流 通過程の管理、木製の施設・ 設備や印刷物用紙	森林管理、木材の加工・流通 過程の管理	森林管理者から製造業者、 販売代理店、プリンタまで、 サプライチェーン全体
概要	10の原則と70の基準を定め、「責任ある森林管理」をされた森林の認証を促進。原則とは、法律の順守、労働者の権利と労働環境、先住民族の権利、地域社会との関係、森林のもたらす便益、森林の多面的機能と環境への影響、管理計画、モニタリングと評価、高い保護価値(HCV)、管理活動の実施	4つの主要な課題（森林と生物多様性、気候、人権尊重、農村地域の発展）を掲げ、原材料を調達する企業に対して、原材料の追跡システムの提供と基準に則って認証された製品の提供を保証。生産者に対しては、生産管理手法の提供、新規インフラの提供、生産した作物への認証を提供	森林資源及び炭素循環に対する寄与の維持、森林生態系の健全性と活力の維持、森林の生産機能の維持・促進、生物多様性の維持、森林管理における保護機能の維持・増進、その他の社会経済的機能と状態の維持といった6つの基準がある	7つの基準（認証対象森林の明示及びその管理方針の確定、生物多様性の保全、土壌及び水資源の保全と維持、森林生態系の生産力及び健全性の維持、持続的森林経営のための法的、制度的枠組、持続的森林経営のための法的、制度的枠組、社会・経済的便益の維持・増進及び地球温暖化防止への寄与モニタリングと情報公開）に基づいて評価	SFI2020森林管理基準は、13原則、17の目標、41の業績指標、141の指標に基づいて、森林管理者や SFI 認定組織の持続可能な林業慣行を推進。13の原則には、森林資源の持続可能性、森林の健全性、水源・水質保全、生物多様性の保全、保養機能、景観保全、コンプライアンス、研究、教育、コミュニティ保護、透明性、持続的改善がある
本部	ドイツ	アメリカ	スイス	日本	アメリカ
備考	2019年の認証森林面積は約2億74万ha（82ヶ国）、CoC認証取得件数は40,331（127ヶ国）		PEFC加盟メンバー国：55か国、PEFCによる承認（Endorsed）：50制度、PEFC CoC認証発行：77か国	2016年にPEFCとの相互承認	AF&PA はアメリカの産業用林の90%を占める全米最大の林産業団体

FSC認証

(1) FSC認証



運営機関		FSC (Forest Stewardship Council)
概要		● FSCは、将来世代の権利や需要を損なうことなく現在の世代の社会的、環境的、経済的な権利や需要を満たすことをビジョン（理念）とし、環境保全の点から見ても適切で、社会的な利益にかなない、経済的にも継続可能な森林管理を世界に広めることをミッション（使命）としている。 ● FMC認証は、森林の管理を認証するFM（Forest Management）認証と、加工・流通過程の管理を認証するCoC（Chain of Custody）認証の2種類から成る。 ● FSC森林管理の10原則 1. 法律や国際的なルールを守っていること 2. 働く人の権利や安全が守られていること 3. 先住民族の権利を尊重していること 4. 地域社会を変え、よい関係を築いていること 5. さまざまな森の恵みを活かし、それらを絶やさないこと 6. 豊かな森林の自然環境を守ること 7. いろいろな意見を聞きながら森の管理を計画すること 8. 森や管理の状態を、定期的にチェックすること 9. 環境や文化など、その森が持つ大切な価値を守ること 10. 環境に配慮した管理活動をきちんと実施していること
設立年		1994年
対象製品		木材・木材製品
対象地域		全世界
認定件数	漁業認証	全世界：1,700件、日本：33件
	CoC認証	全世界：52,288件、日本：1,990件

（出所）Forest Stewardship Council (fsc.org)

2. 国際認証の動向

- 2-1 農産物認証
- 2-2 有機認証
- 2-3 森林認証
- 2-4 水産物認証
- 2-5 人権認証
- 2-6 サステナビリティ認証

主な水産物認証制度の概要

認証制度	MSC認証 	ASC認証 	BAP認証 	RFM認証 	GLOBALG.A.P.認証 
運営団体	海洋管理協議会 Marine Stewardship Council, MSC	水産養殖管理協議会 Aquaculture Stewardship Council, ASC	世界水産物連盟 Global Seafood Alliance、GSA	サーティファイド・シーフード・ コラボレーティブ Certified Seafood Collaborative, CSC	FoodPLUS GmbH
対象品目 対象活動	天然水産物（魚類・貝類・ 甲殻類）	養殖水産物	養殖水産物のふ化場、飼料 工場、養殖場、加工工場	天然水産物	養殖水産物
概要	天然魚の漁獲を行う漁業の 持続可能性を、3つの原則 （水産資源の持続的利用、 生態系に与える影響、地域や 国内、国際的なルールを尊重 した管理システムを有すること） の下にある28の業績評価 指標に照らして評価	国および地域の法律および規 制への準拠、自然生息地、 地域の生物多様性および生 態系の保全、野生個体群の 多様性の維持、水資源およ び水質の保全、飼料およびそ の他の資源の責任ある利用、 適切な魚病管理、抗生物質 や化学物質の管理と責任あ る使用、地域社会に対する責 任と適切な労働環境について 評価	養殖水産物のふ化場、飼料 工場、養殖場、加工工場を 対象とし、その全ての段階にお いて環境への責任、 動物福祉、食品安全、社会 への責任を約束するもの	漁業基準（漁業管理制度、 科学と資源評価活動、そして 予防措置的なアプローチ、管 理の手法、実施、そして監視と 取締り、漁業が生態系に与え る影響）と加工流通過程管 理基準（COC基準）より構 成	GlobalG.A.P.（グローバル GAP認証）水産養殖規格 では、水産物の生産とサプ ライチェーン全体を網羅。動物 福祉、環境および生態系の 保護、食品安全、健康安全 性、法令遵守のための基準 を設定
本部	イギリス	オランダ	アメリカ	アメリカ	ドイツ
備考	ASC-MSC海藻規格、多魚 種漁業規格を策定	世界で1,588養殖場、国内 で89養殖場であり、またASC ラベル付商品数は約20,000 商品（2021年現在）			

MSC認証



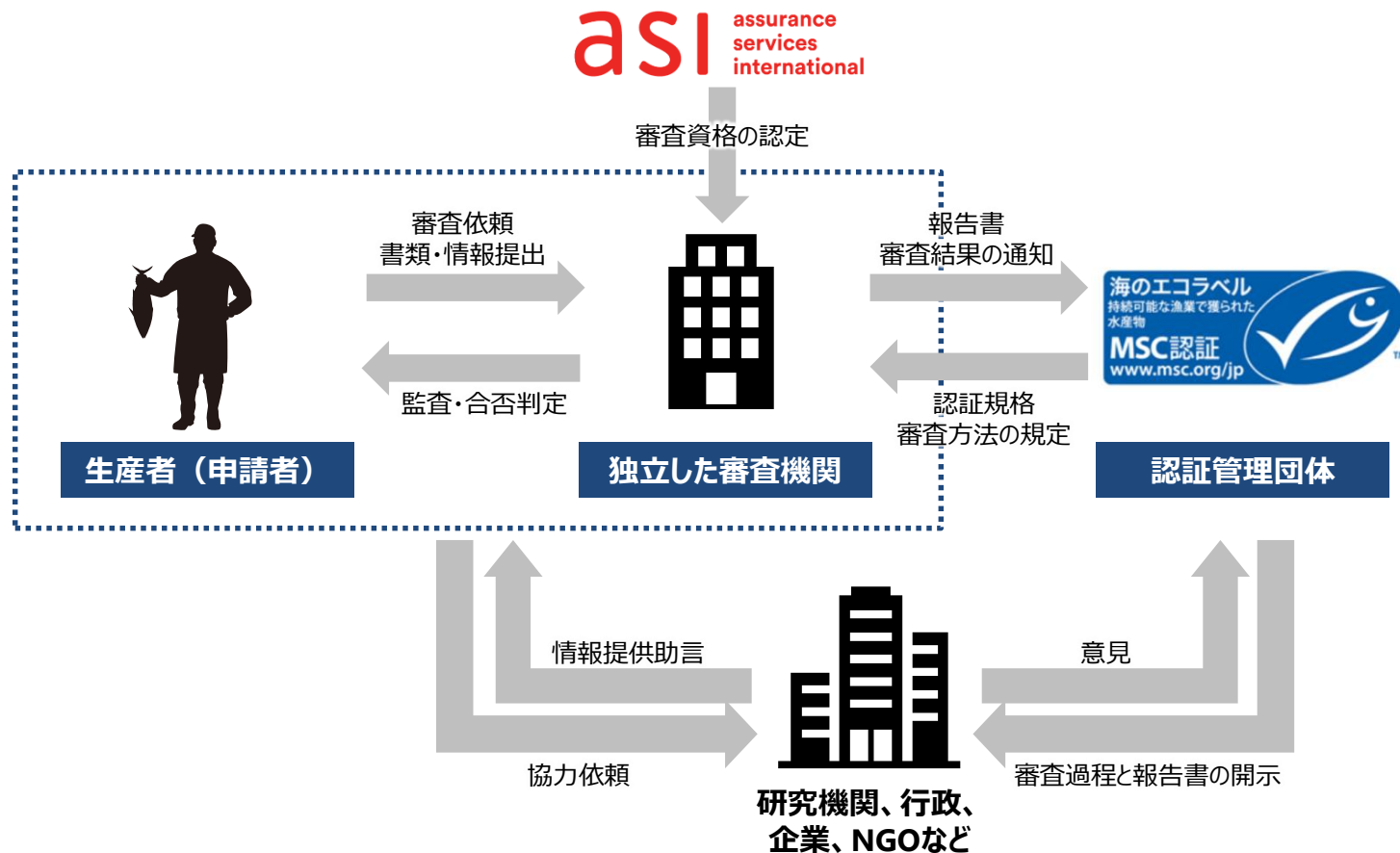
運営機関		MSC（Marine Stewardship Council）
概要		● MSCは、世界の水産資源の維持・回復や海洋環境の保全を目指し、認証とエコラベルを通じて持続可能で適切に管理された漁業を推進している。 ● MSC認証は、持続可能で適切に管理されている漁業であることを認証する漁業認証と、加工・流通過程の管理を認証するCoC（Chain of Custody）認証の2種類から成る。 ● 漁業認証の3つの原則 1. 資源の持続可能性 過剰な漁獲を行わず資源を枯渇させないこと。枯渇した資源については回復を論証できる方法で漁業を行うこと。 2. 漁業が生態系に与える影響 漁業が依存する生態系の構造、多様性、生産力等を維持できる形で漁業を行うこと 3. 漁業の適切な管理システム 原則1、2を満たすための地域や国内、国際的なルールを尊重した管理システムを有すること。また、持続可能な資源利用を行うための制度や体制を有すること。
設立年		1997年
対象製品		天然の水産物（海水・淡水）
対象地域		全世界
認定件数	漁業認証	全世界：271件、日本：8件
	CoC認証	全世界：22,904件、日本：6,484件

（出所） Marine Stewardship Council(msc.org)

MSC認証の審査体制

(参考) 審査体制

- 認証の審査は、信頼性と透明性を担保するため、独立した審査機関により行われる

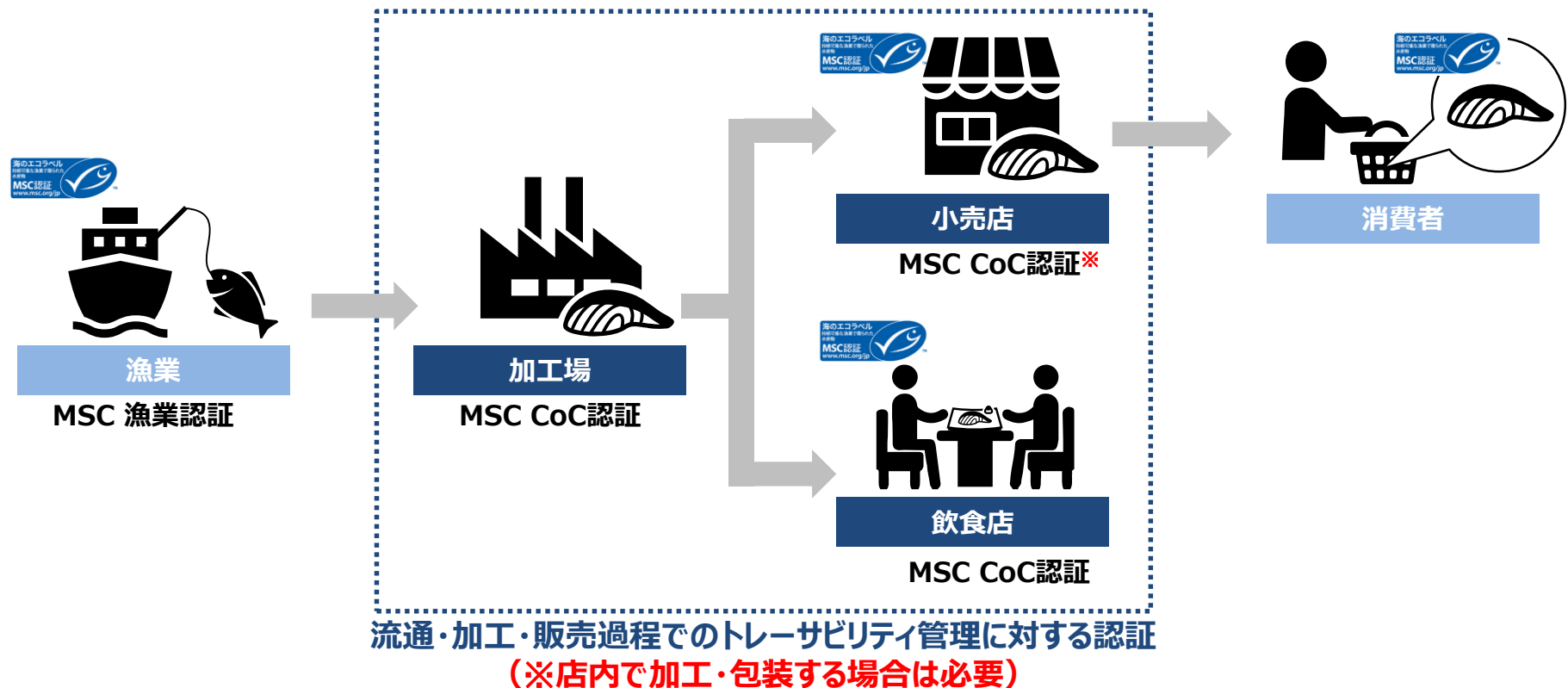


(出所) WWF Japan「海を守るマーク(1) 天然水産物の認証制度MSCについて」よりみずほリサーチ&テクノロジー作成

MSC認証のトレーサビリティ

(参考) トレーサビリティの確立

- ・ 流通・加工・販売過程で認証水産物を扱う事業者は、CoC（Chain of Custody）認証を取得しなければならない
- ・ 認証水産物と非認証水産物を区別するための管理システム等がチェックされる



(出所) WWF Japan「海を守るマーク(1) 天然水産物の認証制度MSCについて」よりみずほリサーチ&テクノロジー作成

ASC認証

(2) ASC認証



運営機関		ASC (Aquaculture Stewardship Council)
概要		● ASCは、養殖認証制度と水産物認証ロゴを通じて、責任ある養殖を認定し、その実施を支えている。また、水産物の購入時に環境的・社会的にベストな選択をするよう奨励するとともに、水産物市場の持続可能性に関する変革を推進している。 ● ASC認証は責任ある養殖を認証する養殖認証と、加工・流通過程の管理を認証するCoC (Chain of Custody) 認証の2種類から成る。 ● 責任ある養殖のための7つの原則 1. 法令順守 2. 環境と生態系 3. 天然個体群への影響 4. 資源利用 5. 病気の管理 6. 労働と人権 7. 地域社会
設立年		2010年
対象製品		養殖魚 ①サケ、②ブリ・スギ、③淡水マス、④スズキ・タイ・オオニベ、⑤ティラピア、⑥パンガシウス、⑦二枚貝（カキ、ムール貝、アサリ、ホタテ）、⑧アワビ、⑨エビ、⑩カレイ目の魚類、⑪熱帯魚類、⑫海藻
対象地域		全世界
認定件数	漁業認証	全世界：1,063件、日本国内：14件
	CoC認証	全世界：14,870件、日本国内：3,029件

(出所) ASC International (asc-aqua.org)

アラスカRFM認証

(3) アラスカの責任ある漁業管理（RFM）認証プログラム



運営機関		サーティファイド・シーフード・ コラボレーティブ（CSC）
概要		● アラスカRFMは、アラスカで行われているそれぞれの漁業が、厳格な基準にのっとり責任をもって管理されていることに対する認証アセスメントである ● アラスカRFMは、世界で初めて世界水産物持続可能性イニシアチブ(GSSI)の認定を受けた ● アラスカRFMは、責任ある養殖を認証する養殖認証と、加工・流通過程の管理を認証するCoC（Chain of Custody）認証の2種類から成る ● 漁業評価のための4つの主要原則 1. 漁業管理制度 2. 科学と資源評価活動および予防的アプローチ 3. 管理方法・履行・監視および取締り 4. 漁業が生態系に与える影響 ● RFMロゴの特徴 ・ 使用料が発生しない ・ 産地（アラスカ）が表示される
設立年		2020年
対象製品		鮭・鱒類、オヒョウ、スケソウダラ、ギンダラ、カニ類、マダラ、ヒラメ・カレイ類、アカウオ、パシフィックホワイティング（シロガネダラ）
対象地域		アラスカ
認定件数	漁業認証	鮭・鱒類：11、オヒョウ：1、スケソウダラ：23、ギンダラ：1、カニ類：1、マダラ：27、ヒラメ・カレイ類：1、アカウオ：1、パシフィックホワイティング（シロガネダラ）：1
	CoC認証	63

（出所）アラスカシーフードマーケティング協会 (alaskaseafood.org) : <https://japanese.alaskaseafood.org/rfm-standard/>

2. 国際認証の動向

- 2-1 農産物認証
- 2-2 有機認証
- 2-3 森林認証
- 2-4 水産物認証
- 2-5 人権認証
- 2-6 サステナビリティ認証

認証制度	国際フェアトレード認証 	FEL認証 	WFTO認証 	BIOTROPICO認証 	
運営団体	国際フェアトレードラベル機構 (Fairtrade International)	エコサートグループ the Ecocert Group	世界フェアトレード連盟 (WFTO)	セルティフィカドラ・ビオトロピコ S.A.S. Certificadora BIOTROPICO SAS	
対象品目 対象活動	コーヒー、茶、カカオ、スパイス、果物、ワイン、サトウキビ、蜂蜜、ナッツ、大豆など	農産物、農業原料、食品等の生産、加工、貿易等サプライチェーンに係る活動	農産物、農業原料、食品等の生産、加工、貿易等サプライチェーンに係る活動	有機食品（バナナ、畜産）、農業生産、農産物の加工など	
概要	開発途上国の小規模生産者・労働者の持続可能な開発を促進することを目指して設計。基準は、「生産者の対象地域」、「生産者基準」と「トレーダー（輸入・卸・製造組織）基準」、「産品基準」で構成。全ての基準で、ESGを原則としている	人権の尊重と公正な労働条件、生態系の尊重と生物多様性の推進、持続可能な農業慣行、地域への影響の尊重と改善	10の取引原則に沿って、加盟団体の基準の遵守状況を確認。原則は、雇用創出、事業の透明性、公正な取引、公正な対価、児童労働・強制労働の排除、男女平等・結社の自由、安全で健康的な労働条件、能力開発、フェアトレードス伸、環境配慮である	ILO条約を遵守した労働規格と環境側面から企業のフェアトレード認証を認定。労働規格とは、児童労働・強制労働・差別の撤廃・労働者の健康と安全の確保・結社の自由と団体交渉権の保護など。環境側面とは、森林面積の維持、野生生物の保護、水質保全、土壌保護など	
本部	ドイツ	スイス	オランダ	コロンビア	
備考	「フェアトレード最低価格」と生産地域の社会発展のための資金「フェアトレード・プレミアム（奨励金）」を生産者に保証	70カ国以上の700以上の認定企業、235,000人の生産者と労働者に直接影響を与え、認定製品の売上で約10億ユーロを創出	76カ国、1,000以上の社会的企業と1,500のショップのメンバーによって運営	オーガニック認証でもある	

2. 国際認証の動向

- 2-1 農産物認証
- 2-2 有機認証
- 2-3 森林認証
- 2-4 水産物認証
- 2-5 人権認証
- 2-6 サステナビリティ認証

主なサステナビリティ認証

認証制度	CDP 	EcoVadis 	Sedex 
認証団体	CDP	EcoVadis	Sedex
対象品目 対象活動	アパレル、バイオ技術・ヘルスケア・製薬、食品・飲料・農業、化石燃料、ホスピタリティ、インフラ、製造、素材、発電、小売、サービス、輸送	企業規模や官民を問わない	農産物、服飾、食料品、包装、化学薬品、家庭用品、工具、加工食品
概要	企業や投資家に対し、環境に関する重要な情報を測定、開示、管理、共有するグローバルなシステムを提供。 企業向けの質問票は「気候変動」「ウォーターセキュリティ」「フォレスト」の3種類（2021年5月時点） 気候変動のみではなく、水資源や森林資源まで活動領域が拡大されたこともあり、2013年に略称であったCDPを正式名称に変更	民間企業EcoVadis社が提供する、取引先企業の持続可能性（サステナビリティ）パフォーマンスをモニタリングするプラットフォーム 4つのテーマ（環境、労働と人権、倫理、持続可能な資材調達）にかかる21の基準で企業の方針、施策、実績についてサプライヤーを評価・管理する	グローバルサプライチェーンの労働条件を企業が管理および改善するための世界有数のオンラインプラットフォームを提供する会員組織
本部	イギリス	フランス	イギリス
備考	2022年から、「統合質問票」の設定が予定されている他、「生物多様性」の質問が新たに導入される		

CDP

- CDPは、企業や投資家に対し、環境に関する重要な情報を測定、開示、管理、共有するグローバルなシステムを提供している国際的なNPO

運営主体	CDP（NPO）※気候変動のみではなく、水資源や森林資源まで活動領域が拡大されたこともあり、「カーボンディスクロージャプロジェクト」から2013年に略称であったCDPを正式名称に変更
本拠地	ロンドン
設置年	2000年 CDP気候変動プログラムは2002年～（日本：2006年～）
賛同企業・回答企業数	515の機関投資家（106兆米ドル） CDP気候変動プログラムの日本企業回答数：対象500社のうち327社、自主回答企業：48社（2020年）
業種	アパレル、バイオ技術・ヘルスケア・製薬、 食品・飲料・農業 、化石燃料、ホスピタリティ、インフラ、製造、素材、発電、小売、サービス、輸送

CDP2021のスケジュール

2021年1月11日	2021年の質問書・ガイダンス掲載を公開
2021年3月8日	2021年の採点方法が公開
2021年4月12日	オンライン回答システム(ORS)をオープン
2021年7月28日	オンライン回答システムの回答期限
2021年12月頃	スコアリング結果等の発表

費用

Subsidized	97,500円
Standard	272,500円
Enhanced	650,000円

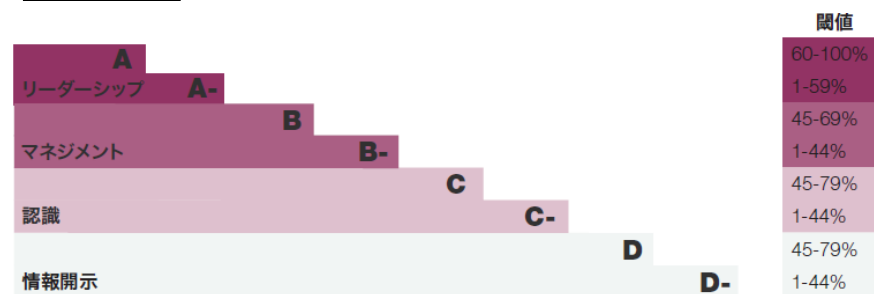
評価項目

- CDP情報開示プログラムは複数あり、企業向けの質問票は「気候変動」「ウォーターセキュリティ」「フォレスト」の3種類（2021年5月時点）
- 2022年からは上記を一つの質問フォーマットにまとめた「統合質問票」の設定が予定されている他、「生物多様性」の質問が新たに導入される
- 各プログラムによって内容は異なるが、CDP気候変動レポート（2021）では、①ガバナンス、②リスクと機会、③事業戦略、④目標と実績、⑤排出量算定、⑥排出量データ（Scope1、Scope2、Scope3すべてについて記載）、⑦エネルギー、⑧追加指標、⑨検証、⑩カーボンプライシング、⑪エンゲージメントの11項目に分けられる



スコア表示

(出所) 環境省HPより


F: CDP気候変動質問書の回答評価を行うのに十分な情報を提供していない。⁶

※2021年5月時点（税抜き）

(出所) CDP気候変動レポート2020（日本版）より

EcoVadis (その1)

- EcoVadisはパリに本社を置く民間企業EcoVadis社が提供する、取引先企業の持続可能性（サステナビリティ）パフォーマンスをモニタリングするプラットフォーム

運営主体	EcoVadis社（民間企業）
本拠地	パリ
設置年	2007年（日本には2019年にオフィス設立）
会員数／評価企業数	75,000社（160か国）
業種	200以上
備考	方法論はGRI、国連グローバル・コンパクト、ISO26000等のCSRのグローバルスタンダードに準拠

評価プロセス

オンライン登録	会社のプロフィール作成
質問票への回答	質問票に回答し、証明書類（認定書等）をアップデート
専門家による分析	EcoVadisのアナリストが回答をスコアカードとして抽出（6～8週間）
評価結果	- スコアカードにWEBでアクセス（12か月有効） - 結果の共有、顧客との連携、周知等が可能

評価項目

- 4つのテーマ（環境、労働と人権、倫理、持続可能な資材調達）にかかる21の基準で企業の方針、施策、実績についてサプライヤーを評価・管理する。

採点スケール

優秀	スコア85～100
高水準	スコア65～84
中程度	スコア45～64
部分的	スコア25～44
不十分	スコア0～24

プラチナ - 上位1%（総合得点が73～100点）
 ゴールド - 上位5%（総合得点が66～72点）
 シルバー - 上位25%（総合得点が54～65点）
 ブロンズ - 上位50%（総合得点が45～53点）
 （2020年1月1日の基準）

費用

	ベーシック	プレミアム	コーポレート
MAX25人の従業員	1年：320€ 3年：735€	1年：875€ 3年：1,970€	1年：4,750€ 3年：10,690€
26～99人の従業員	1年：495€ 3年：1,130€	1年：1,055€ 3年：2,365€	1年：4,930€ 3年：11,085€
100～999人の従業員	1年：725€ 3年：1,630€	1年：1,270€ 3年：2,865€	1年：5,145€ 3年：11,580€
1000人以上の従業員	1年：1,205€ 3年：2,715€	1年：1,765€ 3年：3,960€	1年：5,630€ 3年：12,680€

EcoVadis（その2）

- 準拠しているグローバルスタンダードの概要は以下の通り

＜準拠している主な基準＞

Global Reporting Initiative（GRI）

- ・民間企業、政府機関、その他の組織におけるサステナビリティ報告書への理解促進とその作成をサポートする同名の非営利団体によって公表された基準
- ・経済、環境、社会に与えるインパクトを報告し、持続可能な発展への貢献を説明するフレームワーク

国連グローバルコンパクト

- ・国連と民間（企業・団体）が手を結び、健全なグローバル社会を築くためのサステナビリティ・イニシアチブ
- ・人権、労働、環境、腐敗防止の4分野で10の原則を普遍的な価値として設定

ISO26000

- ・国際標準化機構（ISO）が2010年に発行した、組織の社会的責任に関する国際的なガイドライン規格

資料：各種公表資料より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

EcoVadis（その3）

- 日本の食品企業も、以下のような形でEcoVadisを利用

<日本の食品企業による利用事例（抜粋）>

菓子メーカーa社

・2020年から取引先に向け、EcoVadisの評価システムもしくは自社オリジナルの「サステナブル調達アンケート」を開始

飲料メーカーb社

・グループのサプライヤー基本原則に該当しないサプライヤーにつき、EcoVadisによりESGパフォーマンスを監視、管理、継続的な改善を実施

食品原料メーカーc社

・サステナビリティ行動計画において、2025年度目標にEcoVadis評点の向上を掲げ、持続可能な調達への取り組みを強化。2022年に上位5%以内のゴールド評価を取得。

調味料メーカーd社

・2021年にEcoVadisの審査を受け、上位26%～50%の企業に授与されるブロンズメダルを取得

（資料）各社資料より、みずほリサーチ＆テクノロジーズ作成

Sedex（その1）

- Sedexは、グローバルサプライチェーンの労働条件を企業が管理および改善するための世界有数のオンラインプラットフォームを提供する会員組織

運営主体	Sedex（NPO団体）、日本では経済人コー円卓会議（CRT）日本委員会が代理店
本拠地	ロンドン
設置年	2001年
会員数／評価企業数	60,000社以上（180か国）
業種	食品、農業、金融サービス、衣類、衣料品、包装、化学物質など35の産業分野
備考	ロンドン五輪、リオデジャネイロ五輪のサプライヤー評価を担当

評価プロセス

SEDEX入会	- SedexのHP上で自社アカウントを登録 - 企業名、工場名・事業所名、住所等を登録
工場・事業所の登録	- A/AB会員の場合、子会社と工場を登録 - B会員の場合、自社工場・事業所を登録
自己評価アンケート（SAQ）への回答	- 各自社工場又は各事業所ごとにSAQに回答 - A/AB会員はリスク評価ツールを活用して潜在的リスクの特定や評価を行う（オプション）
SMETA監査の実施	- A/AB会員はサプライヤーにSMETA監査実施を依頼 - B会員はバイヤーの要求に応じSMETA監査を受ける ※指摘があった場合、是正措置を実施して再監査
情報共有	- 会員間で電子プラットフォーム上で紐づけを行い、情報を共有する - 複数工場を登録する場合、公開する工場を選択可能
フィードバック	- A/AB会員はSAQや監査の評価を行い、評価結果をサプライヤーに伝える - B会員は指摘された項目を改善、SAQの見直しを行う

評価項目

- 自己評価アンケート（SAQ）は、労働基準、安全衛生、企業倫理、環境の4分野に基づく
- SMETA（Sedex会員企業や監査会社から構成される監査スキーム）では、下記の2つから監査スコープを選択
 - ベーシックスコープ（2領域）：労働基準、安全衛生、その他
 - フルスコープ（4領域）：労働基準、安全衛生、環境、ビジネス倫理

監査レポート



費用

	A会員	AB会員	B会員
主な会員対象	小売業者、商社、政府系組織、NGOs	製造業、メーカー、サービス事業者	原料・包材等のサプライヤー、サービス事業者
サービス内容	他の会員の情報の閲覧	他の会員の情報の閲覧、バイヤーと自社の情報を共有	バイヤーと自社の情報を共有
会費	連結売上高に準じる	連結売上高に準じる	£100.00GBP（年会費）

Sedex（その2）

- 日本の食品企業の間でも、以下のようにサプライヤー管理ツールとして、Sedexの電子プラットフォームを利用しているケースがみられる

＜日本の食品企業による利用事例（抜粋）＞

調味料メーカーe社	・2018年からサプライヤー管理にSedexを活用 ・2025年度までにSedexをベースにグループ内同一基準でのサプライチェーン管理体制を構築することを目指している
飲料メーカーf社	・サプライヤーアンケートに加え、Sedexのセルフ・アセスメントツールを活用して、サプライチェーン上のリスクマネジメントを強化する方針 ・豪州子会社のサプライヤーは、2021年末までに100%Sedexに加入
飲料メーカーg社	・2019年にSedexに加入し、サプライヤーのリスク特定やリスク管理能力の評価を実施 ・2021年11月時点で、主要サプライヤー650社をSedexを通じてマネジメントしている
油脂メーカーh社	・顧客の要請に対応してグループ企業のSedex会員登録をグループ内で推進

（資料）各社資料より、みずほリサーチ＆テクノロジーズ作成

3. 欧州における食のサステナビリティ

- 3-1 欧州における食品関連政策
- 3-2 消費者の動向
- 3-3 卸小売の動向
- 3-4 認証の動向
- 3-5 その他の動向

3. 欧州における食のサステナビリティ

3-1 欧州における食品関連政策

3-2 消費者の動向

3-3 卸小売の動向

3-4 認証の動向

3-5 その他の動向

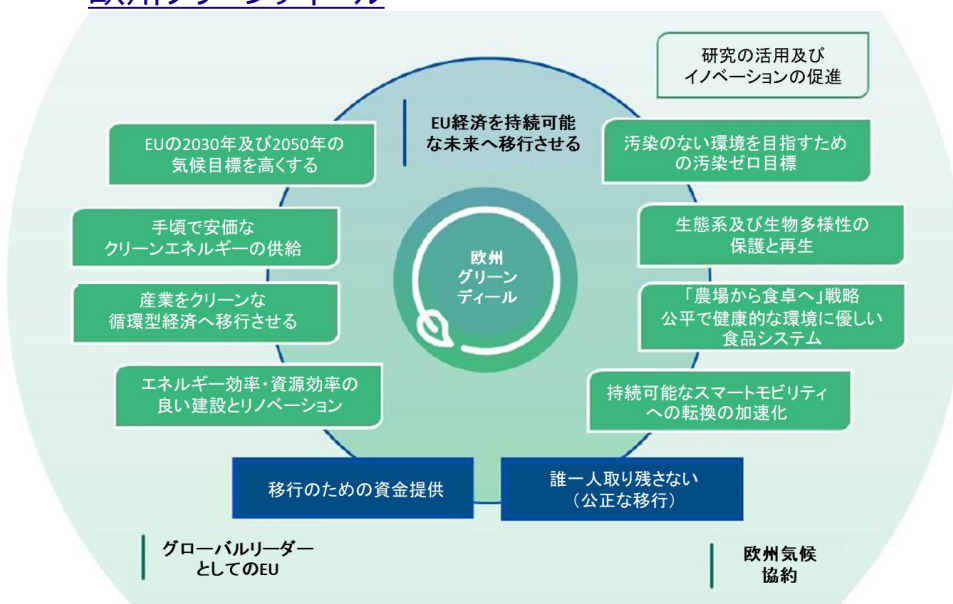
日本からEUへの食品輸出にかかる規制動向

品目	EUにおける既存規制	中長期的な規制強化の方向性	
		対EU域外（規制）	対EU域内（方針）
畜産物	- 牛肉を除く生鮮肉は、日本からの輸出は不可 - 牛肉については、認定を受けた北海道、群馬県、栃木県、岐阜県、京都府、兵庫県、宮崎県、鹿児島県の12施設からの出荷に限り可 - 牛肉以外の肉類、乳に関しては、EU向け輸出認定施設が日本に存在しないため輸出不可（2021年12月時点） 2021年4月21日より、動物性加工済原料（魚粉末、液卵、脱脂粉乳等）を含む混合食品を輸出する際に、EU域内外の認定施設由来であること等を証明する必要有。公的証明書（Official Certificate）、事業者の自己宣誓書（Private Attestation）添付が必要	森林破壊に寄与した土地で生産された製品の輸入を禁じるもの。日本産牛肉に関しては、飼料の動向のみ注視（森林DD規則）	（メタン戦略） - 農業、廃棄物、エネルギーを対象に、メタン削減を求める方針 - 特に家畜の腸内発酵によるメタン排出削減施策の検討（メタン戦略に対するCOM AGRIコメント） - 食生活の変化促進 - 輸入食品のメタン排出量の把握（責任ある食品ビジネスと販売活動についてのEU行動規範） - 持続可能な食品の推奨（高い動物福祉規範に基づく製品）
果実・野菜	オーガニック製品について、2017年10月19日よりオンラインシステムTRACESを通じ、輸出証明書を電子申請する必要がある		（F2F戦略） - 農薬削減、肥料削減、抗微生物の使用、有機農業の推奨、食ロス削減、食生活の変化促進（生物多様性戦略） - 農薬削減、肥料削減、による、生物多様性に富んだ生態系維持（責任ある食品ビジネスと販売活動についてのEU行動規範） - 果実・野菜・全粒穀物・ナッツ・豆類・植物繊維の消費慣行 - 有機食品の推奨
コメ・茶	日本で使用可能な農薬がEUのポジティブリストには入っていないことがあるため、コメ・茶葉等の農産物を輸出する場合には留意が必要。輸出前の残留農薬検査、当該検査証明書の提出等が必要になる場合がある		（責任ある食品ビジネスと販売活動についてのEU行動規範） - 有機食品の推奨
林産物		森林破壊に寄与した土地で生産された製品の輸入を禁じるもの。木材製品の大半が対象となる可能性あり（森林DD規則）	
水産物	水産物については品目ごとにHACCP認定を受けた施設からの出荷に限り輸出可（天然水産物の場合、IUU漁業規則に基づく漁獲証明書・加工証明書も必要）		（責任ある食品ビジネスと販売活動についてのEU行動規範） - 持続可能な食品の推奨（持続可能な水産物、藻類製品）
菓子類 清涼飲料水	- 食品添加物・香料・食品包材プラスチックについてはポジティブリスト制度をとっており、日本で使用が認められている添加物等がEUでは認められていないことがある - フランスでは、食品に接触する包装容器などについて、ビスフェノールAの使用禁止 - フランスでは、2020年1月1日から食品添加物の二酸化チタン使用した食品流通禁止	大企業の場合、事業者のバリューチェーン（自社、子会社及び関連事業者）における人権及び環境に対するリスク対応が必要（コーポレートDD→各国法）	（責任ある食品ビジネスと販売活動についてのEU行動規範） - 栄養及び環境フットプリント表示の拡大 - 健康・栄養バランス・サステナビリティを意識した食事の推奨
酒類・調味料	ワインおよび蒸留酒の容量規制：指定されている容量サイズで販売する義務がある。リキュールも該当。ただし日本酒および日本で瓶詰めされた日本産の720mlおよび1800mlの容器の単式蒸留焼酎は該当しない	大企業の場合、事業者のバリューチェーン（自社、子会社及び関連事業者）における人権及び環境に対するリスク対応が必要（コーポレートDD→各国法）	（責任ある食品ビジネスと販売活動についてのEU行動規範） - 栄養及び環境フットプリント表示の拡大 - 健康・栄養バランス・サステナビリティを意識した食事の推奨

欧州グリーンディール政策とFarm to Fork戦略

- 欧州グリーンディールは、2019年12月に就任したフォン・デア・ライエン新欧州委員会委員長（任期2019～2024年）が公約の一番目に掲げた目玉政策である。EUの法的イニシアチブ及び政策立案の指針となるロードマップである。フォン・デア・ライエン委員長は、「欧州グリーンディール」を通じて、2050年までにEU経済をカーボンニュートラルにするためのグリーン化と転換を優先させるとしている。2020年を通じ、欧州委員会は同目標を達成するための多くの部門別戦略を発表している。
- 今後、農業部門を含め、EUの政策およびインフラ・技術に対する投資プログラムは欧州グリーンディールを中心に展開すると予想される。このうち、農業・食産業に関する分野であれば、「公平で健康的な環境に優しい食品システム」と「生態系および生物多様性の保護と再生」との関連性が高い。
- F2F戦略は、欧州グリーンディールのうち、農業部門において核となる政策である。

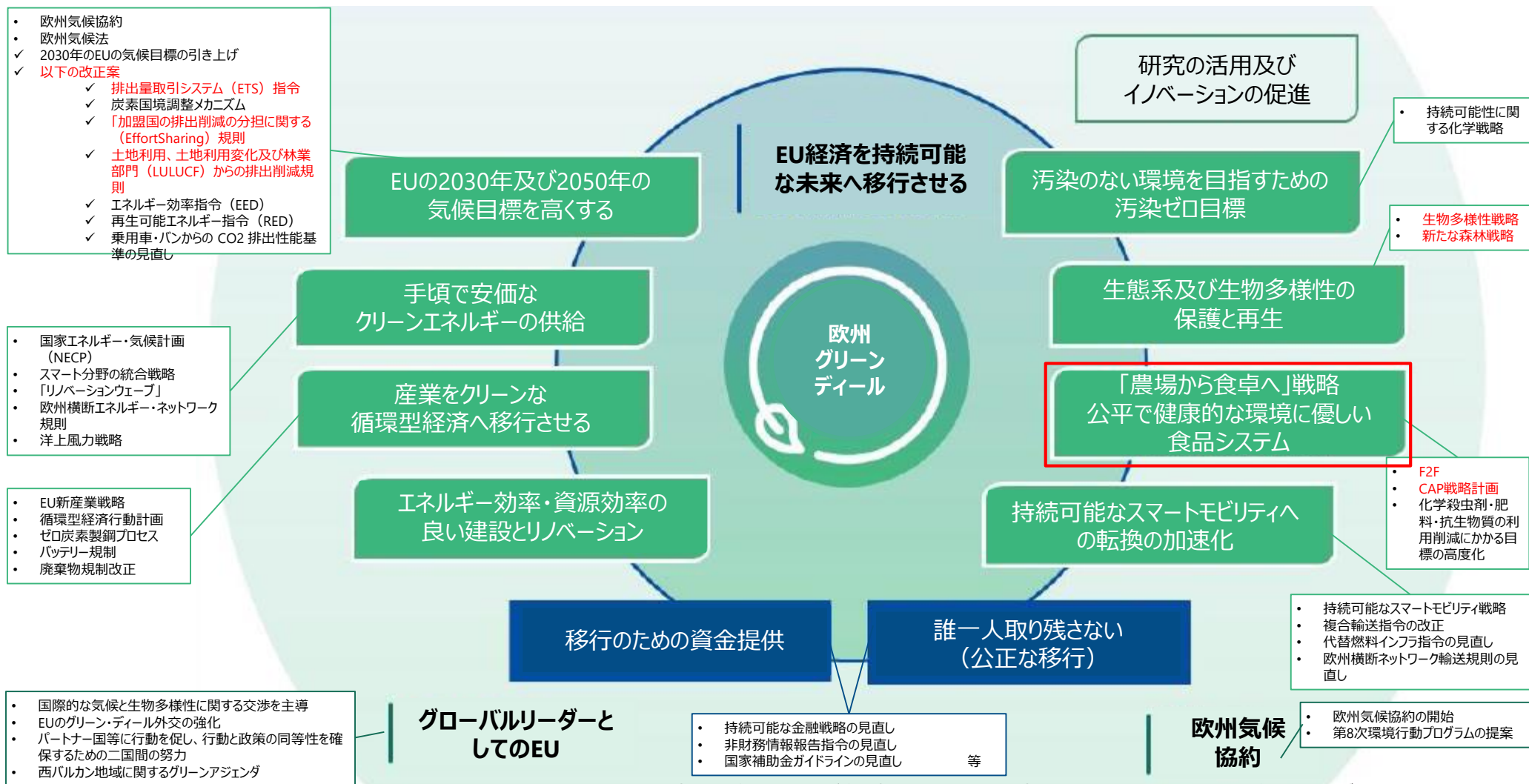
欧州グリーンディール



日付	内容
2019年12月1日	EU新体制発足
2019年12月11日	欧州グリーンディールの骨子発表
2020年1月14日	欧州グリーンディール投資計画及び移行メカニズムの発表
2020年3月4日	欧州気候法（2050年までに欧州を気候中立にすることが目的）法案提出 欧州気候法行動計画（Action Pact）のパブコメ公募開始（2020年6月17日×切）
2020年3月10日	欧州産業戦略（European Industrial Strategy）の承認
2020年3月11日	循環経済行動計画（Circular Economy Action Plan）案提出
2020年4月14日	欧州環境大臣とグローバル企業39社のCEOが「グリーンリカバリー・アライアンス」を結成 ※新型コロナからの復興経済対策で気候変動を重視することをEU内外に求めた
2020年5月20日	「農場から食卓へ戦略（Farm to fork strategy）」の発表 欧州生物多様性戦略（EU Biodiversity Strategy）の発表
2020年5月27日	欧州委員会が「多年度財政枠組み（MFF）（2021～2027年）」の新案を発表 ※従来のMFFに対し、新型コロナからの復興のための基金（「次世代のEU」）を含めて増強
2020年7月8日	「エネルギーシステム統合戦略」及び「欧州の気候中立に向けた水素戦略」を発表 完全に脱炭素化され、より効率的で相互に関連したエネルギー産業を目指す
2020年9月17日	「欧州気候法」規則案の修正及び2030年の温室効果ガス排出削減目標（1990年比）を「少なくとも55%」とする提案を公表

欧州グリーンディール政策

■ 欧州グリーンディール政策のうち、農業・食産業に関係する部分については赤字で示す



（出典）欧州委員会及び欧州消費者共同組合連合（EURO COOP）、農林中金 公開資料を基にみずほRT作成

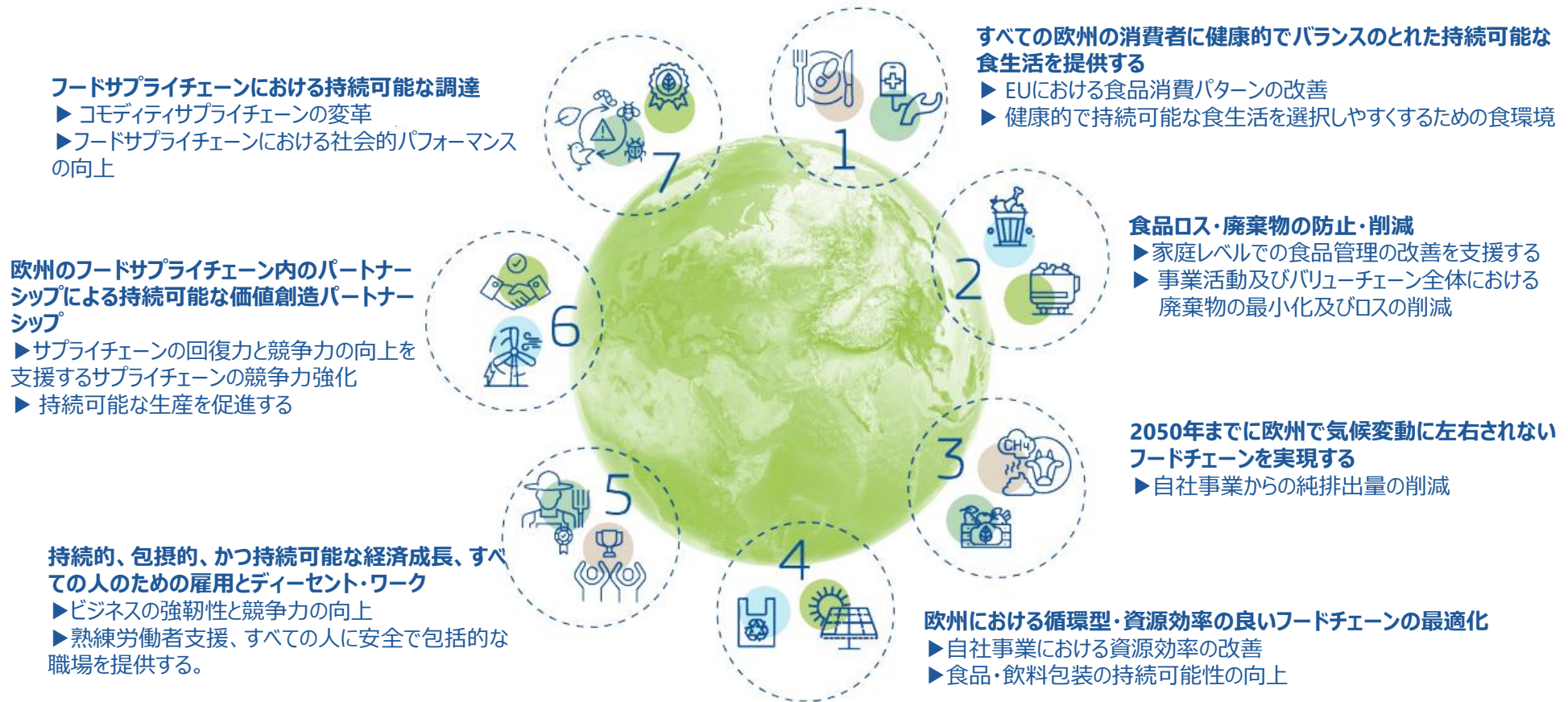
Farm to Fork戦略

- Farm to Fork戦略（F2F戦略）は、2020年5月に公表。農業生産から消費に至るフードシステムの全体を対象としており、農業のあり方を根本的に変えることによって欧州グリーンディールを支援することを目指しているものの、農業セクターからは主要目標が生産に偏っており、農家への負担が大きいとの批判があがっていた
- F2F戦略に基づく、フードバリューチェーン上の主な課題、及びその解決のためにF2F戦略上（持続可能なフードシステムへの移行のため）重要な項目を示す



責任ある食品ビジネスと販売活動についてのEU行動規範

- 「責任ある食品ビジネスと販売活動についてのEU行動規範」はF2F戦略の一環で、2021年7月15日に発効した、食品サプライチェーンに関わる事業者が対象の、任意の行動規範。食品加工事業者をはじめ、公表当時は65の企業・団体が署名
- 欧州委員会は、中小企業に対しても本行動規範に従うように要求しており、中小企業を含めたフードサプライチェーン全体での「責任ある食品ビジネスと販売活動」の実現を掲げている



出所：欧州委員会、Factsheet「What is the EU Code of Conduct on Responsible Food Business and Marketing Practices?」よりみずほリサーチ&テクノロジーズ訳出

Farm to Fork戦略の今後

- F2F戦略では、食料システム全体の変革を促すために、様々な制度設計、導入が想定されている
- 2022年度以降に新たに導入が予定されている規制は、栄養表示や畜産からの環境影響の削減施策であり、2023年第4四半期には、「持続可能な食料システム」の法的枠組みが正式に導入される見通し。今後の食品流通に影響を与える可能性が大きい

	市民が健康的で持続可能な選択を できるよう支援する	農家と漁業家を支援し、移行可能にする	自然と気候
2022年 第2四半期		Farm Sustainability Data Networkの立ち上げ	- 持続可能な農業使用に関する法規制改訂 - 生物農薬(Biopesticide)の上市を促進するための規則改訂
2022年 第3四半期		EU農産物・食品販売促進プログラムの改訂	
2022年 第4四半期	- 食塩、砂糖、脂肪分を多く含む食品の販売促進を制限するための栄養プロファイルの設計 - 域内統一的な容器包装前面表示制度の義務化 - 特定の商品の原産地表示 - 日付記載に関するルールの改訂（‘use by’ and ‘best before’） - 市民が健康的で持続可能な選択をできるよう支援する	農産物、水産物、養殖水産物に対する市場基準の改訂	- 飼料添加物法制の改訂 - 種子と森林に関する市場基準の改訂
2023年 第2四半期	食品に接触する材料に関する法制度の改訂	新たなあるゲノム技術を用いて生産された植物に対する法制度	食品廃棄の減少に向けてのEULレベルの目標設定
2023年 第4四半期	- 学校や公的機関における持続可能な食品調達の義務的な最低基準の設定 - EU学校スキームの改訂 - 持続可能なフードラベルに関するフレームワーク		動物福祉に関する法制度の改訂
持続可能な食料システムの法的枠組み			

（出所）欧州委員会ウェブサイト（https://food.ec.europa.eu/system/files/2022-04/f2f_timeline-actions_en.pdf）よりみずほリサーチ&テクノロジーズ訳出

キーワード① 森林破壊された土地で生産されたコモディティの輸入禁止

- 「EUの消費が森林資源の枯渇（森林減少と森林劣化）に与える影響を低減することを目指す」ための義務的なデューデリジェンスの実施を行うEUDR規則（森林DD規則）が検討されている
- 対象製品をEU・EEA市場へ配置又はEU・EEA市場から輸出する事業者は、要件を満たさない限り、罰則の対象となる。
- 目的は以下の2つ。
 - ①欧州グリーン・ディールの一環として温室効果ガスの排出及び生物多様性の喪失を減らすこと
 - ②森林生態系に依存する地域住民の生活の保護

施行日が2023年6月であると仮定した場合の暫定スケジュール

2019年7月23日	●コミュニケーション文書「世界の森林の保護及び回復に向けたEU行動の強化」を公表 「森林破壊のないサプライチェーンの共通理解のための需要側への追加的な規制」に関して言及
2020年9月3日～12月10日	●パブリックコンサルテーションを実施 圧倒的多数の利害関係者（企業団体やNGO）がデューデリジェンス義務化を支持
2021年11月21日	●欧州委員会環境総局（DG ENV）が欧州委員会が規則案公表
2022年6月28日	●EU理事会が「森林破壊防止を目的としたデューデリジェンス義務化規則」修正案（一般教書アプローチ）」を採択
2022年9月12日	●欧州議会本会議で、欧州議会の修正案として決議
2022年12月6日	●それぞれの立場による三者協議の結果、政治合意に至る
2023年5～6月頃	●官報へ掲載される＋掲載日から20日後に施行される
2024年6月まで（施行日から1年以内）	●レビュー・影響評価を実施。（他の森林地帯への適用拡大を検討）
2024年11～12月頃（施行日から18か月後）	●規則の適用開始（一部条項を除く。2020年12月31日以前に設立された零細企業・小規模企業を除く）
2025年6月まで（施行日から2年以内）	●レビューを実施（他の生態系・品目の拡大・対象製品の修正/拡大の検討、消費の変化の把握、金融機関の義務の規定を検討）
2025年5～6月頃（施行日から24か月後）	●2020年12月31日以前に設立された零細企業・小規模企業への規則の適用開始
2028年6月まで（施行日から5年以内）	●規則のレビューを実施（第三国及びサプライチェーン上のステークホルダーへの影響評価、森林劣化の定義拡大、チェック機能の有効性）

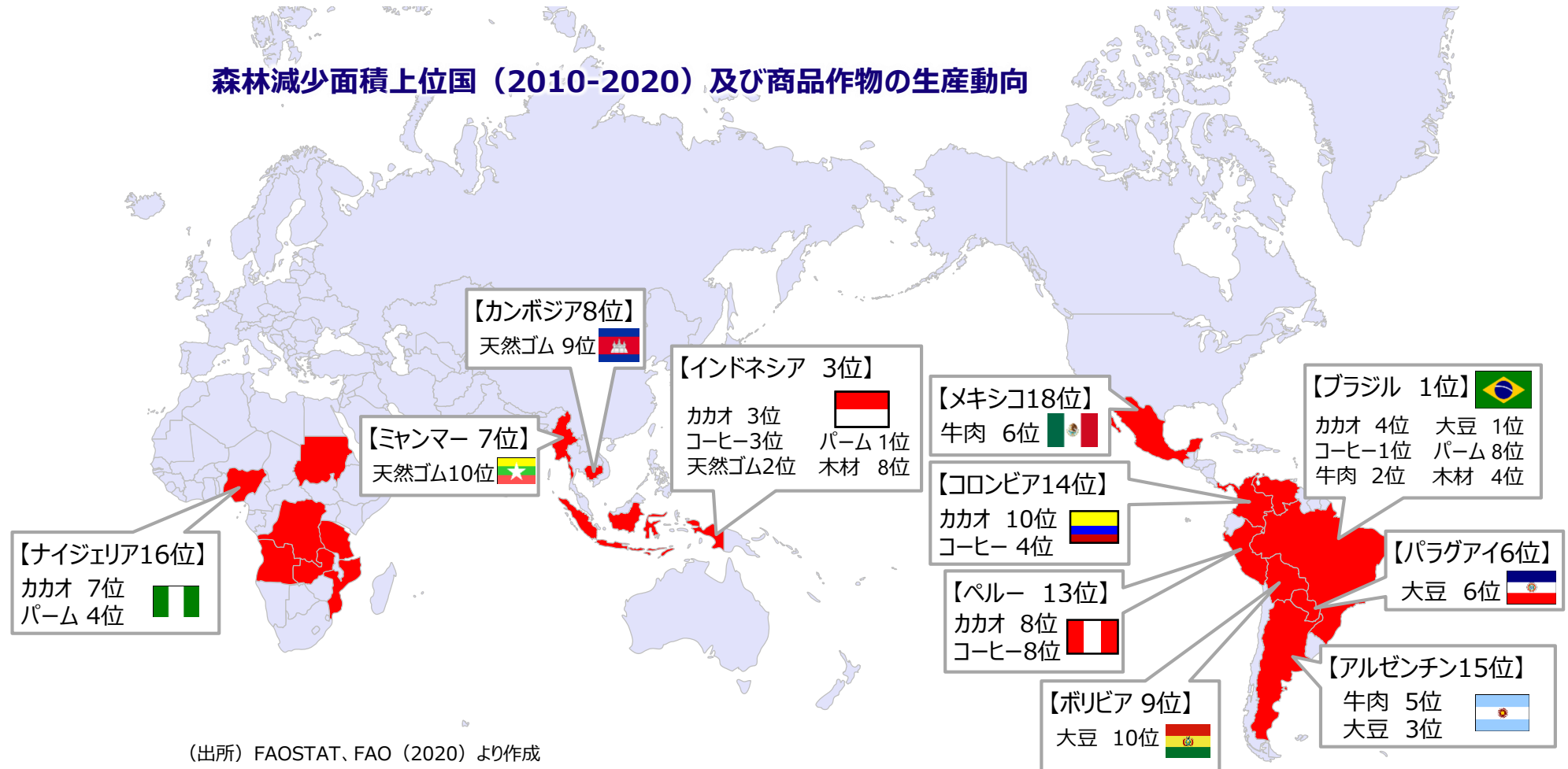
約1年で三者合意。
特にEU理事会、欧州議会は譲歩。
規則の成立を優先しており、今後も論点は残されている。

2022年12月のウェブ公開情報を基に作成。

(参考) 森林デューデリジェンス規則導入の政策的背景

- 熱帯地域では、カカオ、コーヒー、パームの主要な生産国が集中しており、南米では木材、大豆、牛肉の生産、東南アジアでは天然ゴムの生産が行われている。森林減少や森林劣化の主要な原因が、商品作物生産のための農地拡大がある
- EUでは、域内の消費者が商品作物の購入を通じて、森林減少や森林劣化に寄与しないようにするための規制を検討

森林減少面積上位国（2010-2020）及び商品作物の生産動向



(参考) 森林デューデリジェンス規則 (EUDR) とは

- 牛関連製品、木材製品、パーム油製品、大豆製品、カカオ製品、コーヒー製品、天然ゴム製品の7品目について、「EUの消費が森林資源の枯渇（森林減少と森林劣化）に与える影響を低減することを目指す」ための義務的なデューデリジェンスの実施を行うもの
- 対象品目をEU市場に輸入* /EUから輸出する事業者は、要件を満たさない限り、罰金等の対象となる
- 「規則」のため、EUの加盟国及びEU加盟国の企業や国民に対して直接規制をかけるものとなる
- 目的は以下の2つ
 - ① 欧州グリーン・ディールの一環として温室効果ガスの排出及び生物多様性の喪失を減らすこと
 - ② 森林生態系に依存する地域住民の生活の保護

EU木材規則 (EUTR) 2013.3～

- 違法伐採木材のEU域内市場への配置（輸入）禁止
- 違法伐採木材が出荷されるリスクを最低限に抑えるために、体系的な手続きおよび措置の枠組(デューデリジェンスシステム、Due Diligence System: DDS)を用いて、しかるべき注意を払うこと
- 使用するデューデリジェンスシステムを管理し、定期的に評価すること

森林デューデリジェンス規則 (EUDR) 2023.6～

- 2020年末以降の森林破壊をもたらした農地の拡大について、当該農地で生産された対象品目のEU域内市場への配置（輸入）禁止
- 当該農地で生産された対象品目が出荷されるリスクを最低限に抑えるために、義務的なデューデリジェンスの実施を行うもの
- 使用するデューデリジェンスシステムを管理し、定期的に評価すること

(出所) EU理事会規則案より作成

*EU市場で輸出入：「市場への配置（欧州域内市場で最初に商品作物や製品を最初に利用可能とすること）」または「EUから輸出」について、簡便に示すために使用しております。正式な用語ではないことにご留意ください。

(参考) 森林デューデリジェンス規則 (EUDR) のポイント①

対象品目

EU域内で最も関連性があり、貿易価格における政策介入が最も効果的な7品目が対象

牛関連製品、木材製品、パーム油製品、大豆製品、カカオ製品、コーヒー製品、天然ゴム製品

※規則施行後2年以内に、「とうもろこし」を対象品目化するか、議論する予定

対象製品

- 対象品目または原材料とする製品はCNコードで定められている
- 対象品目の中でも、規制の対象製品から除外されているものもある
- 規則施行後2年以内に、対象製品の修正・追加にかかる議論が実施される

※バイオ燃料（HSコード：382600）に関しては継続検討

対象品目及び対象製品の要件

① 森林破壊のない（deforestation-free）の品目及び製品であること

- ✓ 対象品目を原材料または飼料に使用した製品であり、対象品目が基準年以降に森林減少の対象となっていない土地で生産されたもの。
- ✓ 木材製品の場合は、基準年以降に森林劣化を伴わない森林から伐採された木材を使用したもの
- ✓ 基準年は2021年1月1日とする

② 「生産国の関連法規」に基づいて、生産・収穫・伐採・肥育等が実施されていること

- ✓ 土地の所有権
- ✓ 環境保護権
- ✓ 森林関係の規則（木材の場合は保全を含む）
- ✓ 第三者の権利
- ✓ 労働権
- ✓ 国際法に準拠した人権
- ✓ 先住民族の権利に関する国連宣言を含むFPIC権利（自由意志による、事前の、十分な情報を得た上で同意する、または同意しない権利）
- ✓ 租税、腐敗防止、貿易、関税規制

(参考) 森林デューデリジェンス規則 (EUDR) のポイント②

対象事業者

■ EU市場で輸出入をする事業者

- ✓ 加工、消費者への提供、事業での使用を含む
- ✓ オンライン販売も含まれる

■ 第三国（EU以外）で設立された企業がEU市場で輸出入をする場合、EU域内で最初に対象製品を購入する事業者

*EU市場で輸出入：「市場への配置（欧州域内市場で最初に商品作物や製品を最初に利用可能とすること）」または「EUから輸出」について、簡便に示すために使用しております。正式な用語ではないことにご留意ください。

違反した場合の対応

■ 加盟国が個別に定める

- 罰金：前会計年度における年間総売上高の4%を上限とする
- 不適合製品の没収
- 不適合製品により得た利益の没収
- 最大1年間の、公共調達プロセスおよび公共資金調達への制限
- 重大又は反復した違反の場合は、関連製品の取扱い（市場への導入及び輸出）を一時的に禁止する
- 重大又は反復した違反の場合は、簡易なデューデリ手続きの禁止

■ 欧州委員会は、不遵守の認定から30日以内に、法人名、判断日、違反行為の概要、罰則の概要をウェブサイトで公表

事業者の対応

※中小企業の場合は例外あり

① EU市場で輸出入する前に、デューデリジェンスを行い、要件を満たしているか確認

- ✓ 要件を満たしていない場合、デューデリジェンスを実施した結果要件を満たしていないと分かった場合はEU市場で輸出入は不可

② 所管官庁（各加盟国が決定）へ、デューデリジェンスステートメントの提出

- ✓ 提出により、製品が要件を満たしていることに関する責任を負う
- ✓ 情報システムでの利用可能日から5年間、記録を保管する必要がある。

※ 要件に適さないと後から知った際は、所管官庁及び製品を提供した事業者へ報告する必要がある

※ 輸出の場合は、輸出先国の所管官庁に報告する必要がある

（出所）EU理事会規則案より作成

(参考) 森林デューデリジェンス規則 (EUDR) のポイント③

デューデリジェンスステートメント

- 事業者の名称、住所、EU市場に配置する製品の場合は、経済事業者登録識別番号(EORI)
- 事業者がEU市場での輸出入する製品のHSコード及び賞味量等の説明
- 製品の品目が生産されたすべての土地に関する生産国及び地理的位置情報
- 「森林破壊のない (deforestation-free) の製品であること」または「生産国の労働、環境、及び人権にかかる国内法及び国際法に準拠していない」というリスクが全くないかごくわずかであることを確認した旨の宣誓
- 代表者名、事業者名、署名日、及び代表者のサイン

トレーサビリティの確保

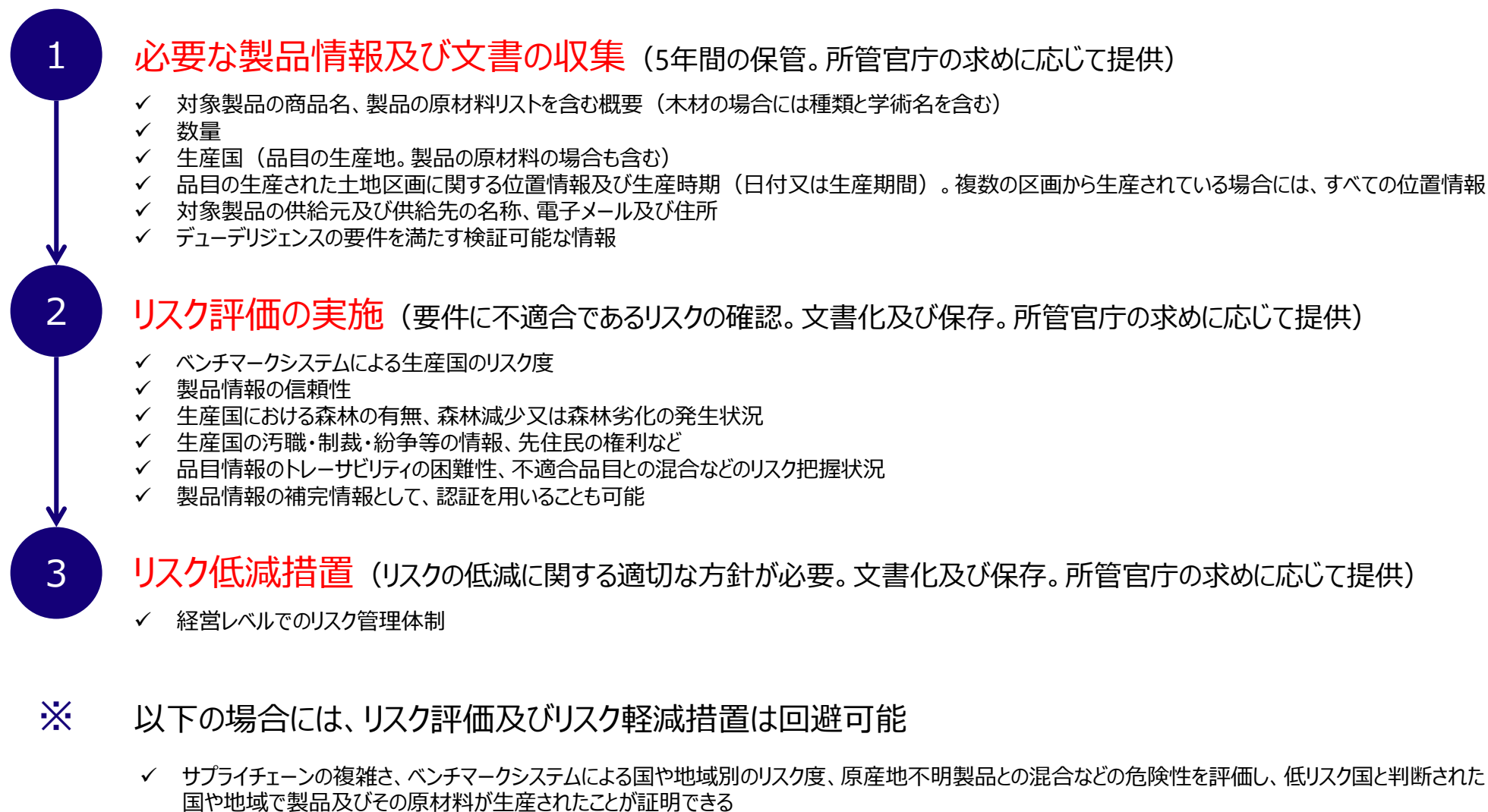
- 製品が生産された土地をすべてを点 (プロット) で表示した**地理的表示の座標 + 生産の日付**を報告
- 対象製品が生産された**土地区画 (ポリゴン) 情報も活用可能**
- 時間情報としては、収穫シーズンでも可能

認証の活用

- 認証や第三者認証スキームをもとに基準を把握するが、**認証によるリスク評価は認めない**

(出所) EU理事会規則案より作成

(参考) 森林デューデリジェンス規則 (EUDR) の実施フロー



(出所) EU理事会規則案より作成

(参考) 対象製品（牛肉関連製品）

品目	品目（日本語）	HSコード
牛肉関連製品	牛（生きているものに限る。）のうち、 ・家畜のもの	0102
	牛の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	0201
	牛の肉（冷凍したものに限る。）	0202
	食用のくず肉（牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニーのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）のうち、 ・牛のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） ・牛のもの（冷凍したものに限る。）	020610
	食用のくず肉（牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニーのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）のうち、 ・肝臓	020622
	食用のくず肉（牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニーのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）のうち、 ・その他のもの	020629
	その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉、血及び昆虫類のうち、 ・牛のもの	160250
	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしていないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。）	4101
	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物のなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）のうち、 ・湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの	4104
	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第41.14項の革を除く。）のうち、 ・全形の革	4107

（出所）EU理事会公開情報より作成、日本語訳は税関「輸出統計品目表」を使用

（参考）対象製品（カカオ関連製品／コーヒー関連製品）

品目	品目（日本語）	HSコード
カカオ関連製品	カカオ豆（生のもの及びいつたもので、全形のもの及び割つたものに限る。）	18010000
	カカオ豆の殻、皮その他のくず	18020000
	ココアペースト（脱脂してあるかないかを問わない。）	1803
	カカオ脂	18040000
	ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）	18050000
	チョコレートその他のココアを含有する調製食料品	1806

品目	品目（日本語）	HSコード
コーヒー関連製品	"コーヒー（いつてあるかないか又はカフェインを除いてあるかないかを問わない。） 、コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物（コーヒーの含有量のいかんを問わない。）のうち、・コーヒー（いつたものを除く。） "	0901

（出所） EU理事会公開情報より作成、日本語訳は税関「輸出統計品目表」を使用

(参考) 対象製品（天然ゴム関連製品）

品目	品目（日本語）	HSコード
天然ゴム製品	天然ゴム、バラタ、グタペルカ、グアユール、チクルその他これらに類する天然ガム（一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。）	4001
	配合ゴム（加硫してないもので、一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。）	4005
	加硫してないゴムで、その他の形状のもの（例えば、棒、管及び型材）及び製品にしたもの（例えば、円盤及びリング）	4006
	糸及びひも（加硫したゴムのものに限る。）	4007
	板、シート、ストリップ、棒及び型材（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）のものに限る。）のうち、 ・セルラーラバーのもの	4008
	コンベヤ用又は伝動用のベルト及びベルチング（加硫したゴム製のものに限る。）のうち、 ・コンベヤ用のベルト及びベルチング	4010
	ゴム製の空気タイヤ（新品のものに限る。）	4011
	ゴム製の空気タイヤ（更生したもの及び中古のものに限る。）並びにゴム製のソリッドタイヤ、クッションタイヤ、タイヤトレッド及びタイヤフラップのうち、 ・更生タイヤ	4012
	ゴム製のインナーチューブ	4013
	衣類及び衣類附属品（手袋、ミトン及びミットを含み、加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限るものとし、用途を問わない。）のうち、 ・手袋、ミトン及びミット	4015
	その他の製品（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限る。）	4016
	硬質ゴム（例えば、エボナイト。くずを含むものとし、形状を問わない。）及びその製品	4017

（出所）EU理事会公開情報より作成、日本語訳は税関「輸出統計品目表」を使用

(参考) 対象製品 (パーム関連製品)

品目	品目 (日本語)	HSコード
パーム関連製品	パーム油及びその分別物 (化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。)	1511
	その他の採油用の種及び果実 (割つてあるかないかを問わない。) のうち、 ・油やしの実及びパーム核 ・綿実	120710
	やし (コブラ) 油、パーム核油及びババス油並びにこれらの分別物 (化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。) のうち、 ・粗油	151321
	やし (コブラ) 油、パーム核油及びババス油並びにこれらの分別物 (化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。) のうち、 ・その他のもの	151329
	その他の植物性又は微生物性の油かす (粉碎してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わないものとし、第23.04項又は第23.05項のものを除く。) のうち、 ・パーム油かす及びパーム核油かす	230660
	非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体のうち、 ・グリセリン	290545
	飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体のうち、 ・パルミチン酸及びステアリン酸並びにこれらの塩及びエステル	291570
	飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体のうち、 ・その他のもの	291590
	工業用ステアリン酸	382311
	工業用オレイン酸	382312
	脂肪酸、工業用、モノカルボン酸; 精製からの酸性油 (ステアリン酸、オレイン酸、トール油脂肪酸を除く)	382319
	工業用脂肪アルコール	382370

(出所) EU理事会公開情報より作成、日本語訳は税関「輸出統計品目表」を使用

(参考) 対象製品 (木材製品①)

品目	品目 (日本語)	HSコード
木材製品	のこず及び木くず (棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。)、薪材並びにチップ状又は小片状の木材のうち、 ・薪材	4401
	木炭 (植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。)	4402
	木材 (粗のものに限るものとし、皮若しくは辺材を剥いてあるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。) のうち、 ・ペイント、クレオソートその他の保存剤により処理したもの	4403
	たが材、割ったポール、木製のくい (端をとがらせたものに限るものとし、縦にひいたものを除く。)、木製の棒 (つえ、傘の柄、工具の柄その他これらに類する物品の製造に適するもので粗削りしたものに限るものとし、ろくろがけし、曲げ又はその他の加工をしたものを除く。) 及びチップウッドその他これに類するもの	4404
	木毛及び木粉	4405
	木製の鉄道用又は軌道用の枕木のうち、 ・染み込ませてないもの	4406
	木材 (縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。) のうち、 ・針葉樹のもの	4407
	化粧ばり用単板 (積層木材を平削りすることにより得られるものを含む。)、合板用単板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸剥ぎした木材 (厚さが6ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。)	4408
	さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施した木材 (寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。)	4409
	パーティクルボード、オリエンテッドストランドボード (OSB) その他これに類するボード (例えば、ウエファーボード) (木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。) のうち、 ・木材のもの	4410
	繊維板 (木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機物質により結合してあるかないかを問わない。) のうち、 ・ミディアムデンシティファイバーボード (MDF)	4411
	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材	4412

(出所) EU理事会公開情報より作成、日本語訳は税関「輸出統計品目表」を使用

(注) 赤字のHSコードは、EU木材規制の対象と重複している品目

(参考) 対象製品 (木材製品②)

品目	品目 (日本語)	HSコード
木材製品	改良木材 (塊状、板状、ストリップ状又は形材のものに限る。)	44130000
	木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁	4414
	木製のケース、箱、クレート、ドラムその他これらに類する包装容器、木製のケーブルドラム及び木製のパレット、ボックスパレットその他の積載用ボード並びに木製のパレット枠	4415
	木製のたる、おけその他これらに類する容器及び木製のこれらの部分品 (たる材及びおけ材を含む。)	44160000
	木製の工具並びに工具、ほうき又はブラシの木製のボデー、柄及び握り並びに靴の木型	4417
	木製建具及び建築用木工品 (セルラーウッドパネル、組み合わせた床用パネル及びこけら板を含む。) のうち、 ・窓及びフランス窓並びにこれらの枠	4418
	木製の食卓用品及び台所用品のうち、 ・竹製のもの	4419
	寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他の装飾品並びに第94類に属しない木製の家具のうち、 ・小像その他の装飾品	4420
	その他の木製品	4421
	木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙(ただし、竹製品を除く)	47
	紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品(ただし、竹製品を除く)	48
	印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案	4900

(出所) EU理事会公開情報より作成、日本語訳は税関「輸出統計品目表」を使用

(注) 赤字のHSコードは、EU木材規制の対象と重複している品目

(参考) 対象製品（木材製品③／大豆製品）

品目	品目（日本語）	HSコード
木材製品	腰掛け（寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第94.02項のものを除く。）及びその部分品	9401
	その他の家具及びその部分品のうち、 ・事務所において使用する種類の木製家具	940330
	その他の家具及びその部分品のうち、 ・台所において使用する種類の木製家具	940340
	その他の家具及びその部分品のうち、 ・寝室において使用する種類の木製家具	94035000
	その他の家具及びその部分品のうち、 ・その他の木製家具	940360
	家具	94039030
	プレハブ建築物のうち、 ・木製のもの	94061000

品目	品目（日本語）	HSコード
大豆製品	大豆（割つてあるかないかを問わない。）	1201
	採油用の種又は果実の粉及びミール（マスタードの粉及びミールを除く。）のうち、 ・大豆のもの	120810
	大豆油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	1507
	大豆油かす（粉碎してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）	2304

（出所）EU理事会公開情報より作成、日本語訳は税関「輸出統計品目表」を使用

（注）赤字のHSコードは、EU木材規制の対象と重複している品目

キーワード② バリューチェーンにおける人権デューデリジェンスの推進

- 「EUの消費が森林資源の枯渇（森林減少と森林劣化）に与える影響を低減することを目指す」ための義務的なデューデリジェンスの実施を求めるコーポレートサステナビリティ・デューデリジェンス指令が検討されている

	コーポレートサステナビリティ・デューデリジェンス指令案
法体系	【指令】 各加盟国に対して指令に沿った国内法化を求めるもの
公表日	2022年2月24日
提案総局	司法・消費者総局（DG JUST）
目的	グローバルなバリューチェーン全体で持続可能で責任ある企業行動を促進すること
背景	各加盟国で独自に制定されつつあるデューデリジェンス義務にかかる法律に対して、EU統一での一定レベルの規制を策定する必要があったため
DD対象	EU域内で活動する事業者のバリューチェーン（自社、子会社及び関連事業者）における人権及び環境のリスク
対象となる業界/品目	特定の業界/品目に限定されるものではない。※ただし、特定の業種に関しては、規制の対象となる要件が異なる。 業界/品目に限定したデューデリジェンスは以下の法令で補完される見込み。 ・EU紛争鉱物規則（Conflict Minerals Regulation） ・EU森林デューデリジェンス規則案（Regulation on deforestation-free supply chains） ・新バッテリー規則案（a new Batteries Regulation） ・改訂エコデザイン指令（Revision of Ecodesign Directive）等
EU域内の対象企業	EU域内の加盟国法で設立された企業のうち以下のいずれかのグループに属する企業。 グループ1：①②の両方を満たす全企業。 ①全世界での売上が1.5億ユーロ以上。②500人以上の従業員。 グループ2：グループ1以外かつ、③④⑤のすべてを満たす企業。 ③全世界での売上が0.4億ユーロ以上。④売上の50%以上が「影響が大きい」業界で生じている。⑤従業員が250人以上。
EU域外の対象企業	EU域内の加盟国法外で設立された企業のうち以下のいずれかのグループに属する企業。 グループ1：①を満たす全企業。 ①EU域内での売上が1.5億ユーロ以上。②500人以上の従業員。 グループ2：③④の両方を満たす企業。 ③EU域内での売上が0.4億ユーロ以上1.5億ユーロ未満。④売上の50%以上が「影響が大きい」業界で生じている。

2022年2月24日公表案を基に作成。

人権課題の整理軸（政策事例）

■ コーポレートサステナビリティ・デューデリジェンス指令案で対象となる人権課題は、以下のとおり

国際的な人権協定に含まれる権利の侵害・禁止事項（付属書パート1）		
労働環境の適正化	賃金差別	・同一労働・同一賃金でない ・昇給機会が平等でない ・生活水準が維持できない労働条件
	団結権の侵害	・団体交渉権の侵害
	過剰労働	・不当な労働時間 ・休暇・余暇が不当に少ない
	労働安全衛生	・安全でない労働環境 ・健康を害す労働環境
労働搾取の禁止	児童労働	・児童の教育を受ける権利の侵害 ・児童労働の搾取 ・児童の健康・安全・モラルを害す労働への従事 ・児童の人身売買 ・義務教育修了年齢未満の児童の雇用
	強制労働	・奴隷労働（労働搾取を含む） ・人身売買
資産の収奪の禁止	資産の収奪	・生計を確保するための土地・資源の収奪 ・先住民の土地・資源に関する権利の侵害
環境権の侵害	環境気候	・自然基盤の損失、安全な飲料水へのアクセスの妨害、森林への影響
基本的人権の保護	その他	・プライバシー権の侵害 ・思想の自由の侵害 ・不当な拘束/拷問 ・ハラスメント ・差別（女性、障がい者）

2022年2月24日公表案を基に作成。

人権と基本的自由にかかる条約一覧（付属書パート2）
以下の権利の侵害又は禁止事項に関する違反の禁止 ・ 世界人権宣言（1948年採択） ・ 自由権規約（1966年採択）：土地、生活手段の保護 ・ 社会権規約（1966年採択） ・ ジェノサイド条約（1948年採択） ・ 拷問等条約（1984年採択） ・ 人種差別撤廃条約（1963年採択） ・ 女子差別撤廃条約（1973年採択） ・ 児童の権利に関する条約（1959年採択） ・ 障がい者の権利に関する条約（2006年採択） ・ 先住民族の権利に関する国際連合宣言（2007年採択） ・ 民族的または種族的、宗教的および言語的少数者に属する人々の権利に関する宣言（1992年採択） ・ 国際組織犯罪防止条約（2000年採択）、国際組織犯罪防止条約人身取引議定書 ・ 労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言（1998年採択） ・ 多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言 ・ ILO中核的労働基準 ＜結社の自由及び団体交渉権の承認＞ ・ 結社の自由及び団結権の保護条約（ILO87号条約）（1948年） ・ 団結権及び団体交渉権条約（ILO98号条約）（1949年） ＜強制労働の禁止＞ ・ 強制労働条約（1930年採択）及び議定書（2014年採択） ・ 強制労働廃止条約（ILO105号条約）（1957年） ＜児童労働の禁止＞ ・ 最低年齢条約（ILO138号）（1973年） ・ 最悪の形態の児童労働条約（ILO182号条約）（1999年） ＜雇用・職業における差別の撤廃＞ ・ 同一報酬条約（ILO100号）（1951年） ・ 差別待遇（雇用及び職業）条約（ILO111号条約）（1958年）

キーワード③ 食品事業者の「栄養表示」の義務化

- 規制名：容器包装前面表示制度（Front-of-pack Nutrition Labelling）
- 法案提出予定時期：2022年 9-12月 ※後ろ倒しされ、2023年3月9日現在未だ公表されていない
- 概要：主に包装食品で適用。

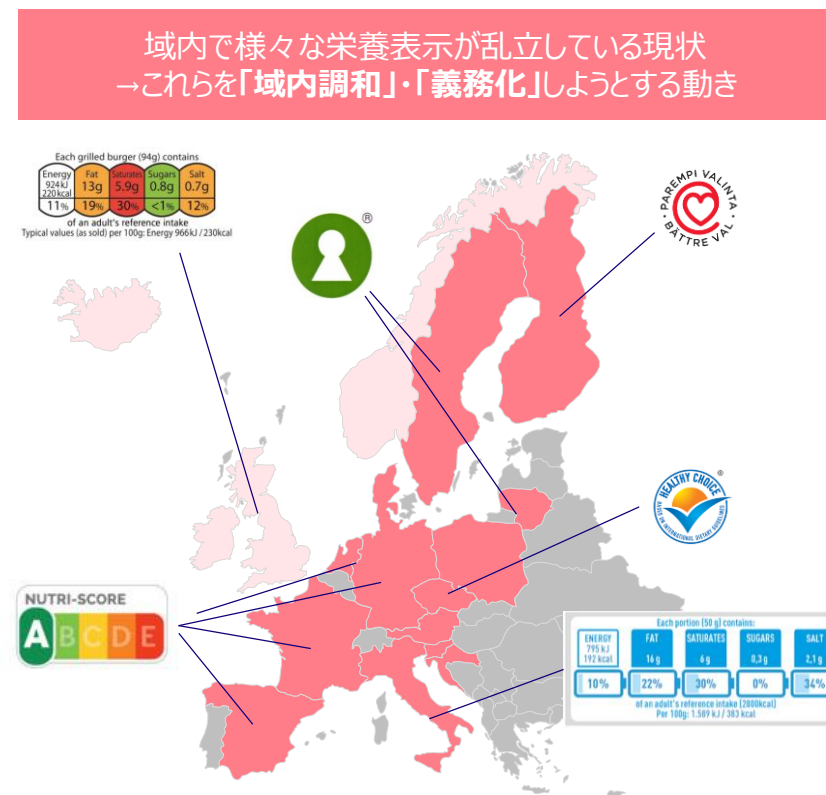
食品の消費者向け情報提供規制（EU規則1169/2011）

法的根拠（第35条）

背面にて表形式で表示される栄養素について、よりわかりやすく伝えるために「単語あるいは数値を補完するグラフィックやシンボルを利用して表現」することが可能

= 任意の栄養表示制度

容器包装（背面表示） 義務のある栄養素	- エネルギー値（KJあるいはkcal） - 脂肪 - 脂肪酸 - 炭水化物 - 糖類 - タンパク質 - 塩分
任意表示の栄養素	- 一価不飽和脂肪酸 - 多価不飽和脂肪酸 - 糖アルコール（ポリオール類） - デンプン - 食物繊維 - ビタミン - ミネラル



（出所）European Parliamentary Research Service, “Nutrition labelling schemes used in Member States”, 2020年7月よりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

3. 欧州における食のサステナビリティ

3-1 欧州における食品関連政策

3-2 消費者の動向

3-3 卸小売の動向

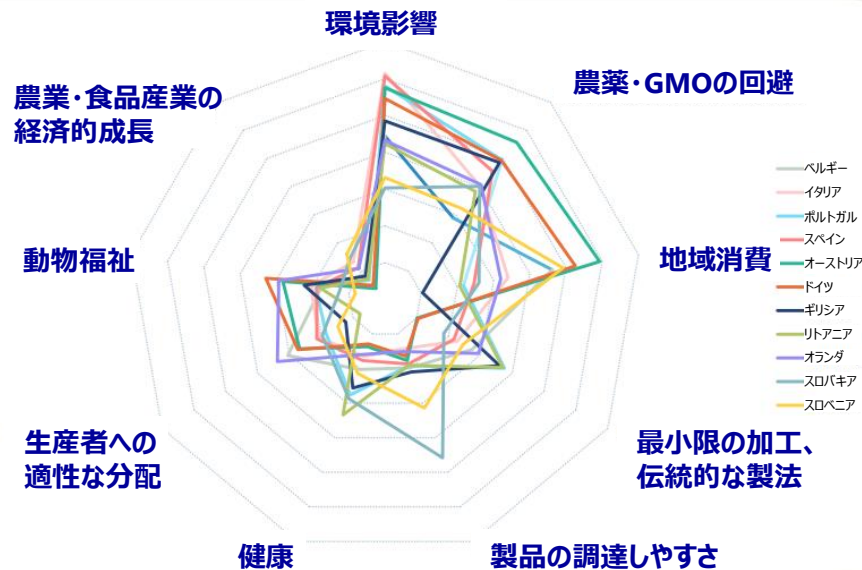
3-4 認証の動向

3-5 その他の動向

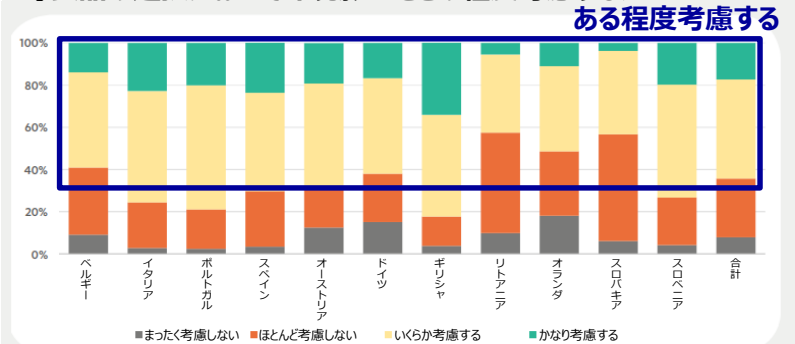
欧州における“サステナブル食品”の定義

- 欧州消費者機構（BEUC）の調査※によれば、“サステナブル食品”で意識される要素は、**環境負荷低減**、農薬・GMOの回避、**地産地消**
- 環境負荷低減の文脈では、消費者の40%強が、環境への懸念から赤身肉の消費をやめたまたは減らしたと回答している
- 6割以上の消費者が食生活が環境へ与える影響を認識している一方、個人の食習慣が環境に与える影響を過小評価する傾向がある
- 政府が生産・消費活動において食品の持続可能性促進に十分な役割を果たしていると考えているのは16%にとどまる

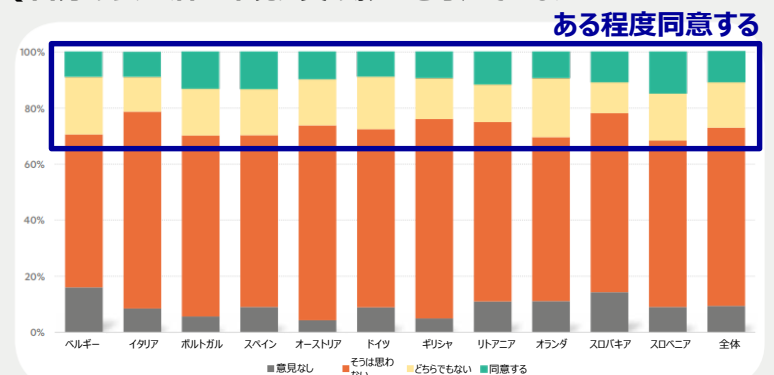
Q.“サステナブル食品”について考えるとき、何を思い浮かべるか



Q.食品の選択において環境影響をどの程度考慮するか



Q.自分の食生活は環境に負の影響を与えているか

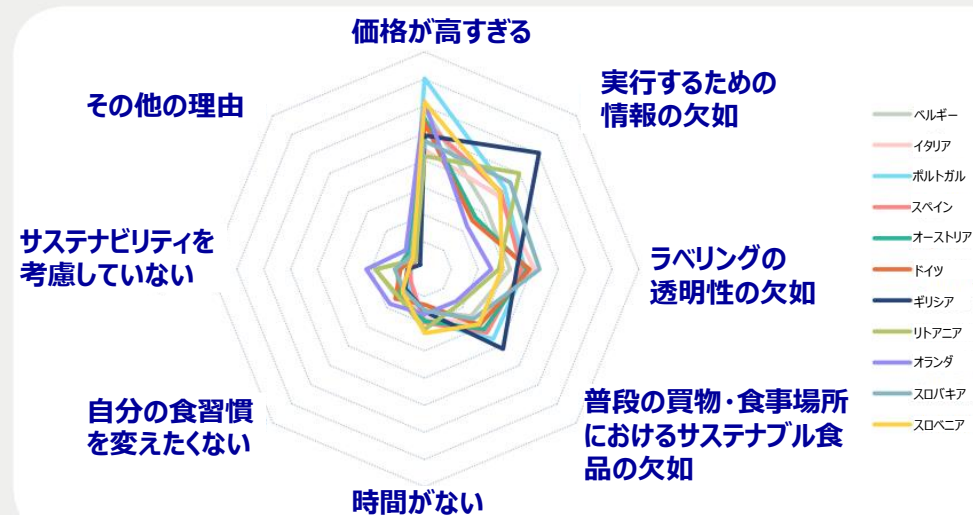


出所：BEUC「ONE BITE AT A TIME: CONSUMERS AND THE TRANSITION TO SUSTAINABLE FOOD」(2020) より訳出

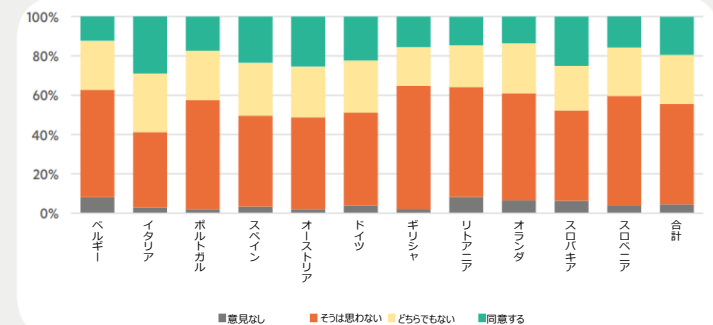
サステナブル食品の消費拡大の障壁

- 消費者にとって、サステナブル食品の購入に係る価格負担が最も大きな障壁である
- そのほか、知識の欠如、情報の透明性、選択肢が限られている点もハードルとなっている
 - 食品がエシカルであるかどうかについて、消費者は強い疑念を抱いているケースがある。例えば英国におけるLloyd's Register の調査では、英国の消費者の 5人に 1人は、ヴィーガン製品はいかなる（動物由来の）肉も含有していないとする主張について「全く確信が持てない」または「非常に疑わしい」との反応を示している

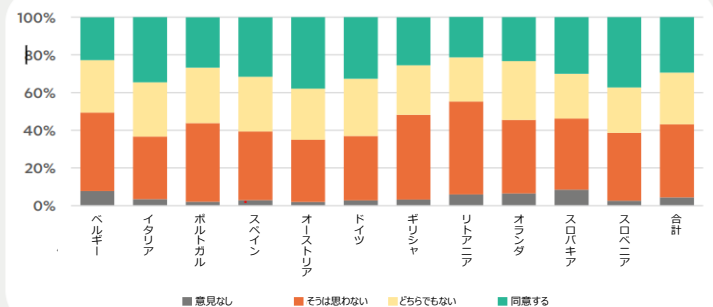
Q.消費者が持続可能な食事を避ける主な理由



Q.サステナブル食品のためにもっと出費してもよい



Q.農家が正当な対価を得られることがわかっている食品のためにもっと出費してもよい

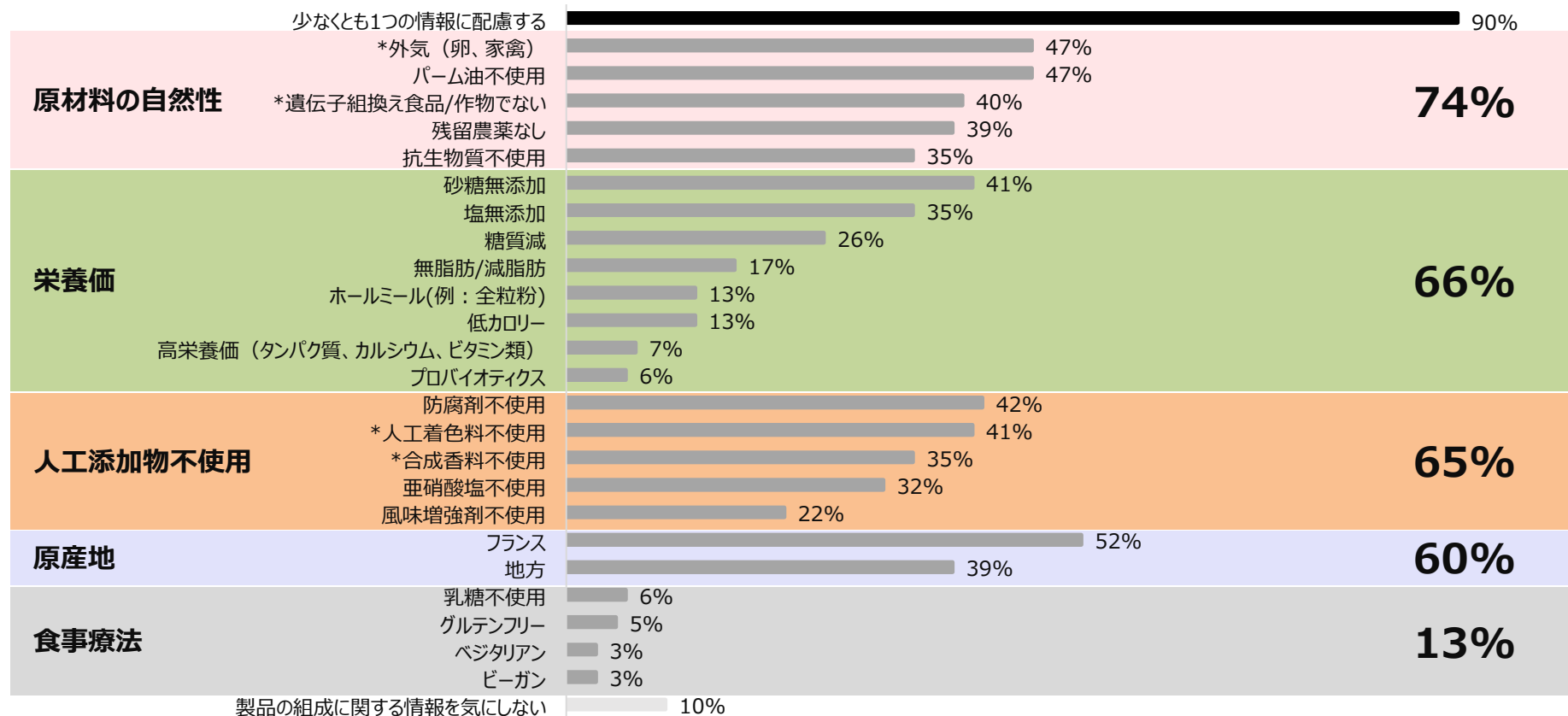


出所：BEUC「ONE BITE AT A TIME: CONSUMERS AND THE TRANSITION TO SUSTAINABLE FOOD」(2020)

欧州におけるサステナブル食品の消費

- 食品がサステナブルかどうかの判断の際に鍵となるのは、食品表示である。消費者が当該事業者に対する信頼性以外の要素では、主に商品棚に陳列する商品の表示を確認することで「サステナブル」を判断するというのは想像に容易い
- フランスの公益団体である有機農業開発促進機関（AgenceBio）が実施した調査においては、原材料の自然性や、原産地が関心を集めている。フランスでは有機食品を専門に扱うBioshopが多く存在するが、こうした有機食品を積極的に購入するような層では、これらの要素が消費者側で意識されている

N=2112



(出所) https://www.agencebio.org/wp-content/uploads/2022/03/Barometre-de-consommation-et-de-perception-des-produits-bio-Edition-2022_VF.pdf

その他サステナブル消費に係るトピックス

<ヴィーガン>

- イギリス・フランス・ドイツにおける各種調査によれば、ヴィーガンとなったきっかけの多くは「動物愛護」「環境」「健康」である
- 健康上の理由に関しては、以下のような研究データにより「肉を食べる＝病気のリスクが高まる」と言った考え方が欧州レベルで普及し、食生活に大きな影響をもたらしたとみられる。
 - 世界がん研究基金（WCRF）が特に赤身肉（牛肉、豚肉等）/加工肉に発がんリスクがあるとの研究結果を発表（2007年）
 - 欧州のがんおよび栄養に関する 2013 年の調査（European Prospective Investigation into Cancer and Nutrition）において、加工肉の摂取と心血管疾患やがんなどの死因の関係が立証

<コロナ下での食生活の変化>

- Proagrica（英・農業IoT企業）が実施した調査によると、コロナ以後支出の制限のため英国の消費者の約5分の1が肉消費を削減し、ベジタリアン/ヴィーガン食品を購入している
- 植物ベースの食事への移行が加速した主な理由は、肉の衛生基準に対する懸念が挙げられた。そのほか約26%が動物福祉の懸念、23%が健康上の理由、22%が食肉製品の環境への影響を懸念したと回答している

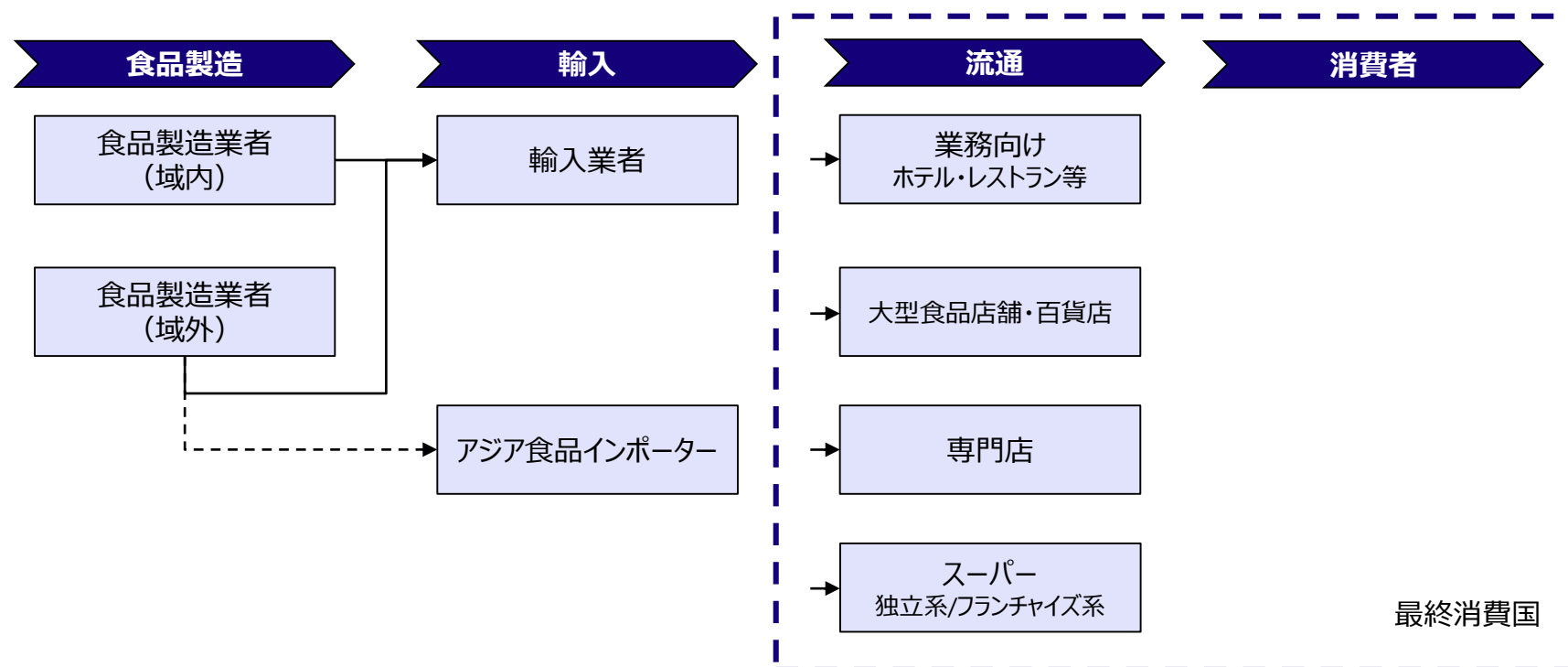
出所：JETRO「ベジタリアン・ヴィーガン市場に関する 調査（英国、フランス、ドイツ）」（2021）
[Pandemic fuels rise of plant-based diets, finds new Proagrica study \(prnewswire.com\)](https://www.prnewswire.com/news-releases/pandemic-fuels-rise-of-plant-based-diets-finds-new-proagrica-study-301684481.html)

3. 欧州における食のサステナビリティ

- 3-1 欧州における食品関連政策
- 3-2 消費者の動向
- 3-3 卸小売の動向
- 3-4 認証の動向
- 3-5 その他の動向

欧州における食品流通

- 欧州向けの食品流通は、商社を介する日本の商流とは異なり、小売が直接輸入・買付が実施を実施する場合もあり、小売の調達方針が、実際の流通する食品の性質を決定する際に大きく影響を及ぼす。日本産の食品については、アジア系の食品インポーターを経由して、欧州域内各国に輸出される場合も想定される
- 現地調査でヒアリングを実施したアジア系食品インポーターの事業者によれば、欧州におけるサステナビリティ配慮は消費者エンドに近い程要請が強く、小売の調達方針により大きく左右されることがある



欧州における主要な食品卸小売

- 欧州における主要な食品卸小売として、WBAが実施するベンチマーク評価で上位100位に含まれる食品卸小売を示した表が記載のとおりである
- 以降では、このうち青く色づけた食品卸小売におけるサステナビリティへの意識について整理した

WBA食品・農業ベンチマーク2021において上位100位に含まれる小売企業

小売内順位	企業名	本社拠点	全体順位
1	Tesco	英国	7
2	Coles Group	オーストラリア	12
3	Sainsbury's	英国	17
4	Orkla	ノルウェー	19
5	Carrefour	フランス	20
6	Ahold Delhaize	オランダ	24
7	Woolworths Group	オーストラリア	27
8	Walmart	米国	41
9	Kroger	米国	45
10	Wm Morrison Supermarkets	英国	47
11	Jeronimo Martins	ポルトガル	48
12	Aldi South Group	ドイツ	51
13	Aldi Nord	ドイツ	52
14	Charoen Pokphand Group	タイ	59
15	Metro AG	ドイツ	64
16	Groupe Casino	フランス	70
17	Schwarz Gruppe (Kaufland, Lidl)	ドイツ	72
18	Rewe Group	ドイツ	76

出所：World Benchmark Alliance, “Food and Agriculture Benchmark - 2021”より“Food Retailers”に該当する企業を抜粋

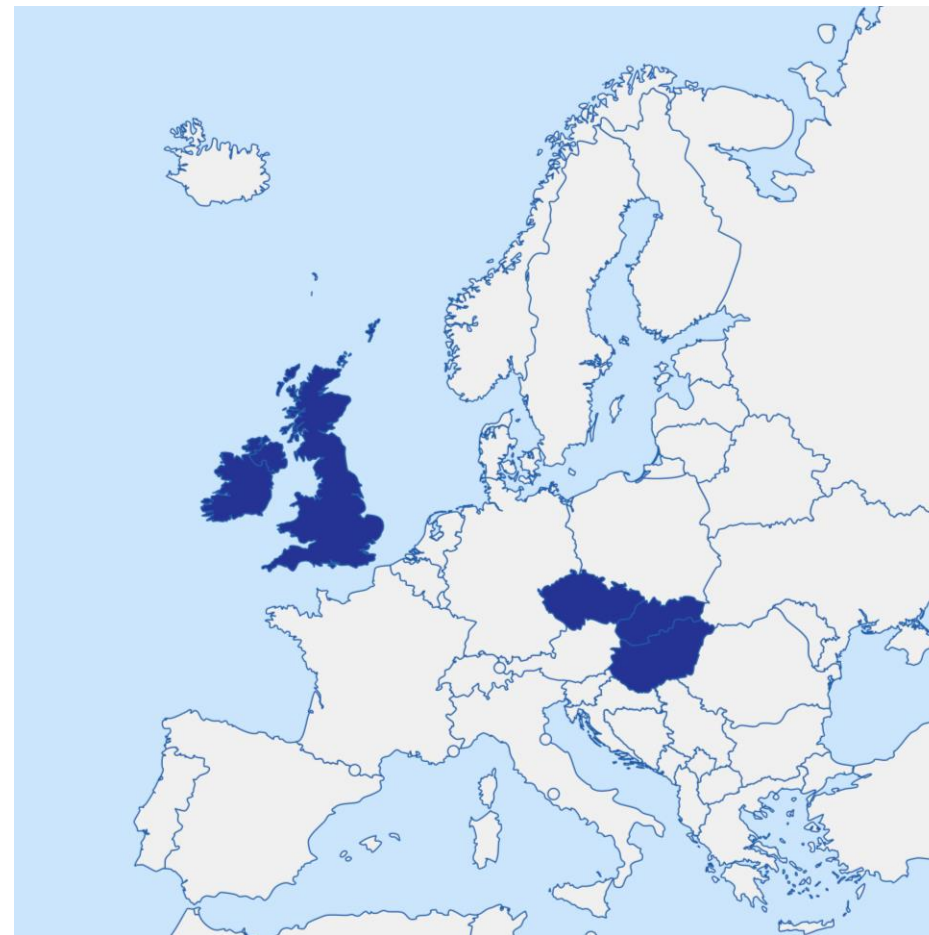
卸小売① TESCO（英国）

■ Tesco社

企業名	Tesco PLC
拠点	イギリス
売上高	
同社グループが展開する主要なブランド	- 金融、電気通信事業等も手掛けているが、小売業としてはイギリス国内最大手のスーパー大手「Tesco」を展開 - TescoはWaitrose, Marks & Spencer, Sainsbury's,と並ぶ英国4大スーパーの1つ - イギリス以外に、ハンガリー等中央ヨーロッパにも店舗を展開する



同社グループの主要展開先国



出所：TESCO社ウェブサイト（<https://www.tescopl.com/about/key-facts/>）より作成

卸小売① TESCO（英国）

■ TESCOが掲げるサステナビリティピックとコミットメント

トピック	TESCOのコミットメント	トピック	TESCOのコミットメント
気候変動	1.5度目標に合わせて、2035年までに我々の事業活動でクライメートニュートラルを達成する 2030年までに電力を100%再生可能エネルギー由来に切り替える	コミュニティ	プロジェクトと我々の活動地域のローカルコミュニティで問題となる原因に対してサポートする
健康的で持続可能な食事	2025年までに健康食品の売上比率を65%にすることで、英国/ROIのお客様の健康的な食生活を支援する。 2027年までに健康食品の売上比率を53%に高め、CE顧客の健康的な食生活を支援する 食品の再構成を通じて、製品をより健康にする 2025年までに植物由来の代替肉の売上を300%増加させることで、より持続可能な食生活をカスタマーに奨励する	従業員	働くのに良い環境である キャリア、スキル、リーダーシップ能力を伸ばす 同僚が身体的・精神的に最善の状態であることをサポートする
多様性と包摂性	誰もが活躍できるインクルーシブな企業文化を構築し続ける	人権	サプライチェーン全体で人権を尊重する
食品廃棄	食べても安全な食品を事業所内で無駄にしない 2025年までに我々自身の事業活動からの食品廃棄を半減させる 2030年までにサプライヤーと連携して、我々のサプライチェーンからの食品廃棄を半減させる	農耕と持続可能な農業	どのライフステージにおける動物であっても我々のサプライチェーン上では人間同等に扱う
包装	可能な限りプラスチック包装を削減する 全ての不要な包装を削減する 2025年までに包装を完全にリサイクル可能にする	森林の保全	森林破壊ゼロの達成

出所：TESCO社, “Sustainability Databook 2021/22”よりみずほリサーチ&テクノロジーズ訳出

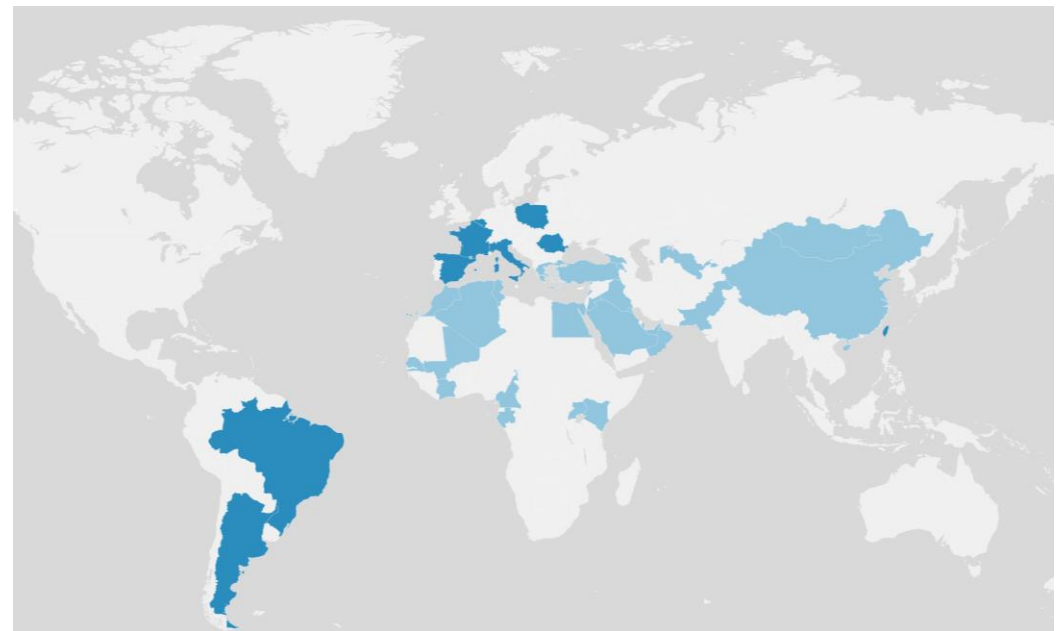
卸小売② Carrfour（フランス）

■ Carrfour社

企業名	Carrfour Group
拠点	フランス
同社グループが展開する主要なブランド	- グループとしては欧州、アジア、南アメリカで展開。提携先国は、中国やアフリカの国々を中心に多岐に渡る - コンビニエンスストア：“Proxi”, “Carrefour Bio”, “Carrefour Contact”, “Carrefour Express” “Carrefour City” - スーパーマーケット：Carrefour Market - ハイパーマーケット：Carrefour HyperMarket

同社グループの主要展開先国

- ・ フランス
- ・ ポーランド
- ・ イタリア
- ・ ベルギー
- ・ ルーマニア
- ・ スペイン
- ・ ブラジル
- ・ アルゼンチン
- ・ 台湾



出所：CarrfourウェブサイトよりMapChartを用いて作成

卸小売② Carrfour（フランス）

■ Carrfour社が掲げる調達目標（1/3）

	グループのコミットメント	各国独自のコミットメント
社会・環境コンプライアンスの徹底	高リスク国の規制対象製品および非市場製品のサプライヤーで、第三者による社会的監査を受けた企業を100%。	—
ローカル	2020年からすべての国で中小企業向け行動計画を実施	—
	各国における現地生産品の開発・販売	—
	2025年に年間45,000人の現地パートナー（CSR指標2021-2025年版）	—
栄養	Carrefourの製品に最適化された栄養プロフィールを保証する。	フランス、スペイン、ベルギー：2022年までに7,000件のNutri-Scoreを搭載した商品を公開予定
	消費者に明確で透明性のある栄養情報を提供する。	—
	2021年からすべての国で、「より良い食」に対するお客様の期待に応えるための行動プログラムを実施	—
話題性のある物質	Carrefourのレシピから、議論を呼ぶ添加物や物質を排除する。 この分野の問題のリーダーとして認識される。	欧州：2022年までに100種類の添加物を除去する。
「食料転換のための協定」	2025年までに300社のサプライヤーが「食料転換のための協定」を締結（CSR Index 2021- 2025）	—
パッケージ		
パッケージのリサイクル	2025年までにカルフルブランドで100%再利用可能、リサイクル可能、または堆肥化可能なパッケージング（CSR指標2021-2025年）	フランス： ●2022 年までに Carrefour ブランドの清涼飲料水、ジュース、ミネラルウォーターのボトルに再生プラスチックを50%使用する。 ●2020 年までに Carrefour Bio 製品のパッケージの80%をリサイクル可能にする。
パッケージの節約	2025年までに15,000トンのプラスチック包装を含む20,000トンの包装材を節約（CSR指標 2021-2025）	フランス： 有機野菜・果物を100%ゼロプラスチック化する。
リサイクル原料	包装材への再生プラスチック使用比率30%（CSR指標2021-2025年版）	—
再利用策	2025年までに、店舗で使用可能なリユースパッケージを1,000個、回収システムを備えた店舗を500店（CSR指標2021-2025）	—
農業と生物多様性		
持続可能な農業	2025年までに生鮮食品の売上の15%が有機農法またはアグロエコロジーによるもの（CSR Index 2021-2025）	—
持続可能な農業—有機農業	2022年、オーガニック製品によるグループ売上48億ユーロ（2021-2025年CSR指標）	フランス：2022年までに3,000軒の農家の開発・転換を支援する。 ベルギー：2022 年までにベルギーの 50 農家の有機農業への転換を支援する。 台湾：2022 年までに 100 農家の有機農業への転換を支援する。
	2020年にカルフル・オーガニックの商品を1,000件行う。達成	
持続可能な農業—Carrefour Quality Lines とアグロ・エコロジー部門	2025年までに、Carrefour Quality Linesの製品の100%が、アグロエコロジーの観点で差別化されたメッセージを表示するか、アグロエコロジーのアプローチに取り組んでいる（CSR指標2021-2025）。	—

出所：Carrfour報告書より作成

卸小売② Carrfour（フランス）

■ Carrfour社が掲げる調達目標（2/3）

原材料に関連する目標		
原材料	2025年にセンシティブな原材料の100%をリスク低減計画でカバー（CSR指標2021-2025）	—
持続可能な漁業	2025年までに、カルフルブランドおよびナショナルブランドの製品である漁業・養殖業製品の売上の50%が責任あるアプローチによる（CSR指標2021-2025年）	—
森林破壊	2025年までに優先原料の100%がリスク低減計画にコミット	—
パーム油	2022年までに、Carrefourブランド製品に使用されるパーム油とパーム核油の100%が、最低限RSPOのSG認証を取得（CSR指標2021-2025）	G4：2020年にカルフルのオーガニック製品に含まれるパーム油の代替化。 フランス：2020年からRSPOSG100%。
	パーム／パーム核油を多く消費するサプライヤーについては、そのサプライチェーンから取引業者までのトレーサビリティを確保すること。	—
森林破壊—木材・紙	製品に使用する紙： 2020年に、責任ある調達先から調達した最初の10系列の木材/紙/パルプの管理対象製品の売上の100%	—
	包装用紙： 2025年までに管理対象製品の包装用紙・段ボールの100%が持続可能な森林ポリシーに適合（CSR指標2021-2025）	—
	紙のマーケティング出版物： マーケティング出版物に使用される用紙は、100%認証、リサイクル、または監査を受けたものです。	—
森林破壊—ブラジル産牛肉	—	ブラジル：100%のサプライヤーが地理的に監視され、当社の森林破壊ゼロポリシーを遵守しているか、または2025年までに森林破壊を撲滅する野心的なポリシーに取り組んでいる（CSRインデックス2021-2025）。
森林破壊—大豆	2025年までに、Carrefour Quality LinesとCarrefourブランドの主要製品に、飼料用として非森林破壊大豆を100%使用（CSR指標2021-2025）	—
森林破壊—カカオ	—	G4：2023年までにカルフルブランドのバーの100%がサステナブルココア憲章に準拠（CSR指標2021-2025年）
森林破壊—トレーサビリティ・貿易事業者の評価	農産物取引する川上のプレーヤーであるトレーダーが、2025年までに100%、当社の方針を遵守するよう評価を進行中（CSR指標2021-2025）	—
繊維	2030年までにTEX製品に使用される天然原料の100%をサステナブルかつトレーサブルなものに転換 2025年までに天然繊維原料の100%がレスポンスブルTEXポリシーに適合（CSR指標2021-2025）	—
	●コットン：2025年までにTEX綿製品の50%をオーガニックにする ●カシミア：2021年までにTEX製品に含まれるカシミアを100%オーガニックにする。ヤギの動物福祉を保証し、砂漠化を防ぐ土壌から採取されたもの ●ウール：2025年までに、TEX製品に含まれるウールの100%が、オーガニックであること。羊の動物福祉を保証し、土壌と生態系の保護を確保する ●木材繊維：2023年までに、TEX製品に含まれる木材繊維（ビスコース、リヨセル、モダール）の100%が森林破壊なしに生産される	—

出所：Carrfour報告書より作成

卸小売② Carrfour（フランス）

■ Carrfour社が掲げる調達目標（3/3）

動物福祉		
動物福祉	カルフルの事業所が存在する各国は進捗計画を実施しており、その推奨事項は以下の通り ●2020年に策定された購買ルールの優先10項目の実施計画 ●2022年末までに追加進捗計画の策定（特に農法の変更）	—
	2025年までに、すべての国で動物福祉方針の主要目標の100%を実施（CSR指標2021-2025）	—
動物福祉— 卵	管理商品とナショナルブランド商品の殻付き卵を2025年までに100%ケージフリー卵にする（国によっては2028年）。 ●フランス首都圏：カルフルブランドの商品は目標達成、セクション全体では 2025 年までに達成（ナショナルブランドと低価格を含む）。 ●ヨーロッパ：Carrefour ブランドの製品は 2020 年末までに、セクション全体では 2025 年までに達成（ナショナル ブランドを含む）。 ●ブラジル、アルゼンチン、台湾：Carrefourブランドの商品は2025年までに、セクション全体は2028年までに（ナショナルブランドを含む）。	—
動物福祉— 卵関連製品	2025年までにCarrefourブランド製品の原料として使用する卵の100%をケージフリー卵にする。	—
動物福祉— 鶏肉	2026年までにカルフルブランドの鶏肉の50%が動物福祉に関する保証を提供	フランス：2020年末に鶏の100%にAnimal WellBeingラベルを貼付
動物福祉— 豚肉	オーガニック&カルフル・クオリティラインの豚肉は、2025年までに動物福祉に関する保証を提供	—
動物福祉— ケージ	2025年、カルフルブランド製品に使用されるケージ飼育の動物がなくなる。	—
動物福祉— 食肉処理場	2025年までに、Carrefourが管理する原材料を出荷する食肉処理施設の100%が動物福祉に関する監査を受ける。	—
動物福祉— 馬肉	2025年までに、独立した監査を受けたEU産の馬肉供給量を100%にする。	—
動物福祉— 透明性	各国とも農法を消費者に知らせる仕組みを整備、2025年までにカルフルブランドを展開。	—

出所：Carrfour報告書より作成

卸小売③ Aldi社（ドイツ）

■ Aldi Nord社の目標設定（1/3）

顧客と製品	
2025年までに自社ブランドパッケージのバージンプラスチックを20%削減	ALDI Nordにおける自社ブランドのバージンプラスチック製パッケージの総重量を、遅くとも2025年末までに、売上に比例して20%削減する（基準年2020年）。
2025年までに自社ブランドのプラスチック包装材にリサイクル材を30%使用	遅くとも2025年までに、自社ブランドのプラスチックパッケージのリサイクル率30%（平均値）。
2020年末までに、すべての製品パッケージで100%持続可能な認証および/またはリサイクルされた材料を使用	2020年末までに、ALDI Nordで新たに購入する商品のパッケージを、入手可能性に応じて持続可能な認証素材（FSC®、PEFC™、EUエコラベルまたは同等の基準）または70%以上のリサイクル素材で構成されたものに移行する。この要件は、標準的な商品群、季節商品、特売食品に含まれるすべての自社ブランド製品を対象とする
2025年末までに、100%再利用可能・リサイクル可能・堆肥化可能なパッケージに転換	2025年末までにALDI Nordの自社ブランドパッケージの100%をリサイクル可能、コンポスト可能、再利用可能なものにする。
2025年末までに包装材を15%削減	2025年末までにALDI Nordの自社ブランド包装材（青果物を除く）の総重量を15%削減（売上に比例）（基準年2020年）。
青果物用に再利用可能なネットを利用	ALDI各社の全店舗で青果物用の再利用可能なネットを展開
2021年末までに使い捨てのレジ袋を廃止	2021年末までに、使い捨てのプラスチック製レジ袋（結び袋を除く）を廃止する。この目標を達成するために、複数回使用できるキャリーバッグの品揃えを充実させる。これらの袋は、修理や洗濯が可能で、手触りや持ちやすさを考慮し、再利用可能であると認識できるものでなければならない。これらの要件を満たさないバッグは、この目標の対象にはならない。紙袋は別途検討
2023年末までに、100%無包装の有機青果物、または環境に配慮したパッケージの青果物	2023年末までに、すべてのALDI社において、オーガニック製品（有機果物・野菜）の100%を無包装または環境に配慮した包装材を使用する。プラスチックの使用を最小限に抑えること、つまり、製品の品質、安全性、取り扱いを確保するために必要な範囲でのみ包装材を使用することである。
2025年末までに青果物分野の未包装品を40%以上に拡大	2025年末までに、すべてのALDI社の店舗で、少なくとも40%の青果が無包装。包装が必要な商品については、持続可能で環境に優しい包装のみを使用する。
2021年末までに木箱のプラスチック製中間材を廃止する。	2021年末までにALDI全社の青果物用木箱のプラスチック製中間膜を100%除去する予定。

出所：ALDI Nord, "SUSTAINABILITY REPORT 2021"より作成

卸小売③ Aldi社（ドイツ）

■ Aldi Nord社の目標設定（2/3）

顧客と製品	
2024年末までにALDI自社ブランド食品の100%を子供向けに最適化	ALDI Nordの定義に従ったキッズ向け自社ブランド標準品揃え。最適化は、WHO栄養プロファイルモデルを含む、定義された社内のALDI基準に基づいて行われる
2021年末までに、子供向けの不健康な選択肢のマーケティングを回避し、より健康的な製品を促進する。	2021年末までに、クリスマスなどの特別企画を除くすべてのALDI社において、子供向けの不健康な商品の販売を避け、健康的な商品（果物や野菜を含む）を広告・宣伝する。
2021年末までに、子ども向け製品の自社ブランドを立ち上げる	2021年末までにALDIの新しい子供向けブランドを立ち上げ、キャンペーンを実施する。
2021年末までに、子ども向け製品について国内外から少なくとも1つのパートナーと協力する。	2021年末までに、すべてのALDI社の子供向け現行商品の改善とイノベーションに取り組むため、サプライヤー、組織、専門家と協力すること。
2022年末までに、定義された製品群の100%で栄養組成を改善する。	2022年末までに、すべてのALDI社において、朝食、乳製品、チルドコンビニエンス、冷凍食品、ノンアルコール飲料の製品グループにおいて、栄養成分の最適化（例：塩分、糖分、脂肪分を減らす、繊維質を増やす）を通じて製品を改良し、特別な栄養ニーズを持つ顧客に対して信頼できる製品群を提供する
2024年末までにALDI自社ブランドの100%をNutri-Scoreラベルに登録	すべての食品自社ブランドが対象。社内で定義された正当な例外のみが対象外となる。例外の定義は、顧客の期待に依存する。
表示の改善とサステナブルな付加価値の伝達	動物愛護、ビーガン、オーガニック、栄養表示の改善、社会プロジェクトなど、持続可能な付加価値の表示と伝達をすべてのALDI企業で改善する。
オーガニックの品揃えを拡充する	ALDI各国、各商品グループにおけるオーガニック商品の品揃えのギャップを特定し、品揃えで不足している商品をリストアップする。

出所：ALDI Nord, "SUSTAINABILITY REPORT 2021"より作成

卸小売③ Aldi社（ドイツ）

■ Aldi Nord社の目標設定（3/3）

サプライチェーンと原材料	
花と植物の100%認定を目指す	ALDI全社における持続可能性認証草花(例:GLOBALG.A.P.とGRASPまたは代替標準の組み合わせ)のシェアを継続的に監視。
2023年末までに青果生産者の社会的評価100%	持続可能な果物・野菜の認証取得率(例:GLOBALG.A.P.とGRASPまたは代替標準の組み合わせ)をALDI全社で継続的に高める。
動物愛護基準の拡大	法的要件を超え、動物福祉の側面を含むすべてのALDI企業における試験・認証システムと独自の基準の継続的な拡大。
2025年末までに持続可能な綿100%	2025年末までにすべてのALDI企業において、すべての衣類と家庭用繊維に持続可能な綿(例:GOTS、OCS 100/blended、Fairtrade、リサイクル綿、BCI、CmiA)の使用。
企業責任サプライヤー評価の更なる実施	2027年までにすべてのハイリスクサプライチェーンで企業責任サプライヤー評価 (CRSE) を展開。
2030年12月31日までに、優先度の高いサプライチェーンから森林破壊と自然生態系の転換を排除するというコミットメント	森林破壊に関連する最大10のサプライチェーンを含む。まずは木材、パーム油、大豆、砂糖、バナナ、牛肉など。
2022年末までに、当社の高リスク食品サプライチェーンの第一級サプライヤーの名前と住所を公表するという約束	この範囲は、リスク評価に基づいて、関連するすべての高リスク食品サプライチェーンを対象としている。
デューデリジェンス戦略に従い、人権への影響を特定し、透明性のある報告を実施する	我々は、2025年末までに12件までのHRIAを実施し、公表することを目指している。これは、すべてのハイリスクサプライチェーンにおいて少なくとも一つである。
2025年までに、我々のハイリスクサプライチェーンにおけるUNGPの要件を満たす苦情処理メカニズムを確立すること	2025年までにすべてのハイリスクサプライチェーンで苦情処理メカニズムを実装する。
2024年までにALDI生産に使用されるすべての湿式生産設備で使用されるすべての投入化学物質について100%の透明性	この目標は、ALDI繊維と靴の生産に使用されるリスク国のすべての湿式生産施設を対象としている。
気候変動・環境	
2021年末までに温室効果ガス排出量を40%削減	2021年末までに、基準年の2015年と比較して、すべてのALDI企業の温室効果ガス排出量を40%削減する。
太陽光発電システムを導入したALDI店舗の継続的な拡大による比率向上	新店舗にはすべてPVパネルを設置する。システムは、技術的に可能で経済的に実現可能なすべての店舗に設置される。
2019年末までにALDI新規出店全店舗にLED照明を導入	2019年末までにALDIの全新規店舗 (内外装) にLED照明を導入。
ALDI Nord Group of Companiesは、2024年までに科学的根拠に基づく目標を設定し、調達品およびサービスにおいて75%のサプライヤーの排出量にコミットする	購入品とサービスの排出量の75%以上を占めるサプライヤーが、2024年までに科学的根拠に基づく独自の削減目標を設定することを約束する。
2030年末までに温室効果ガス排出量を55%削減 (ベースライン2020)	2030年末までに、ALDI全社の温室効果ガス排出量を基準年2020年比で55%絶対に削減する（科学的根拠に基づく目標）。

出所：ALDI Nord, "SUSTAINABILITY REPORT 2021"より作成

卸小売④ Schwarz Group（ドイツ）

■ Schwarz Groupの目標設定

人	シュワルツ・グループ各社は、2022年までに、社員一人ひとりがそれぞれの担当分野で持続可能な行動をとれるように支援し、その後も継続的に支援します。	策定中
	2025年末までに、シュワルツ・グループの各社は、提供する製品が社会、環境、健康に与える影響について透明性を確保し、お客様が意識的に選択できるようにします。私たちは、2022年までにそのための前提条件を整える予定です。	策定中
製品の質	2022年末までに、「チョコレート含有量5%以上」の表示があるカカオを含むプライベートブランド製品について、厳選したサステナビリティレベル*による調達カカオの原材料認証100%を達成するよう努めます。 *オーガニック、フェアトレード、レインフォレスト・アライアンス、UTZ	認証カカオの割合（自社ブランド）
	コーヒー、大豆、魚、綿、パーム油など、戦略的に重要な原材料の目標を策定中	
	2025 年までに、Lidl はプライベートブランド商品における砂糖と塩分の売上高加重平均含有量を 20%削減します（2015 年基準）	売上高に基づく加重平均の砂糖および食塩の含有量*。
	2025年までに、Kauflandは、2025 年までにプライベートブランド商品 500 品目の砂糖、塩分、脂肪分を20%削減	
	2025年までに、Schwarz Produktionは、販売する飲料の1リットルあたりの平均糖度を約30%削減（2015年基準）。	
	2025年までに、Schwarz Produktionは、販売する焼き菓子1キログラム当たりの平均塩分含有量を約30%削減（2015年基準）。	

リサイクルシステム	2025年までに、LidlとKauflandは、プラスチック製のプライベートブランドパッケージに平均25%のリサイクル材料使用	プラスチック総重量に対するリサイクル材投入重量の割合
	2025年までに、LidlとKauflandは、プラスチックでできたプライベートブランドパッケージの100%リサイクル化	プラスチック総重量に対するリサイクル可能なプラスチックの重量の割合
	2025年までに、LidlとKauflandは、プライベートブランドのパッケージとプラスチック製の輸送具に使用するプラスチックを2017年比で20%削減	LidlとKauflandが自社ブランドで達成した売上高と比較した場合のプラスチック使用量の重量
	2021年末より、LidlとKauflandは、自社ブランドの洗濯用品、清掃・家庭用品、化粧品の処方にマイクロプラスチックを使用しない	マイクロプラスチック不使用製品の比率
	2030年末までに、シュワルツ・グループの各社は、2018年比でグループレベルで食品廃棄物を50%削減する予定です。	策定中
	2025年末までに、シュワルツ・グループ各社は、自社で発生する廃棄物のかなりの割合を回収、リサイクル、または再利用する予定	回収、リサイクル、堆肥化、または発酵されたリサイクル品の割合
エコシステム	2022年末までに、LidlとKauflandは、パイロット国において、企業内に蓄積される非回収可能な廃棄物を最大5%に抑えるよう努力する予定	回収、リサイクル、堆肥化、発酵が行われていない資源物の割合
	シュワルツ・グループの各社は、2030年までに業務上の排出量（スコープ1および2）を2019年比で合計55%削減する予定	GHG排出量（スコープ1,2）
	シュワルツ・グループは、2026年度までに、購入した商品やサービスを対象とする排出量ベースのサプライヤーの78%が、科学的根拠に基づく目標を持つことを約束します。	有効なSBTを有するサプライヤーの割合
	2022年度より電力の100%※ を再生可能エネルギーで調達	再生可能エネルギーによる電力量の割合
	淡水目標	KPI策定中

出所：Schwarzグループ、Sustainability report FY 2020 / 2021, “Be a part of our sustainable future”より作成

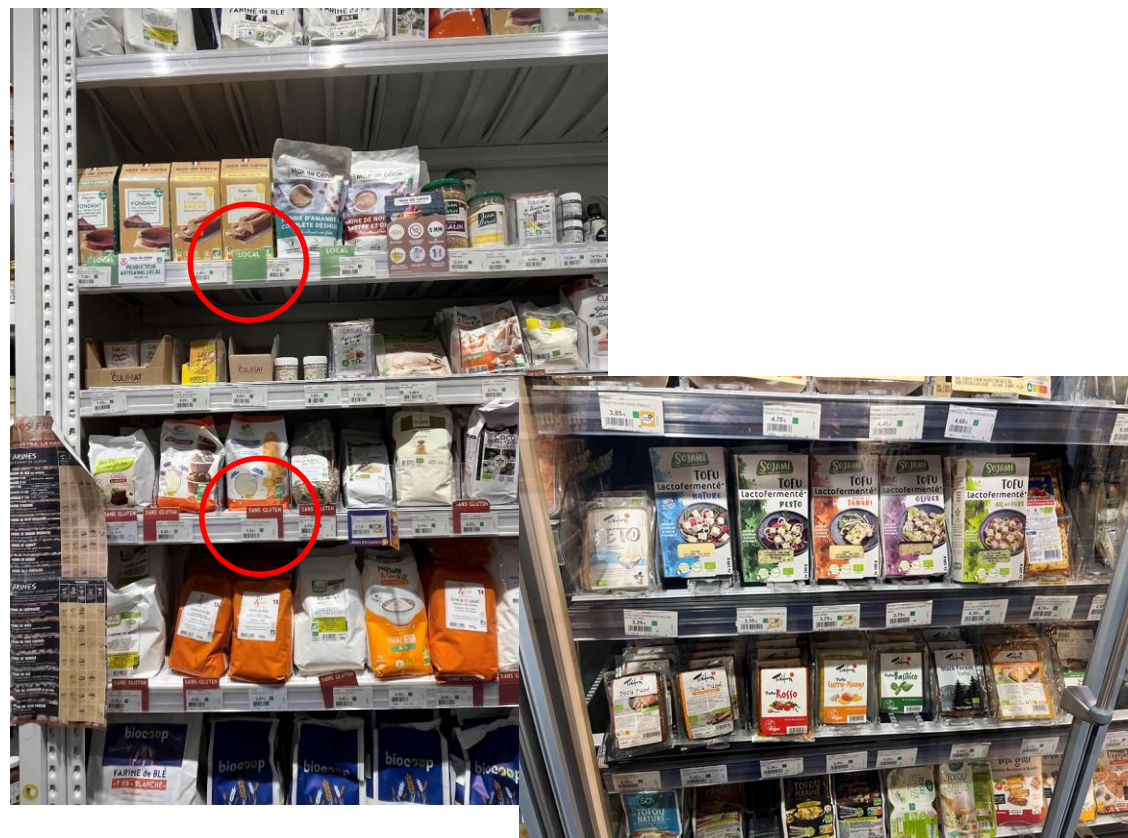
卸小売⑤ 有機専門店Biocoop

- 有機食品を専門に扱うBiocoopでは、フードロスの削減のため、量り売りが基本。生鮮野菜については「ローカル」産品である点が強調されている
- 店内表示で強調されているのは「ローカル」「グルテンフリー」「ビーガン」。大豆性原料の商品の陳列も一定量確認され、フランスにおける植物性たんぱく質食品の需要を確認出来る

Biocoop Paradis店 (フランス)



店舗所在地：
29 rue de Paradis 75010 Paris



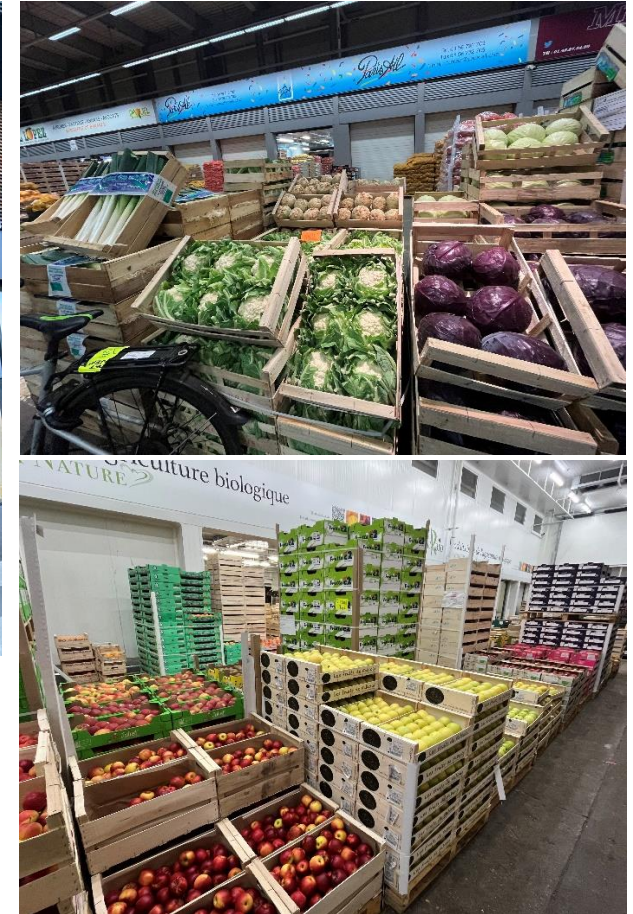
(出所) 現地で撮影

欧州における食品流通 —ランジス卸売市場—

- フランスで流通する食品を多く取り扱うのがパリ市から車で1時間ほどの距離に位置するランジス卸売市場(Marché d'Intérêt National de Rungis)である。
- 世界最大の生鮮食品市場の一つであるランジス卸売市場には有機食品専門館も存在。有機食品市場の堅調な需要が確認出来る



(出所) 現地で撮影



3. 欧州における食のサステナビリティ

- 3-1 欧州における食品関連政策
- 3-2 消費者の動向
- 3-3 卸小売の動向
- 3-4 認証の動向
- 3-5 その他の動向

欧州小売における原材料の「持続可能な」調達方針

- 欧州各社の調達方針においては、人権等の方針に加え、持続可能性に配慮した原料調達方針の設定もなされている
- 本調達方針の中で、各社は認証等を上手く活用した調達を想定している

	Lidl (Schwarz Group)	Kaufland (Schwarz Group)	Aldi Nord	Aldi Sud	Tesco	Carrefour
パーム油	✓		✓	✓	✓	✓
カカオ	✓		✓	✓		✓
動物福祉		✓		✓	✓	✓
水産物		✓		✓	✓	✓
木材・紙			✓	✓	✓	✓
コットン			✓	✓		✓
飼料用大豆		✓			✓	✓
コーヒー			✓	✓		
茶			✓	✓		
牛肉					✓	✓ ブラジル産
花き				✓		
バナナ				✓		

出所：各社ウェブサイトよりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

Aldi社における認証の活用例（パーム、水産物）

- Aldi Nord社における認証活用の事例を示す
- パームについては、RSPO認証を活用し、約9割で認証品での調達を達成。水産物は、自社ブランドの魚介類製品の約60%で認証取得。内訳としてはMSC認証（約61%）、ASC認証（約31%）、GLOBALG.A.P認証（約10%）、EUオーガニックロゴ付き製品（約3%）

食品・非食品のうち認証パーム*を取り扱っている比率
*RSPO認証（クレジット認証を除く）

	2019	2020	2021		
	合計	合計	合計	食品	非食品
ベルギー／ルクセンブルグ	99.8	100.0	100.0	100.0	99.9
デンマーク	96.2	90.1	99.9	99.9	100.0
フランス	100.0	99.9	99.2	99.9	97.5
ドイツ	99.1	100.0	99.7	100.0	98.6
オランダ	98.6	100.0	100.0	100.0	100.0
ポーランド	78.0	99.5	99.5	99.5	99.5
ポルトガル	97.4	99.7	92.1	99.7	24.7
スペイン	85.6	87.6	77.2	98.5	27.6
ALDI Nord	98.6	99.3	98.1	99.3	92.1

認証*を受けた自社ブランド製品が魚介類製品の総数に占める割合
*MSC,ASC,GLOBAL G.A.P.またはEU有機認証

	2019	2020	2021
ベルギー／ルクセンブルグ	76.9	74.3	76.8
デンマーク	86.8	88.9	71.6
フランス	49.1	54.1	57.2
ドイツ	80.5	85.8	83.9
オランダ	82.7	80.6	73.7
ポーランド	46.6	42.2	73.5
ポルトガル	51.8	51.0	49.5
スペイン	28.2	37.8	29.9
ALDI Nord	56.5	60.0	59.8

出所：ALDI Nord「SUSTAINABILITY REPORT 2021」

欧州における認証（食品全般）

- フランスで実施した現地調査で実際に確認された認証については、前述の認証（MSC認証、ASC認証、FairTrade認証等）に加え、フランスで独自に導入されている認証（AB認証、Label Rouge認証、HVE認証等）も散見された
- なお、水産加工物については、ほとんどの製品でMSC認証ないしASC認証ラベルの貼付を確認した

認証制度	EU有機認証 	AB認証 	Label Rouge認証 	HVE認証 	VOLAILLE FRANÇAISE認証 
認証主体	欧州委員会 European Commission	フランス農業省	フランス農業省	フランス農業省	フランス農業省
確認した品目	農産物、加工農産物、畜産物等多くの農産物	農産物で多く確認	未加工の農産物、食品主に肉製品で貼付を確認	農産物（加工農産物を含む）	畜産品
概要	EUの有機農業規則に従って生産された農産物であることを証明。EU Agriculture（農業原料がEU内で生産）、non-EU Agriculture（農業原料が第三国で生産）、EU/non-EU Agriculture（農業原料の一部がEU内で生産され、その他の部分が第三国で生産）の区別	最低3年間は有機農法実施していること、オーガニック材料を95%以上含むこと、EU圏内で生産あるいは、加工されたものに限るなど、厳しい基準を設け、1年ごとの抜き打ち検査も行われる	通常市販されている類似商品の生産条件とは異なる生産条件で生産されており、より高いレベルの品質を持つことを示す	高付加価値環境認証（HVE認証）。農場に置いて、環境等に適切に配慮されていることを示す認証。具体的には、肥料や農薬、等のインプットが適切に使用されていることを目的とする	フランスで生産から加工までの全ての工程が実施されたことを示すラベル
本部	ベルギー	フランス	フランス	フランス	フランス

（出所）フランス国立原産地名称研究所(INAO)ウェブサイトより作成

<https://www.inao.gouv.fr/eng/Official-signs-identifying-quality-and-origin/Agriculture-biologique>

3. 欧州における食のサステナビリティ

- 3-1 欧州における食品関連政策
- 3-2 消費者の動向
- 3-3 卸小売の動向
- 3-4 認証の動向
- 3-5 その他の動向

現地調査の概要

1. サステナブル認証商品の流通状況

①サステナブル需要の高い食品の種類はどういったものになるのでしょうか？（魚、牛肉等）

一般論：既存で扱っている商品ベースで言うと、取り扱い量が大きく、サステナビリティリスクが高いものを中心に取り扱い。
パーム油、カカオ、コーヒー、水産物。牛肉についてはオーストラリアでカーボンニュートラル認証があり、注目しているが、実際の流通は需要とコストの兼ね合いで判断することになるだろう。代替肉需要についても同様。
サステナブルの需要、特に有機製品の需要は欧州ではどの商品がというわけではなく、全体的に活発。

パームについては特に欧州の消費者の要請が強く、RSPO認証を取得するかパームフリーとするか。これを受け、即席めんの場合には、米麺に切り替え・ノンフライにする等の対応をしている。

②サステナブル認証取得商品の貴社における取扱量はどの程度でしょうか？（比率、販売額、品目数）

取り扱っている魚については、自分たちでトレーサビリティ確認をできていないものについては全てMSC認証取得品である。
取得しないと欧州内で取り扱えないため。

③サステナブル認証取得商品に対する消費者の需要は大きいのでしょうか？

欧州では間違いなく需要は大きい。例えばオーガニック食品のコーナーは面積をどんどん拡大している。
Biocoopの店舗数もここ数年で3倍程度に増加。但し、昨今ではエネルギー価格の高騰に伴い、有機認証品の消費は滞る兆しがみられている

④例えば、RSPO認証取得にはコストがかかり、その分プレミアムとして単価が上がっています。このような価格差は発生しているのでしょうか？

価格差はもちろん発生している。有機認証が一つの例である。
有機産品は若年層・ミドル世代・都市部に居住している層の購入が多いイメージ。
価格差があるため、全員が余裕をもって購入できるわけではないのが、今後の有機マーケット拡大の上での懸念であろう。
最終製品への価格転嫁はなかなかできていないのが現状。

現地調査の概要

2. サステナビリティ対応の必須度合い

①サステナビリティ対応は需要側から要請されるものでしょうか。それとも供給する側が調達方針等の設定を通じて積極的に実施しているのでしょうか？

エンドユーザーに近いほど、サステナビリティ対応の需要は強いと認識している。小売ではCSC方針を定めているところが多く、その方針に従って卸す形となる。

消費者の関心が強い。

②サステナビリティ対応について、消費者はどういった要素への対応を重視しているのでしょうか。また今後どのような側面への配慮を追加で求められると予測しますか。

③今後取り扱い規模を拡大していくことを考えた場合、調達時に気にするサステナビリティの観点がありますでしょうか？

キーワード：Keywords: 食品安全 Food safety 健康 Health 無農薬/有機（オーガニック）Pesticide-free/organic 国産/地産地消Domestic production/local production for local consumption 高品質/ブランドHigh quality/brands 食品包装 Food packaging 輸送過程のCO2排出量CO2 emissions during the transportation process

フランスではローカル産品の意識が強い。例えば、日本が輸出重点品目として設定している柚子についても、ヨーロッパ内で生産できる。南仏で生産できる。コメについても、イタリアで生産が始められており、ローカル消費がかなり意識されている。

有機認証、動物福祉、ローカルの意識が強いのではないかな。プラスチック等の食品包装についても意識する必要がある。

今後のテーマで言えば、CO2が大きなテーマになってくると考えている。他方で、現状フランスではエネルギーコストが向上しており、足元の状況を踏まえ、どの程度サステナビリティに対する感度・要請が高まってくるかは未知数。物価高騰の影響もあり、消費者が安価な商品を購入する意識が高くなっていると思う。

現地調査の概要

3. 日本が欧州／米国に農産物を輸出する場合に必要な条件等

①どの程度日本の農産物を取り扱っていますか。

- a. 取り扱っている場合、日本の農産物は何を評価されているのでしょうか。また、それらはサステナビリティに配慮されていますか？
- b. 取り扱っていない場合、なぜ日本の農産物を取り扱わないのか、特筆すべき理由はありますか。価格が高くなるからでしょうか？

日本の取扱量は同社で取り扱う食品のうち、全体の1割。ホテル・レストラン向けに卸しており、鮮魚・茶・コメ・醤油・アルコール飲料等を卸している。
サステナに配慮している日本商品は0.5-1%だと思う。有機認証取得のお茶、鮮魚はMSC認証を取得。

日本の農水産物がそこまで高くない点には、価格も原因。和牛等の品質が良い点は理解しているものの、価格帯が高すぎるため、流通量が限られていると思う。
ローカル志向が欧州では強まってきており、バランスを見る必要がある。

②新たに日本の農産物を取り扱う場合、欧州で取り扱うために対応が必須なサステナビリティに関連した対応策があればご教示ください

包装に関する規制には対応が必要。また、欧州各国で取り扱う場合には、言語対応も必要である
また、認証についても欧州での取り扱いに耐えるように、認証の取り直しが必要。

JAS有機認証は欧州レベルの有機認証と相互乗り入れが可能。例えばお茶は、単一原料且つ生産国が日本なので、相互乗り入れの形で
ユーロリーフのロゴ取得やフランスの有機認証であるAB認証を取得しやすい。

③第3国からEU向け、またEUから第三国向けの農産物を扱っているご経験から、欧州と第三国からの商品について、サステナビリティに対する配慮の違いを感じたことはありますか（第三国からの商品は認証取得率が低い等）？

不明。

現地調査の概要

④日本が、欧州に農林水産物を輸出する場合に必要な最低条件として、サステナビリティによらず想起するものがあれば教えてください（ライセンス付与・ラベル貼付）

欧州で流通させることを意識した際に、最もハードルとなっているのは、2021年4月に発効した混合食品規制。

欧州HACCPに対応できている日本の事業者が少ない

食肉・エクス・乳製品・魚等の原材料が入っていると、基本的には欧州HACCPに準ずる工場での加工であることをトレースできなければ輸出できない。欧州HACCPの認証を受けた屠殺場が日本には3, 4しか存在しない。出汁・つゆについてはかつおだしでも不可。昆布だしに切り替える必要がある。東南アジアの現地工場では対応されているため、日本の加工食品メーカーはmade with Japanの形で販売。また、欧州に拠点がある日系企業は現地工場のキャパシティを拡大し、現地生産を強化している。

⑤日本は輸出重点品目として28品目掲げていますが、今後取り扱いを拡大したい日本の品目はありますか？

ローカルで生産できる産品が増えてきていることも踏まえ、「日本らしさ」がないとなかなか取り扱いにくい。和牛・抹茶・柚子等は需要が大きいと思う

現状日本に関連した食材で、店内で販売しているのは、抹茶等の茶関連製品、醤油や味噌等の調味料である。

4. 米国における食のサステナビリティ

サマリー

		現状	今後の方向性
企業	政府	✓ 生産性向上を基盤とする食料システムの強化 ✓ <u>EUのサステナビリティ戦略への対抗</u> ✓ <u>食品安全の徹底（米国食品安全強化法:FSMA）</u> ✓ <u>特定の食品のトレーサビリティを強化</u> ✓ <u>オーガニック執行強化</u>	✓ フードセキュリティ強化の観点から、<u>食品トレーサビリティはさらに強化</u>される ✓ 輸出農産物における<u>サステナビリティ強化</u> ✓ 通商政策とリンクした輸入農産物における監視強化
	生産者・農場	✓ 生産性の向上 ✓ <u>輸出安定化を意識したサステナビリティ強化（大豆などのコモディティ）</u> ✓ <u>USDA有機認証取得の推進</u>	✓ <u>食品ロスを含む廃棄物削減・省エネ・二酸化炭素の排出減少の推進</u> ✓ <u>生産活動の高度化、スマート農業の強化</u>
	メーカー	✓ <u>トレーサビリティの取り組みによって食の安全性</u>アピール ✓ 食品生産過程の<u>トランス脂肪酸等の有害物質</u>の低減 ✓ 食品<u>原材料の自然由来、安全性</u>を重視 ✓ 食品<u>包装でオーガニック、Non-GMO</u>などを宣伝 ✓ 容器包装の<u>プラスチック使用削減</u> ✓ <u>代替肉商品の提供</u>	✓ <u>トレーサビリティ強化</u>によって消費者の信頼を得る及び企業ブランド強化 ✓ <u>有機食品</u>などハイエンド食品に関する<u>消費者教育</u>をさらに強化 ✓ <u>健康志向食品</u>の開発・普及・推進
	卸小売	✓ <u>調達コードの強化、サプライヤーへの要請（B2B）</u> ✓ <u>コールドチェーン、ロジスティクスの効率化</u>によって省エネ、排出削減（B2B・B2C） ✓ 消費者の信頼度向上のため<u>トレーサビリティ</u>重視（B2C） ✓ <u>自然志向、有機食品</u>重視のコンセプトを強調した店舗（B2C） ✓ <u>地産地消</u>の推奨 ✓ POP等で<u>オーガニックを宣伝</u> ✓ <u>ハイエンド向け店舗と庶民向け店舗で、のサステナ商品の取り扱いに差</u> ✓ <u>MSC、ASC、動物福祉</u>等を店舗で訴求	
消費者		✓ <u>有機、新鮮度、健康、品質</u>重視 ✓ <u>USDA有機認証、Non-GMOプロジェクト</u>への信頼度が高い	✓ 地産地消への関心が強まる

4. 米国における食のサステナビリティ

4-1 消費の動向（現地調査の成果）

4-2 食品小売の動向

4-5 政策の動向

4. 米国における食のサステナビリティ

4-1 消費の動向（現地調査の成果）

4-2 食品小売の動向（調達コード）

4-5 政策の動向

米国小売業が掲げるマテリアリティ

- 米国の大手小売企業はESGの観点から、総じて以下の主要項目についてソーシャル、環境、ガバナンス関連の各種取り組みを推進

環境

- 気候変動対策
- 廃棄物・包装資材の削減
- 水利用の削減
- 森林・土地・海洋の保護
- 動物福祉

社会

- サプライチェーン上の人権
- 多様性・公平性・包摂
- 労働者の安全
- 健康で安全な食品
- 地域への貢献
- 災害へのレジリエンス

ガバナンス

- コーポレートガバナンス
- 倫理・コンプライアンス
- 責任ある調達
- 責任あるデータ利用
- 公共政策への関与

米国小売のサプライヤーに対する要求事項

- 小売企業は、責任ある調達を实践する観点から、規程・規範、取引方針、目標等の提示を通じて、サプライヤーに各種の取り組みを要求
- 要求には推奨レベルから義務レベルまであり、義務レベルの要求に対応できない場合には原則取引不可

小売企業のサプライヤーに対する各種要求の提示

規程・規範等

- サプライヤーに遵守を求める義務事項（努力義務を含む）
- 法令遵守 + αの内容構成で、「+ α」の部分については、人権関係の内容を中心としつつ、環境等にも言及するケースが一般的

取引方針

- サプライヤーに対する義務事項と推奨事項等を併記
- 義務・推奨事項の中に含まれる主な内容は以下の通り
 - ・ 特定の外部認証の取得
 - ・ 各種サステナビリティスキームへの参画
 - ・ 小売企業独自ルールの準拠 等

目標

- 小売企業自身の目標でありながら、サプライヤーへの実質的な推奨事項を含む（「20XX年に、コーヒー調達をすべて〇〇認証付きとすることを目指す」等、将来的にサプライヤーの義務事項となる項目もあり）

米国小売のサプライヤー向け規程・規範等（社会関連）

- サプライヤーに遵守を義務付ける規程・規範等では、人権への取り組みや法令遵守を網羅的に求めている

	安全品質	児童労働	強制労働	人権尊重	ハラスメント	賃金雇用	健康安全	監査・認証	その他
	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	サプライチェーンの開示義務あり 外国サプライヤー検証プログラム
		✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	業界団体イニシアティブ等が提供するツールやプログラムの利用を推奨
		✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	当社が選任した第三者による監査の受け入れ義務
		✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	外国人労働者雇用
	✓	✓	✓			✓			国内・現地生産の優先

米国小売のサプライヤー向け規程・規範等（環境関連）

- サプライヤーに遵守を義務付ける規程・規範等では、環境への取り組みを網羅的に求めている

	気候変動	水・土壌	容器包装	森林・生物	物流対策	廃棄物	有害物質	動物福祉	その他
	✓	✓	✓		✓	✓	✓		ポストコンシューマーリサイクル素材から作られた世界のPBプラスチック包装の比率を高める
		✓				✓	✓	✓	プライベートブランドの品目別調達方針で「動物福祉」対応を規定
				✓				✓	パーム油は、RSPO基準を満たすサプライヤーから調達
		✓	✓				✓	✓	動物福祉監査
	✓	✓	✓		✓	✓	✓	✓	国内・現地生産の優先

認証やサステナビリティスキームの活用①

- 企業は、サステナビリティ関連の各種認証機関・スキームの利用を通じて、責任ある調達に取り組んでいる

小売チェーン	認証機関・スキーム名	備考
	Global Food Safety Initiative (GFSI)	- 生鮮輸入青果物の監査データ等に活用 - メーカー等ブランドの輸入食品は、GFSI認証を有する施設での製造義務あり
	- Rainforest Alliance - Fairtrade International	欧州で、ココア・コーヒー・茶について左記認証を受けた商品の調達を推進
	- Marine Stewardship Council (MSC)① - Monterey Bay Aquarium Seafood Watch②	天然魚介類の調達先を①の認証を受けた業者や、②の評価基準が一定以上の業者に限定
	- Aquaculture Stewardship Council(ASC)③ - Global Aquaculture Alliance(GSA)④	単一素材の養殖魚介類の調達先を③の認証を受けた業者や、④の評価基準が一定以上の業者に限定
	- North American Meat Institute - National Cattlemen's Beef Association - National Chicken Council - United Egg Producers - National Dairy FARM Program - Farmers Assuring Responsible Management	左記の団体・スキームに沿った動物福祉基準を採用し、監査結果を毎年提供することをサプライヤーに要求
	Roundtable on Sustainable Palm Oil(RSPO)	左記の基準を満たすサプライヤーから調達

（資料）米国小売企業の公表資料をもとに、みずほリサーチ＆テクノロジーズ作成

認証やサステナビリティスキームの活用②

小売チェーン	認証機関・スキーム名	備考
	- North American Meat Institute - National Chicken Council	左記機関のガイドラインの遵守をサプライヤーに要求
	National Dairy FARM Program	左記プログラムに参画する大規模サプライヤーとの取引に重点
	Marine Stewardship Council (MSC)	太平洋産タラやチリ産スズキ等、一部の魚種について、MSCの認証を受けていない商品を扱わない
	Fishery Improvement Project(FIP)	サプライヤーが左記プロジェクトに参画することを奨励
	International Seafood Sustainability Foundation	左記スキームに参加するサプライヤーからプライベートブランドのツナ缶を調達
	United Egg Producers	サプライヤーに左記のケージ操作基準の準拠を要求
	Farmers Assuring Responsible Management	左記の動物ケア基準の認証を酪農分野のサプライヤーに要求
	Animal Handling Guidelines (North American Meat Institute作成)	業界で認定された左記ガイドライン等の適用をサプライヤーに推奨
	Common Swine Industry Audit (The National Pork Board作成)	
	National Chicken Council Guidelines (National Chicken Council作成)	
	Monterey Bay Aquarium Seafood Watch	

（資料）米国小売企業の公表資料をもとに、みずほリサーチ＆テクノロジーズ作成

自社主体での基準等の整備事例

- 責任ある調達の実践に際し、外部の認証機関やサステナビリティスキームの他に、自社主体の基準等を整備する動きも見受けられる（動物福祉の分野で顕著）

区分	分野	内容
	動物福祉	2023年に、動物福祉の5つの領域（栄養・環境・健康・動作・精神状態）に関する成果基準や第三者の監査計画を社内でとりまとめる予定
	動物福祉	自社、サプライヤー、第三者による農場・屠殺場の動物福祉監査プログラムの策定を検討中
	動物福祉	社内に調達部門幹部、専門家、学識者等により構成される動物福祉諮問委員会を整備
	認証・監査	外部機関による認証・監査の代替手段として、例外的に自社の監査基準を適用

（資料）米国小売企業の公表資料をもとに、みずほサーチ＆テクノロジーズ作成

調達目標の設定事例

区分	分野	内容
	気候変動	・ サプライヤーのCO2換算排出量を削減（2030年目標値を設定）
	環境	・ 2025年までに20品目について、よりサステナブルな調達を実現 ✓ 生鮮・冷凍水産品、ツナ缶：サステナビリティ認証を受けた業者や米国の漁業養殖改善プロジェクトに取り組む業者等からの調達を促進 ✓ コーヒー、PB紅茶・緑茶（ティーバッグ）・インスタントティー、バナナ・パイナップル：サステナビリティ認証の取得率を高める
	豚肉	・ 2025年までに北米で、妊娠ストール(子取り用の母豚を妊娠期間中に単頭飼育する個別の檻)を使用している施設からの調達をなくす
	鶏肉	・ 2024年までに、自社のプレミアムブランドで調達する鶏肉の5割以上について、飼育頭数の密度低下等の飼育環境改善を図る
	天然魚介類	・ 2023年までに、調達の85%以上を指定のサステナビリティ認証を受けた商品とする
	牛肉・大豆	・ 2030年までに、プライベートブランドの原料調達を森林破壊を伴わないサプライヤーに限定する
	養殖エビ・サーモン	・ 指定のサステナビリティ認証を受けたもののみを調達することを目指す
	鶏卵	・ 2025年までに、放牧・平飼い飼育された商品のみを調達することを目指す

（資料）米国小売企業の公表資料をもとに、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

各社の状況 Walmart①

- 「共有価値の創造」の観点からESG課題を機会、持続可能性、コミュニティ、倫理と誠実さの4つのテーマに整理

<ESG課題の4テーマ>

機会	・人的資本：良い仕事と仲間の昇進 ・公平と受容 ・サプライヤーへの機会提供
持続可能性	・気候変動 ・自然資源の再生：森林・土地・海洋 ・廃棄物：循環経済 ・サプライチェーン上の人権 ・製品サプライチェーンの持続可能性 ・動物福祉
コミュニティ	・地域への貢献 ・より健康で安全な食品等 ・災害への備えと対応
倫理と誠実さ	・倫理とコンプライアンス ・公共政策への関与 ・コーポレートガバナンス ・デジタル市民権 ・人権

（資料）当社公表資料等よりみずほリサーチ＆テクノロジーズ作成

各社の状況 Walmart②

- 全ての人を尊重し、倫理観をもって行動するという自社の価値観をサプライヤーとの関係にも適用する観点から、サプライヤー規程を整備

<サプライヤー規程における主なSDGs関連記載>

項目	主な内容
互いを尊重する職場	・差別やハラスメント、不公平な処遇を認めない ・労働者が懸念事項を当社管理部・自社、第三者に報告できる制度を設ける
公正な雇用・賃金の支払い	・違法または過度な賃金控除や賃金からの天引き、賃金支払いの遅延、不規則な支払いを行わない ・結社の自由と団体交渉権を認める
労働搾取の禁止	・強制労働、人身売買による労働、法定年齢未満労働の禁止
安全な職場	・清潔で衛生的な施設と、清浄な飲料水へのアクセスを提供 ・労働者の事故や怪我を予防するため、適切な手続きや予防措置を講じる
環境保護	・排水、雨水、廃棄物、排気ガス、再生可能物質を適切に管理するためのシステムを設計・運営する ・化学物質や有害廃棄物は責任ある方法で処理、保管、運搬、処分する
安全・品質基準の維持	・適切なリスク管理システムを導入し、食品や商品の安全上の問題を防止する ・製造する商品の安全性と品質をモニターし、重大な問題が発生したら当社に直ちに報告する

（資料）当社公表資料等よりみずほリサーチ＆テクノロジーズ作成

各社の状況 Walmart③

- 生鮮輸入品やメーカー等ブランドの輸入食品のサプライヤーには、米国農務省・食品医薬品局等の法令遵守に加えて下記の内容が求められている

項目	生鮮輸入青果物	メーカー等ブランドの輸入食品
監査・認証	・①Global Food Safety Initiative (GFSI) の認証、② GFSIが認定する監査基準に基づく評価、③当社の代替的な監査基準、のいずれかを満たす必要あり（③は例外的ケース） ・サプライチェーンの開示義務あり ・新たな施設の利用には当社の許可が必要	・GFSI承認認証を有する施設での製造義務 ・GFSI承認の食品安全強化法（FSMA）対応措置が追加で必要となるケースあり ・サプライチェーンの開示義務あり ・新たな施設の利用には当社の許可が必要
外国サプライヤー検証プログラム	・英語での下記監査データの提供 -GFSI 承認に基づく監査証明書 -GFSI 承認に基づく最終完全監査レポート -GFSI 承認に基づくFSMA対応措置の報告（一部のケース）	・英語での下記監査データの提供 -GFSI 承認に基づく監査証明書（GFSI 承認に基づくFSMA対応措置の報告を含む） -GFSI 承認に基づく最終完全監査レポート（および一部のケースでのGFSI 承認に基づくFSMA対応措置の報告） -食品安全計画、予防コントロールハザード分析 -ハザード分析とリスクベースの予防管理(HARPC)の責任者名
作物保護	・収穫前および収穫後の作物保護製品の適切かつ合法的な使用を確保するためのプログラムの整備（期待要件）	
品目別要件		・鶏卵：当社独自ガイドへの準拠 ・生鮮・冷凍鶏肉：米国農務省の家禽改善計画(NPIP)に参加する一次ブリーダーからの調達

（資料）当社公表資料等よりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

各社の状況 Walmart④

■ サプライチェーンのサステナビリティ強化に向けて、以下の目標を設定

項目	目標年	目標
気候変動	2030年	・10億トン（MT）相当のスコップ3・CO2換算排出量を削減または回避する（サプライヤー報告分、基準年：2017年）
廃棄物	2025年	・ポストコンシューマーリサイクル素材から作られた世界のPBプラスチック包装の比率を17%まで高める
環境	2025年	・20品目について、よりサステナブルな調達を実現する -生鮮・冷凍水産品、ツナ缶： - 第三者のサステナビリティ認証を受けた業者、認証取得に積極的に取り組んでいる業者、漁業養殖改善プロジェクト(FIP・AIP)に取り組んでいる業者から調達 -コーヒー： UTZ-Rainforest AllianceやFair Trade USAのサステナビリティ認証を受けたプライベートブランドコーヒーの売上割合を高める（米国ウォルマート及びサムズクラブで99%） -PB紅茶・緑茶（ティーバッグ）・インスタントティー： UTZ-Rainforest Alliance等の認証取得率を100%まで高める -バナナ・パイナップル： - 当社のオリジナルブランドについて、Rainforest Alliance、Sustainably Grown、Fair Trade USA等の認証取得率を100%まで高める
人権	2022年	・生鮮品の業界2団体（Produce Marketing Association, United Fresh Produce Association）が策定した 倫理憲章 を支持する業者からの調達比率を100%まで高める

（注）赤字は認証機関・サステナビリティスキーム等

（資料）当社公表資料等よりみずほリサーチ＆テクノロジーズ作成

各社の状況 Amazon①

- サステナビリティに関連して以下の目標を掲げ、「大胆な発想」と「絶え間ないイノベーション」を推進していることを強調

<サステナビリティ関連の主な目標と実績>

業務の変革	より公平な社会への貢献	共同体のインパクト活性化
・2025年までに100%再生可能電源の利用を実現 [2021年実績：85%]	・多様な従業員の権利を高める [2021年の関連実績] -取締役会の女性比率：45.5%	・広範な社会的責任の行使 [2021年の関連実績] -現物寄付：2.2億件以上 -手頃な価格の住宅支援に向けた投資：20億ドル超
・2030年までに配送の50%をネットゼロカーボンとする [2021年までの関連実績] -ゼロエミッション輸送で顧客の玄関先まで配送された荷物の件数：1億件超 -2015年以降の1件当たり荷物重量の削減率：38%	・世界最高の雇用主を目指す [2021年の関連実績] -安全への投資：3億ドル超 -スキルアップ投資：12億ドル超	・2040年までのネットゼロ社会実現に向けた後押し [2021年の関連実績] -「気候変動対策に関する誓約」に対応した荷物の件数：3.7億件超 -上記誓約に基づくファンドへの投資額：20億ドル超

（資料）当社公表資料等よりみずほリサーチ＆テクノロジーズ作成

各社の状況 Amazon②

- サプライヤーには、適用法の遵守に加え、労働者の権利と敬意に満ちた職場条件、衛生と安全、環境の保護、透明性と倫理的行為が行動規範として求められている
- 下記の業界団体イニシアティブ等が提供するツールやプログラムの利用を推奨

＜サプライヤーの資格要件に関する主なSDGs関連記載＞

適切な年齢の労働者

雇用の透明性

自発的な労働

環境保護
(排水や有害物質の適切な処理)

敬意と尊厳をもった労働者の
処遇（暴力や差別等の禁止）

安全な労働条件
(適切な設備や機械等の整備)

結社の自由

その他（各国別の要件）

（資料）当社公表資料等よりみずほリサーチ＆テクノロジーズ作成

＜当社が推奨するイニシアティブ等＞

amfori BSCI

Better Work

Responsible Business Alliance

Sedex

Higg Facility Environmental Module (FEM)

（資料）当社公表資料等よりみずほリサーチ＆テクノロジーズ作成

各社の状況 Amazon③

- サプライヤーは①労働、②健康と安全、③環境、④倫理の4カテゴリで評価される

＜サプライヤーの評価項目＞

労働		健康と安全		倫理的行動	
	結社の自由		緊急時の準備と対応		ビジネスの誠実さ
	自由に選べる雇用		産業衛生		透明性
	人道的な扱い		機械の安全対策		
	差別の禁止		差別の禁止		
	下請け業者等の責任		衛生、寮、食堂		
	賃金と福利厚生	環境			
	労働者の苦情処理メカニズム				
	労働時間				
	若手労働者				
			有害物質		
			公害管理と予防		

（資料）当社公表資料等よりみずほリサーチ＆テクノロジーズ作成

各社の状況 Amazon④

- プライベートブランドについては、品目別に以下の調達方針を定めている

<プライベートブランドの品目別調達方針>

品目	目標
動物由来製品	・ サプライヤーに動物福祉基準の改善、動物福祉認証の取得、動物福祉に関する業界ガイドライン準拠への取り組みを奨励
ココア、コーヒー、茶	・ 欧州では、Rainforest AllianceやFairtrade Internationalの認証を受けた商品の調達を推進（ココアについては、Cocoa Horizons等の第三者認証も適宜許容） ・ 北米では、2022年までにコーヒーの調達の100%をRainforest Alliance、Fairtrade International、Fair Trade USAの認証付きとすることを目指す
鶏卵	・ 北米と欧州で、放し飼い飼育により生産された鶏卵の調達を推進
パーム油	・ 北米と欧州で、サステナビリティ認証を受けた商品を使用
豚肉	・ 北米で2025年までに、妊娠ストール（注）を使用している施設からの豚肉調達をなくす（欧州では、既に現地の妊娠ストール利用禁止の規制に対応）
魚介類	・ 北米と欧州で、サステナビリティ認証・格付けを受けた商品の調達を推進 ・ 天然の魚介類（生鮮・冷凍・缶詰）は、Marine Stewardship Council Standardによって持続可能性の基準に対して認証されているか、Monterey Bay Aquarium Seafood Watch programによって「緑」または「黄」と評価されている漁業者からの調達が求められる ・ 単一素材の養殖魚介類は、Aquaculture Stewardship Councilによる認証や、Global Aquaculture Allianceの2つ星以上等が求められる

（注）1.赤字は認証機関・サステナビリティスキーム等

2.妊娠ストールとは、子取り用の母豚を妊娠期間中に単頭飼育する個別の檻

（資料）当社公表資料等よりみずほサーチ＆テクノロジーズ作成

各社の状況 Kroger①

- 2020年のESGレポートで下記の項目を特定したうえで、重点項目を明確化してサステナビリティへの取り組みを推進。

<サステナビリティ関連の取り組み項目>

環境関連

- ・農業慣行
- ・化学物質管理
- ・気候インパクト
- ・森林破壊と土地管理
- ・食品廃棄物
- ・事業系廃棄物
- ・包装
- ・水

ソーシャル関連

- ・関係者の健康と安全
- ・関係者の教育・訓練
- ・地域社会への関与
- ・顧客体験
- ・災害に対するレジリエンス
- ・多様性・公平性・包摂
- ・食料品アクセス
- ・食の安全
- ・遺伝子組換え生物（GMO）
- ・健康と栄養
- ・労働関係
- ・商慣行・製品表示
- ・製品の安全性
- ・小売の安全性
- ・有能な人材の確保

ガバナンス関連

- ・動物福祉
- ・データ保護・サイバーセキュリティ
- ・ESG コーポレートガバナンス
- ・倫理・コンプライアンス
- ・人権
- ・公共政策への関与
- ・責任ある調達
- ・サプライチェーンの説明責任
- ・持続可能な水産

（注）下線付きは重点項目。

（資料）当社公表資料等よりみずほリサーチ＆テクノロジーズ作成

各社の状況 Kroger②

- 「責任ある調達」の観点から、サプライヤーに対して、「ベンダーの行動規範」（Vendor Code of Conduct）を規定（義務事項）

＜サプライヤーの行動規範に関する主なSDGs関連記載＞

児童労働や非自発的
労働の禁止

安全な労働環境
の確保

人種や宗教等による
差別の禁止

ハラスメントの禁止

敬意と尊厳をもった
労働者の処遇

当社が選任した第三者
による監査の受け入れ義務

（資料）当社公表資料等よりみずほリサーチ＆テクノロジーズ作成

各社の状況 Kroger③

- 「責任ある調達」の観点からは、特に動物福祉、魚介類のサステナビリティ、森林破壊ゼロに向けた取り組みも推進

＜分野別にみた取り組み＞

分野	取り組み
動物福祉	・サプライヤーに対し、下記の業界団体・スキームに沿った動物福祉基準を採用し、検証のための監査結果を毎年提供することを要求 -牛肉：North American Meat Institute, National Cattlemen's Beef Association -豚肉：National Pork Board -鶏肉：National Chicken Council -鶏卵：United Egg Producers -乳製品：National Dairy FARM Program, Farmers Assuring Responsible Management ・サプライヤーがProfessional Animal Auditor Certification Organizationの動物福祉ガイドラインに従うことを期待 ・社内のフードテクノロジーチームが、動物福祉監査を監督 ・2023年には、動物福祉の5つの領域（栄養・環境・健康・動作・精神状態）に関する成果基準や第三者の監査計画を社内ですりまとめる予定
魚介類のサステナビリティ	・WWFと提携して魚介類の持続性プログラムを開発し、産地や生産方法を追跡 ・各種環境基準を満たす水産業者からの調達を推進するとともに、漁業養殖改善プロジェクト(FIP) を支援 ・絶滅危惧種や絶滅寸前種の販売を禁止
森林破壊ゼロ	・プライベートブランド製品による森林破壊の撲滅に尽力 -森林破壊の影響が大きいパーム油、牛肉、大豆といった商品の調達に配慮 ・パーム油は、Roundtable on Sustainable Palm Oilの基準を満たすサプライヤーから調達

（注）赤字は認証機関・サステナビリティスキーム等

（資料）当社公表資料等よりみずほリサーチ＆テクノロジーズ作成

各社の状況 Kroger④

- 品目別には、以下について、持続可能性に配慮した調達目標が掲げられている

<品目別目標>

品目	目標年	
鶏卵	2030年	・放牧・平飼い等、鶏のストレスが少ない飼育環境で育てられた鶏卵の調達比率を7割以上まで引き上げる
豚肉	2025年	・グループ別豚舎で飼育された生鮮豚肉の調達比率を100%とする
鶏肉	2024年	・自社のプレミアムブランドで調達する鶏肉の5割以上について、飼育頭数の密度低下等の飼育環境改善を図る
天然魚介類	2023年	・調達の85%以上をMarine Stewardship Council認証を受けたものとする
常温ツナ製品	2025年	・プライベートブランド商品の20%をMarine Stewardship Council認証を受けたものとする
養殖魚介類	2023年	・Best Aquaculture Practicesの2つ星以上と認定されている、またはAquaculture Stewardship CouncilやGlobal G.A.P.の認証を受けているサプライヤーから全量を調達する
牛肉	2030年	・プライベートブランドの原料調達を森林破壊を伴わないサプライヤーに限定する
大豆		

（注）赤字は認証機関・サステナビリティスキーム等

（資料）当社公表資料等よりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

各社の状況 Costco①

■ サステナビリティの観点から重点的に取り組むSDGs項目を明確化

<SDGsの重点課題と取り組み方針>

SDGs6：安全な水とトイレを世界中に	・水の利用効率の向上や事業系排水の削減
SDGs8：働きがいも経済成長も	・サプライチェーン上の関係者も含めた関係者の人権・安全・尊厳の保護
SDGs10：人や国の不平等をなくそう	・多様な人員構成、包摂的な職場環境の実現、地域貢献
SDGs12：つくる責任つかう責任	・食品廃棄物や包装資材の継続的な削減
SDGs13：気候変動に具体的な対策を	・スコープ1、2、3の温室効果ガスや水利用の削減
SDGs14：海の豊かさを守ろう	・次世代に希少な資源を残せるよう、持続可能な方法で漁獲・養殖された水産物を調達する
SDGs15：森の豊かさを守ろう	・森林の生態系や環境に配慮した形で木材、紙、繊維製品を調達することを目指す

（資料）当社公表資料等よりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

各社の状況 Costco②

- 人権や環境の観点から、以下の内容を定めたサプライヤー行動規範を整備

＜サプライヤー行動規範の主な内容＞

項目	内容
児童労働者・若年労働者	・18歳未満の労働者による危険な業務の禁止
自発的な労働	・強制労働、強制労働、年季奉公、性的搾取等の禁止
尊厳と敬意	・虐待・ハラスメントの禁止、懲戒処分の文書化
労働・雇用管理	・以下の内容について、当社が定める規範を遵守 -雇用条件 -賃金・福利厚生 -労働時間 -差別禁止 -結社の自由 -外国人労働者雇用 -苦情処理の仕組み
健康・安全	・以下の内容について、当社が定める規範を遵守 -安全衛生教育 -火災安全・緊急避難 -電気の安全性 -応急手当と救急医療 -換気と照明 -制服・個人用保護具 -衛生 -飲料水 等
環境マネジメント	・環境への悪影響を抑制する形での化学物質・有害物質の処理・処分 ・製造工程中のオゾン層破壊物質の除去（強く推奨） ・リサイクル（強く推奨）
マネジメントシステム	・行動規範を遵守するための責任者の設定
施設監査	・当社向け商品を生産する施設の第三者による監査の許可（事前通知がないケースを含む）

（資料）当社公表資料等よりみずほリサーチ＆テクノロジーズ作成

各社の状況 Costco③

- 動物を恐怖、不快感、飢え・渇き、痛み・苦しみ等から解放することを目指して、以下のような取り組みを推進

<動物福祉関連の取り組み>

分野	取り組み
基本計画	・国際的な動物福祉アクションプランの策定を目指す
動物福祉 監査	・当社、サプライヤー、第三者による農場・屠殺場の動物福祉監査プログラムの策定を検討中
抗生物質	・抗生物質の使用を疾患の予防や治療的使用に制限することを目指す (ただし、2021年時点で使用状況の定量的な確認や目標設定は困難な状況)
品目別 対応	・牛肉：North American Meat Instituteのガイドラインの遵守をサプライヤーに要求 ・酪農：米国のNational Dairy FARM Programに参画する大規模サプライヤーとの取引に重点 ・鶏卵：①米国内で、自社開発の養鶏管理アプリを開発し、これに基づく監査を実施 ②世界で放牧・平飼いで育てられた卵の調達比率を高める ・鶏肉：①National Chicken Councilのガイドラインの遵守をサプライヤーに要求 ②主要サプライヤーは、Professional Animal Auditor Certification Organizationに認定された第三者による監査を受ける ・豚肉：妊娠ストール利用の抑制をサプライヤーに要請

(注) 赤字は認証機関・サステナビリティスキーム等

(資料) 当社公表資料等よりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

各社の状況 Costco④

- トレーサビリティを鍵として、生態系の保護や労働者の人権保護に配慮した水産物調達に取り組む方針を表明

＜水産関連の取り組み＞

分野	取り組み
調査	・世界の主なサプライヤーに対し、漁獲・養殖の場所、方法、魚種、エコ認証取得状況等を毎年調査
漁獲の持続可能性	・以下の魚種について、 Marine Stewardship Council （MSC）の認証を受けていない商品を扱わない （対象魚種：大西洋産タラ・オヒョウ、グリーンランド産オヒョウ、チリ産スズキ、ハタ、オレンジラフィー、米国産以外の赤魚、サメ、エイ、クロマグロ）
連携プロジェクト支援	・サプライヤーが Fishery Improvement Projects （FIP）に参画することを奨励し、生産者や学術関係者等と連携しながらMSC認証を目指すことを促す
マグロ資源の保全	・PBのツナ缶を International Seafood Sustainability Foundation に参加するサプライヤーから調達
養殖の持続可能性	・養殖エビ・サーモンについて、 Aquaculture Stewardship Council （ASC）の基準の認証を受けたもののみを調達することを目指す ・遺伝子組換えサーモンを販売しない ・サーモンのサプライヤーの多くは、抗生物質・寄生虫の減少等を目指す Global Salmon Initiative に参画 ・2022年に発効するASCの飼料基準を支持

（注）赤字は認証機関・サステナビリティスキーム等

（資料）当社公表資料等よりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

各社の状況 Albertsons①

- ESG関連の取り組み項目を以下のように整理

<サステナビリティ関連の取り組み項目>

最優先事項	その他の取り組み事項	基盤的事項
・気候変動に関する行動 ・コミュニティに対する責任 ・多様性・公平性・包摂 ・廃棄物削減	・顧客の健康 ・サプライヤーの環境責任 ・サプライヤーの社会的責任 ・持続可能な製品・原料 ・動物福祉 ・製品マーケティング・透明性 ・水の管理責任	・情報プライバシー・セキュリティ ・人材確保 ・従業員の健康と安全 ・ガバナンスの倫理・コンプライアンス ・製品の安全性 ・レジリエンスと適応

（資料）当社公表資料等よりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

各社の状況 Albertsons②

- サプライヤーに対し、社会的や環境的な取り組みについて、「あるべき姿」を明確化

＜サプライヤーのサステナビリティに関する主な方針・期待事項＞

項目	内容
社会	・国内・現地生産の優先 ・児童労働や強制労働の排除 ・品質や性能の向上 ・賃金や労働時間の規制遵守
環境	・環境パフォーマンスの測定・報告 ・温室効果ガスの排出を削減する製品や、再生可能エネルギーや再生可能素材を使用した製品の提供 ・大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、廃棄物を低減する製品の提供
運輸・物流	・再生可能燃料や環境に優しい燃料の利用促進 ・自社調達部門と連携した、走行距離や排出ガスの削減
梱包・資材	・過剰な包装の排除 ・リサイクルしやすい素材や、堆肥化・生分解可能な素材の利用
省エネ・節水	・可能な限り最もエネルギー効率の高い機器や照明の利用 ・可能な限り最も節水効果の高い製品の利用 ・再生可能エネルギー（太陽光・風力・バイオマス発電）の利用追求
懸念される化学物質	・花粉媒介者の健康を害する懸念のある農薬の使用制限や廃止 ・農薬の代替品の利用推奨

（資料）当社公表資料等よりみずほリサーチ＆テクノロジーズ作成

各社の状況 Albertsons③

- 社内に調達部門幹部、専門家、学識者、等により構成される動物福祉諮問委員会を整備し、以下の取り組みを推進

<動物福祉関連の取り組み>

分野	取り組み
鶏卵	・サプライヤーに対し、United Egg Producersのケージ操作基準の準拠と米国農務省等による監査を要求 ・2025年までに、放牧・平飼い飼育された商品のみを調達することを目指す （放牧・平飼い飼育について、Humane Farm Animal Careの監査・認証をサプライヤーに要求）
酪農	・Farmers Assuring Responsible Managementの動物ケア基準の認証をサプライヤーに求める
食肉	・サプライヤーに対し、大気排出、水質・土壌汚染、森林破壊といった環境への影響の低減・排除を促す ・抗生物質、飼料添加物・サプリメントの慎重な利用を促す ・業界で認定された下記ガイドライン等の適用をサプライヤーに推奨する -Animal Handling Guidelines (North American Meat Institute) -Common Swine Industry Audit (The National Pork Board) -National Chicken Council Guidelines

（注）赤字は認証機関・サステナビリティスキーム等

（資料）当社公表資料等よりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

各社の状況 Albertsons④

- 水産関連では、2020年に責任ある水産物調達に関する方針を定め、以下の取り組みを推進

＜水産関連の取り組み＞

項目	取り組み
生鮮・冷凍水産物・寿司	・Monterey Bay Aquarium Seafood Watch programで「緑」または「黄」の評価を受けたものや、同等の環境基準の認証を受けた商品の調達に努める ・測定可能で時系列的な改善を図っている漁業者や養殖場からの調達に努める
常温ツナ製品	・以下の要件を満たす商品を優先的に調達する -Marine Stewardship Councilの認証を受け、かつ流通過程の管理がされているもの -Monterey Bay Aquarium Seafood Watch programで「緑」または「黄」の評価を受けたもの -Fishery Improvement Projectsに関わっているもの -環境への影響、社会的責任、トレーサビリティに積極的に取り組んでいる企業のもの -International Seafood Sustainability Foundationに参加する企業のもの
トレーサビリティ	・合法的かつ検証可能な供給源からの水産物調達を確実なものとするために、サプライヤーと協力して業界のベストプラクティスを実践
社会的責任	・人身売買や強制労働を伴わず、透明性や検証可能性を有するサプライチェーンの構築をサプライヤーに求める
政策への関与	・漁業・養殖業に社会的・経済的・環境的に良い結果をもたらす政策的な取り組みに関与していく

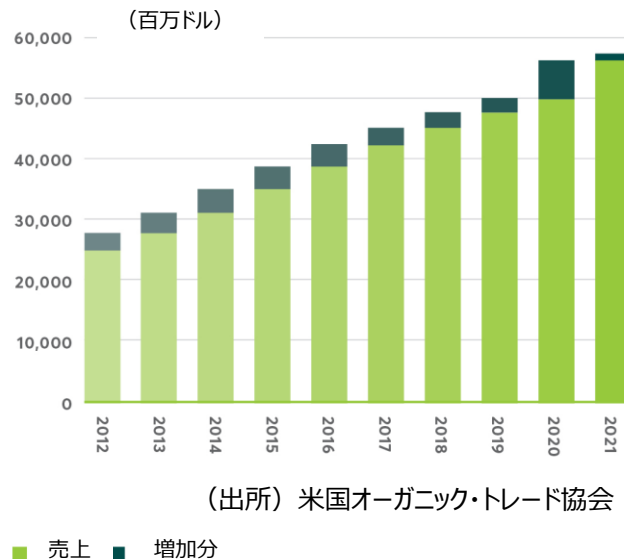
（注）赤字は認証機関・サステナビリティスキーム等

（資料）当社公表資料等よりみずほリサーチ＆テクノロジーズ作成

【参考】米国オーガニック市場の概要

- 米国オーガニック・トレード協会（OTA）が発表した「2022年 オーガニック業界調査」によると、2020年から2021年の間に、オーガニック製品の売上高は630億ドルを超え、年間で合計14億ドル（2%）成長
- オーガニック製品の売上高の90%以上を占める食品の売上高は575億ドル（約2%増）に増加

米国オーガニック市場の推移



品目	特徴
果物・野菜	- 有機果物と野菜は製品市場全体の15%を占め、2021年には210億ドル以上の収益（2020年比で約4.5%増）。生鮮食品と乾燥豆、果物、野菜がこのカテゴリーの成長を牽引、年間でそれぞれ6%と6.5%の成長を示した - 冷凍食品と缶詰食品は、消費者が食品庫への積み込みを減らしたため、わずかに減少 - 一部の消費者は、空気中のウイルスから食品をよりよく保護する可能性があるとして認識したため、パンデミックが始まって以来、包装された農産物が増加。有機食品を嗜好する消費者は歴史的に包装とプラスチックの使用を減らすことを好んできたため、この傾向が続くかどうかはまだ不明
乳製品・卵・肉	- 有機乳製品と卵の売上高は2021年まで比較的横ばいだったが、2019年の売上高を11%近く上昇 2021年の有機肉の売上高は2.5%増加し、年間売上高は約20億ドルに相当。有機家禽はこのカテゴリーで最も強力なパフォーマンスを発揮し、4.7%の成長と10億ドル以上の売上高を記録 - 有機乳製品、卵、肉は、最近最終決定された家畜起源(OOL)規則と保留中の有機家畜家禽基準(OLPS)提案された規則によってさらに強化される可能性がある
加工食品	2020年に最も顕著な成長した缶詰のスープ、ナッツバター、パスタソースは、2021年には減少 2021年にオーガニックベビーフードは11%以上の成長(売上高12億ドル)。離乳食は伝統的にオーガニックに不慣れた消費者の強力なエントリーポイントとなっている 2021年にスナックは、6%(売上高33億ドル)の健全な成長。オフィス、ジム、学校、その他多くの目的地が再開するにつれて、多くのアメリカ人が外出先で健康的で有機的な食品を探索。栄養バーはこのカテゴリーで最も進歩し、15%近くの成長と10億ドル以上の売上高を記録
飲料	- 有機飲料は、消費者のニーズや習慣の変化に機敏に迅速に対応し、2021年にかけて力強い成長(8%増) - リモートワークが普及するにつれて、在宅でのコーヒーの売上は大幅に増加。オーガニックコーヒーは5%以上の成長と年間売上高20億ドル以上となった
パン	2021年に、オーガニックパンと穀物の売上高はわずかに減少したが、売上高は依然として全体で62億ドルと好調 - 冷凍パンと焼きたてのパンは、1.6%のわずかに増加。ベーキング材料、パスタ、米、その他の乾燥穀物は全体的に減少。ウクライナでの戦争やその他の深刻な国内および国際問題がサプライチェーンを制約しているため、このカテゴリーは引き続き苦戦する可能性がある

（資料）米国オーガニック・トレード協会の公表資料をもとに、みずほリサーチ＆テクノロジーズ作成

4. 米国における食のサステナビリティ

4-1 消費者の動向（現地調査）

4-2 食品小売の動向（調達コード等）

4-3 政策の動向

米国の関連政策の概要①

生産性向上を基盤とする食料システムの強化

- 米国農務省（USDA）は、1960年に多要素を加味した生産性の統計プログラムを導入して以来、50年以上にわたって農業生産性に着目
- USDAは、持続可能でレジリエントかつ包摂的な米国食料システムの道筋について、農業と食料システムは安定した農業生産性の成長を基盤とすると公表（1929年～2017年の間に主要食品の生産性は400%以上増、農地面積は9%減、1980年以降では、農地は2,000万ha減、森林は140万ha増）
- バイデン政権は、若者や女性等、不利な立場にあるコミュニティをエンパワメントすることによって、米国人の健康を支援し、気候変動と闘い、最も脆弱な立場にある人々のニーズに対処する食料システムの構築に尽力すると言及



EUのサステナビリティ戦略への対抗

- 2020年11月、USDAの経済調査局（ERS）は、EUが持続可能な食料システムを目指して新たに掲げたFarm to Fork（F2F）戦略（2020年）の影響評価報告書を公表。同戦略が実施された場合、世界の農産物生産量は11%減少し価格が89%上昇、食料不足人口は1.8億人以上増加する（農業所得は17%増加）との試算結果を示す等、評価は批判的
- 2021年11月3日、米国のヴィルサック農務長官は欧州委員会のヴォイチェホフスキ農業担当委員と会談し、有機農産物等を優遇するEUの貿易上の措置について、WTO協定違反となる可能性に言及する等して牽制



米国の関連政策の概要②

食品安全の徹底（米国食品安全強化法:FSMA）

- 米国の食品輸入業者に対し、外国供給業者検証プログラム（Foreign Supplier Verification Program: FSVP）として、輸入食品に対する食品安全計画の策定と実施を義務付け
- また、同法においてバイオテロ法の義務要件の一部が改正され、バイオテロ法に基づく施設登録は、偶数年の10月1日から12月31日の間にオンラインもしくは郵送で登録更新を実施
- 特に日本の食品関連事業者に影響が大きいとされているのが、危害の未然予防管理を含む食品安全計画の策定などを定めた規則（第103条規則）



特定の食品のトレーサビリティを強化

- FDAが、食品事故の拡大を防止・軽減するために食品の受領者を迅速かつ効果的に特定することを目的に公表
- 食品トレーサビリティ・リスト（FTL）に掲げられている食品（当該食品を原料として使用した食品も含む）を製造・加工、梱包、保管する者に対し、食品流通の要所（Critical Tracking Events（CTEs））で食品追跡のための重要な情報要素（Key Data Elements（KDEs））を含んだ記録の作成・維持を要求
- FTLに掲げられている食品としては、マグロ、ブリ、カンパチなどの魚介類、メロン（生鮮）、甲殻類、二枚貝（ホタテ貝柱を除く）、チーズ、葉物野菜など



米国の関連政策の概要③

中国新疆ウイグル自治区が関与する製品の輸入を原則禁止

- バイデン政権の政策プライオリティとして、「世界における米国の地位を回復するために、国家安全保障に従事する職員を強化し、世界中で民主的な同盟関係を再構築し、米国の価値と人権を擁護し、米国の中産階級がグローバル経済で成功するための環境を整える」ことを表明
- 2021年12月、「人身取引に対抗するための国家行動計画」を策定。不公正な競争から労働者を保護し、世界の労働基準を高めることが目的。財・サービス貿易で強制労働に対処する上の優先事項のほか、既存及び新たな貿易ツールの活用 of 行動計画等を定める予定
- 2021年12月、ウイグル強制労働防止法（UFLPA）を発表。中国の新疆ウイグル自治区が関与する製品の輸入を原則禁止。産業界が施行前に求めていた執行猶予措置は講じられず、2022年6月21日、輸入禁止措置を施行

【参考】加工食品の現地輸入規制

食品の衛生管理・安全性に関する規準	適正製造規範（GMP）	食品医薬品化粧品法に基づき、FDAは食品の安全性を確保するため食品の製造、包装、保管などの「適正製造規範（Good Manufacturing Practice: GMP）」を設定。GMPを遵守せずに製造、包装された食品は「不良食品」として輸入および州間取引を禁止
	バイオテロ法	米国へ輸入される食品を製造／加工、梱包、保管する施設は登録をすると共に、輸入業者は、輸入食品が米国に到着する前に、FDAに食品輸入の事前通告を実施
	食品安全強化法	米国の食品輸入業者は、輸入食品に対する食品安全計画の策定と実施が義務付け。2012年夏以降、米国向けに食品を輸出している米国外の施設に対し、FDAによる査察を実施
加工食品の輸入において留意すべき規則	重金属および汚染物質	食品に含まれる有毒および有害な物質の許容量は、食品医薬品化粧品法第406条に基づく規則で設定。FDAが食品に関して暫定残留許容濃度を定めている物質は、ポリ塩化ビフェニール類（PCB類）のみ
	残留農薬に関する規則	連邦殺虫剤殺菌剤殺鼠法に基づき、EPAは登録済みで使用を認めたもの以外の農薬の使用を禁止し、食品の残留農薬の許容量を設定。一般の食品についてはFDA、畜肉、卵製品についてはFSISが所管
	食品添加物に関する規則	食品添加物は21CFR Part172～180に、食品に直接あるいは間接的に使用可能な物質とその含有量が規定。新規の食品添加物を使用する場合は、Food Additive Petition を提出の上、FDA の許可が必要
	食品包装材	食品に接触するものは「間接的な食品添加物」とみなされ、食品添加物と同じ規則が適用。包装材に関する使用可能な物質リストは21CFR Part175～177に、使用できない物質はPart189に設定。なお、カリフォルニア州は「カリフォルニア州法プロポジション65」を制定し、缶やビン類などの容器に含まれるビスフェノールA（BPA）成分の使用を禁止
特定食材において留意すべき規則	食肉加工品	食肉加工品の輸入は、原則FSISの所轄であり、米国内の認可工場もしくはFSIS承認の米国外の施設で加工された食肉原料のみ使用を許可。加工食品に含まれる肉または畜肉エキスの割合が一定以下の場合、FDAの所轄
	牛乳や卵等動物由来物質を含む加工食品	牛乳や卵等の動物由来物質を含む加工食品は、APHIS「Animal Product Manual 91」にて、必要な手続きを設定
	水産加工品	米国向けに輸出する水産加工品の製造業者は、21CFR Part123に基づき、食品製造工程上の危害要因を分析し、重要な管理点を継続的にモニタリングすることで食品事故の発生を未然に防ぐことを主な目的としたHACCPに従う
	低酸性缶詰食品および酸性化食品に関する規制	米国で販売される低酸性缶詰食品（パウチ、ガラス瓶含）は、21CFR Part108-8, 113-9, 114-10により、FDAに「低酸性缶詰食品製造施設」登録し、低酸性缶詰食品の製造工程を提出

（資料）JETRO公開資料よりみずほリサーチ＆テクノロジーズ作成

健康・安全に関する政府機関

- 米国では、食品の安全に関する規制・監督等に関し、主に保健福祉省（HHS）／食品医薬品局（FDA）、農務省（USDA）／食品安全検査局（FSIS）、環境保護庁（EPA）の3つの政府機関が管轄。米国に輸入される食品については、各省庁がそれぞれの所管法令に基づく関連規則を策定し、執行する
- その他、輸入に関連する省庁として、税関・国境保全局（CBP）、連邦取引委員会（FTC）、アルコール飲料に関する規制の一部は酒類タバコ税貿易管理局（TTB）が挙げられる

機関	 農務省（USDA） 食品安全検査局（FSIS）	 保健福祉省（HHS） 食品医薬品局（FDA）	 環境保護庁 (Environmental Protection Agency: EPA)
主な業務	- 輸出入品を含め、州境を越えて流通（州際取引）される畜肉（牛、羊、豚、ヤギ、馬等）及びその加工品、家きん肉（鶏、七面鳥等）及びその加工品、卵製品について、安全性、品質、食品表示に関する規制を所管 - 家畜の疾病検査、農薬や動物用医薬品などの残留検査を実施 - 食肉処理工場内及び加工工程における微生物汚染を防止するための指導・監視・査察	- ほぼ全ての食品（USDA 所管の畜肉・家きん肉（及びその加工品）、卵製品を除く）の安全性、品質、食品表示に関する規制を所管 - 食品の他、医薬品、化粧品、医療機器等に関する規制も所管 - FDA下の食品安全・応用栄養センター（Center for Food Safety and Applied Nutrition, CFSAN）では食品の定義と規格基準、表示などを策定 - 食品添加物や動物用医薬品などの登録にかかわる安全性・有効性の評価や使用基準・残留基準の設定や関連施設の査察を実施	- 農薬プログラム局（Office of Pesticide Programs）が、米国内で流通する農薬の使用の安全性に関する規制を所管し、食品の残留農薬基準を設定（ただし、残留農薬基準を超える食品の取締りはFDA） - 新たな登録に必要な安全性・有効性の評価や環境影響評価、使用基準・残留基準の設定を実施 - 農薬の使用状況など農薬使用に関連する規制の順守状況の調査や査察を実施
対象	植物、その他生物（昆虫、キノコ、微生物等）、動物、獣医用生物製剤	食品、飼料、添加物、医薬品、動物用医薬品	農薬（バイオテクノロジーによって植物に含まれているものも含む）
根拠法	Plant Protection Act, Animal Health Protection Act, Virus-Serum-Toxin Act	Federal Food, Drug and Cosmetic Act, Public Health Service Act	Federal Insecticide, Fungicide, and Rodenticide Act

健康・安全に関する政策動向①

- 米国では、輸入における食品の健康や安全に関する法規制は、主にFDA及びUSDAが所管している
- 近年の食品輸入に関する法規制強化の大きな契機となったのは、2001年9月11日の米国同時多発テロである。輸入食品に関する規制が強化され、バイオテロ法（The Public Health Security and Bioterrorism Preparedness and Response Act of 2002）が制定された。同法により、米国内外の食品関連施設の登録や、輸入時の事前通知が義務付けられた。登録については、更新制を義務付けるなど再度大改正が行われている
- また、米国では、過去に多数の食品事故が起き、公衆衛生上の大きな負担となっているが、その背景には食品安全や輸入に関する制度の脆弱性があり、ほとんどの場合は事故の予防が可能と考えられる
- こうした背景から、食料供給の過程で安全を保障することにより公衆衛生を向上する目的で、2011年1月4日に食品安全強化法（Food Safety Modernization Act : FSMA）を制定
- FSMAは米国の食品規制の70年ぶりの抜本改革といわれ、FDAの権限を多岐にわたり強化
- 健康・安全に関する政策動向について、次頁に示す

健康・安全に関する政策動向②

時期	法令・政策	内容
2002年6月 (2003年12月施行)	バイオテロ法 (The Public Health Security and Bioterrorism Preparedness and Response Act of 2002)	2001年9月11日の米国同時多発テロを受けて成立 「食品関連施設の登録」、「輸入時の事前通知」、「記録の保存」、「行政による留置」を義務付け - 米国へ輸入される食品を製造／加工、梱包、保管する施設は登録をすると共に、輸入業者は輸入食品が米国に到着する前にFDAに食品輸入の事前通告を実施
2011年1月4日	米国食品安全強化法 (Food Safety Modernization Act: FSMA)	- 米国の食品輸入業者に対し、外国供給業者検証プログラム（Foreign Supplier Verification Program: FSVP）として、輸入食品に対する食品安全計画の策定と実施を義務付け - また、同法においてバイオテロ法の義務要件の一部が改正され、バイオテロ法に基づく施設登録は、偶数年の10月1日から12月31日の間にオンラインもしくは郵送で登録更新を実施 - 特に日本の食品関連事業者に影響が大きいとされているのが、危害の未然予防管理を含む食品安全計画の策定などを定めた規則（第103条規則）
2020年7月16日	日米が有機畜産物等に関する輸出入の条件に合意	2014年1月以降、日本の有機JAS制度の認証を受けた有機農産物およびその加工食品は、米国の有機認証を受けずに「organic」などと表示して輸出が可能となっていたが、2020年7月以降、有機畜産物も同様の措置となった
2020年9月21日	「特定の食品のトレーサビリティに関する追加的な要件に関する規則案」公表	- FDAが、食品事故の拡大を防止・軽減するために食品の受領者を迅速かつ効果的に特定することを目的に公表 - 食品トレーサビリティ・リスト（FTL）に掲げられている食品（当該食品を原料として使用した食品も含む）を製造・加工、梱包、保管する者に対し、食品流通の要所（Critical Tracking Events（CTEs））で食品追跡のための重要な情報要素（Key Data Elements（KDEs））を含んだ記録の作成・維持を要求
2022年11月21日	「特定の食品のトレーサビリティに関する追加的な要件に関する規則」の最終規則を公表	2020年に公表した規則案について、同年9月2～2021年1月までに行われたパブリックコメントの結果を踏まえて修正 - FDAは食品安全強化法第204条で「高リスク食品」を指定し、それらを製造・加工、梱包（こんぼう）、保管する施設に対し、トレーサビリティに関する記録保存を義務付けるとしていた。同規則は「高リスク食品」の指定や必要な記録、保管の方法などを規定 - 最終規則は2023年1月20日に発効し、3年後の2026年1月20日に施行予定 - FTLに掲げられている食品としては、マグロ、ブリ、カンパチなどの魚介類、メロン（生鮮）、甲殻類、二枚貝（ホタテ貝柱を除く）、チーズ、葉物野菜など
2023年1月	オーガニック執行強化 (Strengthening Organic Enforcement: SOE) 最終規則を発表	- 米国農務省のNational Organic Program (NOP)は、オーガニック規制を更新し、NOP 認証をすべての輸入有機食品に義務付け。サプライチェーン上の関係者（仲買や卸を含む）はNOPプロトコルを要遵守 - 同規則により、より強固な記録管理、トレーサビリティ慣行、不正防止手順の権限が強化されるとともに、立入検査の権限を強化

健康・安全に関する政策動向③：食品安全強化法（FSMA）の概要

- FSMAは2011年1月に制定されて以降、具体的内容を定めた詳細規則が順次公表されている。本法は、米国内に流通する輸入食品にも適用されるため、米国向け輸出に関わる日本企業も対応が必要となる。輸出に関連する主な条項は以下のとおり

強化・導入された事項	条文	概要
外国施設へのFDA検査の大幅強化	第201条、第306条	FDAの権限が大幅に強化され、米国内に流通する食品を製造／加工、梱包、保管する米国外の食品関連施設に対して査察を実施。日本の食品関連施設においても、2012年夏頃から実施
バイオテロ法に基づく登録情報の更新制度の導入	第102条	米国内でヒトや動物の消費に供するための食品を製造／加工、梱包、保管する国内外の施設は、バイオテロ法に基づくFDAへの施設登録が必要
食品安全計画の策定・実施	第103条	バイオテロ法に基づく登録施設は、FSMA第103条により危害分析と予防管理を含む食品安全計画を策定・実施。米国に供給される食品を扱う全ての食品関連施設に危害分析重要管理点（HACCP）方式の基本原則を導入
農産物安全基準	第105条	ヒトが消費する果実・野菜を、未加工または自然な状態で生産、収穫、梱包および保管する農場は、微生物学的汚染リスクを最小化するための、FDAが示す手続き、手順及び慣行を遵守
意図的な食品不良の防止	第106条	意図的に不良が引き起こされるリスクが高い、消費者用に包装される前のバルクとして扱われる食品を対象に、その食品の流通過程における脆弱な点について、意図的な食品不良事故を防止する措置を義務付け
米国の食品輸入者による輸入食品の安全検証	第301条	輸入業者は、輸入食品が①第103条の計画に沿って製造されたか、または、第105条が規定する農産物の場合は同条の基準に従っているか、②不良状態（adulterated）ではないか、③不当表示（misbranded）がなされていないかについて、リスクに応じた外国供給業者の検証を義務付け
輸入食品に対する証明書の要求	第303条	FDAが必要と認める場合、食品の輸入に際し、政府または認定を受けた第三者監査人の証明書を要求が可能となった。証明書を要求するかどうかは、FDAが食品のリスクや、生産地のリスクなどを考慮して決定
第三者監査制度の導入	第307条	任意適格輸入業者プログラムに参加するために必要な証明や、輸入時の証明を行う第三者の監査制度を創設
試験所の認定制度の導入	第202条	食品の輸入時の試験検査は、FDAの承認を受けた認定機関の認定を受けた試験所が実施。施行後は、FDAに試験結果を求められた場合、認定試験所に試験を依頼し、その結果を提出。試験所の認定は5年ごとの更新
高リスク食品のトレーサビリティの強化	第204条	FDAが指定する高リスク食品について、2年間の記録保存を義務付け
衛生的な食品輸送	第111条	食品の衛生的な輸送を確保することを義務付け。具体的には、食品の温度の不適切な管理、積荷交換時の車両の不完全な清掃など、輸送上の食品安全リスクを予防することを要求

（資料）JETRO公開資料よりみずほリサーチ＆テクノロジーズ作成

健康・安全に関する政策動向④：FSMAの主要規則の公表スケジュール

- FSMAの具体的内容を定めた詳細規則のスケジュールは以下のとおり
- 特に第103条規則は、日本の食品関連事業者に影響が大きいとされている

食品安全強化法（FSMA）主要規則のスケジュール

規則	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
危害分析およびリスクに基づく予防管理（第103条）	9月19日 適用期限（原則）	9月18日 適用期限（正規従業員500人未満）	9月17日 適用期限（売上高100万ドル未満）			
農産物安全基準（第105条）	1月26日 最終規則施行	1月26日 適用期限（スプラウト関係）	1月26日 （施行日から2年後） 適用期限（原則）	1月28日 （施行日から3年後） 適用期限（売上高25万ドル以上～50万ドル未満）	1月27日 （施行日から4年後） 適用期限（売上高2.5万ドル以上～25万ドル未満）	
外国供給業者検証プログラム（第301条）	1月26日 最終規則施行	5月30日（公布日から18カ月後） 適用期限（原則）	3月19日 適用期限（正規従業員500人未満の食品メーカーに対する検証）	3月18日 適用期限（売上高100万ドル未満の食品メーカーに対する検証）		
衛生的な食品輸送（第111条）	4月5日 最終規則公表 4月6日 最終規則公布 6月6日 最終規則施行	4月6日（公布日から1年後） 適用期限（原則）	4月6日（公布日から2年後） 適用期限（正規従業員500人未満、年間取扱高2,750万ドル未満）			
意図的な食品不良の防止（第106条）	5月26日 最終規則公表 5月27日 最終規則公布 7月26日予定 最終規則施行			7月26日 （施行日から3年後） 適用期限（原則）	7月26日 （施行日から4年後） 適用期限（正規従業員500人未満）	7月26日 （施行日から5年後） 適用期限（売上高1,000万ドル未満）

（資料）JETRO公開資料よりみずほリサーチ＆テクノロジーズ作成

健康・安全に関する政策動向⑤：加工食品の現地輸入規制

- 食品の中でも、特に加工食品の輸入に係る主な法規制は以下のとおり
- なお、加工食品の輸入に関しては、主にFDAが所管しているが、食品の原材料や割合、加工状態等により、他の法規則や機関が所管している場合もあるため、確認が必要

食品の衛生管理・安全性に関する規準	適正製造規範（GMP）	食品医薬品化粧品法に基づき、FDAは食品の安全性を確保するため食品の製造、包装、保管などの「適正製造規範（Good Manufacturing Practice: GMP）」を設定。GMPを遵守せずに製造、包装された食品は「不良食品」として輸入および州間取引を禁止
	バイオテロ法	米国へ輸入される食品を製造／加工、梱包、保管する施設は登録をすると共に、輸入業者は、輸入食品が米国に到着する前に、FDAに食品輸入の事前通告を実施
	食品安全強化法	米国の食品輸入業者は、輸入食品に対する食品安全計画の策定と実施が義務付け。2012年夏以降、米国向けに食品を輸出している米国外の施設に対し、FDAによる査察を実施
加工食品の輸入において留意すべき規則	重金属および汚染物質	食品に含まれる有毒および有害な物質の許容量は、食品医薬品化粧品法第406条に基づく規則で設定。FDAが食品に関して暫定残留許容濃度を定めている物質は、ポリ塩化ビフェニール類（PCB類）のみ
	残留農薬に関する規則	連邦殺虫剤殺菌剤殺鼠法に基づき、EPAは登録済みで使用を認めたもの以外の農薬の使用を禁止し、食品の残留農薬の許容量を設定。一般の食品についてはFDA、畜肉、卵製品についてはFSISが所管
	食品添加物に関する規則	食品添加物は21CFR Part172～180に、食品に直接あるいは間接的に使用可能な物質とその含有量が規定。新規の食品添加物を使用する場合は、Food Additive Petition を提出の上、FDA の許可が必要
	食品包装材	食品に接触するものは「間接的な食品添加物」とみなされ、食品添加物と同じ規則が適用。包装材に関する使用可能な物質リストは21CFR Part175～177に、使用できない物質はPart189に設定。なお、カリフォルニア州は「カリフォルニア州法プロポジション 65」を制定し、缶やビン類などの容器に含まれるビスフェノールA（BPA）成分の使用を禁止
特定食材において留意すべき規則	食肉加工品	食肉加工品の輸入は、原則FSISの所轄であり、米国内の認可工場もしくはFSIS承認の米国外の施設で加工された食肉原料のみ使用を許可。加工食品に含まれる肉または畜肉エキスの割合が一定以下の場合は、FDAの所轄
	牛乳や卵等動物由来物質を含む加工食品	牛乳や卵等の動物由来物質を含む加工食品は、APHIS「Animal Product Manual 91」にて、必要な手続きを設定
	水産加工品	米国向けに輸出する水産加工品の製造業者は、21CFR Part123に基づき、食品製造工程上の危害要因を分析し、重要な管理点を継続的にモニタリングすることで食品事故の発生を未然に防ぐことを主な目的としたHACCPに従う
	低酸性缶詰食品および酸性化食品に関する規制	米国で販売される低酸性缶詰食品（パウチ、ガラス瓶含）は、21CFR Part108-8, 113-9, 114-10により、FDAに「低酸性缶詰食品製造施設」登録し、低酸性缶詰食品の製造工程を提出

（資料）JETRO公開資料よりみずほリサーチ＆テクノロジーズ作成

環境に関する政策動向①

- 生産性向上を重視する米国では、大規模化と近代化を推進し、食料生産の増大と引き換えに土壌流亡、塩類集積、地下水位の低下等を問題となり、多くの先進国と同様に農業においても、近年ますます環境との関連が重視されるようになってきている
- 現バイデン政権は、2021年1月の大統領就任初日に地球温暖化の国際的な枠組であるパリ協定への復帰を国連に通知し、4月には気候変動サミットを開催する等、気候変動対策を重視する姿勢を示している

時期	法令・政策	内容
2018年12月20日	2018年農業法（2018 Farm Act）	・ 農業法（Farm bill）は米国における農業政策の根拠法であり、1930年代に導入されてから約5年おきに更新 ・ 内容としては、農産物への支援プログラムに加え、近年ではさらに環境保護やバイオエネルギーに関するプログラムも含む ・ 農地の環境保全プログラムは主に耕作地プログラム（Working Land Programs）と休耕・緩和プログラム（Land Retirement and Easement Programs）に分類。これらのプログラムへの加入有無は生産者の自由 ✓ 耕作地プログラム（Working Land Programs） ➢ 保全励行計画（Conservation Stewardship Program : CSP） ➢ と環境改善奨励プログラム（Environmental Quality Incentives Program : EQIP）等 ✓ 休耕・緩和プログラム（Land Retirement and Easement Programs） ➢ 環境保全留保計画（Conservation Reserve Program : CRP） ➢ 農業保全地役プログラム（Agricultural Conservation Easement Program : ACEP）等
2021年1月27日	大統領令14008（Tackling the Climate Crisis at Home and Abroad）	・ 2021年1月27日発出。第1部及び第2部が環境に関する項目 ・ 第2部において、農務省に対し、大統領令の発効から60日以内に、農業従事者、牧場主、森林所有者、自然保護団体、その他の利害関係者から農務省のプログラム、資金調達・融資能力、その他の権限の最善の活用方法についての意見収集を実施 ・ また、本命令の日付から90日以内に、国内気候タスクフォースに対し、農業・林業気候戦略に関する提言書を提出
2021年1月28日	バイデン政権の政策プライオリティ	・ ①COVID19、②気候変動対策、③人種間の公平性、④経済、⑤ヘルスケア、⑥移民問題、⑦国際的地位のうち、②気候変動対策については、気候変動の差し迫った自体に対処するために迅速な行動を起こすこと、化学の要求に応えると同時に、米国の労働者や企業がグリーンエネルギー革命をリードできるようにすることを表明
2021年3月12日	米国救済法（American Rescue Plan Act of 2021）	・ 総額104億ドルを支出 ・ 農業分野では、サプライチェーンの監視、債務救済、助成金、研修、教育、土地取得プログラム等 ・ USDAに対し、社会的弱者救済を含む10項目に支出

環境に関する政策動向②

年月日	法令・政策	内容
2021年9月23-24日	国連食料システムサミット (UNFSS)	- USDAは100億米ドルの拠出を公表（うち50億米ドルは国内向け）し、SDGs達成に向けて以下のコミットメントを表明 ✓ 気候変動に対応した農業イノベーションミッション（AIM for Climate : AIM4C） ✓ 食料安全保障と資源保全のための持続的生産性向上に関する同盟（SPG同盟）の設置 ✓ 学校給食同盟（SM同盟）への参加促進を主導 ✓ フードロスに対抗する同盟（FNW同盟）への支援等 ✓ 持続可能でレジリエントかつ包括的な米国食料システムの構築 - 米国農務省（USDA）は、以下の点に着目した持続可能な食料システム構築のため、人種的正義と公平な取り組み、食料サプライチェーン、農業競争力、気候スマート農業・林業（CSAF）戦略の策定に係るステークホルダーとの意見交換を実施 ✓ 連携によって確保される安全な栄養、公平な生活、包摂性 ✓ イノベーション、動機付け、市場によって可能となる気候スマート農業 ✓ 校正で競争的な市場に基づく、レジリエントで効率的かつ生産性の高い食品システム
2021年11月5日	インフラ投資及び雇用法 (Infrastructure Investment and Jobs Act)	- 農業分野では、農業輸送ネットワークの改善、環境回復力の向上、既存の水インフラの強化、デジタルバイドの解消等へ支出。うち、環境回復力の向上では以下の活動を実施 ✓ 環境修復や気候変動の影響からの保護のための投資を実施 ✓ 210億ドルを投資し、放置された井戸や鉱山の環境を改善 ✓ 将来の厳しい気象現象に対する全体的な回復力を高めるため、道路・橋・港・水路等へ投資
2021年11月19日	より良き再建法案（Build Back Better Act : BBB法） →インフレ削減法案へ規模縮小	- 被覆作物を利用する生産者に対して1エーカーあたり最大25ドル、最大1,000エーカーの補助金を支給 - 土地所有者はカバークロップの資金として1エーカーあたり5ドルを支給 - 炭素隔離と温室効果ガス排出量の定量化 - 天然ガスや石油の排出者に課されるメタン税を導入
2022年8月16日	インフレ削減法（Inflation Reduction Act of 2022）	- 気候スマート農業 ✓ 農家と牧場主に対し、気候対策に必要なツールに200億ドルを拠出 ✓ メタン等のGHG削減に向け、土壌や樹木の炭素貯留量を増加させる自然保護活動の実施・拡大を支援 ✓ 肥料使用の最適化、被覆作物の拡大等の持続可能な慣行を奨励 - 地方電力及びグリーン・エネルギー ✓ 地方における家計の負担軽減及びグリーン・エネルギー事業への所得支援に140億ドルを拠出 ✓ 地方におけるGHG削減に向け、グリーン・エネルギー移行のための電力協同組合を支援 ✓ 農村、農家、中小企業経営者が再生可能エネルギーへ投資し、エネルギー効率を向上させることを支援 ✓ 外国産石油資源への依存を削減し、ポンプコストを下げるため、米国産バイオ燃料のインフラへ大規模投資を実施 - 山林火災防止及び気候スマート林業 ✓ 気候に配慮した林業を支援するために50億ドルを拠出 ✓ 公有地と私有地双方の森林保健プロジェクトに投資する他、気候変動に配慮した林業に投資し、炭素隔離を促進

人権・労働に関する政策動向①

- 近年、米国ではバリューチェーンにおける人権侵害に対処するための規制が急速に整備されている
- この背景には、トランプ前政権下において、新疆ウイグル自治区等での少数民族に対する人権侵害や香港の自治侵害といった中国の人権侵害問題やそれを引き起こす中国の政治体制が、米国の安全保障や米国にとって望ましい国際秩序の脅威になると判断されたことが理由の一つとして挙げられる
- 現バイデン政権も普遍的価値としての人権の尊重を重視し、企業のサプライチェーン上の人権侵害に対処する規制を強化し、近年新たな規制が次々と打ち出されている
- 米国の政策手段は、輸入制限、輸出制限、経済制裁等、多岐にわたり、中国関係の製品や企業のみならず、関連する第三国の製品や企業にも対象を広げている
- なお、米国では、連邦レベルでは事業者に対して一般的に人権デューディリジェンスを義務付ける法律は存在しないが、1930年関税法や「ドッド・フランクウォールストリート改革・消費者法（ドッドフランク法）」がデューディリジェンスに関する規制を定めている

時期	法令・政策	内容
1930年	1930年関税法（Tariff Act of 1930）（307条）	1930年関税法307条に基づき、外国で強制労働により生産等された製品の輸入は禁止 - 関税法上、輸入者は法令が順守されているかを米国税関国境保護局（CBP）が判断するのに必要な書類および情報を提供する際、相応な注意（reasonable care）を払う責任を有する
2010年7月 （2018年改正）	ドッド・フランクウォールストリート改革・消費者法（ドッドフランク法）	米国証券取引所（SEC）に登録している上場企業に対し、2013年10月以降、紛争鉱物（食品の缶詰（錫）等も含む）の情報開示を義務付け。米国 SEC に報告書を提出している企業であれば、外国企業にも適用
2010年 （2012年1月施行）	サプライチェーン透明法（CTSCA）（カリフォルニア州）	州内で事業を行う世界年収1億ドル以上の製造・小売業者は、サプライチェーンの人身売買と奴隷の撲滅に向けた取り組みに関する情報を、ウェブサイトや文書で開示することを義務付け
2014年	ビジネスサプライチェーンにおける人身取引と奴隷に関する透明法案（未可決）	SECに登録している年収1億ドル以上の上場企業は、サプライチェーンの強制労働や児童労働、奴隷、人身売買の緩和策に関する情報開示が求められる

人権・労働に関する政策動向②

時期	法令・政策	内容
2015年	連邦調達規制(Federal Acquisition Regulation : FAR)	・ サプライヤーやその下請会社に対する人身売買や強制労働に関する規制を強化 ・ 従業員の身分証明書やパスポートの没収、従業員への採用費の請求等を禁じる新たな規制項目が加わり、下請会社に対する遵守管理計画の提出や当局の調査協力等も要件に追加
2021年	バイデン政権の政策プライオリティ	国際的地位：世界における米国の地位を回復するために、国家安全保障に従事する職員を強化し、世界中で民主的な同盟関係を再構築し、米国の価値と 人権 を擁護し、米国の中産階級がグローバル経済で成功するための環境を整える
2021年	米通商代表部（USTR）の政策プライオリティ （2021年政策アジェンダ及び2020年実績レポート（2021 Trade Policy Agenda and 2020 Annual Report））	包括的な戦略による中国の強圧的・不公正な経済貿易慣行への対応 新疆ウイグル自治区をはじめとする中国国内の少数民族や宗教団体を対象とした中国政府の強制労働プログラムによる広範な人権侵害に対処することを最優先事項とする。強制労働と戦い、グローバル市場における企業の説明責任を強化するためのあらゆる選択肢を検討 米国のパートナー・同盟国との連携 パートナーや同盟国と協力して、中国政府に不公平な貿易慣行をやめるよう圧力をかけ、強制労働プログラムによる広範な人権侵害を含め、中国に責任を負わせる。貿易政策では、鉄鋼、アルミニウム、光ファイバー、太陽電池などの産業における中国政府の過剰生産、それによる世界市場の歪みに対処するために、パートナーや同盟国との協力を模索
2021年12月	人身取引に対抗するための国家行動計画策定（The National Action Plan to Combat Human Trafficking : NAP）	・ 不公正な競争から労働者を保護し、世界の労働基準を高めることが目的 ・ 財・サービス貿易で強制労働に対処する上の優先事項のほか、既存及び新たな貿易ツールの活用 of 行動計画等を定める予定 ・ 2022年8月5日までパブリックコメントを募集
2021年12月	ウイグル強制労働防止法（UFLPA）	・ 中国の新疆ウイグル自治区が関与する製品の輸入を原則禁止 ・ 産業界が施行前に求めている執行猶予措置は講じられず、2022年6月21日、輸入禁止措置を施行
2022年6月13日	ウイグル強制労働防止法（UFLPA）の輸入者向けガイダンス公表	・ 米国税関国境保護局（CBP）は、2021年末に可決されたUFLPAに関し、輸入者向けの運用ガイダンスを公表 ・ 本ガイダンスでは、①UFLPAに基づく輸入手順と執行、②輸入例外の申請、③サプライチェーン・デューデリジエンス等に関する参考資料、④輸入例外が認められるために提出すべき書類の種類と性質について解説

5. 中国における食のサステナビリティ

サマリー①

		現状	今後の方向性
企業	政府	✓ <u>反汚職</u>：「贈収賄の共同調査を一層推進に関する意見」 ✓ <u>プラスチック削減</u>：「第14次5ヵ年プラスチック污染治理行動方案」 ✓ <u>認証推進</u>：「農産物“三品一標”推進行動実施方案」 ✓ <u>食品ロス</u>：「反食品浪費法」 ✓ <u>トレーサビリティ</u>：「農産物品質安全情報化トレーサビリティ管理弁法」	----- 政府 ----- ✓ 食品トレーサビリティ強化及び各地域トレーサビリティプラットフォームの連携 ✓ 農家の収入増加、<u>貧困をなくす</u> ✓ <u>生物多様性</u>を守り、林地を増加 ✓ 農場の水使用量を低減、<u>水不足を緩和</u>
	生産者・農場	✓ 生産の標準化 ✓ 生産のグリーン化、<u>化学農薬・肥料</u>の使用減少、<u>プラスチック</u>使用<u>減少</u> ✓ <u>地域ブランド</u>の打ち上げ、<u>有機・グリーン認証</u>取得の推進	----- 共通 ----- ✓ 「<u>三品一標</u>」の浸透率・普及率推進 ✓ <u>食品ロス</u>を含む<u>廃棄物削減</u>・<u>省エネ</u>・<u>二酸化炭素の排出減少</u>の推進 ✓ <u>化学肥料</u>・<u>農薬</u>の使用量をさらに<u>減少</u>
	メーカー	✓ <u>トレーサビリティ</u>の取り組みによって食<u>安全性</u>アピール ✓ 食品生産過程の<u>トランス脂肪酸等の有害物質</u>の低減 ✓ 食品<u>原材料の健康性</u>、<u>安全性</u>を重視 ✓ 食品の<u>包装</u>で<u>ゼロカロリー</u>、<u>ゼロシュガー</u>などを宣伝 ✓ 生産過程の<u>無公害化</u> ✓ 運送過程の<u>プラスチック使用削減</u>	----- 企業 ----- ✓ <u>反汚職</u>の義務化 ✓ 生産・運送プロセスの<u>プラスチック削減</u>又は<u>生物分解性材料</u>使用（3R原則推進） ✓ <u>トレーサビリティ強化</u>によって消費者の信頼を得る及び企業ブランド強化 ✓ <u>有機食品</u>などハイエンド食品に関する<u>消費者教育</u>をさらに強化 ✓ <u>健康志向食品</u>の開発・普及・推進
	卸小売	✓ 反汚職、食品安全、プラスチック削減を強化（B2B・B2C） ✓ <u>コールドチェーン</u>、<u>ロジスティクス</u>の<u>効率化</u>によって省エネ、排出削減（B2B・B2C） ✓ 消費者の店への信頼度向上のため<u>トレーサビリティ</u>重視（B2C） ✓ <u>メーカーと協力</u>してサステナビリティ関連の<u>チャリティーイベント開催</u>（B2C） ✓ <u>健康志向食品</u>重視（B2C） ✓ <u>子持ち家庭・妊婦向け</u>の分類で、認証取得した食品・健康安全食品を宣伝（EC）	----- 消費者 ----- ✓ 若者世代において、<u>カーボンニュートラル</u>への関心は高まっている ✓ <u>ゼロカロリー</u>、<u>ゼロシュガー</u>など健康関連キーワードにこだわる傾向がある
	消費者	✓ <u>安全</u>、<u>新鮮度</u>、<u>健康</u>、<u>品質</u>、<u>コストパフォーマンス</u>重視 ✓ <u>有機</u>、<u>グリーンAA認証</u>への信頼度が高い ✓ MSC、BRCなど<u>海外認証</u>に対する<u>認知度は低い</u> ✓ <u>乳幼児</u>、<u>妊婦</u>の健康のために、高い<u>有機食品</u>を買う家族が多数ある	

サマリー②

対象品目	牛肉	ホタテ	加工食品（菓子類）
中国市場現状	✓ 収入増加により、中国の牛肉<u>需要が引き続き高まる</u>と予測。 ✓ 外国産肉牛の飼育コストや牛肉価格の低下のため、<u>輸入量は増加していく</u>と考えられる。	✓ 国内におけるホタテの生産量は安定。 ✓ 輸入品においては日本産が96.4%を占めているが、<u>僅か中国総消費量の5%程度</u>である。 ✓ 日本産ホタテの輸入量については、凍・塩・乾ホタテは生・冷蔵ホタテの13倍である。	✓ 中国では、<u>セイボリースナック</u>が半分以上のシェアを持っている。 ✓ 日本からの輸入製品については、<u>砂糖菓子</u>、<u>チョコレート類</u>、<u>冷凍</u>の成長率は相対的に高い。
輸出入に関する政府規制	✓ 日本から「30ヶ月未満の骨抜き牛肉」以外の品目の輸入は禁じられている。経済の低迷により、高級牛肉の需要は大幅に増加せず、<u>輸入制限が短期的に解除されることはない</u>と予測されている。	✓ 2020年11月、RCEP合意で、日本が中国へホタテ貝を<u>輸出する際の関税が撤廃され</u>、輸出入のコストが下がった。	✓ 「中国輸入食品海外製造企業登録管理規定」によると、2022年1月1日から、輸入菓子の製造等を行う企業は、<u>中国政府に登録することが求められている</u>。
サステナビリティ・認証関連動向	✓ 中国のスーパーでは、牛肉の<u>トレーサビリティ</u>は推進されている。 ✓ <u>有機牛肉の価格は非常に高く</u>、市場シェアは低い。	✓ 中国産の水産物も<u>海外認証を中心に</u>取得しているが、その割合はまだ低い。 ✓ 生鮮ECが水産物認証に関わる消費者教育に努めている。 ✓ 輸出先によって、異なる認証の取得が必要。	✓ 生産プロセスの環境責任や、包装材選択の他に、加工食品のサステナビリティは非常に重要視されていないままである。 ✓ <u>健康志向</u>の加工食品は近年大人気になっている。
輸出を目指す企業の打ち手	✓ 外交により日本産牛肉の<u>輸入解禁</u>に努めるべきである。 ✓ 高級レストランや、高級スーパーの動向を把握する。 ✓ 日本国内のトレーサビリティと連結、地域ブランドを宣伝・強化。	✓ <u>認証制度の認知度向上</u>に注力し、日本産ホタテの<u>ブランド力</u>を維持するところが重要。 ✓ 高級スーパーなどの<u>ハイエンド志向販売チャネルの拡大</u>に努める。	✓ ゼロシュガー、ゼロファット、高食物繊維などの<u>健康志向食品は人気</u>で、その<u>商品開発</u>に注力することが輸出拡大に効くと考えられる。

5. 中国における食のサステナビリティ

- 5-1 中国における対象食品データ及び概況
- 5-2 中国における食品関連認証の動向
- 5-3 中国の食品流通プレイヤーの動向
- 5-4 中国における食品関連政策
- 5-5 参考資料

中国肉類の市場概況

- 2019年の豚肉生産量はアフリカ豚コレラの影響で16年ぶりの低水準となった。生産量の減少に伴い、豚肉の価格が上がり、販売量は少なくなったが、種類別にみると依然として最も販売量の多い食肉である
- また、2026年までの成長率予測をみると、牛肉の成長率が最も高い

種類別肉類の販売量

(単位：万トン)

	2016	2017	2018	2019	2020	2021	16~21 CAGR	21~26 CAGR
牛肉	583	594	619	689	737	752	5.2%	4.0%
羊肉	361	367	376	391	393	399	2.0%	3.2%
豚肉	4,052	4,100	3,899	3,014	3,305	3,704	-1.8%	2.1%
鶏肉	1,444	1,450	1,498	1,665	1,811	1,830	4.9%	3.2%
その他	123	125	128	133	120	129	1.0%	2.3%

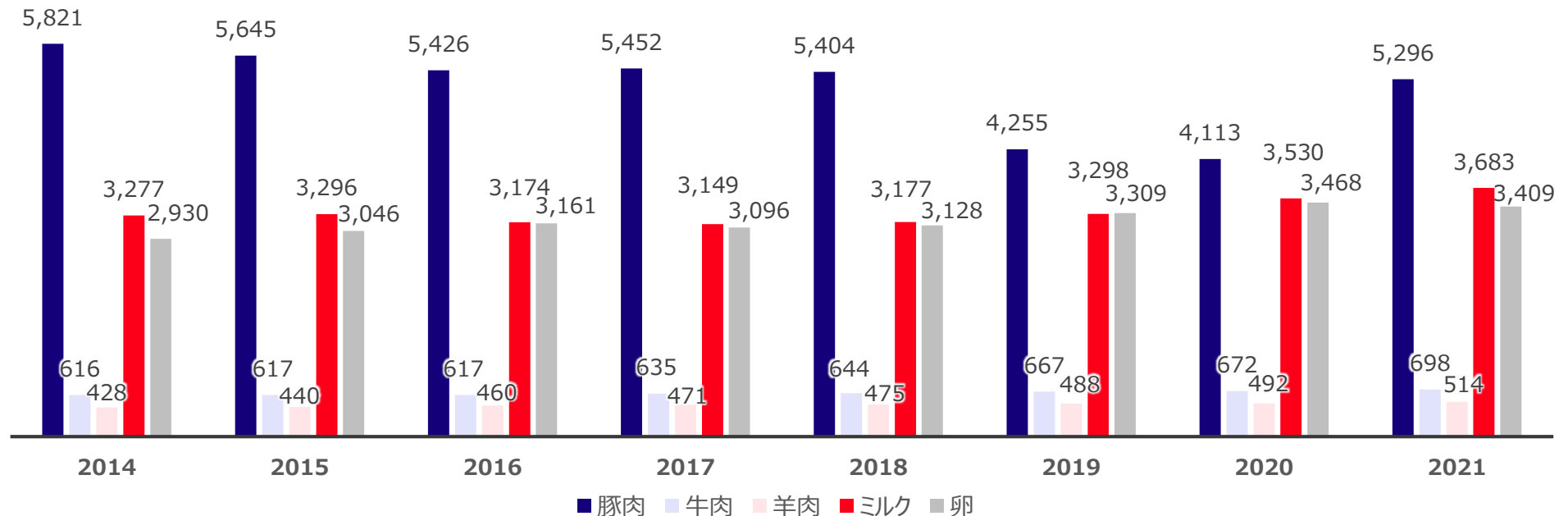
(出所) Euromonitorよりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

中国における主要畜産品の生産量推移

- 中華人民共和国税関総局動植物検疫局（GACC）が発行した「動物疫病流行国・地域からの輸入が禁止される動物とその製品一覧表（2022年9月30日）」によると、日本については、「羊、羊胚胎、羊精液、羊内臓(ケーシングを含む)及びその製品、肉骨粉、骨粉、羊脂(油)及び羊タンパク質を含む動物飼料」、「豚、イノシシ及びその製品」、「牛及びその関連製品（30ヶ月未満の骨抜き牛肉を除く）」、および「家禽及びその製品」は中国への輸入が禁止されている
- 主要畜産品において、日本から「30ヶ月未満の骨抜き牛肉」以外の品目の輸入は禁じられている

中国における主要畜産品の生産量

(単位：万トン)



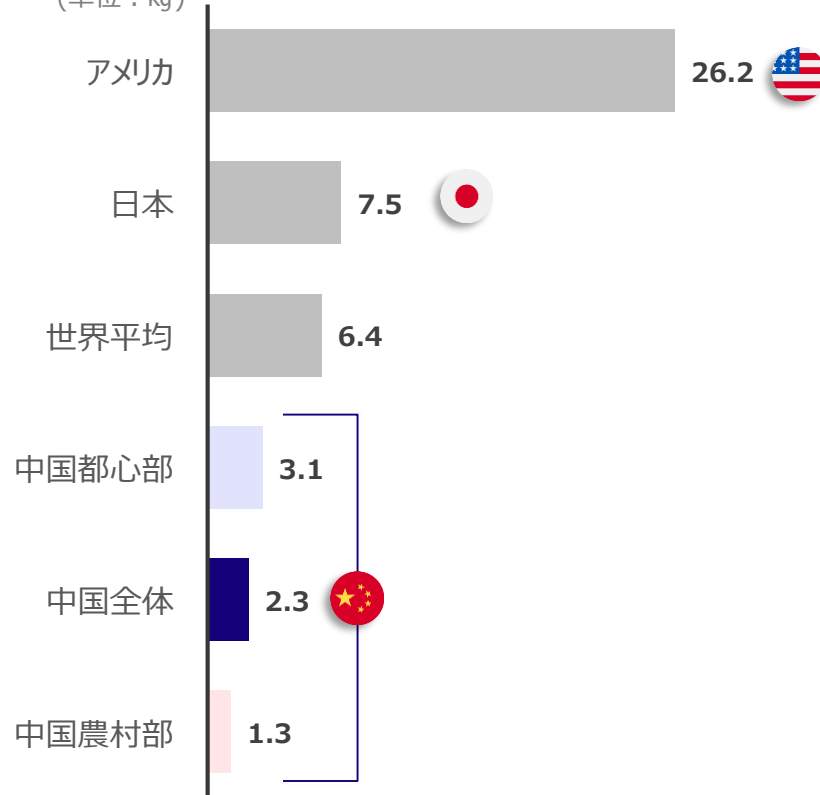
(出所) 中国統計局、公開資料よりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

中国における牛肉の関連データ

- 中国における牛肉の消費量は都心と農村地域によって差がある。現在、都心地域の消費量は高いものの、農村地域の増加率が高く、将来地域間の差がさらに縮まると考えられる。しかし、世界と比べて、中国における一人当たりの牛肉消費量は低く、これからさらに増加すると考えられる

一人当たりの牛肉消費量の比較（2020年）

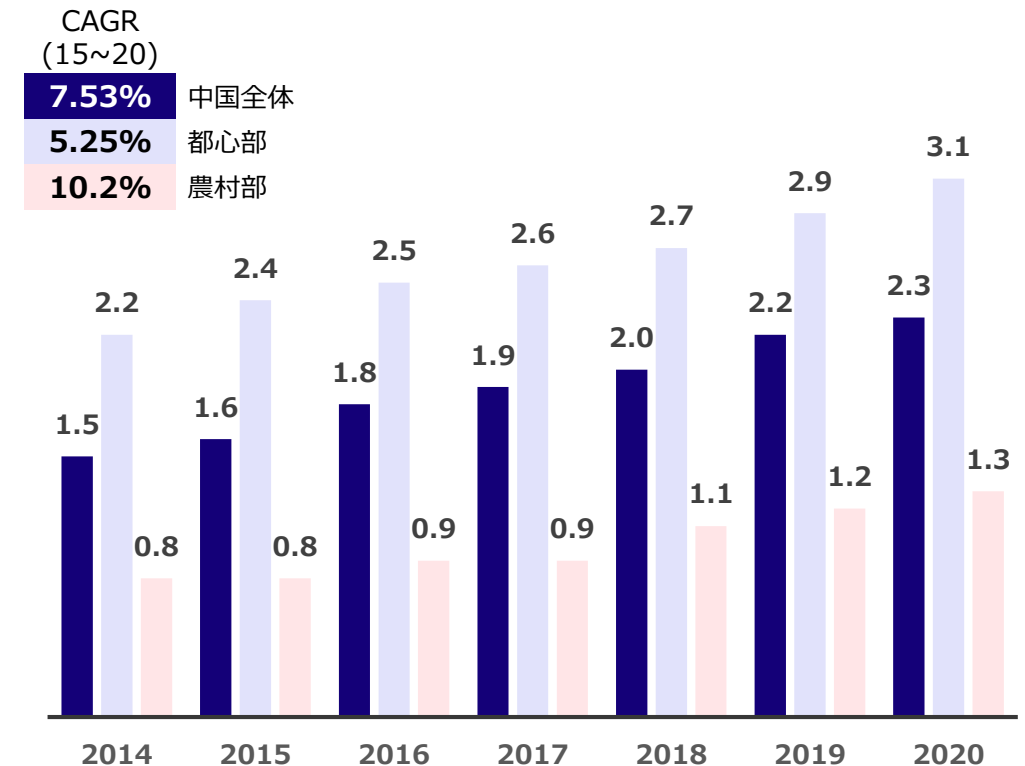
（単位：kg）



（出所）中国統計年鑑2021、南京農業大学、頭豹研究院等よりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

中国における一人当たりの牛肉消費量推移

（単位：kg）

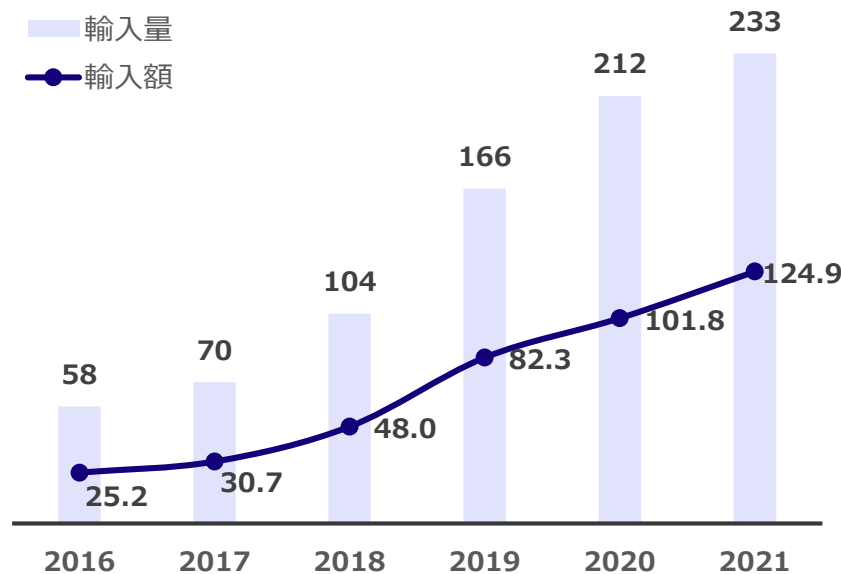


中国における牛肉の関連データ

- 2021年、中国の牛肉輸入国は主にブラジル、アルゼンチン、オーストラリア、ウルグアイ、ニュージーランドなどで、アルゼンチンとブラジルの牛肉価格が国内と比べて比較的安いいため、輸入量が多い。オーストラリアやニュージーランドから輸出される牛肉は、国産牛肉に比べて高価だが、輸送距離が短く、肉質が柔らかいため、消費者では人気がある
- 中国とオーストラリアの貿易摩擦の影響で、オーストラリアからの牛肉輸入が減少し、豪州産和牛の輸入も減少する。今後、両国の貿易関係が修復しない限り、オーストラリアからの牛肉の輸入量はさらに減少すると考えられる。そこで、和牛で有名な日本産牛肉の中国への輸出機会が生まれると考えられる

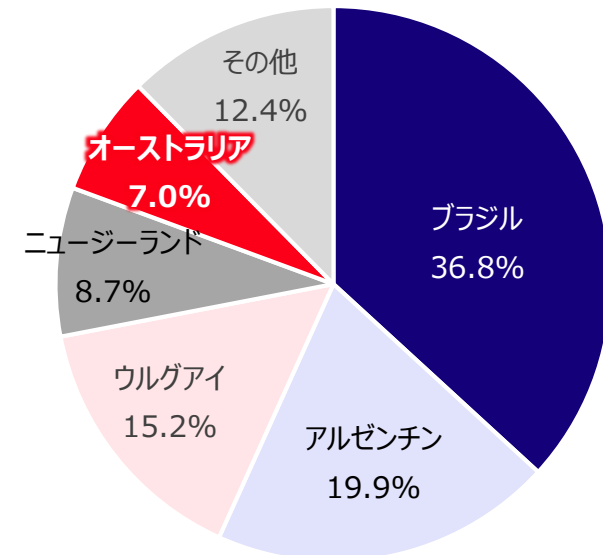
牛肉の輸入量・輸入額

(単位：万トン・億ドル)



2021年各国からの輸入量

(単位：万トン)



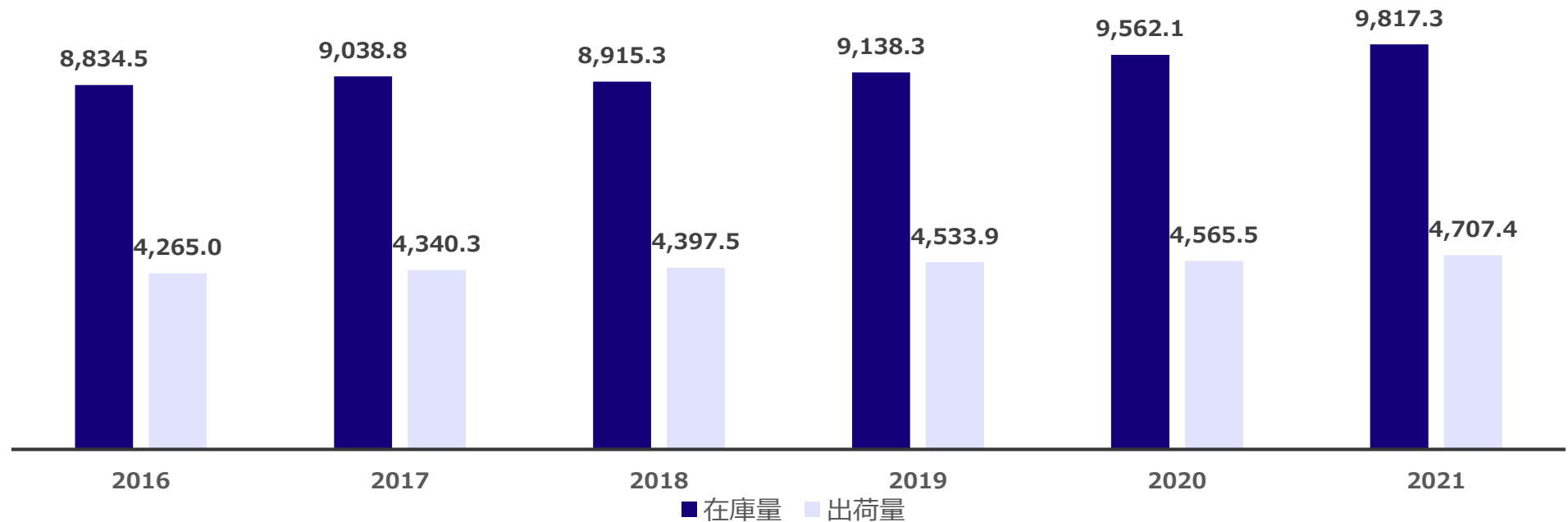
(出所) 中国農業科学院農業情報研究所、全国重点農産物市場情報プラットフォーム等よりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

中国における牛肉の関連データ

- データによると、2016～2019年の牛の在庫量は安定しており、2020年から牛の在庫量は増加し、2021年に在庫量は9,817万頭に達し、5年間CAGR（2017～2021）は2.09%である。2016～2021年に中国の牛出荷量は4,265万頭から4,707万頭に増加し、緩やかに成長している

中国の肉用牛の在庫量・出荷量

(単位：万頭)



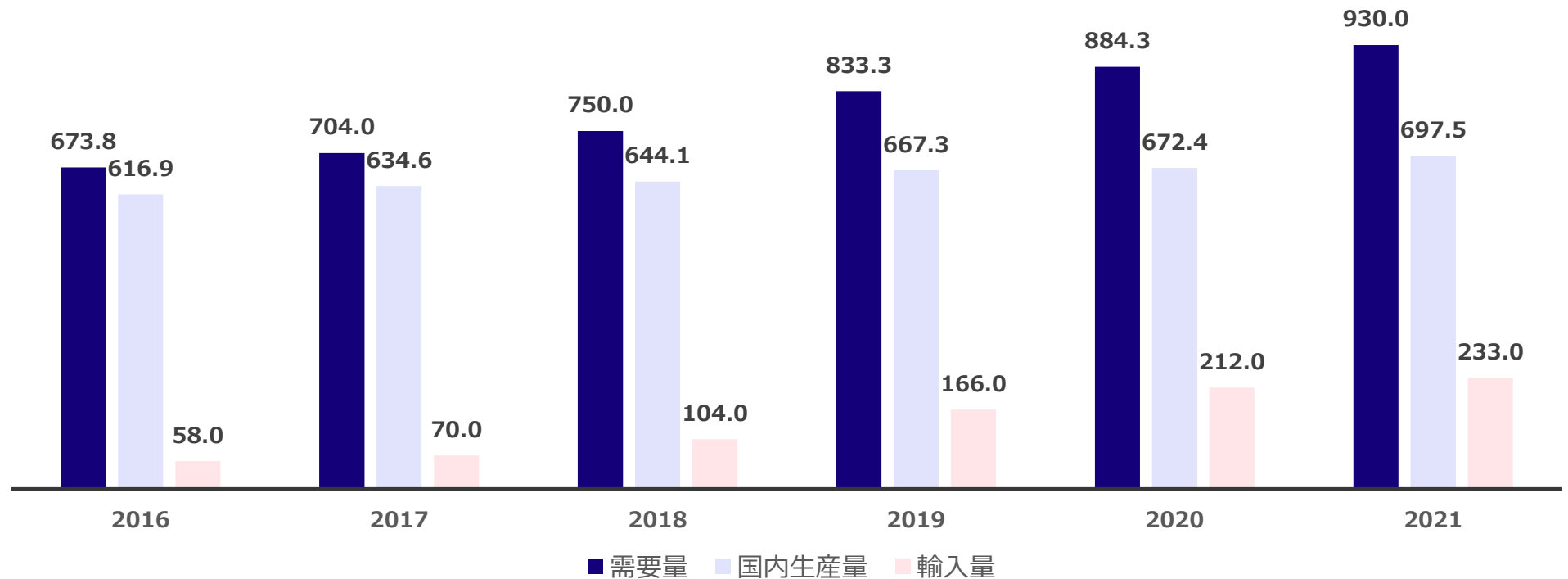
(出所) 統計局等よりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

中国における牛肉の関連データ

- 中国国内の牛肉需要が引き続き高まること、また、外国産肉牛の飼育コストや牛肉価格の低下のため、将来は輸入牛肉の需要が高まり、輸入量も引き続き増加すると考えられる

中国における牛肉の需要量・国内生産量・輸入量

(単位：万トン)



(出所) 統計局、中国統計年鑑、観研報告網等よりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

中国における牛肉の商流



(出所) 頭豹研究院等よりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

中国における牛肉の主要流通プレイヤー

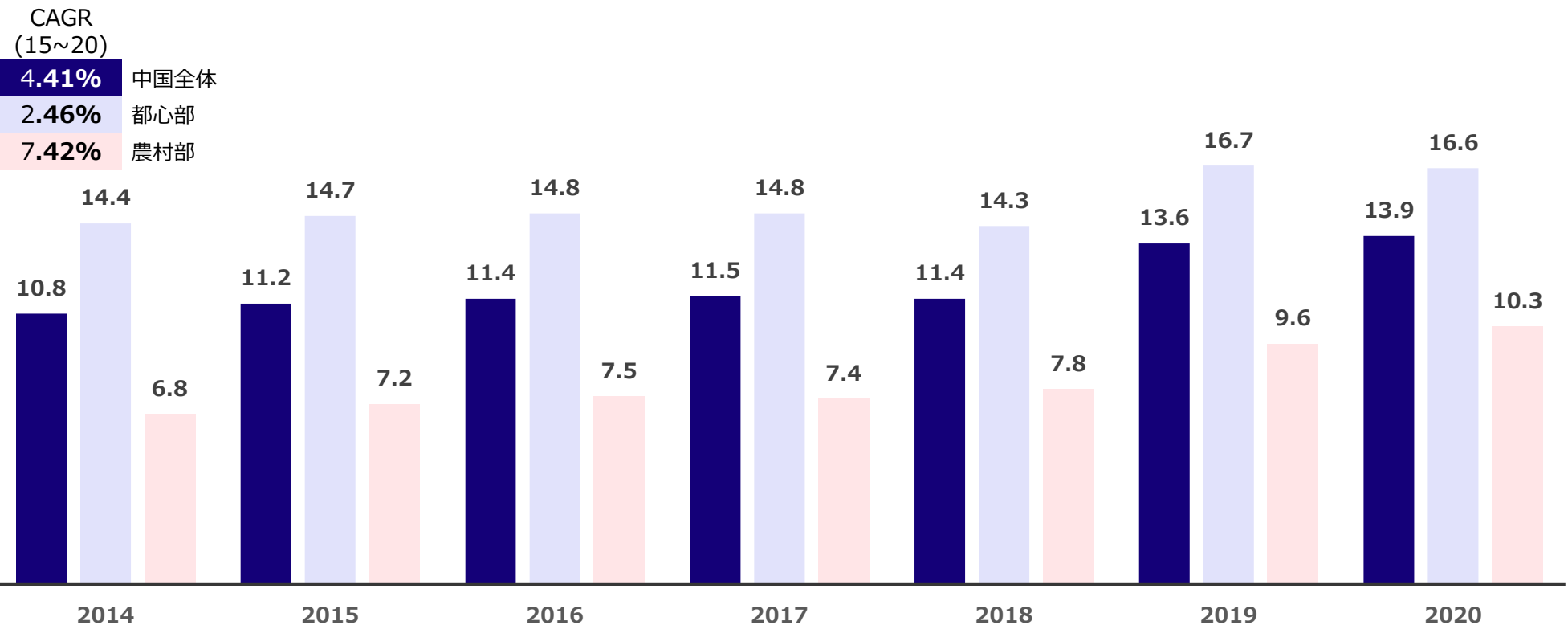
番号	会社	本社所在地	事業概要	2021年売上高 (百万元)	ホームページ
1	东莞市百康肉类销售有限公司	広東省	広東百分百実業集団の子会社であり、珠江デルタ地域の生鮮牛肉のチェーン販売企業で、「牛尚牛」ブランドがある。	171	http://www.0769bk.com/
2	上海源耀农业股份有限公司	上海市	同社の食品事業部は肉類、卵とコーヒーの販売を行っており、2020年の販売額は10億元である。肉類の輸入貿易は国内トップ10を達成した。	14,650	http://www.shyuanya.com/index/index.htm
3	天津市阿根园进出口贸易有限公司	天津市	同社は海外から牛肉を輸入して、中国で販売を行っている。	401	http://www.agenyuan.com/
4	云南海潮集团听牧肉牛产业股份有限公司	雲南省	同社は肉牛の養殖から、加工、販売までを行っている。昆明市に専門店やスーパーマーケットのカウンターを20所を設置している。オンライン販売も取り込んでいる。	501	http://www.tingmubeef.com/
5	河北福成五丰食品股份有限公司	河北省	農業、養殖業、レストランなどの総合企業である。	1,269	http://www.fucheng.net
6	深圳吉丫头电子商务有限公司	広東省	同社の「牛大吉」は中国のリーディング牛肉チェーンストアブランドであり、200店舗がある。	-	https://www.niudaji.com/#/home
7	重庆恒都农业集团有限公司	重慶市	同社は肉牛の養殖・輸入や、牛肉の加工・販売などを行っている。	55	http://www.hdnychina.com/
8	上海壹佰米网络科技有限公司	上海市	2017年、同社はブランド「叮咚买菜」を設立し、顧客に新鮮な食材を提供している。	Dingdong (Cayman) Limited: 5,483	http://www.ddxq.mobi/home/index
9	山东纽澜地何牛食品有限公司	山東省	同社は新鮮な牛肉と海鮮を販売している。	477	http://www.niulandi.com/
10	山东雅拉食品有限公司	山東省	同社は外資企業で、オーストラリアから輸入する肉牛の屠殺、加工、販売に従事している。	113	http://sdyarra.com/
11	四川蒲扇树科技有限公司	四川省	同社の「易牛当鲜」が新鮮な牛肉を販売しているチェーンストアである。	-	http://www.scyndx.com/

中国における水産物の関連データ

- データによると、2019年から都心地域だけではなく、農村地域の一人当たりの水産物消費量も大幅に増加した。また、都心地域と農村地域の差が依然と大きく、将来地域間の差がさらに縮まると考えられる

中国における一人当たりの水産物消費量推移

(単位 : kg)



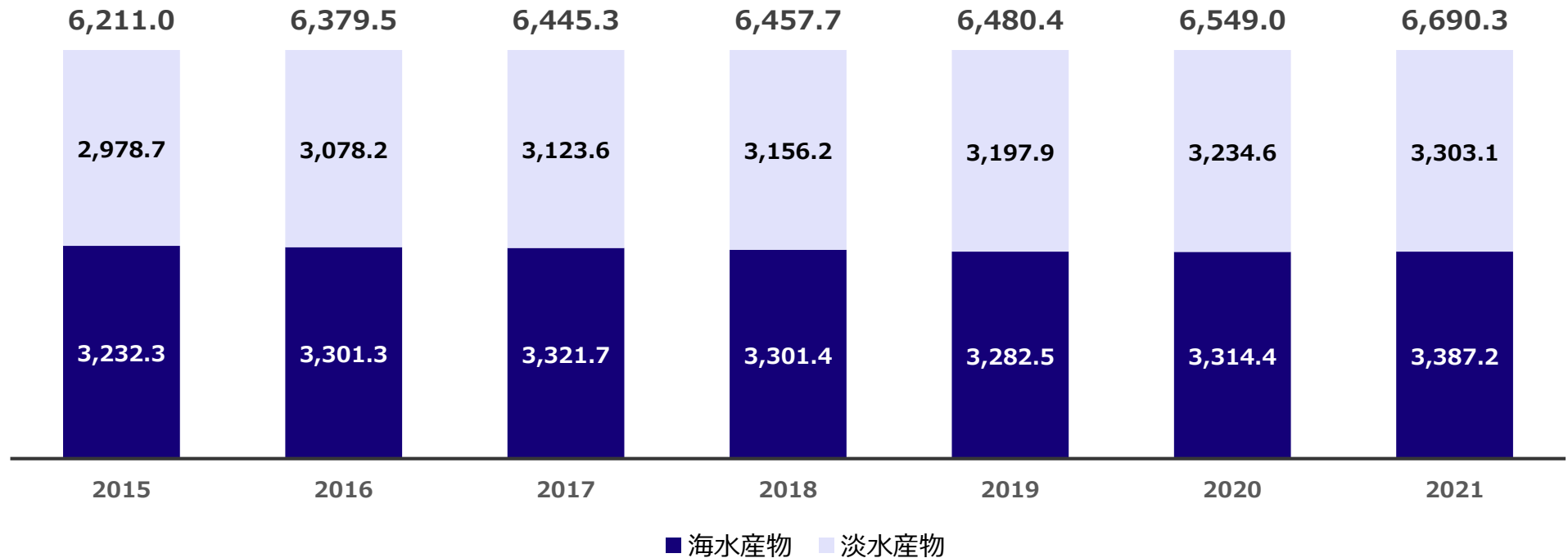
(出所) 統計局等よりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

中国における水産物の関連データ

- データによると、中国における水産物の国内生産量は基本的に安定している。しかし、中国国内の水産物需要が引き続き高まることにより、国内の養殖規模或いは水産物の輸入量が引き続き増加すると考えられる

中国における水産物の国内生産量

(単位万トン)



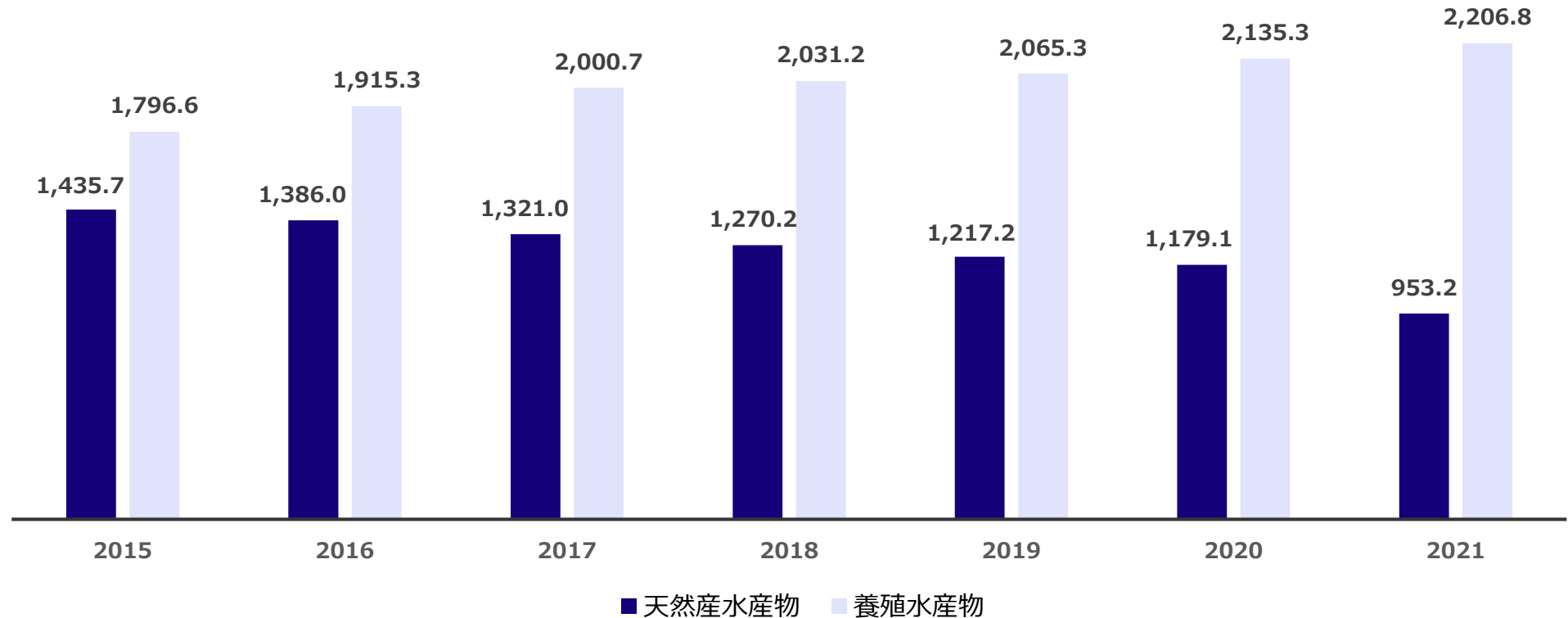
(出所) 統計局、中国漁業統計年鑑2022等よりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

中国における水産物の関連データ

- 近年、水産物消費需要の増加により、天然水産資源の量に限りがあるため、養殖業が漁業生産の主役となっている。また、養殖の工業化、標準化、集中化、大規模化の進展に伴い、養殖規模が急速に拡大した

中国における海水産物の養殖・天然産規模

(単位：万トン)



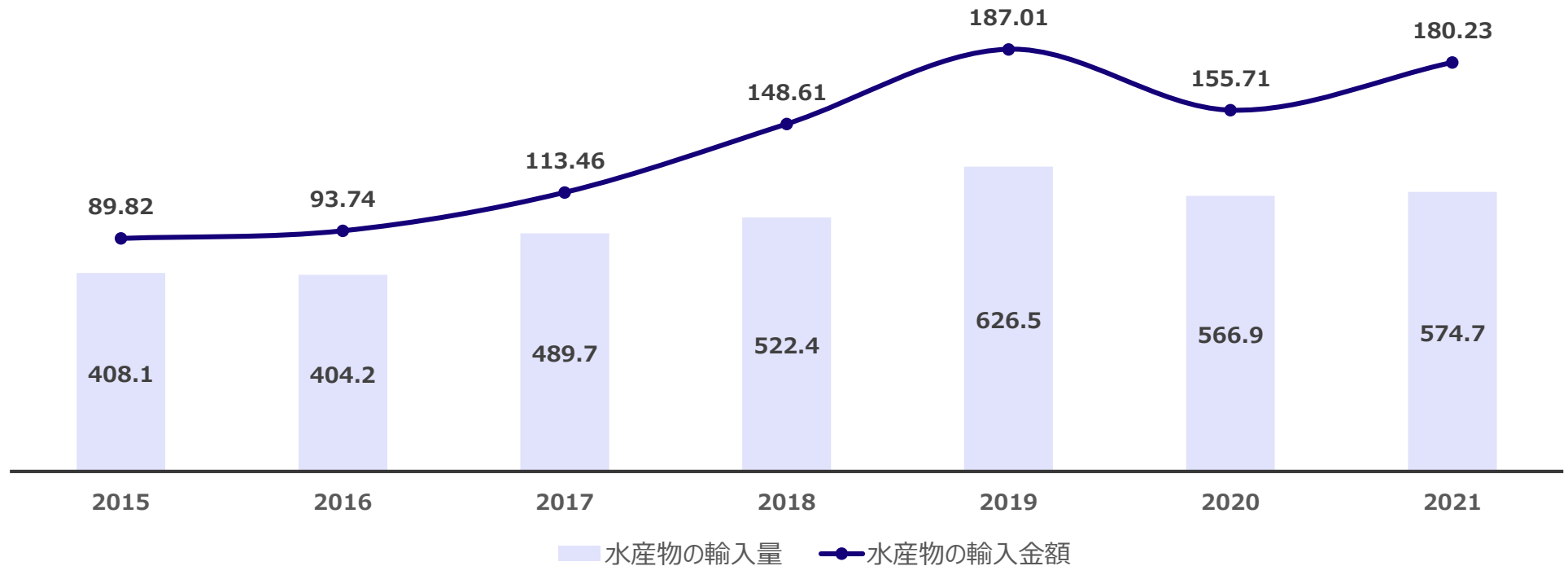
(出所) 統計局等よりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

中国における水産物の関連データ

- データによると、2021年の水産物の輸入量は574.7万トンで、5年間CAGR（2017～2021）は3.25%である

中国における水産品の輸入量・金額

(単位：万トン・億ドル)



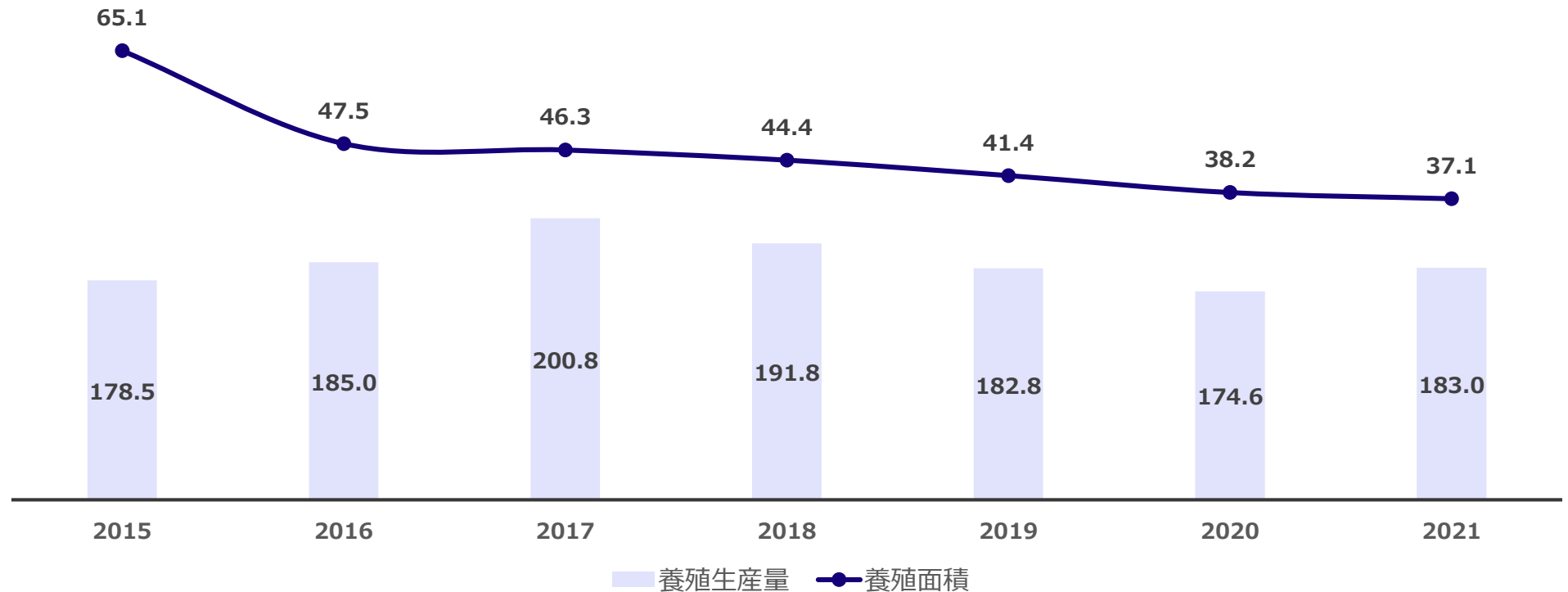
(出所) 中国漁業統計年鑑等よりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

中国におけるホタテの関連データ

- 2016年は、産業政策の調整の影響を受けて、中国のホタテ養殖面積は20万ヘクタール近く的大幅減少となった。2016年以降、中国のホタテ養殖面積は緩やかな減少を示し、2021年には37万ヘクタールまで減少した

中国におけるホタテの国内養殖面積・生産量

(単位：万ヘクタール・万トン)



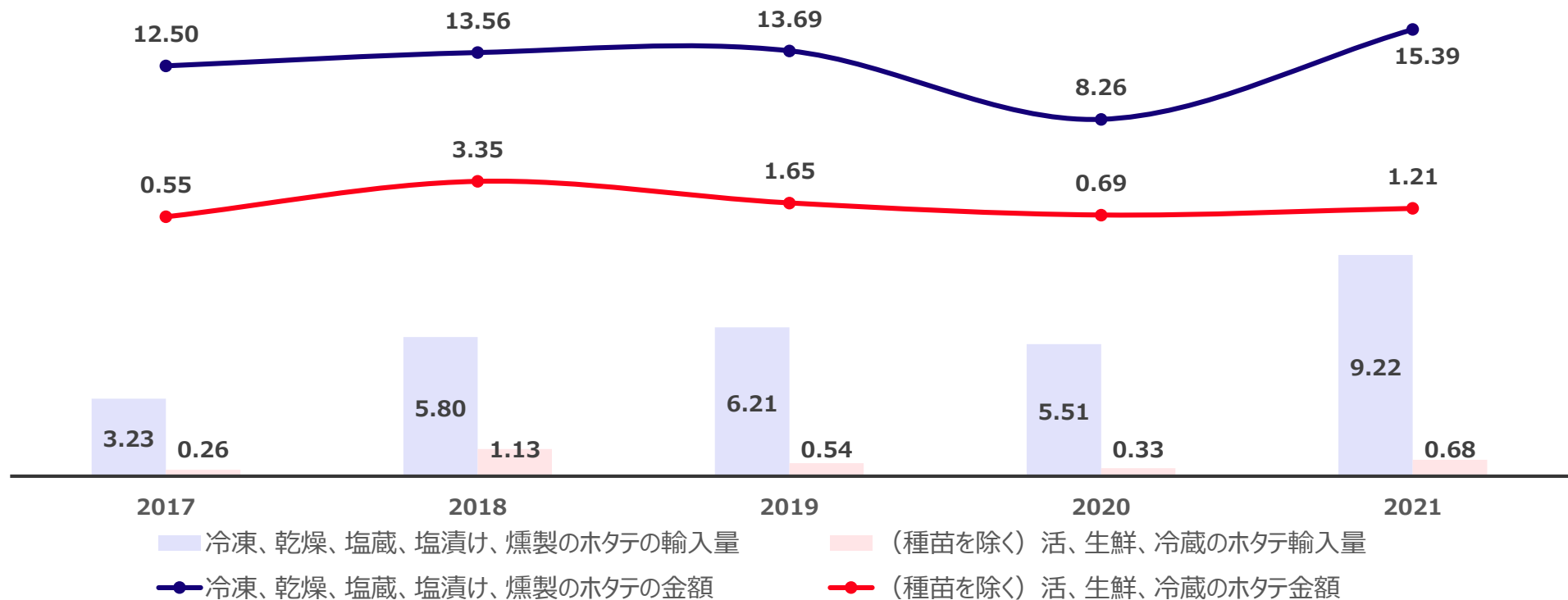
(出所) 中国漁業統計年鑑等よりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

中国におけるホタテの関連データ

- データによると、2021年のホタテ輸入量は2020年より大幅に増加した。2021年の冷凍、乾燥、塩蔵、塩漬け、燻製のホタテの輸入量は9.2万トンで、5年間CAGR（2017～2021）は23.52%である。2021年の活、生鮮、冷蔵のホタテの輸入量は0.68万トンで、5年間CAGR（2017～2021）は18.47%である

中国におけるホタテの輸入量・金額

(単位：万トン・億元)



(出所) 税関統計データ等よりみずほサーチ&テクノロジーズ作成

注：HS Code：3072190、3072200、3072900

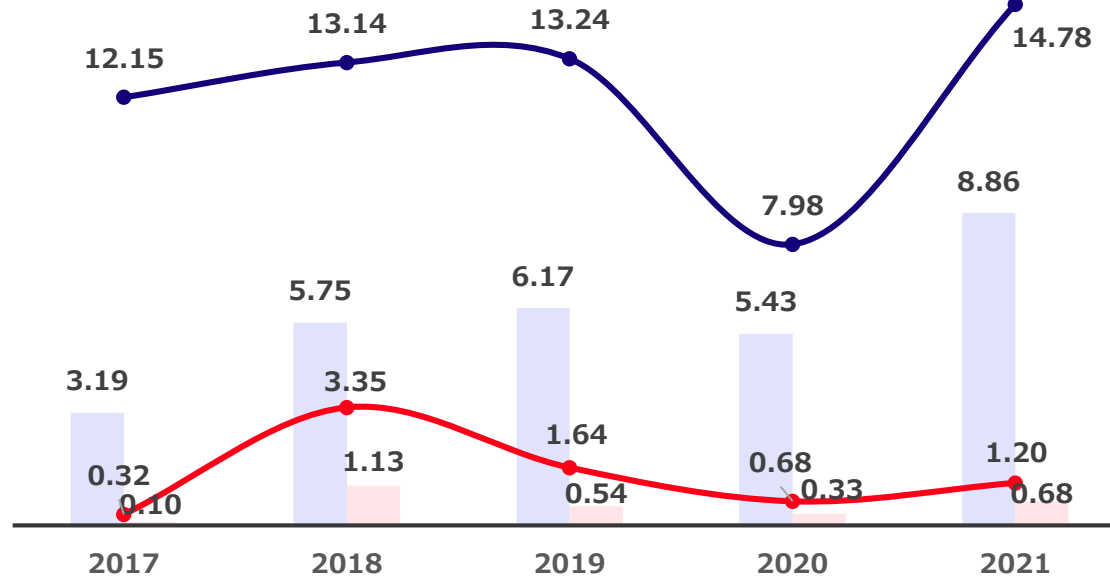
中国におけるホタテの関連データ

- アメリカ産ホタテの減少で、2021年日本からホタテの輸入量は2020年より大幅に増加した。2021年の冷凍、乾燥、塩蔵、塩漬け、燻製のホタテの輸入量は8.86万トンで、活、生鮮、冷蔵のホタテの輸入量は0.68万トンである。2018年から2021年までに、日本からの輸入量・輸入額は中国におけるホタテの総輸入量・輸入額の95%以上を占めている
- ただし、日本から輸入量の半分以上は加工貿易のためであり、最終的には欧米・日本へ輸出される

日本からのホタテの輸入量・金額

(単位：万トン・億円)

■ 冷凍、乾燥、塩蔵、塩漬け、燻製のホタテの輸入量
 ■ (種苗を除く) 活、生鮮、冷蔵のホタテ輸入量
 ■ 冷凍、乾燥、塩蔵、塩漬け、燻製のホタテの金額
 ■ (種苗を除く) 活、生鮮、冷蔵のホタテ金額



(出所) 税関統計データ等よりみずほサーチ&テクノロジーズ作成

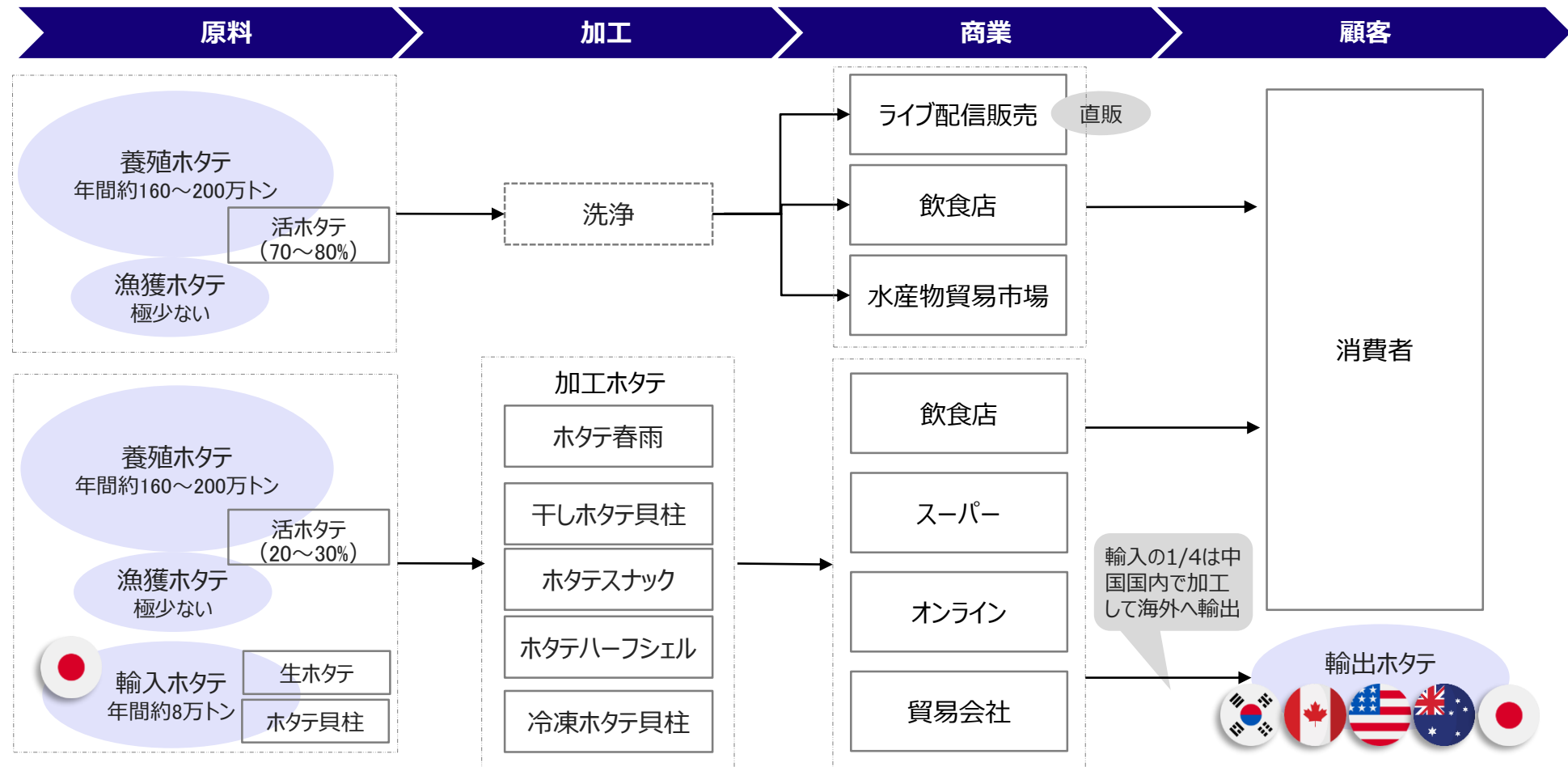
年度	総輸入量 (万トン)	日本からの	
		輸入量	割合
2017	3.50	3.29	94.0%
2018	6.93	6.88	99.3%
2019	6.75	6.71	99.4%
2020	5.84	5.76	98.6%
2021	9.90	9.54	96.4%

年度	総輸入額 (億円)	日本からの		
		輸入額	割合	単価
2017	13.05	12.46	95.5%	3.79
2018	16.91	16.48	97.5%	2.40
2019	15.34	14.88	97.0%	2.22
2020	8.95	8.66	96.7%	1.50
2021	16.60	15.99	96.3%	1.68

注：HS Code：3072190、3072200、3072900

中国におけるホタテの商流

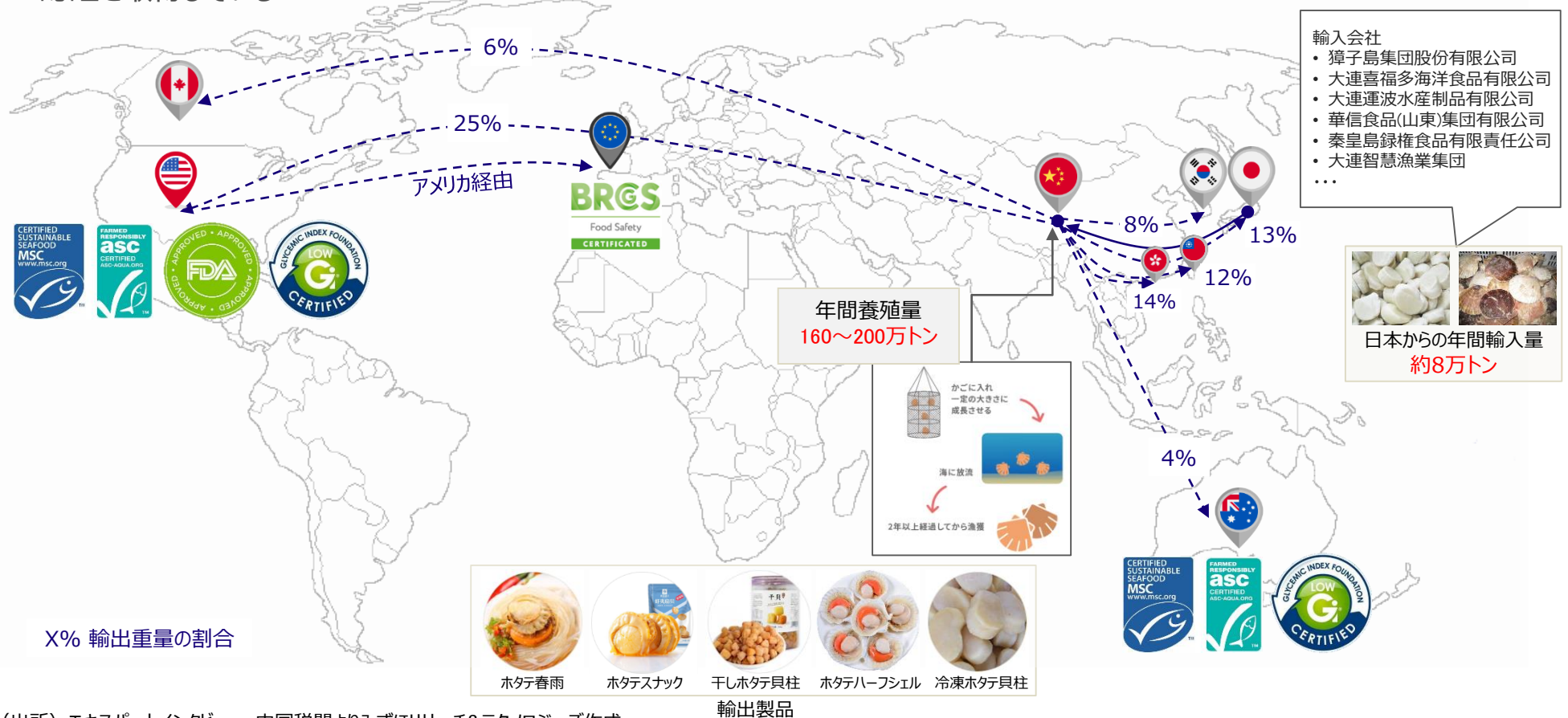
- 中国は年間約200万トンのホタテを消費しており、そのほとんどは国産品であるが、一部日本から輸入するものもある
- ホタテ販売の主要チャンネルは、飲食店などであり、約70%のホタテは生の状態で販売されている



(出所) エキスパートインタビューよりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

中国におけるホタテの商流

- 中国ホタテの主な輸出先は、アメリカ、香港、台湾、韓国、日本などがある。輸出先を問わず、SC認証（生産認証）、ISO9000、HACCPなどが必要である。また、アメリカに輸出するために、FDAの認証が必要であり、欧州にはBRCS認証が必要である
- 更に、欧米スーパー（Costcoなど）へ輸出するために、中国大手水産会社は、養殖場から工場まで、全プロセスでMSC、ASC認証を取得している



（出所）エクスパートインタビュー、中国税関よりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

中国におけるホタテの関連データ

- アメリカは中国ホタテの主要輸出先であり、年間数千トンのホタテ製品を輸入している。続いて、香港、台湾、日本も3～4千トンの中国ホタテ製品を輸入している。種類から言うと、冷凍ホタテの輸出量は最も多く、総輸出量の60%以上を占めている
- また、一部のホタテ製品はスナック、インスタント食品などの分類に入っており、実際の輸出量は更に大きいと思慮

ホタテ及び関連製品の国別輸出量

(単位：トン)

国/地域	2017	2018	2019	2020	2021
日本 	3848.7	4488.1	4034.9	3758.9	3487.7
韓国 	2174.4	1632.3	2471.4	2514.0	4113.9
アメリカ 	7811.8	9547.8	5368.0	4942.9	10790.6
カナダ 	1600.9	1732.8	1656.8	1952.8	2299.5
オーストラリア 	1994.4	867.9	1138.0	983.6	1130.5
香港 	4093.0	4267.8	4252.5	4087.1	4726.0
台湾 	3879.5	3314.6	4683.8	3497.6	3765.5
総輸出量	30440.1	31177.7	30472.5	27221.0	38074.9

(出所) 税関統計データ等よりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

注：HS Code：3072190、3072200、3072900、16055200

中国におけるホタテの主要流通プレイヤー

番号	会社	本社所在地	資本金 (CNY)	事業概要	2021年売上高 (百万元)	ホームページ
1	烟台伟成食品有限公司	山東省	5,807.9 万	主に水産物の加工と輸出に従事しており、主な製品は単品冷凍ホタテ貝柱、冷凍夏貝柱、冷凍イカ製品、冷凍エビとその製品などである。	232.37	http://www.weicheng.cn/
2	黑龙江诺拉特渔业有限公司	黒龍江省	100 万	主にロシア産水産物の輸入と製品の加工を行って、中国におけるホタテ総輸入量の70%以上を占めるロシア産ホタテの主輸入業者である。	-	http://www.rksirius.com/
3	上海盒马网络科技有限公司 (FRESHIPPO)	上海市	64,913 万	主に水産物からあらゆるものを提供し、オフライン・オンライン一体化したスーパー「FRESHIPPO」を運営する。	17,228.86	www.hemaos.com
4	上海壹佰米网络科技有限公司 (Dingdong)	上海市	800,000 万	2017年、同社はブランド「叮咚买菜」を設立し、ネットプラットフォームを利用して顧客に新鮮な食材を提供している。	Dingdong (Cayman) Limited: 5,483	http://www.ddxq.mobi/home/index
5	北京京东叁佰陆拾度电子商务有限公司 (7FRESH)	北京市	292,000 万	JD傘下で、主にオンライン・オフライン一体化したスーパー「7FRESH」を運営し、顧客に提供する。	-	https://7fresh.com/
6	海龙泉集团有限公司	山東省	5,000 万	主に水産物加工・経営、物流、ホテル、飲食業を行っている。	177.08	http://www.hlggroup.com
7	大连八鲜岛海洋生物食品有限公司	遼寧省	3,500 万	主に海水養殖の深海養殖、水産食品の加工・販売等の事業を行っている。	-	http://www.dlbxd.com/
8	浙江蓝雪食品有限公司	浙江省	8,000 万	主に海水産物の輸出入と加工に従事しており、主要製品は冷凍海水産物である。	163.93	www.bluesnowfood.com

(出所) 公開資料等よりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

加工食品

農林水産省による加工食品の分類

農業加工食品	1. 麦類
	2. 粉類
	3. でん粉
	4. 野菜加工品
	5. 果実加工品
	6. 茶、コーヒー及びココアの調整品
	7. 香辛料
	8. めん、パン類
	9. 穀類加工品
	10. 菓子類
	11. 豆類の調整品
	12. 砂糖類
	13. その他の農産加工品
畜産加工食品	14. 食肉製品
	15. 酪農製品
	16. 加工卵製品
	17. その他の畜産加工品
水産加工食品	18. 加工魚介類
	19. 加工海藻類
	20. その他の水産加工品
その他の加工食品	21. 調味料及びスープ
	22. 食用油脂
	23. 調理食品
	24. その他の加工品
	25. 飲料類

(出所) JETRO、農林水産省よりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

JETROによる中国輸入主要加工食品の分類

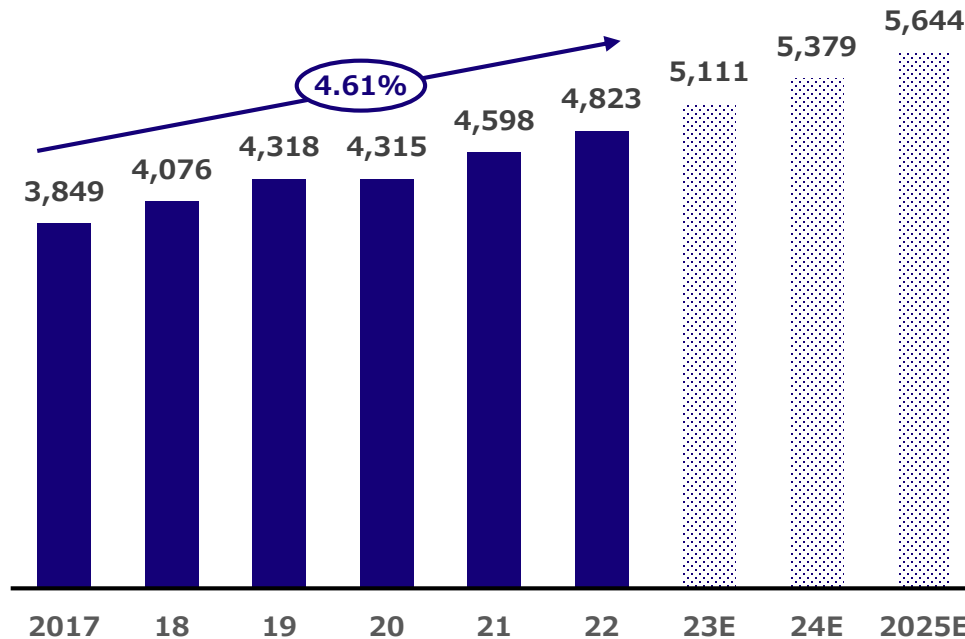
大分類	小分類	HSコード
菓子	砂糖菓子	17.04
	チョコレート、その他のココアを含有する調製食料品	18.06
	ベーカリー製品-スイートビスケット	1905.31
	その他のベーカリー製品	1905.90
	アイスクリームその他の氷菓	2105
調味料	コショウ、トウガラシ	0904
	バニラ豆	0905
	桂皮およびシンナモンツリーの花	0906
	ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉など	2103
	酢および醋酸を用いて製造した酢の代用品	2209
飲料	果実または野菜のジュース	2009
	水、その他のアルコールを含有しない飲料	2202

お菓子の市場概要

- Euromonitorのデータによると、2022年中国のお菓子の市場規模は4,823億元に達し、年間4.6%程度の成長率で伸びている。また、2025年までに、お菓子の市場規模は5,644億元になると予測
- また、市場シェアから見ると、セイボリースナックが半分以上のシェアを持ち、中国で最も人気度の高いお菓子と見える

お菓子の市場規模

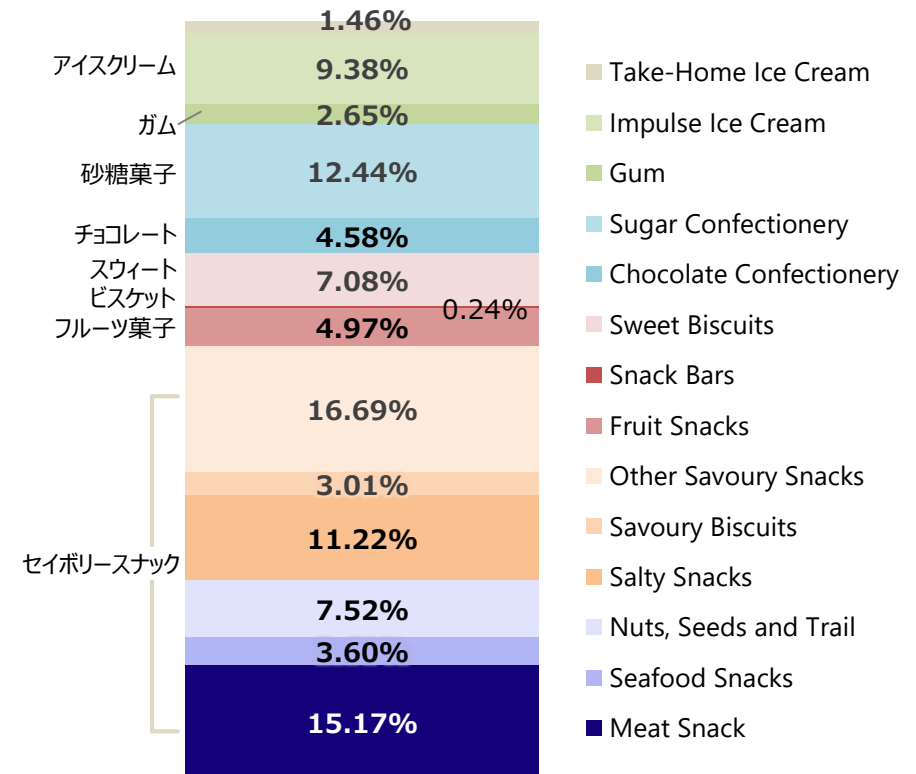
(単位：億元)



(出所) Euromonitorよりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

お菓子の種類別シェア

(単位：億元)



お菓子の主要ブランド

- お菓子市場において、アメリカとヨーロッパの企業が高いシェアを持っており、チョコレート、ガム、ビスケットにおいて、上位ブランドのほとんどは外資系である
- ただし、近年、中国お菓子企業の台頭に伴い、中国企業のシェアが徐々に上がってきている

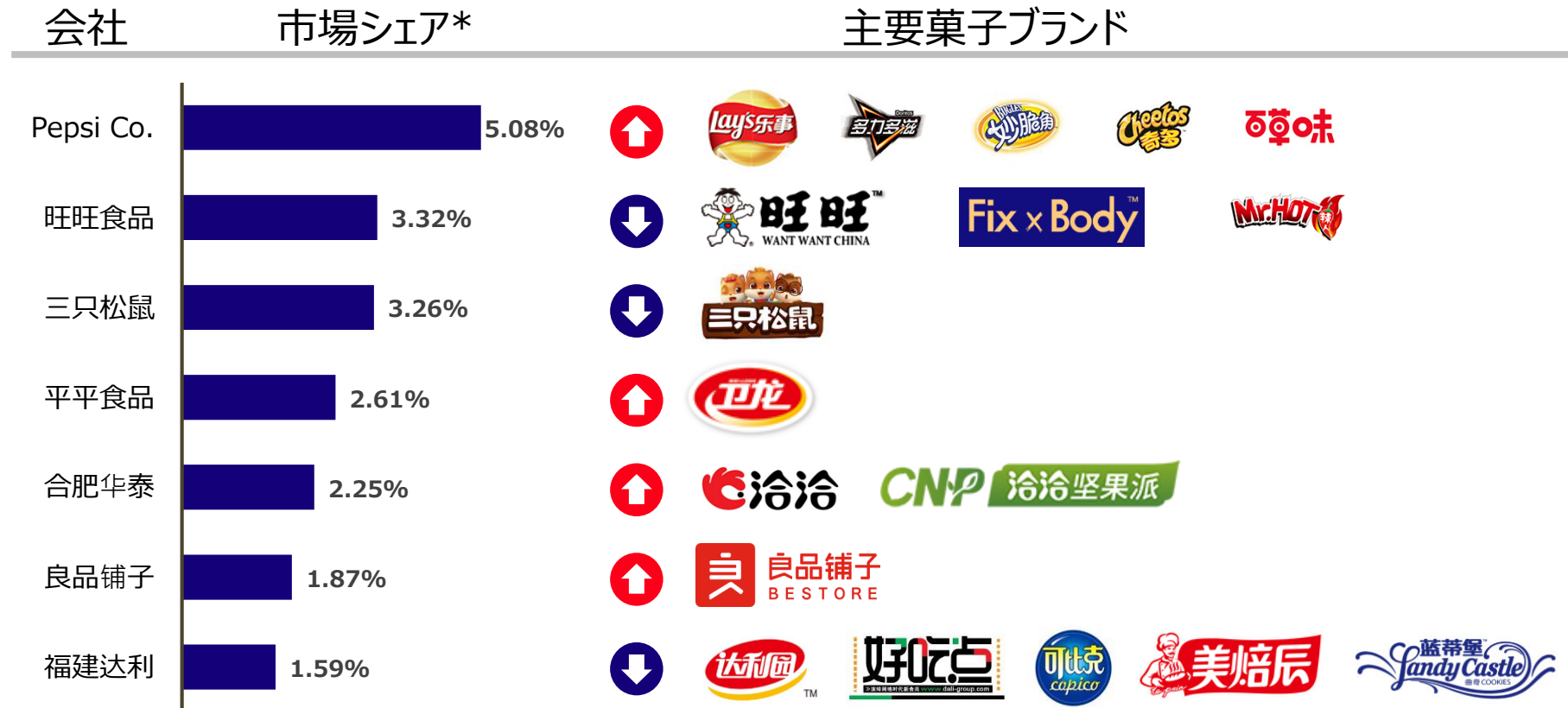
お菓子市場のブランドシェアランキング



(出所) Euromonitorよりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

お菓子主要プレーヤー

- Euromonitor調査によると、中国お菓子市場の大手企業はほとんど中国系であるが、一位の企業はPepsi Co.となり、市場全体の5%程度を占めている。ブランド別にみると、Lay'sのシェアが最も高く、成長率も非常に高い
- 中国系大手の旺旺食品、三只松鼠は二位、三位になるが、伸び悩んでいると見える



(出所) 各社HP、Euromonitorよりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

注：矢印は過去五年間シェアの増減を示す

中国における加工食品（菓子類）の市場規模

- 中国のお菓子の市場規模は安定成長している。市場規模の最も大きい品目はセイボリースナックである。また、スナックバーの市場規模は小さいが、成長率が最も高い

中国における菓子類の市場規模

(単位：億元)

		2017	2018	2019	2020	2021	2022	CAGR
砂糖菓子		597.5	606.3	618.1	556.9	581.1	599.9	0.1%
アイスクリーム		415.8	436.7	462.0	474.5	503.5	522.8	4.7%
チョコレート類		206.1	215.0	223.4	209.0	219.6	220.7	1.4%
ガム		155.3	154.2	154.3	129.8	132.4	127.6	-3.9%
スイートビスケット		320.3	326.3	332.0	325.8	335.7	341.5	1.3%
スナックバー		3.5	4.7	6.8	8.8	10.3	11.6	26.9%
フルーツスナック		208.3	219.8	230.2	227.0	234.0	239.8	2.9%
セイボリースナック		1,932.0	2,113.5	2,290.9	2,383.7	2,581.4	2,759.0	7.4%

(出所) Euromonitorよりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

中国における加工食品（菓子類）の輸入

- 税関データによると、チューインガム、チョコレート関連、冷菓の輸入量のCAGRは一番高く、それぞれは65.5%、27.6%、8.9%である。輸入量や市場規模を総合的に考えると、チョコレート類は最も将来性がある分野と考えられる

中国における菓子類の輸入量・輸入額

(単位：万トン・億元)

	2017		2018		2019		2020		2021	
	輸入量	輸入額	輸入量	輸入額	輸入量	輸入額	輸入量	輸入額	輸入量	輸入額
ココアを含有しない砂糖菓子	4.75	12.70	6.64	16.04	8.18	19.34	4.82	17.73	6.08	23.20
チューインガム	0.04	0.11	0.03	0.17	0.03	0.19	0.02	0.15	0.30	0.76
チョコレート、その他のココアを含有する調製食料品	5.43	23.50	8.47	30.17	10.08	33.53	10.96	33.29	14.38	43.48
スイートビスケット	6.44	19.33	6.42	19.15	6.36	20.17	5.40	18.60	5.61	19.42
ワッフル及びウエハー	4.76	11.02	5.19	10.08	4.89	10.02	4.92	10.22	6.50	12.70
ラスク、トーストパンその他これらに類する焼いた物品	0.44	1.12	0.51	1.32	0.43	1.13	0.34	0.91	0.45	1.14
あられ、せんべいその他これらに類する米菓とその他のもの	4.47	20.67	4.71	23.69	4.61	26.48	4.20	26.87	5.07	31.83
アイスクリームその他の氷菓	1.82	4.58	2.16	5.82	2.47	7.05	2.11	6.39	2.56	7.90

(出所) 税関統計データ等よりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

注：HS Code：170490、170410、1806、190531、190532、190540、190590、2105

中国における加工食品（菓子類）の輸入

- 砂糖菓子、チョコレート関連、冷菓の輸入量のCAGRは一番高く、それぞれは35.3%、29.7%、26.1%である。市場規模や成長率を考慮して、優先度はチョコレート類、砂糖菓子、冷菓の順位と考えられる

日本から菓子類の輸入量・輸入額

(単位：トン・億円)

	2017		2018		2019		2020		2021	
	輸入量	輸入額	輸入量	輸入額	輸入量	輸入額	輸入量	輸入額	輸入量	輸入額
ココアを含有しない砂糖菓子	1191.41	0.921	1667.72	1.332	2630.89	2.430	2851.76	2.426	3997.45	3.227
チューインガム	51.45	0.036	83.87	0.067	86.24	0.076	89.69	0.083	109.94	0.089
チョコレート、その他のココアを含有する調製食料品	569.54	0.454	592.58	0.589	689.00	0.688	1168.45	1.061	1612.14	1.446
スイートビスケット	1681.53	1.209	2197.10	1.661	2610.26	2.038	2551.75	2.204	2552.21	2.853
ワッフル及びウエハー	163.86	0.113	164.30	0.129	234.62	0.175	141.63	0.126	146.98	0.141
ラスク、トーストパンその他これらに類する焼いた物品	8.80	0.005	19.60	0.014	7.61	0.006	6.17	0.005	2.90	0.002
あられ、せんべいその他これらに類する米菓とその他のもの	1362.21	0.944	1656.34	1.094	1939.65	1.305	2287.33	1.690	2724.41	2.107
アイスクリームその他の氷菓	895.93	0.301	1194.38	0.412	1553.06	0.595	1360.43	0.600	2262.39	0.942

(出所) 税関統計データ等よりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

注：HS Code：170490、170410、1806、190531、190532、190540、190590、2105

中国における加工食品（菓子類）の商流



(出所) Euromonitor、中商産業研究院、公開資料よりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

中国における加工食品（菓子類）の主要流通プレイヤー（スーパー）

番号	ブランド名	本社所在地	事業概要	オンライン/オフライン	2021年売上高 (百万元)	ホームページ
1	Walmart	広東省	Walmartはグローバルリテラーで、中国には数百店がある。	オフライン	13,852 USD	https://www.walmart.cn/
2	永輝超市	福建省	永輝超市は中国における有名な流通業者であり、中国には1,048店がある。	オフライン	90,875	https://www.yonghui.com.cn/
3	RT-Mart 大潤発	上海市	淘宝中国は高鑫零售の78.70%の株式を持っている。「大潤発」の約500店がある。	オンライン・オフライン	88,134	http://www.rt-mart.com.cn/
4	Vanguard 華潤万家	広東省	華潤万家は国有企業で、「華潤万家」、「萬家CITY」、「萬家MART」、「萬家LIFE」、「蘇果」、「Olé」、「blt」などのブランドがある。	オフライン	約90,000 (2020年)	https://www.crv.com.cn/index_16630.html
5	盒馬鮮生	上海市	アリババのグループ会社で、新鮮な水産物と果物・野菜の提供をアピールポイントとする流通業者である。	オンライン・オフライン	17,228	https://www.freshhema.com/
6	WUMART 物美	北京市	北京物美商業集团股份有限公司はMetro AGとB&Qの中国業務を買収した。全国では2,000店があり、デジタル戦略を貫徹している。	オンライン・オフライン	110,000以上	http://www.wumart.com/
7	聯華超市	上海市	聯華超市股份有限公司は百聯集團のグループ会社であり、香港に上場した。スーパーの「聯華」、「世紀聯華」、「華聯」、「華聯吉買盛」、および便利店の「快客」などの総計2,000店がある。	オフライン	24,760	http://lianhua.todayir.com/sc/index.php
8	Carrefour 家樂福	上海市	1995年、家樂福が中国市場に参入した。グローバル企業として、世界では1万店以上のスーパーや便利店などを経営している。	オンライン・オフライン	7,820	http://www.carrefour.cn/#/

(出所) 会社HP、公開資料よりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

中国における加工食品（菓子類）の主要流通プレイヤー（コンビニ）

番号	ブランド名	本社所在地	事業概要	オンライン/オフライン	2021年売上高 (百万元)	ホームページ
1	FamilyMart	上海市	日系会社で、2020年末まで中国では2,967の便利店を運営している。	オンライン・オフライン	4,760	http://www.familymart.com.cn/
2	MEIYIJIA 美宜佳	広東省	同社は東莞市糖酒集団のグループ会社で、2022年9月まで中国は29,000の便利店がある。	オフライン	50,000 (宝くじ収入含む)	https://www.meiyijia.com.cn/
3	LAWSON	上海市	日系会社で、2022年9月まで中国では5,300以上の便利店を運営している。	オンライン・オフライン	3,825	https://www.chinalawson.com.cn/
4	易捷	北京市	易捷は中国石化が運営している便利店チェーンストアであり、中国では店舗数は一番多く、2.8万店がある。	オフライン	4,541	http://www.ejoy365.com/#/index
5	uSmile 昆侖好客	北京市	昆侖好客中国石油が運営している便利店チェーンストアであり、2万以上の店舗がある。	オフライン	2,272	-
6	Tianfu 天福	広東省	広東天福連鎖商業集団は広東、湖南、江西、広西、貴州、福建などの地域に6,800以上の便利店がある。	オフライン	774	http://www.tfcn.com.cn/
7	7-11	北京市	日系会社で、2020年末まで中国では2,387の便利店を運営している。	オンライン・オフライン	1,913 ^{注※}	http://7-11bj.com/?company01/id/216.html
8	十足・之上	浙江省	「十足」と「之上」は浙江人本超市有限公司の便利店チェーンストアであり、2020年末まで合計は2,358の店舗がある。	オンライン・オフライン	508	http://www.rbc.cn/webshop/index.html
9	FOOK 見福	福建省	見福は店舗網をベースとし、IoTを核心とする便利店チェーンストアであり、2020年末まで中国では2,021の店舗を運営している。	オフライン	456	-
10	便利蜂	北京市	2020年末まで中国では2,000の店舗を運営している。	オンライン・オフライン	1,671	https://www.bianlifeng.com/

(注※) セブン-イレブン（中国）投資有限公司セブン-イレブン北京有限公司、セブン-イレブン成都有限公司、およびセブン-イレブン天津有限公司の売上高の合計である。

(出所) 会社HP、公開資料よりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

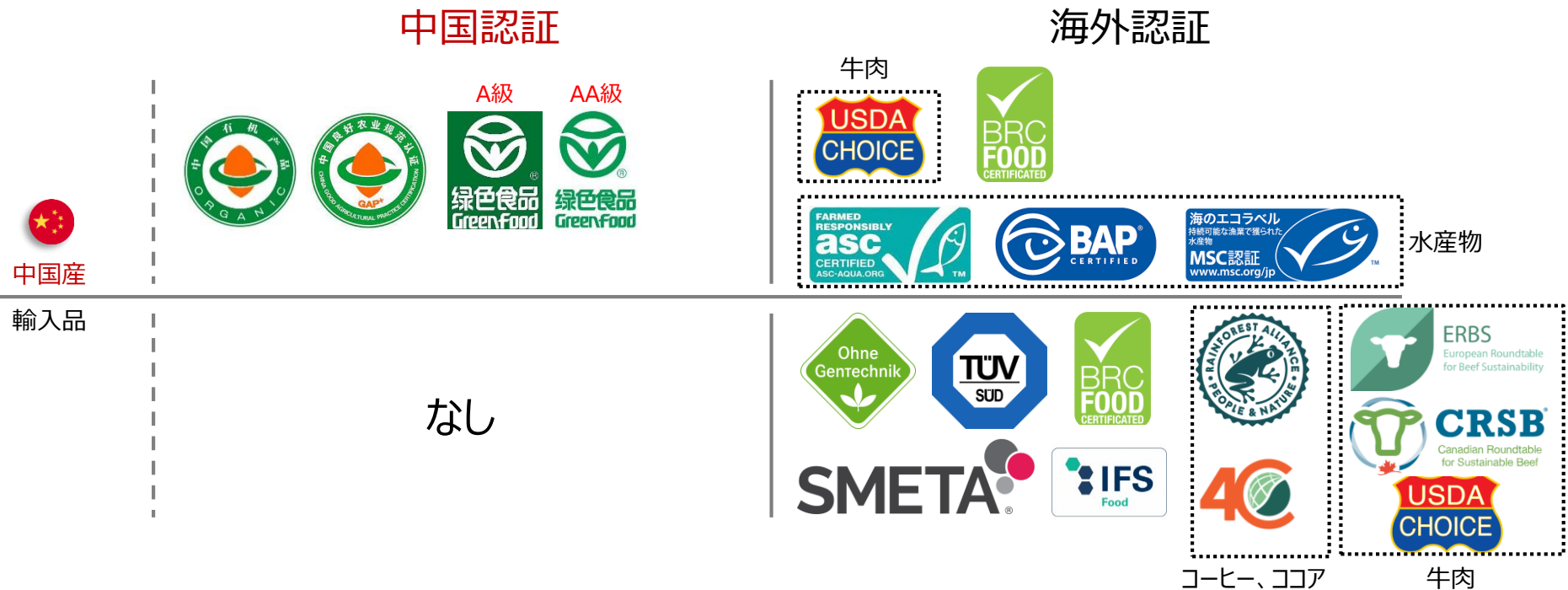
5. 中国における食のサステナビリティ

- 5-1 中国における対象食品データ及び概況
- 5-2 中国における食品関連認証の動向
- 5-3 中国食品流通プレイヤーの動向
- 5-4 中国における食品関連政策
- 5-5 参考資料

認証マークまとめ

- 中国のスーパー及びECでの調査により、中国では、国産品でも、輸入品でも、海外認証を取ることが普通である。中国認証の中で最も浸透率の高い認証は、中国有機食品認証とChina GAPである
- また、国産品が海外認証を取るとは多いが、輸入品が中国認証を取ることは極めて少ない

種類別認証マーク（例）



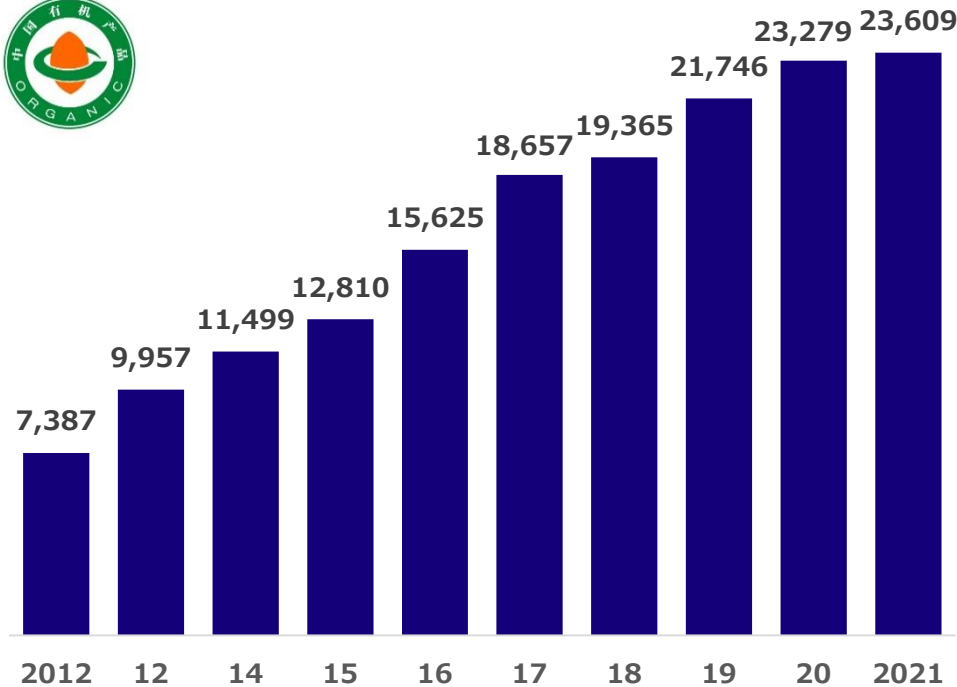
（出所）公開資料等よりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

中国有機認証の状況

- 中国食品業界に最も普及している認証は中国有機認証であり、毎年平均1,000件以上の認証を発行している
- 品目別に見ると、ほとんどの認証は野菜、フルーツと加工食品が取得しており、畜産と水産物のシェアは合計6%程度である
- 海外企業も2%程度、中国有機認証を取得しており、認証された農地面積は5.41%を占めている

中国有機認証数の推移（有効件数の累計）

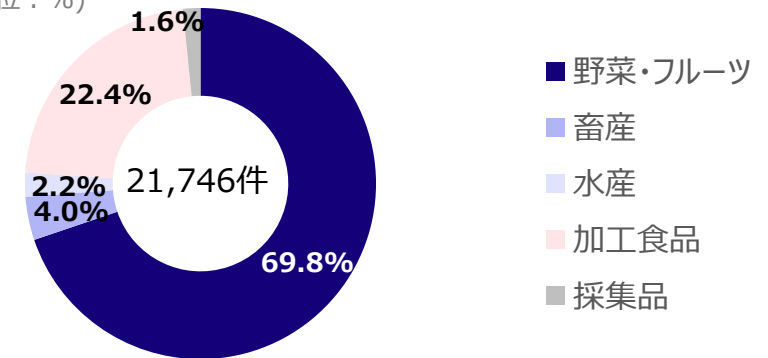
（単位：件）



（出所）公開資料等よりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

品目別有機認証のシェア（2019）

（単位：％）



海外企業の中国有機認証状況（2019）



認証数

410件

1.89%



認証された
企業数

220社

1.59%



認証された
農場面積

12.6万ha

5.41%

有機認証・GAPのオンライン検索

- 中国国家市場監督管理総局（State Administration for Market Regulation）は、有機認証・GAPなど農産物の認証検索ウェブサイトCNCAを運営している



CNCAの認証検索機能

認証検索機能の説明

検索条件

证书编号: 認証番号 (证书编号)	获证组织名称: 認証対象組織名	产品名称: 製品名 (名称)
认证项目: 有機产品 (OGA)	认证项目	认证項目
国家地区: 中国境内	证书状态: 有效	認証ステータス
認証対象の国・地域		

検索 重置

CNCAで検索可能認証

認証名	認証名 (中国語)
食品安全管理体系認証	食品安全管理体系认证
HACCP	危害分析与关键控制点认证
乳製品HACCP	乳制品生产企业危害分析与关键控制点认证
乳製品GAP	乳制品生产企业良好生产规范认证
有機認証	有机产品
China GAP	良好农业规范
食品質量認証 (お酒)	食品质量认证
グリーン食品認証	绿色食品认证
グリーンマーケット認証	绿色市场认证

(出所) CNCAよりみずほサーチ&テクノロジーズ作成

有機認証の詳細情報

認証番号	证书编号: [REDACTED]
認証項目	认证项目: 有机产品 (OGA)
認証ステータス	证书状态: 有效
認証範囲	认证范围: 龙稷57 332吨 農産物名+生産量 (栽培面積を開示する場合もある)
農場責任者数	认证相关员工数量: 6
認証時間	初次获证日期: 2022-12-28
認証を受けた組織名	获证组织: [REDACTED]
組織アドレス	组织地址: [REDACTED]
生産業者名	生产企业名称: [REDACTED]
生産業者アドレス	生产企业地址: [REDACTED]
認証タイプ	认证类型: 有机认证 植物类
認証基準	认证依据: GB/T 19630 《有机产品 生产、加工、标识与管理体系要求》
有効期限	有效期限: 2022-12-28至2023-12-27
認証機関名	发证机构名称: [REDACTED]
認証機関アドレス	发证机构地址: [REDACTED]
認証機関HP	发证机构网址: [REDACTED]
認証マーク	证书使用的认可标识: 未认可

中国におけるその他サステナビリティ関連認証

- 現在、中国におけるゼロカーボン農産物およびカーボンニュートラル食品の認証は、国際標準化機構が発行するISO 14064温室効果ガス排出基準、ISO 14067製品カーボンフットプリント、ならびに英国のPAS 2060カーボンニュートラル認証が主な参考基準となっている
- 有機製品とは、生産、加工、販売プロセスが規格に適合した人間消費用および動物消費用の製品を指す。中国の有機製品国家規格（GB/T 19630-2011）では、有機製品の製造工程において、化学的に合成された農薬、肥料、成長調整剤、飼料添加物、遺伝子組み換え生物とその製品を使用してはならないと定めている
- 有機製品認証に関する規定：「有機製品認証管理办法」、「有機製品認証実施规程」、「有機製品国家規格」
- グリーン食品とは、優れた生態環境で育て、グリーン食品基準に従って生産され、十分な品質管理がなされ、グリーン食品マークの使用権が与えられた安全で高品質の食用農産物および関連製品のことである。グリーンフード認証は、農業部の「グリーンフード産業基準」に基づいている。グリーンフードは、生産工程での農薬や化学肥料の使用を認めているが、その投与量や残留量に関する規制は、無公害基準よりも厳しいのが普通である
- 無公害農産物とは、生産環境、生産工程、製品品質が関連国家基準・規格の要求を満たしている未加工または前加工の食用農産物を指し、認証を受けて証明書を発行し、無公害農産物マークの使用を許可されるものである。無公害農産物の生産工程では、農薬や化学肥料の使用が認められているが、中国が禁止している毒性の強い農薬や残留性の高い農薬は使用できない（2023年1月1日、無公害農産物の認証停止）



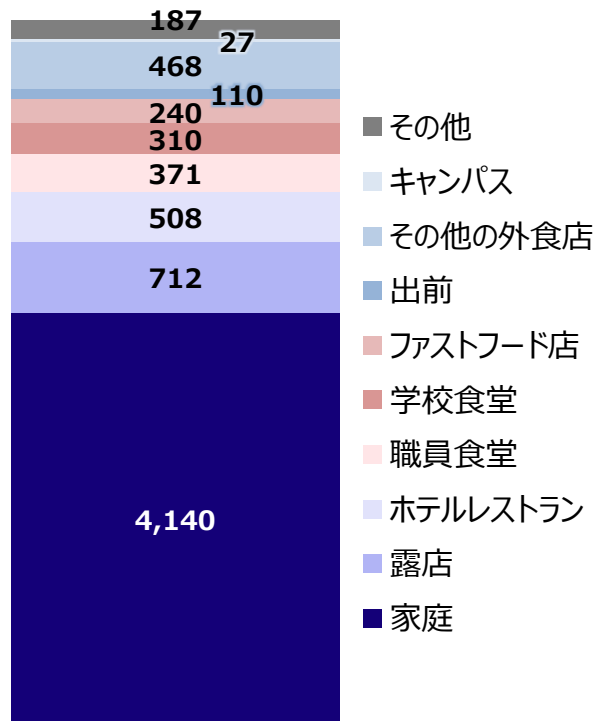
（出所）公開資料等よりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

食品安全に関する統計データ

- 中国では、年間6,000件前後の食品安全事故があり、その半分は家庭内で発生し、毒キノコ、有毒生物、細菌汚染などが主な原因となっている

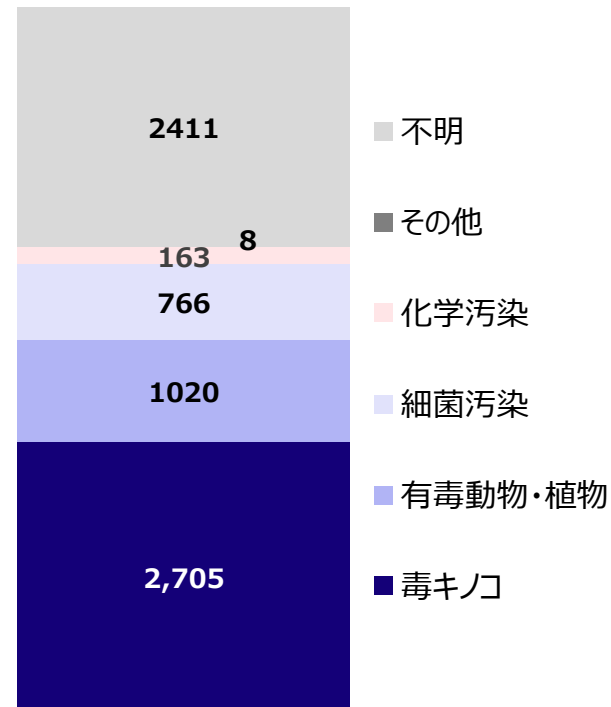
2020年中国食品安全事故の場所別件数

(単位：件)



2020年中国食品安全事故の原因別件数

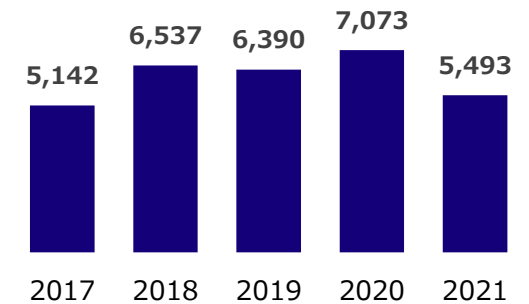
(単位：件)



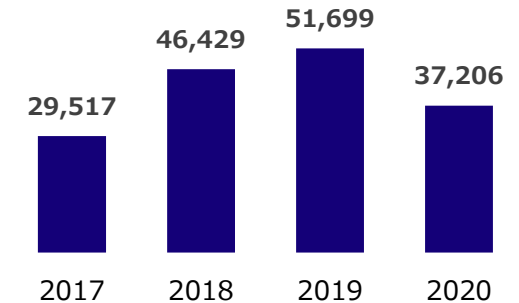
食品安全関連統計

(単位：件)

食品安全事故の件数推移



食品安全に関する行政処分件数推移



(出所) China CDC Weekly、Qichachaよりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

2018-2022年の食品安全事故例

2018	2019	2020	2021	2022
2018.3.15 パクリ飲料製品が三流・四流都市へ販売 山東省にある食品メーカーの3社が「六個核桃」や「紅牛」をパクった飲料製品を生産・販売した。 2018.10 河北省、キャベツをホルムアルデヒドに浸して鮮度を保つことが明らかにされた。	2019.3.15 中国では小麦粉や豆で出来た辛みのある「辣条（ラーティアオ）」という人気なスナックに、違法の添加物が使用されていた。  鶏の飼料には「斑蝥黄」という添加物を入れ、卵に黄身をより濃い黄色にし、地卵と偽り高値で販売していたという問題。	2020.3.15 山東省のナマコ養殖企業が養殖池に大量の殺虫剤投入 農家は殺虫剤でナマコの養殖に不利なすべての生物を殺し、汚染された水は最終的に海に戻された。  Burger Kingは賞味期限切れのパンを使ってハンバーガーを作り、チキンドラムスティックの賞味期限を勝手に変更した。	2021.3.15 河北省青島の養殖場が赤身肉を増やすために羊に使用禁止の薬を飲ませる 2021.8.16  大润发が消費期限を過ぎた臭いお肉を洗って売る 2021.11.29  吉野家が消費期限が過ぎたお肉を使って、使った油に新しい油を入れて利用を続けた。	2022.3.15 湖南省にある湖南揮旗菜業有限公司の酸菜（漬物）工場の衛生問題 従業員がスリッパを履いたままもしくは裸足のままで酸菜の上を踏み歩き、さらにタバコの吸い殻を落とすなど衛生管理に問題のある場面が映し出された。 河南省の春雨工場が原材料をより廉価なものにすり替える 双匯集團の南昌工場の雇用問題と衛生管理問題が暴かれた。

(出所) 公開資料よりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

5. 中国における食のサステナビリティ

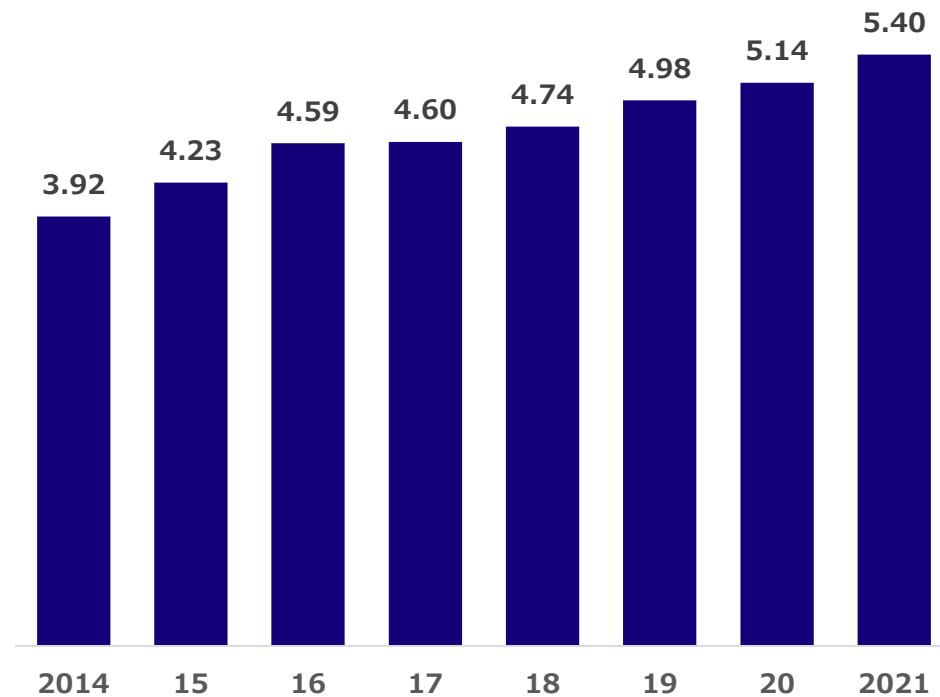
- 5-1 中国における対象食品データ及び概況
- 5-2 中国における食品関連認証の動向
- 5-3 中国食品流通プレイヤーの動向
- 5-4 中国における食品関連政策
- 5-5 参考資料

食品流通の統計データ

- 中国の生鮮食品の市場規模は5兆元以上になり、大きな市場を形成している
- そのうち、ほとんどの生鮮食品は野菜市場により販売されており、スーパーとECのシェアも近年上がっている

中国生鮮食品の市場規模

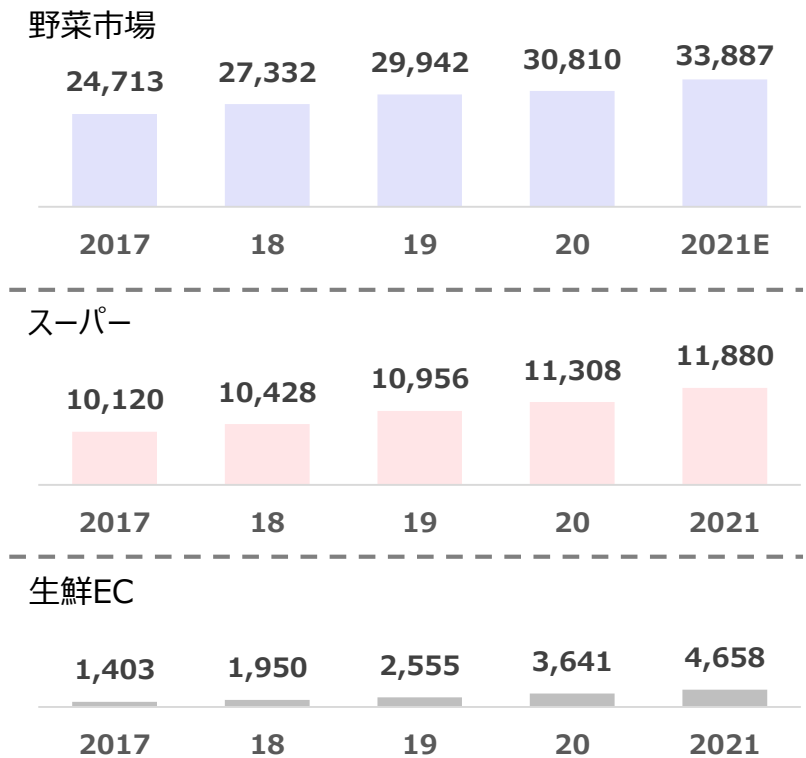
(単位：兆元)



(出所) 万連証券研究所、iResearch、電数宝ECデータベース、スーパーの規模は弊社概算よりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

主要流通チャネルの規模

(単位：億元)

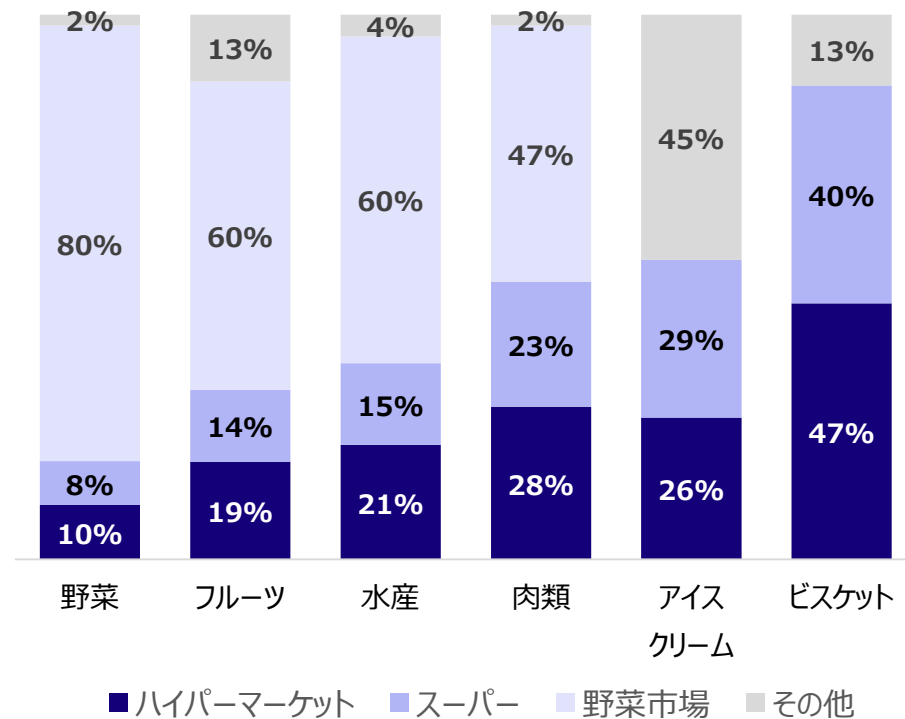


食品流通の統計データ

- 品目別に見ると、野菜、フルーツ、水産、肉類などは依然として野菜市場のシェアが非常に高い。お菓子類のアイスクリームとビスケットでは、ハイパーマーケットとスーパーのシェアが高い
- 生鮮食品のECプラットフォームMAUを見ると、多点、京東到家、永輝生活、盒馬、叮咚買菜などのシェアが高い

品目別食品の流通チャネルシェア

(単位：%)



(出所) 智研コンサル、Fastdataよりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

生鮮ECプラットフォーム別MAU

(単位：万人)

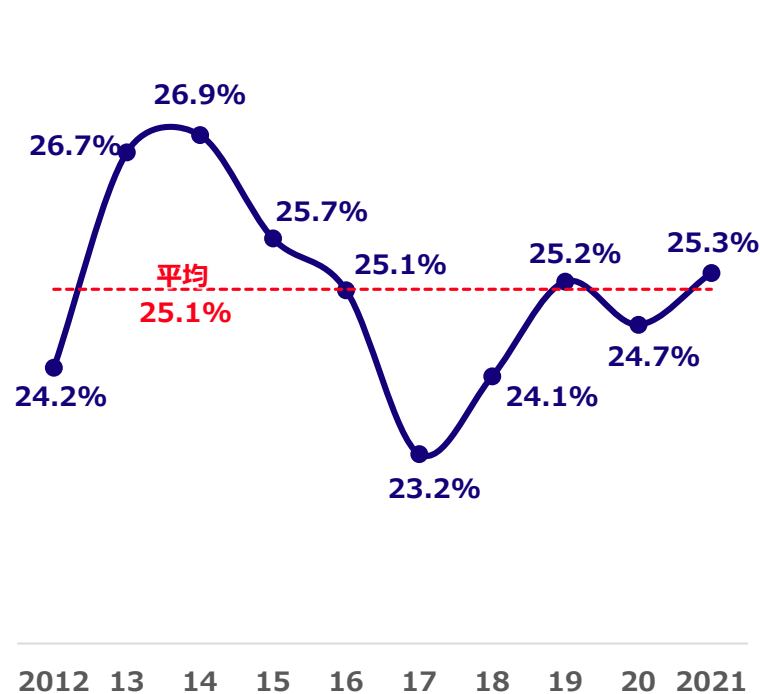


上場企業のESG動向

- 中国では、上場企業のESGレポート提出率は25%程度であり、ほとんどの企業は提出していない。業界別に見ると、食品関連の食品飲料製造業、農林水産、小売り業の提出率はまだ低い

中国上場ESGレポート提出率の推移

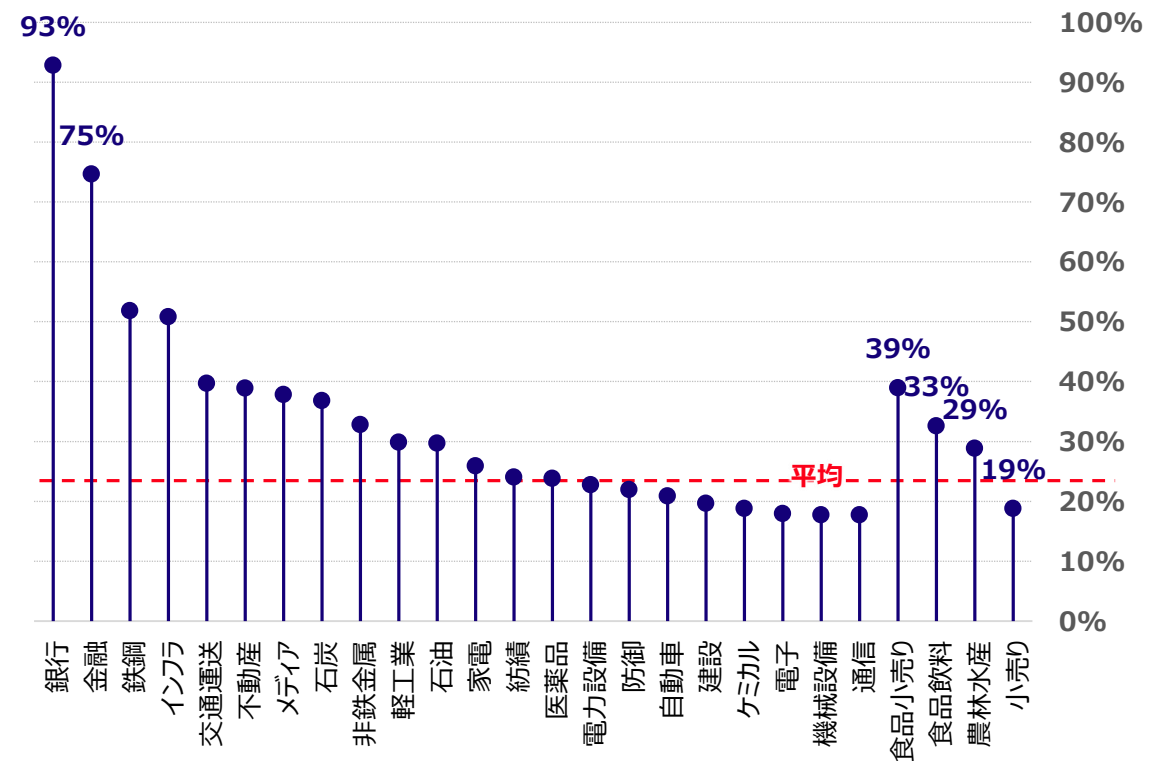
(単位：%)



(出所) WIND、EYよりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

業界別ESGレポートの提出率

(単位：%)



食品小売を展開する上場企業のESG動向

- 中国では、食品小売を展開する上場企業のESGレポート提出率は48%程度であり、H株ではESGレポートの提出が義務化になり、A株ではESGレポートの提出率は39%であり、食品飲料製造業、農林水産、小売り業全体の提出率より高い

食品小売を展開する上場企業のESG動向

番号	企業名	経営内容	上場状況	ESG レポート
1	叮咚买菜	ネットプラットフォームの生鮮小売	NYSE	×
2	順客隆	チェーンスーパーマーケット	H株	○
3	AEON	百貨店小売	H株	○
4	京客隆	日用品の卸売、小売	H株	○
5	聯華超市	ハイパー・スーパーマーケット、コンビニ	H株	○
6	永輝超市	チェーンスーパーマーケット	A株	○
7	家家悦	チェーンスーパーマーケット	A株	×
8	步步高	百貨店、スーパー小売	A株	×
9	中百集團	小売チェーン店	A株	×
10	紅旗連鎖	チェーンスーパーマーケット	A株	×
11	華聯綜超	スーパー小売	A株	×

番号	企業名	経営内容	上場状況	ESG レポート
12	人人樂	小売チェーン店	A株	×
13	新華都	EC販売と小売	A株	×
14	三江購物	コミュニティ生鮮スーパー	A株	×
15	國光連鎖	百貨店、スーパー	A株	×
16	王府井	アウトレット、百貨店、スーパー	A株	×
17	百聯股份	小売（5の親会社）	A株	○
18	ST大集	百貨店、スーパー	A株	○
19	ST易购	小売	A株	○
20	重慶百貨	百貨店、スーパー、電器・車貿易	A株	○
21	翠微股份	百貨店、スーパー	A株	○
22	農產品	農産物卸売	A株	○
23	武商集團	百貨店、スーパー	A株	×

（出所）公開資料よりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

流通（スーパー）のサステナブルサプライチェーンの取り組み

- サプライチェーンにおいて、中国国内の主要スーパーは反汚職、食品安全、資源節約3つの項目を重視し、これは政策の要請と考えられる。その他、トレーサビリティや栄養健康の普及率もわりと高く、外資系企業と比べて、特に人権面は弱い

会社名	資源節約	食品安全	トレーサビリティ	人権	反汚職	栄養健康	地産地消	生物多様性	アニマルウェルフェア
 大润发 RT-Mart	○	○	○	○	○	○		○	○
 永辉超市	○	○	○		○				
 Vanguard* 华润万家	○	○			○				
 联华超市 LIANHUA SUPERMARKET		○	○		○	○	○		
 METRO 麦德龙	○	○	○			○			
 WS 武商集团 WUSHANG GROUP					○				
 COSTCO WHOLESALE				○	○				
 Walmart	○	○		○	○				
 ALDI 奥乐齐	○	○		○					○

○ 内容は明確でかつ強制的である

○ 内容は明確ではなく、あるいは強制ではない

（出所）会社レポート、HP等の公開資料よりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

大润发（スーパー）のサステナビリティサプライチェーンの取り組み



企業のグリーン行動は顧客満足度にプラスの影響を与え、リピート購入や追加購入につながる。

環境

- 包装：2021年6月より、倉庫は業者向けの巻取りフィルムの無償提供を停止し、サプライヤーの包装で、荷卸し、梱包、入庫を行う。損壊しやすい商品は、サプライヤーが梱包補強し、二次包装資材の無駄を省く。
- 輸送：輸送経路を最短化し、輸送効率をあげ、エネルギー削減や二酸化炭素の排出削減に繋がる。

社会

- 各商品の産地、執行標準、生産会社、生産日、消費期限等の一般情報や、重要品種の特別情報をチェックすることを要求。
- 野菜、果物、肉禽類、水産物等を含む全ての入庫商品は実験室の迅速検査、高リスク商品のバッチごと検査、生鮮食品の農薬獣薬残留量の常態化検査を要求、推進する。
- 「食品安全集中プラットフォーム」を構築し、HDIWMSシステムを利用し、生産地から店舗までのトレーサビリティを実現する。2022年3月まで、野菜、畜産品、食用油、豆製品など9種類の商品に対し、92店舗で実現できた。牛肉は100%トレーサビリティ実現。水産物の調達について、トレーサビリティ情報がある商品を優先する。
- サプライヤーを選択する時に、HACCP/ISO 22000認証を持つ企業を優先する。現在、当該認証を持つサプライヤーは802社がある。

ガバナンス

- 企業倫理：サプライヤーは反汚職、反不正競争、反不公平待遇等を含む「廉潔誠実エンゲージメントレター」に署名することが必要である。

サステナビリティ

- 調達品の選定にあたっては、MSCやOFDC認証を持つ生鮮食品を優先する。現在、MSC認証を持つ製品は冷凍水産品の3%を占め、有機野菜は100品種があり、全体野菜の売上高の1%を占める。
- サプライヤーと協力して有機健康製品を開発し、認証を持つ植物性タンパク質食品を積極的に導入する。
- サプライヤーの選定・監査の過程では、汚染物質の排出、従業員ケアと人権、資源節約等を含むサステナビリティ状況を考慮する。

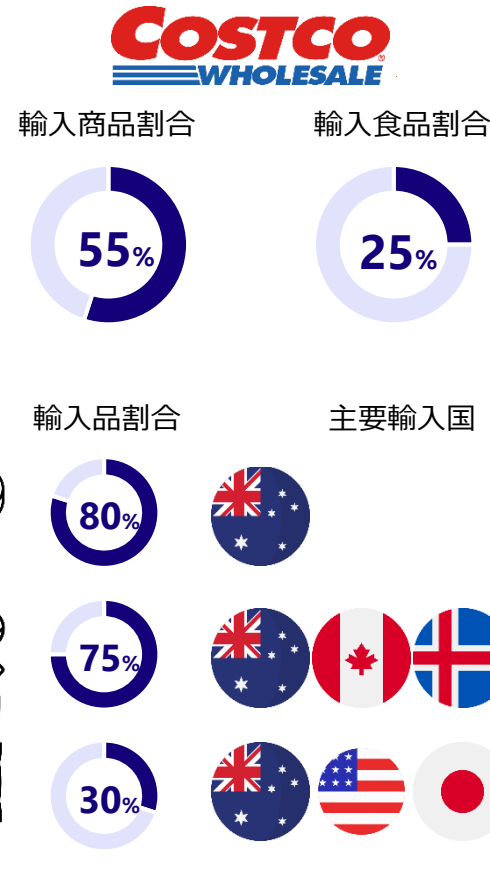
（出所）会社レポートよりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

COSTCOとサプライヤーとの協力体制

- COSTCOにおいて、輸入品は食品全体の25%を占めている。サプライヤーになるためには工場検査が必要であり、検査の頻度は商品により違っている
- 反汚職以外に強制的要求がないが、サステナビリティ関連認証がある場合、優先的に採用されている

工場検査

- ✓ 生産プロセスにおいて、あらゆる排出物をサンプリングして、工場検査を行う。
- ✓ 工場検査はグローバルな基準に基づく、SGS、BVなどの海外第三者機関により行う。
- ✓ 工場検査の頻度、契約前の選定は5～6回で、契約後、日用品は2～3年に1回、高リスク商品は1～1.5年に1回、食品の頻度はさらに高い。
- ✓ 契約後、臨時の抜き打ち検査もある。
- ✓ サステナビリティを重視するメーカーは、企業イメージの向上のため、率先して関連な指標データを提供する。



食品ブランド選定要因

- ✓ 知名度
- ✓ 長期的の売上高
- ✓ 独自性（ほかの会員制スーパーとの差別化）
- ✓ オフライン向けかつ大型パックに適する

サステナビリティ関連措置

- ✓ スーパー内部における生鮮食品のトレーサビリティを実現
- ✓ 原産地などの説明とラベリング
- ✓ 会員へのお薦めメールやオフラインの店舗・棚のテレビ画面での商品説明
- ✓ プロモーターのトレーニング

（出所）エキスパートインタビューよりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

永輝超市（スーパー）サステナビリティ関連

- 現在、永輝スーパー側からの強制的なサステナビリティ関連要求がない。ただし、サステナビリティ認証があると、プロモーションやマーケティング活動、取引先の選定において、一定程度の優先権を持つ
- 消費者は現在、グリーンAA級と有機食品認証に対する信頼度が最も高い。しかし、経済環境が悪いため、短期的には需要は増加しない見込み

スーパー現状・措置

- ✓ 有機食品の割合は6～7%である。
- ✓ 食品全体のトレーサビリティ割合は10%未満で、生鮮食品のトレーサビリティ割合は85%以上である。
- ✓ 返品ロジスティクスを最適化する。
- ✓ 輸送車積載率は85%以上である。
- ✓ コールドチェーン商品と生鮮商品は倉庫共有する。
- ✓ 反汚職のため、購買権を本社に集中する。
- ✓ 省エネランプと生分解性レジ袋を使用する。

サプライヤーとの協力

- ✓ ミルクメーカーと協力して、トレーサビリティを実現する。
- ✓ グリーン有機卵の生産地と技術、資金、販売ルート面で協力する。
- ✓ スーパー所有の豚屠殺場の全プロセスは無公害である。
- ✓ 生鮮食品の定産定売。
- ✓ 貧困地域へ金を寄付する。
- ✓ テレビ、ポスター等の店頭宣伝と協力し、サステナビリティ関連商品の宣伝費用を2～3割下げる。

消費者の反応

- ✓ [無公害食品](#)に反応がなく、グリーンAA級商品の反応がよい。
- ✓ [有機食品](#)は、国、地方、スーパーの3段階の検査を受けているため、消費者の信頼度が高い。
- ✓ [トレーサビリティQRコード](#)については、信頼度が高くないため、消費者が購入する決め手にはならない。
- ✓ [海外や有名な認証](#)があれば、消費者の信頼を得られる可能性が高い。
- ✓ 対象消費者は主に中産階級、産婦人、子持ち母で、経済環境が悪いため、短期的には増えない。
- ✓ 有機食品に有利な国の政策はなく、非有機食品や添加物に関する国の規制は不透明である。

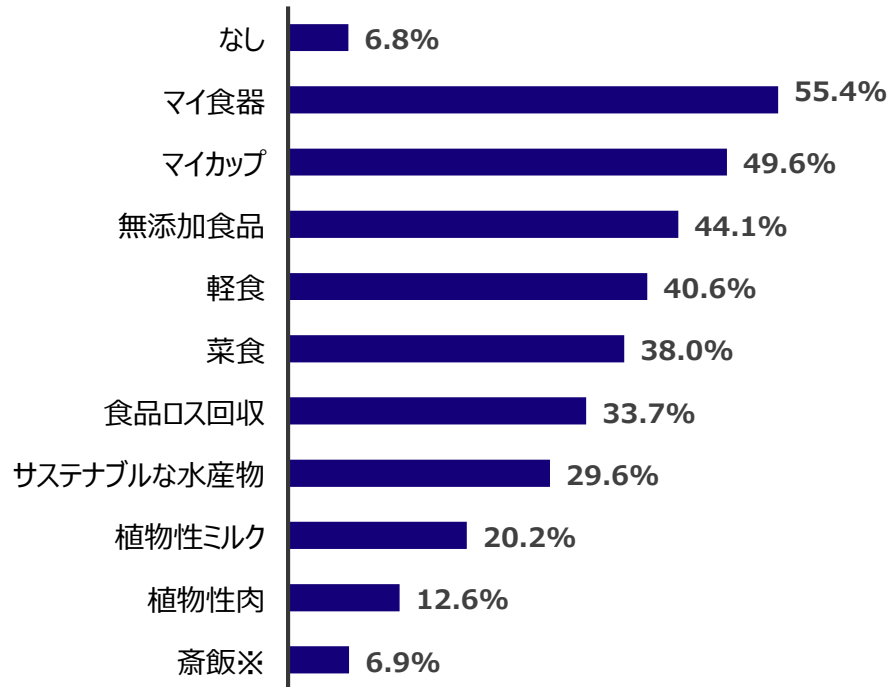
（出所）エキスパートインタビューよりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

中国におけるサステナビリティに関する消費者意識

- 2022年3月でEqualOceanが行うアンケートによると、中国消費者はサステナブルな消費行動において、最も認知度が高いのはマイ食器やカップで、そのほかは無添加食品や、肉控え/なし食事である。消費頻度は2～3回/月のが一番多く、毎回100～300元を消費することが最も多い

サステナブルな消費行動浸透率

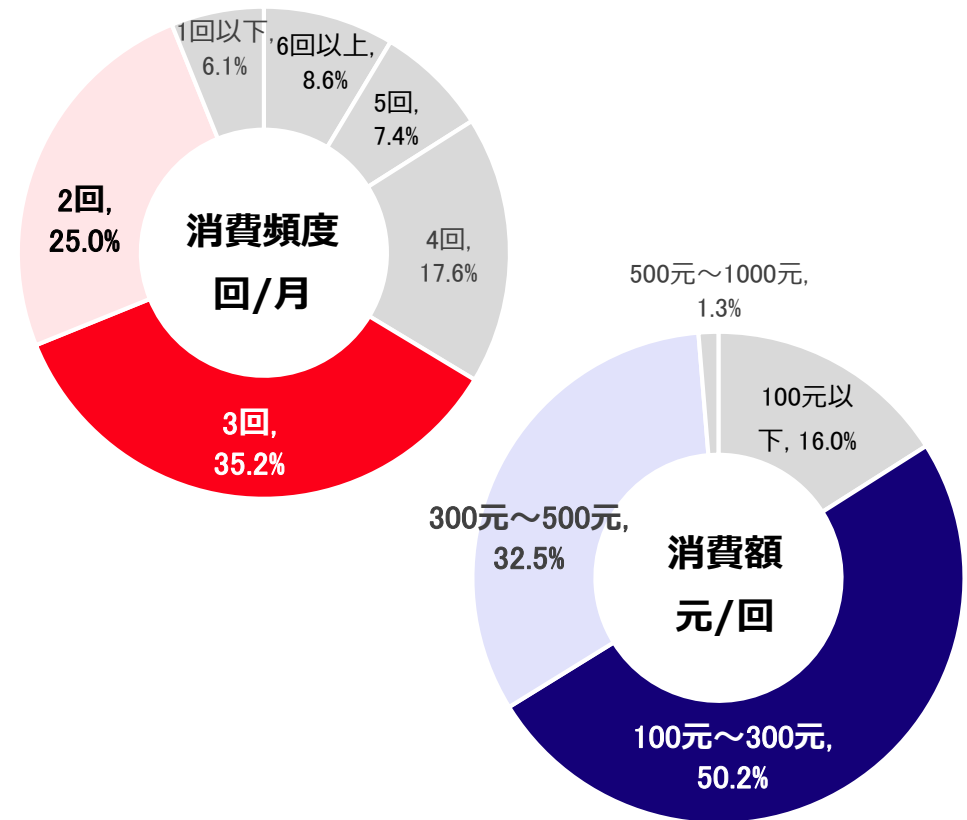
(N=2500, 2022年3月)



※斎飯とは肉以外に、ニラ、玉ねぎ、ネギ、ニンニクも食べず、昼を過ぎると食事をしない。

(出所) EqualOceanよりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

サステナブルな消費行動頻度と毎回の消費額



5. 中国における食のサステナビリティ

- 5-1 中国における対象食品データ及び概況
- 5-2 中国における食品関連認証の動向
- 5-3 中国食品流通プレイヤーの動向
- 5-4 中国における食品関連政策
- 5-5 参考資料

輸入食品に関する中国政府の政策

名称	実施日	発行部門	抜粋
中華人民共和国輸出入食品安全管理弁法	2022.1.1	税関総署	- 食品を輸入するにあたっては、中国の法律法規及び食品安全国家基準に適合しなければならず、中国が締結した又は参加する国際条約・協定に特別な要件がある場合は、さらに国際条約・協定の要件に適合しなければならない。食品安全国家基準がまだない食品を輸入するにあたっては、國務院衛生行政部門が公布する暫定適用される関連基準要件に適合しなければならない。 - 輸入食品の包装及びラベル、標識は、中国の法律法規及び食品安全国家基準に適合しなければならない。法により説明書を有すべき場合は、さらに中国語の説明書を有しなければならない。 - 輸入生鮮及び冷凍肉類製品については、内部及び外部包装には、堅牢、明瞭で識別しやすい中国語及び英語又は中国語及び輸出国（地域）の文字表記を有し、製造国（地域）、品名、製造企業登録番号、生産ロット番号を記載しなければならない。外部包装には、規格、製造地（具体的な州/省/市）、目的地、製造日、品質保持期間、保存温度等の内容を中国語で記載しなければならず、目的地を中華人民共和国と必ず明記し、輸出国（地域）の検査検疫標識を付さなければならない。 - 輸入水産物については、内部及び外部包装には、堅牢、明瞭で識別しやすい中国語及び英語又は中国語及び輸出国（地域）の文字表記を有し、商品名及び学名、規格、生産日、ロット番号、品質保持期間及び保存条件、生産方法（海水面漁業、内水面漁業、養殖）、生産地域（海水面漁業海域、内水面漁業国又は地域、養殖製品所在国又は地域）、関連する全ての生産加工企業名（漁船、加工船、輸送船、独立冷凍冷蔵庫を含む）、登録番号及び住所（具体的な州/省/市）を記載しなければならない。目的地を中華人民共和国と必ず明記しなければならない。
中国輸入食品海外製造企業登録管理規定	2022.1.1	税関総署	- 新規定では、登録を受けた企業は中国へ輸出する食品の内部及び外包装上に、中国での登録番号または主管当局が承認した登録番号を記載しなければならない。食品のカテゴリーに応じるサプライチェーン全体の事業者、例えば、食品の飼育、生産、保管または国外への輸送に従事する事業者は登録を求められる。 - 登録が必要な食品の範囲が拡大され、従来は政府が定めた一部の食品カテゴリー（肉類、乳製品、水産物など）のみ登録が必要でしたが、新しい規定では、国外で生産されたすべての食品の登録が必要になった。 - 有効期限が五年であり。登録更新の申請は、登録期間満了の3か月から6か月前に、登録申請ルートを通じて税関総署に提出する必要がある。

（出所）公開資料等よりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

食品安全性強化に関する中国政府の政策

- 頻発する食品安全事件により、食品安全への関心は高まっている。中国政府は近年、複数の食品安全法律・規制を発表した。2023年では、「農産物質量安全法」、「食品相関産品質量安全監督管理暫行弁法」という二つの法律・規制を実施する予定であり、今後食品安全関連規制の更なる強化が予測される

名称	実施日	発行部門	抜粋
中華人民共和国食品安全法/食品安全法实施条例	2019.12.1	国務院	• 中国国家標準のない食品を輸入する際に、海外輸出者/製造者或は輸入者は中国国家衛生健康委員会に関連した国家（地域）標準或は国際標準を提出しなければならない。食品安全要求に合致する場合、一時的な適用となる。「实施条例」第四十七条に基づき、中国国家標準がなく、国際通用標準に含まれる食品を輸入する際に、輸入者は通用標準の関連した要求に基づいて食品を輸入することができる。 • 「实施条例」第十三条 食品安全国家標準が公表した後、食品製造経営者は食品安全国家標準が規定する施行期日の前に実施し、前倒して実施した状況を公開しなければならない。 • 「实施条例」第十八条 食品製造者・販売者は食品トレーサビリティシステムを構築し、食品安全法の規定に従い、入荷検査、出荷検査、食品販売等の情報を事実通り記録・保存し、食品のトレーサビリティを保証しなければならない。
中華人民共和国農産物質量安全法	2023.1.1	人民代表大会常務委員会	• （一）公害農産物の認証の停止。（二）農産物の原産地証明書の発行を停止する。適合証明書は、品質や安全性の要求事項を反映するだけでなく、生産主体や原産地などのトレーサビリティ情報を提供するもので、農産物の原産地証明に代わる新しい制度である。 • 新法では、農産物品質・安全性トレーサビリティカタログに記載された農産物について、国がトレーサビリティ管理を実施することが明確した。
食品相関産品質量安全監督管理暫行弁法	2023.3.1	国家市場監督管理総局	• 食品関連製品の生産者は食品関連製品の品質安全トレーサビリティ制度を確立し、原材料と添加剤の購入から製品販売までのすべての段階が効果的に追跡できることを保証しなければならない。

（出所）公開資料等よりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

食品トレーサビリティに関する中国政府の政策

- 2021年では、中国政府がトレーサビリティについて、複数の政策を発表した。これらの政策は、追跡可能情報の種類、追跡の方法、管理の規範などを明記している。特にコールドチェーンについて、厳しいトレーサビリティ規制を打ち上げた

名称	実施日	発行部門	抜粋
農産物品質安全情報化トレーサビリティ管理弁法（試行）	2021.9.17	農業農村部	- 国家トレーサビリティプラットフォームは完全なトレーサビリティを推進するため、農産物の生産（と殺、加工）主体、生産拠点、製品の種類、数量単位、収穫（と殺、加工）時期、品質検査などのトレーサビリティに関する基本指標を設定し、れによる製品トレーサビリティコードの自動生成する。そこで、国家トレーサビリティプラットフォームは、QRコード付き農産物トレーサビリティラベルと食用農産物証明書の2種類の証明書を作成し、農産物生産者と事業者が独自に選択できるようにしている。 - 国家トレーサビリティプラットフォームは、農業農村開発部が特定した「3品1規格」の農産物やブランド農産物、リスクの高い主要農産物とその生産・運営主体を優先的に支援する。
輸入コールドチェーン食品トレーサビリティ情報管理要求	2021.11.24	国家标准化管理委员会	輸入コールドチェーン食品のトレーサビリティ情報の基本原則、トレーサビリティ情報、情報の記録、情報の保存と共有、情報セキュリティを規定したものである。本書は、輸入されたコールドチェーン食品について、入国時の通関から領域内での生産、加工、流通、販売・消費に至るまでのトレーサビリティ情報の管理について適用される。
農産物卸売市場に対する食品安全検査要求事項の実施に関するお知らせ	2021.1.19	国家市場監督管理総局	市場運営者は、トレーサビリティ証明書と製品品質証明書を確認し、トレーサビリティ証明書のない食用農産物の持ち込みや販売を禁止することが明示され、条件の整った農産物卸売市場では、率先して情報によるトレーサビリティシステムを構築することが求められている。
第14次5か年計画コールドチェーン発展計画	2021.11.26	国务院办公厅	「第14次5か年計画」期間中、中国は国家コールドチェーン食品トレーサビリティ監督システムを構築し、既存の国家輸入コールドチェーン食品トレーサビリティ管理プラットフォームに依拠し、徐々に国内コールドチェーン食品流通をトレーサビリティ管理範囲に組み込み、多レベル、多システム、地域横断コールドチェーン物流のトレーサビリティ閉ループを実現させる。昨年、中国は輸入コールドチェーン食品のトレーサビリティのためのオンライン管理プラットフォームを構築した。国内のコールドチェーン食品流通はまだトレーサビリティ管理システムに含まれていないため、計画ではまず2025年までに、生産と販売を結び、都市部と農村部をカバーし、国内と国際市場を結ぶコールドチェーン物流ネットワークを構築することを提案している。

（出所）公開資料等よりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

有機食品・グリーン食品に関する中国政府の政策

- 中国政府は有機食品、グリーン食品生産の拡大や生産地の標準化を推進している。また、国レベルの補助金詳細はないが、補助金の提供は政策に明確にして、各省市県は「三品一標」向けの認証補助金がある

名称	実施日	発行部門	抜粋
農産物「三品一標」推進行動実施方案	2021.3.15	農業農村部	2025年をめどに、品種改良が大きく進み、農産物の品質が大幅に向上し、農業ブランドの確立が大きく前進し、農業の品質、効率、競争力が継続的に向上することを遂げる。知的財産権を持つ中核的な種子源と節水・高耐性の新品種を多数栽培し、グリーン標準化農産物の生産基地800ヶ所、標準化畜産・養鶏の見本農場500ヶ所を建設し、国レベルの農産物の地域公共ブランド300件、企業ブランド500件、農産物ブランド1000件を作り、グリーン食品・有機農産物・地理表示農産物数の数は6万以上に達し、食用農産物の合格証明制度の試行も良好な結果を得ることを目指す。
第14次5か年計画全国農業緑色発展計画	2021.8.23	農業農村部、国家発展改革委員会、科技部、自然資源部、生態環境部、国家林草局	1,000の農業グリーン生産に関連する業界標準と、2,500の農業や動物用医薬品の残留食品安全に関する国家標準を作成・改訂し、高品質かつ健全な発展標準体系を確立する。 - グリーン（緑色）、有機、地理的表示の農産物が新たに認証され、認証商品数は6万件以上、生産企業数は2万7千社に達することを目指す。
農産物「三品一標」推進行動特定実施方案のお知らせ	2022.9.19	農業農村部	中央政府文書第1号の決定を展開し、農業品種開発、品質向上、ブランド化及び標準化生産を実施するために、農業農村部は産業別、セクター別に、「3+3」特別実施プログラム（栽培、畜産、漁業及び品種化、ブランド化及び標準化等）を策定した。
農産物「三品一標」四大行動実施のお知らせ	2022.9.29	農業農村部	「高品質農産物生産拠点の建設行動実施計画」、「農産物の品質向上行動実施計画」、「高品質農産物の消費促進行動実施計画」、「合格農産物の証明見せ行動実施計画」を発行した。 「高品質農産物生産拠点の建設行動実施計画」には、第14次5か年計画の終了までに、グリーン有機地理的表示農産物の総数は7万に達し、全農産物に占めるグリーン高品質農産物の割合は20%に達することを目指す。

「三品一標」：前は無公害製品、グリーン食品、有機食品と農産物地理的表示を指して、無公害農産物がボトムラインの基本要件になったため、現在はグリーン、有機、地理的表示、合格農産物を指している。

（出所）公開資料等よりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

食品ロス・農業の高度化に関する中国政府の政策

- 第13期全国人民代表大会常務委員会第28回会議は、2021年4月29日に食べ残しを禁止する法律「反食品浪費法」を可決した
- 農業の高度化は長期目標で、農業・農村のデジタル化と現代化が推進されている

名称	実施日	発行部門	抜粋
反食品浪費法	2021.4.29	全国人民代表大会	- 公務員の公金による宴会への食品浪費防止の喚起 - 飲食店、社員食堂、学食、デリバリー、旅行会社、スーパーなど小売店への食品浪費防止の喚起 - 冠婚葬祭など宴席での食品浪費防止の喚起 - 一般家庭での食品浪費防止の喚起 - 食品加工、貯蓄、運輸における浪費防止の喚起 - 反食品浪費教育の促進 - 報道機関への反食品浪費法の内容、食品浪費現状や食品浪費対策を伝える報道の展開 - 大食い暴飲暴食など食品浪費防止を促すようなコンテンツの配信を禁止
デジタル農業・農村発展計画 (2019–2025年)	2020.1.20	農業農村部、中央網絡安全和信息化委員会办公室	- 同計画は、基礎データの資源体制を構築し、農業自然資源、重要農業品種資源、農村集団資産、農村宅基地、農家・新型農業経営主体の5種類のデータを重点的に建設し、デジタル農業・農村の発展の基礎を固めることを明らかにした。 - 生産・経営デジタル化改造を加速し、栽培業情報化、牧畜業スマート化、漁業スマート化、種業デジタル化、新業態多元化、品質安全管理全過程化を推進し、農業デジタル化生産能力を高める。 - 管理サービスのデジタル化モデルチェンジを推進し、農業・農村管理・政策決定サポート技術体制、重要農産物全産業チェーンモニタリング・早期警戒体制を建設・整備する。 - デジタル農業・農村サービス体制、農村居住環境スマートモニタリング体制、農村デジタルガバナンス体制を建設し、農村ガバナンスの近代化を推進する。
第14次5か年計画農業農村近代化推進計画	2021.12.8	農業農村部	2025年をめどに、農業の基礎をさらに突き固め、農村振興戦略を全面的に推進し、農業・農村の近代化が重要な進展を遂げる。条件を満たした地域が全国に先駆けて農業・農村の近代化をほぼ実現し、貧困脱却を目指す地域が貧困脱却の難関攻略の成果を突き固め発展させることと農村振興との有効な連携の実現を段階的に推進する。2035年をめどに、農村の全面的振興が決定的な進展を遂げ、農業・農村の近代化をほぼ実現することを目指す。

(出所) 公開資料等よりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

健康・栄養食品に関する中国政府の政策

- 「三減三健」の概念が提唱され、減塩、低脂肪、低糖質な食事を実践する「三減」、および口腔の健康、適正な体重、健康的な体型を維持する「三健」と指す
- 1日当たりの糖質の摂取量が制限され、砂糖代替品である「D-アルロース」の使用申請は注目されている

名称	実施日	発行部門	抜粋
食品安全国家标准 スポーツ栄養食品通则 (GB 24154- 2015)	2015.11. 13	中華人民共 和国国家衛 生計画生育 委員会	スポーツ栄養食品は、「エネルギー補給類」、「エネルギー調整類」と「たんぱく質補給類」に分類される。スポーツ栄養食品に使用する原料の技術要件が規定される。栄養素の含有量や、汚染物・真菌毒素・微生物の限量などがある。
健康中国行動 (2019～2030年)	2019.7.1 5	中国国务院	- 行動計画の中の食生活の改善に関する項目では、減塩、低脂肪、低糖質な食事を実践して、口腔の健康、適正な体重、健康的な体型を維持する「三減三健」という概念が提唱されている。 - これを具現化するために、砂糖については1日当たりの摂取目標を25グラム以下（現在の1日当たりの摂取量は30グラム）と定めた。また、6～17歳の子どもの砂糖の適正摂取に向けたガイドラインの策定▽砂糖から低カロリー甘味料への切り替えを行う食品メーカーへの支援▽砂糖含有量を1日の摂取目標量に占める割合で表示するなどの食品表示ルールの見直しなどが明記された。
新機能糖質「D-アルロース」の使用申請書	2021.8	中華人民共 和国国家衛 生健康委員 会	- D-アロースは希少糖で、甘味度は砂糖の8割程度で、砂糖に近い自然な味質を持つ。 2021年8月、中国国家衛生健康委員会がD-アルロースの新しい食品原料としての申請を受け取った。2023～2024年に食品添加物としての利用承認を通過する予定である。

（出所）公開資料等よりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

5. 中国における食のサステナビリティ

- 5-1 中国における対象食品データ及び概況
- 5-2 中国における食品関連認証の動向
- 5-3 中国食品流通プレイヤーの動向
- 5-4 中国における食品関連政策
- 5-5 参考資料

News（サステナビリティ）（1/2）

- **2021年10月18日、中国の第5回RSPOフォーラムが重慶市で行われた。**今まで、中国では、72の組織は「国連責任投資原則」（UNPRI）に署名、14の銀行は「責任銀行原則」（PRB）に署名した。気候変動枠組条約第15回締約国会議（COP15）では、60社以上の銀行金融機関は生物多様性保全を支援することと声明した。中国におけるRSPOのメンバーはもう260社を超えた。2020年末まで、中国のパーム油市場ではRSPO認証製品の比率は約6%である
- **中国における乳製品会社の大手はカーボンニュートラルの展開に早くから取り組んでおり、その中でも伊利は最も代表的な会社である。**2022年3月12日、同社は中国で初めてとなる「ゼロカーボンミルク」の販売を開始した。2022年4月8日、「伊利グループゼロカーボン未来計画」と「伊利グループゼロカーボン未来計画ロードマップ」が発表され、伊利は中国の食品業界で二重炭素目標とロードマップを発行した最初の企業になった。**同社は2050年までサプライチェーン全体のカーボンニュートラルを実現すると承諾した。**食品メーカーに加えて、食品サプライヤーの盒馬鮮生もゼロカーボン食品を積極的に開発している。盒馬鮮生のプライベートブランドのオーガニック椿油が、広東省で初めてゼロカーボン食品になった。さらに、盒馬鮮生は中国で最初の炭素ゼロ認定有機野菜の発売を主導し、これらの野菜のほとんどは昆明の「有機盒馬村」で生産されている
- 2022年6月1日は「世界牛乳の日」で、テーマは乳製品業界の持続可能な発展である。中国食品土畜進出口商会は常に乳製品企業にサービスを提供し、業界の社会的責任を果たすことを監督している。2021年、同商会が開催した「世界牛乳の日キャンペーン」は、業界から熱狂的な反響を呼んでいた。**2022年の「世界牛乳の日」を機に、同商会は、ネスレ、ダノン、伊利、フォンテラ、蒙牛乳業とWyethの6つの乳製品会社が、乳製品業界のゼロカーボンを達成するための厳粛な約束を社会全体に提示する**
- 2022年6月5日、ユニリーバや、エンビジョン・グループ、中国省エネルギー協会、中国品質認証センターなどの20以上の権威機構と企業が共同で『ゼロカーボン工場評価方法』グループ標準を発表し、世界初の完全で定量化可能な「ゼロカーボン工場」の施工基準と評価ルールとなった

（出所）公開資料等よりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

News（サステナビリティ）（2/2）

- **2021年12月、中国緑色食品発展センターは『緑色食品産業の第14次5カ年計画綱要』を発表した。「第14次5カ年計画」期間中の緑色食品産業の発展目標を明確にしていた。**産業規模を着実に拡大し、緑色食品企業の総社数を25,000に増加し、製品の総量を65,000に増加し、緑色食品原材料の標準化された生産拠点の数を800に増加する。製品の品質を安定させ、緑色食品の品質ランダム検査の合格率を99%に向上する。産業構造を継続的に最適化させており、家畜、水産物および加工製品の比率を大幅に向上させ、標準化された生産能力を大幅に向上し、グリーンエコロジー、品質、および栄養の特徴をより顕著にし、ブランドの影響力をさらに強化し、ブランドの認知率を80%に向上する。緑色食品産業の利益率を大幅に改善
- **第13期全国人民代表大会常務委員会第28回会議は、2021年4月29日に食べ残しを禁止する法律「反食品浪費法」を可決した**
- **2022年3月、中国は「学校給食連合」(School Meals Coalition)に参加した。この連合は、2030年までに、栄養価の高い食事を必要とするすべての子どもたちに学校給食を提供することを目的としている。**子どもたちの健康的な食事にとって学校給食が重要であることを考慮して、中国は「学校給食連合」の目的を支持する。中国は経験を共有し、他の国々が学校給食プログラムの変革を促進するのを支援し、2030年の持続可能な開発目標の達成を支援する。さらに、中国は国内農村学校で栄養改善計画を推進し、学校給食の栄養を改善する新たな方法を模索し、ステークホルダーを栄養改善計画に参加するよう誘致し、栄養健康教育と学校給食栄養研究を強化し、学校栄養給食における国際協力を促進する

（出所）公開資料等よりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

News（食品安全）

- **2022年9月までに、中国は2万以上の指標を含む1,455の国家食品安全基準を発行し、**住民が消費する340以上の食品カテゴリーをカバーし、住民の健康に影響を与える主な危険要因を網羅し、生産から消費までのチェーン全体をカバーし、一般から特殊までの全人口をカバーした
- **企業の健全な食品安全責任体制の構築をさらに推進するため、市場監督総局は「企業の食品安全主管責任実施監督管理規定」を發布し、2022年11月1日から施行される予定である。** 企業の責任体制の改善という点では、食品生産・運営企業に健全な食品安全管理システムを構築し、食品安全責任体制を実施するよう求めている。リスクの予防と管理メカニズムの改善という点では、企業に食品安全リスクの予防と管理に基づく動的な管理メカニズムを構築し、食品安全リスク管理リストを作成し、健全な日常管理、週次検査、月次スケジュールのメカニズムを確立するよう求めている
- **市場監督管理総局が公布した「食品関連産品質量安全監督管理暫行弁法」は、2023年3月1日に施行される予定である。** 弁法では、生産者と販売者の「第一責任者」の主体責任と市場監督者の地方監督責任を明確にし、生産者に品質安全責任者と品質安全担当者の設置を義務付け、さらに企業、政府の指導、総合監督、直接監督の責任を明確にして、食品関連製品の品質と安全を十分に保護するようにした。生産プロセス全体の監督・検査については、弁法により、生産、保管、包装などの重要なプロセスにおいて、生産プロセス全体を管理するシステムが確立された。生産者は、食品関連製品の品質安全トレーサビリティを実現するために、原材料・副資材の管理、重要生産点の管理、工場の検査管理などの管理体制を確立し、原材料・副資材・添加物の購入から製品の販売までのすべての面で効果的に管理し、生産過程で潜在する安全リスクを迅速に調査することが求められている
- **「中華人民共和国農産物質量安全法」は、2022年9月2日の第13期全国人民代表大会常務委員会第36回会議で改正・採択され、2023年1月1日から施行される予定である。** 新たに改正された農産物品質安全法は、農産物品質安全規制制度をさらに改善し、法的責任と罰則を強化し、食品安全法と有機的に結びつけ、畑から食卓までの全プロセスの監督を実現した。農産物品質安全ガバナンスの促進や、着実にグリーンと高品質の農産物の供給や、高レベルの監督と高品質の発展等のために、強力な法的な保証を提供した

（出所）公開資料等よりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

News (トレーサビリティ)

- **2020年12月に全国輸入コールドチェーン食品トレーサビリティ管理プラットフォームをオンライン化し、国家プラットフォーム、省レベルプラットフォーム、企業レベルプラットフォームからなる三層構造を構築し、家畜・家禽肉、水産物などの輸入コールドチェーン食品の情報のトレーサビリティチェーンの形成を目指している。2022年2月までに、全国869箇所の輸入コールドチェーン食品の集中監視倉庫が建設されている。** 集中監督倉庫は、税関の港で放出された輸入コールドチェーン食品を消毒・検査し、倉庫を出る証明書を取得してから市場に出て販売するように統一されている
- 2022年9月21日、税関総署は、「中華人民共和国税関輸入申告書」及び「中華人民共和国税関輸入貨物記録表」の関連項目の記入要件を調整することを決定する通知を発出した。**「予防的消毒を実施済み」「新型コロナウイルス発生時期の現場消毒の評価基準」(WS/T 774-2021) が新たに増えた。** 実際の輸入貨物は、「予防的消毒を実施済み」「出荷日」の報告が必要になる
- **国家標準の「牛肉トレーサビリティ技術規程」(GB/T 41438-2022) が正式に発表され、2022年11月1日から実施される。** この国家標準は、牛肉製品の生産者、販売者、顧客の間に「対面」の関係を確立し、中国の肉製品の品質と安全のトレーサビリティ管理が国家の先進水準に達したことを意味するものである
- 2021年11月24日、上海市場監督局は「上海における食品安全情報トレーサビリティ管理の目録」(2021 年版) を公開しました。**食品安全情報トレーサビリティ管理の9種類を11種類に拡大し、「特殊食品」と「酒類」の2種類を追加した。** 輸入冷蔵・冷凍畜産品、輸入冷蔵・冷凍水産物、乳製品、白酒などが追加された
- 山東省市場监督管理局は、「山東食鏈」というアプリケーションで食品安全トレーサビリティを実施している。**2022年6月30日までに、山東省のすべての食品メーカーと販売者は、「山東食鏈」でのユーザー登録を完了しなければならない。** 2022年7月1日から、野菜や、果物、水産物、糧食とその製品、肉製品、乳製品、油、お酒、保健食品、およびベビーフードの10種類の食品に関する情報、または学校の食堂、団体へ食事提供をする会社、およびセントラルキッチン3種類の事業者の食品情報は、すべて「山東食鏈」にアップロードする必要がある

(出所) 公開資料等よりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

6. 食・農産物の輸出戦略に与える影響

中長期的な方向性①

国／地域毎に異なるサステナビリティに対する市場の反応

- 食や農林水産業に関するサステナビリティへの関心は国や地域毎に異なっており、世界共通のテーマとなっているサステナビリティ課題は共通化されてはいない
- 欧州では、F2F戦略をはじめとする政策検討での議論を通じて、市場として最もサステナビリティへの関心が高いと言える。カーボンフットプリントやスコープ3、動物福祉といったコンセプトは欧州発である。F2F戦略はEU域内の食のサプライチェーンや生産者の強化に重点がおかれているが、将来的には輸入食品に対して同様の取組みを求めてくる可能性がある
- 米国は、従来より食の安全性を重視しており、輸入食品に対しても食品安全保障の観点から情報開示や取組強化を求めている。また、消費者は健康・栄養にも高い関心を持っている
- 中国の食関連市場も、近年食の安全性や環境影響を重視している。一方で、人権問題への関心はそれほど高くはない。
- 国、地域毎に、消費者や政府等のサステナビリティに対する関心は異なっており、これらが早期に統一化される可能性は少ない。販売展開を考える上で、個別市場のニーズを踏まえて、自社製品の強み/弱みを理解する必要がある

食品卸小売業の調達コードの強化

- 一方で、サステナビリティの確保がグローバルな課題として認識される中で、大手の食品卸小売業の調達コードが、国際的な基準に沿って整備されていくことが予想される
- 食品小売業の調達方針や規則等は、大手を中心としてある程度揃っていくような傾向を見せており、今後も大手食品卸小売業が先行する形で、消費者や政府のサステナビリティへの関心喚起を促していくことが想定される
- 特に、大手食品卸小売のPB商品におけるサステナビリティ対応の動きには注意が必要である。現在も認証ラベルが付いたPB商品がいくつか販売されているが、認証の種類や訴求点は、その食品卸小売の消費者に対するメッセージとなっている可能性がある

中長期的な方向性②

EUDRにみられる非関税障壁化の動き

- 製品の品質等に関する「基準」、特定の製品がその基準に適合しているかを判断する「認証制度」は、健康・安全、消費者保護、環境保全、品質要求、情報提供等、多様な政策目的のために導入される国内措置。このような措置は、本来、正当な政策目的のために導入されるものであり、貿易制限を目的としたものではない
- しかしながら、基準や認証が国産品と輸入品を差別的に取り扱う場合や、国産品と輸入品を同様の条件を設定していても、それが過剰な規制である場合は、基準・認証制度が国内産業の保護、貿易制限的な効果を持つ
- これまで、世界経済はGATT・WTO交渉を通じて関税引き上げや輸入許可制度等、直接的な貿易制限措置について徐々にルール化を進め、貿易自由化に向けた是正が図られてきた
- 一方で、国家間での貿易・経済的取引が増加するに伴い、基準・認証制度のような国内措置の貿易制限措置的な側面が顕在化してきており、非関税障壁として注目を集めている
- 昨今の欧州を中心として、気候変動や労働問題への対応を持続可能性の根拠にして自由貿易体制を制限していく動きがみられる。欧州グリーンディールに関連するF2F戦略や「森林デューデリジェンス規制」、米国の「特定の食品のトレーサビリティに関する追加的な要件に関する規則」、中国の「農産物品質安全情報化トレーサビリティ管理弁法」や「輸入食品海外製造企業登録管理規定」の中から透けて見えるこのような動きに対して、日本の食産業は賢く対応していく必要がある

消費者の健康・安全志向の高まり

- 食産業が消費者に提供できる利益において、最も重要なことは「健康・栄養」であり、そのために「安全・安心」の提供が不可欠である。特に栄養については栄養価の高低ともに訴求点になる可能性がある
- 欧州の容器包装前面表示制度（FoP）に関する議論で注目されているように、輸出する食品が栄養価の観点からどのように評価されるのか、シミュレーションが必要である

国別・地域別の方向性（EU）

輸出品目	EUにおける既存規制	中長期的な規制強化の方向性
畜産物	- 牛肉を除く生鮮肉は、日本からの輸出は不可 - 牛肉については、認定を受けた北海道、群馬県、栃木県、岐阜県、京都府、兵庫県、宮崎県、鹿児島県の12施設からの出荷に限り可 - 牛肉以外の肉類、乳に関しては、EU向け輸出認定施設が日本に存在しないため輸出不可（2021年12月時点） 2021年4月21日より、動物性加工済原料（魚粉末、液卵、脱脂粉乳等）を含む混合食品を輸出する際に、EU 域内外の認定施設由来であること等を証明する必要有。公的証明書（Official Certificate）、事業者の自己宣誓書（Private Attestation）添付が必要	- メタン排出削減戦略：農業、廃棄物、エネルギーを対象に、メタン削減を求めるもの - F2F戦略の数値目標（農薬使用、肥料使用、抗微生物薬の販売、有機農業用農地、食ロス、食品表示の枠組み - 生物多様性戦略：農薬と肥料の使用の制限による、生物多様性に富んだ生態系維持 - メタン排出削減戦略、土壌戦略、生物多様性戦略 「森林デューデリジェンス規則」での森林破壊や森林劣化に関連する商品（大豆、牛肉、パーム油、木材、ココア、コーヒー、及び関連する商品である皮革製品、チョコレート、家具等）を取り扱う場合、生産地の地理的情報等の提示が要求 - 新たな森林戦略：EUの気候中立に貢献する機能として、植林、森林保全、及び森林回復の対策を実施 「森林デューデリジェンス規則」にみられるプランテーション
果実・野菜	オーガニック製品について、2017年10月19日よりオンラインシステムTRACESを通じ、輸出証明書を電子申請する必要がある	
コメ・茶	日本で使用可能な農薬がEUのポジティブリストには入っていないことがあるため、コメ・茶葉等の農産物を輸出する場合には留意が必要。輸出前の残留農薬検査、当該検査証明書の提出等が必要になる場合がある	
水産物	水産物については品目ごとにHACCP認定を受けた施設からの出荷に限り輸出可（天然水産物の場合、IUU漁業規則に基づく漁獲証明書・加工証明書も必要）	
菓子類・清涼飲料水	- 食品添加物・香料・食品包材プラスチックについてはポジティブリスト制度をとっており、日本で使用が認められている添加物等がEUでは認められていないことがある - フランスでは、食品に接触する包装容器などについて、ビスフェノールAの使用禁止 - フランスでは、2020年1月1日から食品添加物の二酸化チタン使用した食品流通禁止	
酒類・調味料	ワインおよび蒸留酒の容量規制：指定されている容量サイズで販売する義務がある。リキュールも該当。ただし日本酒および日本で瓶詰めされた日本産の720mlおよび1800mlの容器の単式蒸留焼酎は該当しない	

国別・地域別の方向性（米国）

品目	米国における既存規制	中長期的な規制強化の方向性
共通	2011年1月、米国食品安全強化法（FSMA）成立 2017年9月よりHACCPに準じた予防管理に関する規制が小規模事業者にも適用開始 2018年3月には輸入業者による小規模事業者に対する外国供給業者検証に関する規則が適用開始 2018年4月、米国内において食品の衛生的な輸送に関する規則が適用開始 2019年7月以降、意図的な食品不良の予防に関する規則が原則適用	- 米国食品安全強化法にみられるフードセキュリティ強化の動き 「特定の食品のトレーサビリティに関する追加的な要件に関する規則」 - オーガニック執行強化
畜産物	- 牛肉は、USDAが認定する日本国内施設にて加工された骨なし生肉のみ輸出可 - 鶏卵は、2018年10月16日より、日本国生産の殻付鶏卵、産卵後36時間から米国に輸送されるまで7.2℃以下で冷蔵、米国の定めるサルモネラ管理を実施し、該当する農場を米国政府当局に登録する等の手続きを実施、食品関連施設の米国政府当局への登録、HACCPを実施 を満たすことで輸入可	
果実・野菜	2014年1月以降、日本の有機JAS制度による認証を受けた有機農産物等であれば、「organic」と表示して米国へ輸出可	
水産物	加工施設には、HACCP導入が必須	
菓子類・清涼飲料水	着色料の使用規制があり、クチナシ、紅花（べにばな）、紅麴（べにこうじ）は使用不可	

国別・地域別の方向性（中国）

品目	中国における既存規制	中長期的な規制強化の方向性
畜産物	- 家きん類およびその製品は輸入禁止 - 牛肉、豚肉およびその製品は、2019年12月19日付で口蹄疫禁令が解除、また生後30か月以下の牛の骨なし肉禁令を解除されたが、輸入再開に向けた諸条件が整っておらず、実質的にはまだ輸入できない状況	「中華人民共和国輸出入食品安全管理弁法」にみられるフードセキュリティ強化の動き 「輸入食品海外製造企業登録管理規定」：外国からの新型コロナウイルスの侵入防止を理由として、同国への輸出食品を製造する外国企業に対する登録管理規則を届け出制から2022年1月から全ての企業に税関当局への登録を求めるように強化。有効期間は5年で、登録方法には輸出国政府が企業を推薦する推薦登録と、企業が申請する申請登録がある。推薦登録は肉および肉製品、乳製品、食用穀類、生鮮および乾燥野菜ならびに乾燥豆類など18の食品が対象
果実・野菜	2005年4月より、有機産品認証管理弁法が施行。有機産品の生産、加工と貿易の発展を促進	
コメ・茶	コメは中国側が認可した指定登録施設で精米・くん蒸等がなされたものののみ輸出できる	
水産物	中国向け水産輸出施設の登録、衛生証明書が必要。一部品目については、重金属や汚染物質に関する試験成績結果を要求される	
菓子類・清涼飲料水	中国に輸入される菓子の包装材は食品安全国家標準（食品容器の品質または基準）に適合したものでなければならない	
酒類・調味料		

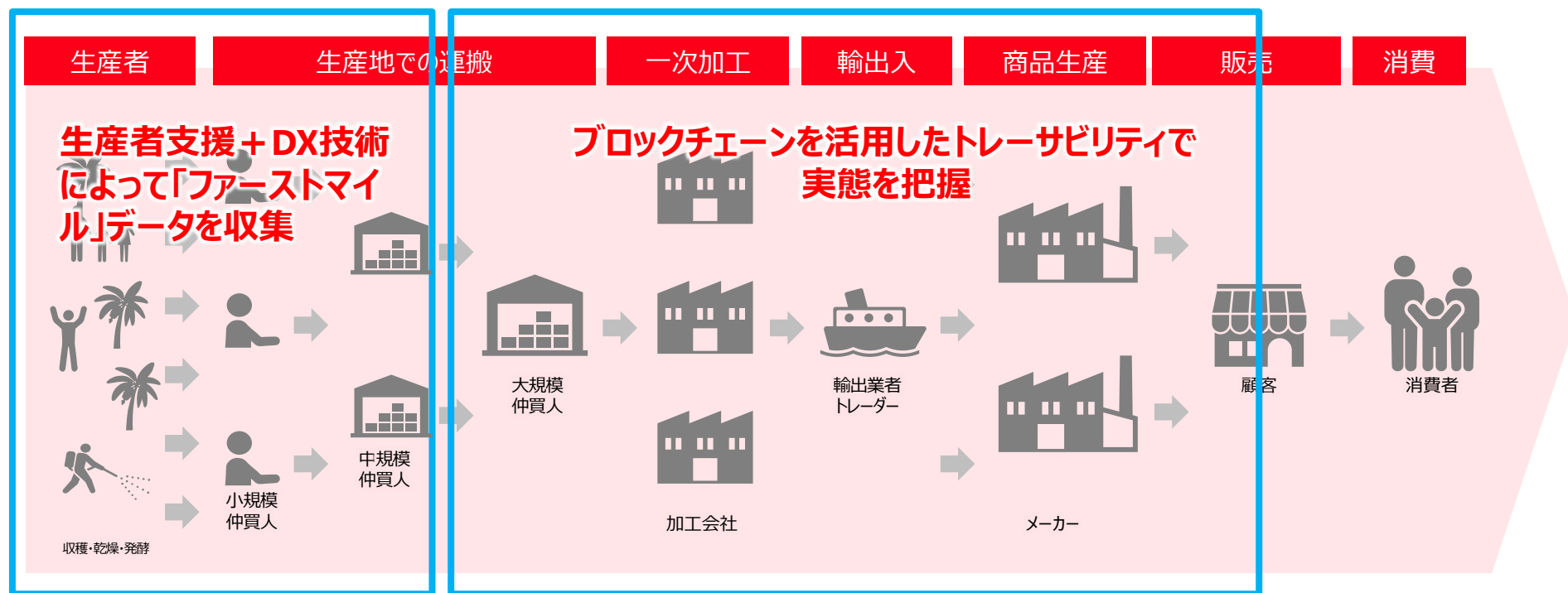
7. 輸出を目指す企業等の打ち手

有機加工食品のラインナップ拡充

- サステナビリティの観点から、日本国内で生産した有機加工食品や有機農産物の輸出促進が期待されている
- 現地調査で確認できたことは、輸出先国の有機食品に嗜好性を持つ消費者は、地産地消に強く関心を持ち、輸入品と地元産品を選別する可能性が大きい。すなわち、有機であるというだけでは現地市場に参入することは容易でなく、鮮度重視の有機農産物についてはその傾向が強まっていると感じる
- また、政府による支援や生産技術の高度化によって、現地市場に流通する有機加工品、有機農産物は急増しており、今後、「有機」であることが生産者や販売者のプレミアムに結び付かなくなる可能性がある
- 茶や調味料、日本酒等、海外で多くは生産・流通されていない、日本オリジナルの加工品目が輸出戦略の強みになる一方で、オーガニックであることは前提条件にすぎなくなる可能性も想定される
- 「みどりの食料システム戦略」では、2040年までに、主要な品目について農業者の多くが取り組むことができるよう、次世代有機農業に関する技術確立することを目指している。また、これにより、2050年までにオーガニック市場を拡大しつつ、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%（100万ha）に拡大することを目指すとしている
- 海外市場での競争が不可欠な輸出重点品目、有機加工食品のラインナップを拡充するとともに、原材料生産に係る有機栽培の現状や課題を整理し、新たな技術開発を図っていくような、メリハリのある展開が期待される

トレーサビリティの強化

- 欧州の「森林デューデリジェンス規制」、米国の「特定の食品のトレーサビリティに関する追加的な要件に関する規則」、中国の「農産物品質安全情報化トレーサビリティ管理弁法」は、いずれもトレーサビリティの強化を促す法的規則である
- 元来、食品・原材料の安全性と品質を評価するためのトレーサビリティは、当該食品・原材料に関連する持続可能な活動の透明性を高める上でも重要な役割を担っている
- 近年、インターネットの普及に伴い、消費者が食品の生産加工情報入手することが容易になっているが、新興国・途上国でも携帯端末が急速に普及し、「ファーストマイル」のトレーサビリティにおいてもスマートフォンアプリが開発・利用されている
- 輸出重点品目についても、国内外を問わず生産加工情報を収集・整理し、適宜、顧客あるいは消費者に提供するような情報プラットフォームの整備が必要となることが想定される



サステナビリティ経営の構築

- 近年、卸小売業の調達コードやサプライヤー調査では、原材料生産・調達への配慮に留まらず、経営としてのサステナビリティ方針（コミットメント）の有無や推進体制の構築、目標設定等に関する情報を求めるように変化している
- 当面の対象は大企業であるが、将来的には中小企業においても同様の情報提供を求められる可能性があり、今から自社にとってサステナビリティとは何か、経営にどのように組み込んでいくかについて、検討しておくことが重要だと考える
- 下図は、サステナビリティ経営構築の流れを簡略的に示したものである。

